

平成19年上富良野町予算特別委員会会議録（第1号）

平成19年3月12日（月曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成19年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（17名）

委員長	西村 昭 教 君	副委員長	仲 島 康 行 君
委員	清 水 茂 雄 君	委員	徳 島 稔 君
委員	岩 崎 治 男 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	小 野 忠 君	委員	米 谷 一 君
委員	岩 田 浩 志 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	中 村 有 秀 君
委員	金 子 益 三 君	委員	村 上 和 子 君
委員	長谷川 徳 行 君	委員	向 山 富 夫 君
委員	渡 部 洋 己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	総 務 課 長	佐 藤 憲 治 君
		産 業 振 興 課 長	
企 画 財 政 課 長	北 川 雅 一 君		小 澤 誠 一 君
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	
税 務 課 長	高 木 香 代 子 君	保 健 福 祉 課 長	米 田 末 範 君
町 民 生 活 課 長	尾 崎 茂 雄 君	建 設 水 道 課 長	早 川 俊 博 君
会 計 課 長	越 智 章 夫 君	教 育 振 興 課 長	岡 崎 光 良 君
ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君	町 立 病 院 事 務 長	垣 脇 和 幸 君

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	次 長	藤 田 敏 明 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 17名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。
予算特別委員会に先立ち、議長と町長からごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(中川一男君) おはようございます。

今朝よりの御参集、ありがとうございます。

今4日間、これから私も任期の最後の予算委員会でございます。本当に議会の役目というものが、大きなものだということでございます。

先ほど、先日の定例会の一般質問のときに、やはり議決をした以上は、議会も責任があるのだと。そして、例えばそれが私どものところへ来ても、町長とそして私どもの責任は、五分なのだということを、そしてそれを地域住民に知らしめる説明責任も私たちが負わなければならない。たとえ今まで2000円のもの、最大限1,000円以上の使用料になった。なぜなのだ、それもやはり私たちは説明しなければならないだろうと、起立した以上は、説明しなければならないだろうと思います。

そういう意味からも、この予算委員会というものが、果たして平等にかつ公平に、そして効率的に運用されるのか、そういうものを皆さん見きわめて、今後の1年間は本当に重要な1年間でございます。

町長がおっしゃるように、ことし、来年でこの予算がある程度安定してくるのではないかと、見通しでございます。特にそうなれば、ことしの予算の配分が本当に大事なことになるのではないかなと、そして次の総合計画に向けて、皆さん方の考え方を反映していかなければならない。そういう本当に重要な予算委員会であると、私思いますので、皆さん方の勉強もしていただき、そして議決するなり否決するなりを判断していただきたい、それは個々の判断で決定していただきたいと思います。よろしくお願います。

ありがとうございます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長からごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) 皆さん、おはようございます。

大変御多用の中、こうして予算特別委員会に御参集を賜りまして、大変御苦労さまでございます。

ただいま議長からお話ありましたように、19年第1回定例議会におきまして付託をされました19年度の各会計の予算につきまして、御審議をいた

きます予算特別委員会でございます。

私どもの提案させていただきましたこの予算に基づきまして、皆様方にはよろしく御審議を賜りまして、お認めいただきますことを心からお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきますと存じます。

大変御苦労さまでございます。

事務局長(中田繁利君) 正副委員長の選出でございますが、3月2日の定例会において、議長を除く17名の委員をもって予算特別委員会を構成しておりますので、正副委員長の選出につきましては、議長からお諮りを願います。

議長(中川一男君) 正副委員長の選出については、議会運営に関する先例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長ということによりましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には西村昭教君、副委員長に仲島康行君と決しました。

以上であります。

よろしくお願います。

事務局長(中田繁利君) それでは、西村委員長は委員長の席へ着席お願いいたします。

それでは、委員長からごあいさついただきます。

委員長(西村昭教君) おはようございます。

きょうから4日間予算委員会ということで、皆様方の御協力のもとに進めていきたいと思うわけであり

ます。19年度予算、非常に財政状況の厳しい中で、また、国からの歳入も減らされる中で、非常に苦労を

してつくられた予算なのかなと思うわけであり

ます。当然、各常任委員会におきましても、事前に説明があつたらうとは思つておりますけれども、町民にとっては非常に厳しい予算案になるのかなと。負担を強いる部分、あるいは今まで続けていたものを断念といいますか、ある程度の目的が達したということで、こういう状況下の中で取りやめになったという事業もござ

います。そういう中で、町民の福祉と暮らしを守るためにどうあるべきかということで、それぞれ頭をひねりながら、最大限町民の福祉に供するように組まれた予算かと思うわけであり

ます。どうぞそういう意味におきましても、内容について、十分皆さん方納得のいく御審議をいただければ幸いですと思うわけであり

ます。つたない委員長で進めていくわけであり

ども、どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます、一言、委員長としてごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願います。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成19年第1回定例会において付託されました議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算並びに議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、本日より3月15日までの4日間とし、本日は、議案第1号の補足説明と歳入歳出予算事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目の13日は、議案第1号の歳入歳出予算事項別明細書の歳出第8款からの質疑を行います。

3日目の14日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の15日は、本委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日配付の議事日程のとおりであります。

なお、本委員会の説明員であります、町長を初め三役と、当日の議案に関係する課長、主幹並びに必要な応じ担当職員といたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと存じます。

説明につきましては、自席にてさせていただきます。

なお、3日目に予定されております審査意見素案の作成につきましては、議会運営に関する先例によ

り、2分科会単位で作成をしていただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおりに決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱い、委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の扱いは、委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願い申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願い申し上げます。

なお、委員におかれましては、質疑区分ごとに一問一答方式により、1項目ごとに質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより、議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付附属資料について、説明の申し出がありますので許可します。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） おはようございます。

それでは、私の方から、本19年予算特別委員会の事前資料につきまして、一括して簡単に御説明申し上げます。

まず、目次をごらんいただきたいと思っておりますけれども、目次には、資料の1から資料4まで表記してございますので、それぞれ資料ごとに内容を順次申し上げてまいりたいと思っております。

最初に、資料1でございます。

ここでは、平成19年度の国の予算概要と地方自治体の財政運営の指針となる地方財政政策の概要につきまして網羅してございます。

1ページをお開きください。1ページから2ページにかけては、平成19年度の国の予算の編成での基本方針や経済見通しと経済財政運営に対する考え方、さらには予算規模等の概要を載せてござい

ます。

次に、2ページの中ほどからは、地方財政対策の内容として、地方財政の運営に必要な一般財源総額の確保状況、財源不足の状況とその補てんにかかわる措置内容を載せてございます。

また、4ページには、児童手当制度の拡充に伴う財源措置や地方交付税の総額など、地方財政規模とその収支見通しの概要を載せてございます。

次に、資料2に移ります。

ここでは、平成12年度から平成21年度までの間におきます代表的な財政指標の推移と将来推計を掲載してございます。

御案内のとおり、平成11年度以降におきましては、地方交付税などの主要一般財源が大幅に削減されており、今後においても削減傾向で推移することが見込まれること、また、歳出面では行財政改革での削減効果を見込むなど、厳しく予測したところでございます。

次に、資料3に移ります。

資料3におきましては、第4次上富良野町総合計画実施計画について御説明申し上げます。

本実施計画は、毎年、ローリング方式により、その計画内容の見直しを図りながら取り進めておりますが、第4次総合計画の最終年度である平成20年度までの2カ年の実施計画としてまとめてございます。なお、平成21年度以降の計画につきましては、次期総合計画の策定と合わせて取り進めてまいります。

まず、1ページから2ページにかけましては、実施計画の総括表として、第4次総合計画において定めております四つの施策大綱ごとに、2カ年間の各年度の予定事業費とその財源内容を総括的に掲載したものでございます。

なお、平成21年度以降の事業費欄には、第4次総合計画に続けております事業の残事業費を参考に掲載しております。

次に、3ページから、4ページ、5ページにかけまして、年度別の収支見込みを資金計画書として掲載しております。この資金計画書の予算額欄は、すべて決算見込額を計上しております。なお、平成21年度資金計画では、投資的事業費の計画を決定しておりませんので、歳出に所要額として、一般財源のみ記載してございます。

次に、平成20年度までの2カ年間の年度ごとの予定事業の内容につきましては、7ページから16ページにわたりまして掲載してございますが、6ページには、7ページ以降の分野別掲載体系を示しておりますので、御参照ください。

さきにも申し上げましたように、自主財源である

町税など主要一般財源が伸びない中で、国への依存財源となります地方交付税などの動向が不確定な中で予測していることから、事業の位置づけに当たりましては、緊急性や必要性の度合い、あるいは事業の優先性など総合的に考慮した上で、全体を整理いたしまして掲載しているところでございます。今後におきましても、十分状況の変化を見きわめながら、位置づけについて判断していくこととしてございます。

続きまして、資料4に移りますが、この表は、平成16年度策定し、昨年集中改革プランとして見直しました行財政改革実施計画の中で定められた32項目ごとに実践効果をあらわしたものでございます。

現段階におきましては、5カ年間の計画期間のうち、平成16年、17年度の2年分の実績効果額を記載しており、平成18年度の効果額見込みと合わせまして、3カ年度分の累計効果額としており、着実にその効果が図られていると思います。なお、平成18年度決算確定後に、その実践結果を改めて報告することとしております。

平成19年度においてもこれまでの実績効果の成果を総括して、後期計画に効果的に反映できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上、このたびの予算特別委員会におきまして、参考としていただく資料内容につきまして御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で、附属資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言されるようお願い申し上げます。

また、説明員は挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、説明をお願いいたします。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 資料の3の年度別資金計画書、19年度から20年度までいってございまして、これの歳出の出資金、病院の項目です。これで見えますと、21年度まで出ておりますが、この内容について御説明をお願いしたいのです。

19年度は7,547万1,000円ですが、出資金、病院に、それから20年度が5,266万6,000円、21年度が3,796万5,000円、これについて御説明をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの梨澤委員の御質問ですが、この出資金につきましては、病院の資本的支出という形の経費で、例えば医療機器の購入ですとか、あるいは患者の介護用等の備品等の整備に要する部分プラス元金、償還金の元金に当たる部分を出資金という扱いになってございますので、それらが特に、先ほど申し上げました医療機器等の整備もありますが、元金の支払いの方が大きな比重を得て出資金という形で、年次に応じて支出をするというような経費の内容になってございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算の1ページから7ページまでの質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数を告げて発言されますようお願い申し上げます。

ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳入、第1款町税の36ページから、第10款地方交付税の41ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子委員。

13番（村上和子君） 34ページ、1款の歳入のところでございますけれども、地方交付税、これは昨年と同額2億8,500万円これを見込んでおりますけれども、税率の改正をいたしまして、増収になるとは考えますけれども、これは見通しとして同額でいいのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） 私の方から、ただいまの村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

地方交付税の関係と税収との関係の御質問かと思いますが、地方交付税につきましては、昨年とほぼ同額という部分につきましてはの説明をさせていただきたいと思いますが、予算的には、ほとんど横ばい

ということは確かでありまして、たまたま昨年度いろいろ交付税の本算定の中で一定程度伸びた部分がございますが、実質決算ベースで見ますと、3.5%のマイナスということで、そういうようなことで約9,000万円、昨年よりは普通交付税で見れば落ちております。

そういうことで、たまたま予算当初対比ということになりますので、そういう変化がちょっと見えづらいかと思いますが、実体的にはそういうような内容になっております。

それと、税収の税源移譲等の絡みの部分ですか、それらにつきましては、普通交付税とは直接のやりとりは大きなものはございまして、昨年あたりました所得譲与税それが暫定的に措置されておりましたが、ことしからそれが恒久的な税源移譲ということで、町税の方に振り向けられるとというようなことで、町税の方では逆にふえていると。一方、所得譲与税は皆減になっているというようなことの関係でございますので、そのようなことで御理解いただければと思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 御答弁いただきまして、大体わかりましたですけれども、税収がふえたとしても地方交付税の方は増収になるとは、国は単年度計画ですので、それで見通しとしては今お話のあれでわかりましたけれども、地方特別交付金の方で2,050万円これらとの関係、これは減収になったときに補充する交付金、それと児童手当とかの改正で、今回改正いたしましたと思いますけれども、その手当に充てるので費用が必要になった場合に補充するとかでございますけれども、これはこちらの方で調整をしているのでしょうか、2,050万円マイナスにしておりますけれども、それとの関連はどのようなのですか。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの村上委員の御質問にお答えしますが、特別交付税の増減の関係についての答弁をさせていただくことでよろしいでしょうか。

特別交付税につきましては、当然、交付税全体の総額で見ますと、マイナス4.4%がことし減でございますので、なおかつ特別交付税につきましては、災害とか特殊な財政事情というようなことに応じて配分されますので、それにつきましても同様に、まずは18年度の決算見込み、まだ確定しておりませんが、国からは過大に見るなというようなことがありますので、そこら辺の部分を検討しながら、マイナス4.4%の減も考慮した中で、結果的

に減額をしたというような内容でありまして、後段の方の児童手当の交付金の制度改正とか、そういう部分の費用の手当につきましては、別な課目に措置されておりまして、ページの的には40ページに地方特例交付金というのがございまして、これも今までの減税補てんに係る部分の経過措置の部分等々の要素があるわけですが、御指摘の児童手当の部分につきましては、9款1目地方特例交付金の中に制度の見合い分を国の方で措置していただいておりますので、それら見込みの部分の私どもの町にも額を計上したというようなことに関連になってございますので、そのようなことで御理解いただければと思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三委員。

12番（金子益三君） 36ページ、1款2項固定資産税のところでお聞きしたいのですけれども、この間、町民税等々におきましては、特別減税等々の廃止によって非常に税収が上がる見込みをしていますが、固定資産税に関して、一般的に新築の場合というのは新たな基準で得られるわけになっておりますが、大幅な増改築でありますとか、それから土地等におきまして大きくいじった場合のその換算の改め方というのは、今現状どういうふうになっているのかお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 増改築の件については、18年度においては、数字的にはちょっと聞いておりませんが、ないのではないかとということでございまして、制度的に面積等ふえますと、評価のし直しはいたします。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 今の質問は、後ほどお答えさせていただきます。内容的にはちょっと承知しておりませんので、済みません。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 12番金子委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

基本的に増築の場合は、当然にして評価をして資産がふえた部分、固定資産税にカウントをするものであります。いわゆる改築につきまして、改築の内容、これらが問題になってまいります。基本的には大幅な改築があった場合に、資産価値がふえた場合には、当然にして評価がえをして、固定資産税にカウントをするという状況になります。その内容について、内壁を張りかえるというような小規模な改修については対象となりませんが、いわゆる資産価値が増加するような改築については、町内会にその

照会をしながら、あるいは巡回をしながら、その実態把握に努めているところであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 恐らく改築の部分というのは、なかなか見えてこないところが多いと思えますし、ある意味、そういった部分で増税になるということであれば、例えばリターンしてきた者が改築を行って、新たな事業等々起こす者の足かせになってしまうところという弊害もあると思うのですが、私がもう1回聞いたかったのは、いわゆる課税対象の改めの仕方なのですけれども、事業費で見るのか。恐らく全部が全部とは言いませんけれども、何がしらの補助金等々が入って改築を行う場合というのは、産業においてはあると思うのですけれども、せっかく町から国庫補助金・道支出金等々含めた中で、効果のあるお金を出してあるとすれば、それによってよりよくなるものをどういう基準で評価をしているのかを詳しく教えてほしいのです。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） お答えします。

補助金が入る、入った増改築というところでございますか。ちょっとケースとしては理解できていないのですが、基本的に改築の場合、増築の場合は先ほど申し上げたとおりでございますが、いわゆる改築の場合に、その方が改築をしたという事実をとらえることがなかなか難しい、現実には難しい場面があります。そのために、年1回町内会に通知をしながら、その実態把握と巡回による実態把握に努めているわけでございますが、改築の内容は例えば柱を残して全部やりかえると、このような場合には、当然にして資産価値がふえてきますから、柱を除いて全部新しくなるというようなケースの場合は、改築であっても評価がえをするというルールになってございます。

ただ、なかなか難しい場面が生じますので、その状態を見ながら評価がえをしていくという、現実には、そのような対応をしているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

12番金子委員。

12番（金子益三君） ちょっと済みません。わかりにくかったので、今の御答弁ちょっと理解できなかったのです。

簡単に言いますと、例えば事業者がいますね、跡継ぎである後継者が戻ってきました。事業拡大のために改築を行いますと、今までやっていたお店では手狭になるので増築はしないまでも、中をもう少しきちっと現代風の息子さんなり娘さんが帰ってきて、商売に合わせたふうに大幅に改築しますよといった場合に、当然、外観は別としても中身は大き

く変わって、新たなお店になるわけですね。そういうときに、課税ををすると思うのですけれども、そのルール決めというのはどういう基準で課税をしていくのかということをお聞きしたかったのですけれども。

委員長（西村昭教君） 今、仮定で御質問なのですけれども、いろいろなことが想定されますので、もう一度調べて、後ほど答弁をいただくということでもよろしいですか。（「はい」と発言する者あり）関連でありますか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 上富良野町の場合、工事現場でプレハブ等が設置されますが、ああいう場合の客体課税というのはどういうふうになっているのでしょうか。聞きますところによると、地方自治体では一番の課税対象という形でやっているという形も聞いていますが、この点。

それと、比較的やっぱり、増改築が行われたけれども、見落とされて、それに正しい評価がされていないという問題がありますが、この調査というのは、単にいわゆる町内会任せではなくて、みずからもきちっとどうなのかという、職員が出向いていった中でそこを調査するということが必要だと思いますが、この点。

さらにお伺いしたいのは、今の上富良野町では商工振興事業の費用をもとに、店舗の新築・改築という形の中で建てられております。そういう場合の課税の評価というのは、いわゆる町の振興はちょっとわかりませんが、勉強させていただきたいのが、課税されているのかその評価ですね。新しく課税されて、固定資産税、あるいは資産課税という形で課税されているのかどうなのか、この点お伺いしておきたいというふうに思っております。

前年度から見ても約1,500万円ばかりの固定資産税の増という形になっておりまして、これは見ましたら、土地家屋に対する資産の評価がふえるという前提のもとでなっているかと思いますが、この戸数だとかそこら辺というのは、どういう根拠に基づいてその分増税という形になっているのか、この点をお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢委員さんの質問もそれも含めまして、後ほど答弁いたします。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男委員。

3番（岩崎治男君） 36ページから37ページにかけて、町税ですけれども、37ページの個人町民税、それから固定資産税、法人町民税、軽自動車税に、それぞれ滞納があるわけですけれども、滞納の中身と申しますか、どういう事情で、理由でこう

いうふうになって滞納額が出てきているのか御説明を願いたい。

それから、38ページから9ページにかけてですけれども、地方譲与税の中で所得譲与税が廃項・廃目になっているのですね、これはこの会計かなと思うのですけれども、これらの分がどういうふうになっているのか、それについても説明を願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 3番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

まず、滞納の状況についてお答えしたいと思います。

滞納の状況、滞納者の状況につきましては、個々いろいろな事情を抱えている方がございます。例を挙げますと、失業等で払いたくても払えない方、低所得者のために、なかなか払えない方も実はおられます。逆に、払える能力がありながら納税に誠意を見せない方もまた多くいるのが実態でございます。もちろんその中には居所不明、いわゆる通知を出しても届かない、このような方もおられます。地方税法に基づきまして、滞納処分執行停止という処分を中にはしている方々もおられます。

実態といたしましては、そのような実態でございますが、徴収担当といたしましては、いわゆる納税資力がありながら納税に誠意を見せない方につきまして、特にその収納に努力をしまっている状況であります。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） 私の方から、岩崎委員の所得譲与税の関係について御説明申し上げたいと思いますが、国の方では、特に三位一体改革という形で一般財源化という言葉において、税源を移譲するという手法を平成16年からやってございまして、それで目標年として18年まで所得譲与税という形で、税源を移譲する措置を暫定的にとっておりまして、それが18年度で完了しまして、19年度からは完全に移譲するという手法になりました。

それで、所得譲与税については、すべて廃止、皆減にしまして、税源移譲分は個人住民税の方に持っていくというような形の税源移譲の手法を恒久策としてことしからとりましたので、そんなことでこの款については整理されたということで御理解いただければと思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 1点目の滞納の関係ですけれども、担当者は日々努力されて、時間外もいろいろ

る収納に努めているということですが、これらには敬意を表したいと存じますが、本当に払えないのだと、今の説明でもございましたように、これはいろいろなそれ相当の理由があるのだから、いたし方ないでしょう。語尾の言葉に、払えるけれども、払わない方もいるように発言されておりますけれども、これらについては町民感情としてもよく言われるのですけれども、払える人が払わないで、なぜ我々貧困家庭だけでも、生活費を詰めてでも税の収納に対しては滞納のないように頑張っているのに、なぜそういうことが起きるのだろうかという疑問があるわけですし、これらを解消するためには、どのような方策があるのか、担当が一番努力されているわけですが、もう一度お願いしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） お答えしたいと思います。

委員のおっしゃるとおり、納税の負担の原則からいたしますと、払えるのになかなか払わない、あるいは多くの方が納期限内に納税をされているのに一部の者が滞納している、おっしゃるとおりの不公平かなと存じます。

私たち、収納職員につきましては、これらの不公平をまずなくすことを目標に、今現在、74件の差し押さえをしているところであります。ただ、差し押さえ債権が見当たらない方々につきましては、なるべく本人との面談をしながら、その分納を少しでもして解消するような今努力をしております。

さらに、ことは年金の差し押さえ、あるいは生命保険の差し押さえの調査を開始したところであります。もちろん生命保険等の差し押さえにつきましては、かなりシビアな問題になりますので、すべてを差し押さえるということではもちろんありませんで、特に不誠実な方々についての差し押さえを実施する見込みでございます。

さらには、委員御承知のことと思いますが、4月よりサービス制限条例が施行されてございますので、これら悪質な方々についての行政サービスの制限も含めて、この解消を努めていきたいなというふうに考えてございます。（発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですね、いいですよ。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） さきの所得譲与税、一括質問なのか分割して質問していいのか、それで所得譲与税が町税、いわゆる住民税の方に差し変わったという部分ではわかりますけれども、我々が見るには、この金額的にどういうように調査されているの

かという内容が見えてこないのですよね。それで、所得税がなくなって、今度は項目を入れて住民税という呼び方になるのですけれども、それらから来るお金が多少なりとも有利になるのか、現状どおりなのか、その辺お願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。先ほどもちょっと触れましたが、国の三位一体改革ということで、国が今まで補助金を対応したりしていたものをやめまして、そのかわりに見合いの分、必ずしも充足していませんけれども、それらの部分を地方に自由に使えるお金として渡そうということでまず始めました。

それで、その渡し方なのですが、完全にことしから移行するのですけれども、それまでの間は暫定的に、例えば人口1人当たり1千何百円とか、3千何百円とかという形で段階的に上げてきたのですけれども、そういう中で18年度末をもって一般財源化の手法が終わりましたので、いよいよそれに見合う額を国から地方に移そうと。そのときに、では恒久の手法としてどうかといいますと、所得税につきましては国、国税ですし、町民税については地方税ということで、国のお金から今度は地方のお金に移行するという手法をとったものですから、それで町税の方が上げて、所得譲与税は皆減したということのやり方をしたものですから、先ほどの所得譲与税については暫定ですからなくなりまして、地方税の町民税の方を多く厚くしたということでもあります。

そのような制度と経過について、そのような内容だということで説明としたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 先ほどお尋ねすればよかったですでしょうけれども、質疑の効率化は心がけております。

先ほど、固定資産税の家屋ではなくて土地についてお尋ねしたいのですが、昨年度から本年度にかけて、19年度にかけて評価額が増額になっておりますので、当然、地目の変更等があることによって評価が変わることも考えられると思いますが、どういう要因を持って18年度から19年度にかけて、評価総額がふえている要因についてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 向山委員の質問にお答えいたします。

土地の増加については、税制改正によりまして、

土地の負担調整措置分の改正の増でございます。

委員長（西村昭教君） もう少し詳しく説明してください。

税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 今まで土地は、土地の評価が上がっても低い状態が続いてきておりましたけれども、去年の税制改正におきまして、その低い部分を今まではなだらかに上がっていったのを早くもとに戻すために、調整率をパーセントを上げたことによる増でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山委員。

15番（向山富夫君） そういうふうに制度改正によって、評価が上がったという経過らしいですけれども、そういう今までのなされていた評価が、それは国がそういうふうにしていいですよということなのかどうか、ちょっと承知しておりませんけれども、要するに評価を上げて差し支えないというような客観的な状況だということなのでしょうかね、現在は。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 土地の評価については、7割を固定資産の課税標準額と上限をしておりますけれども、評価に対して前年の課税評価が何割負担しているかという負担率を求めまして、負担水準の低いもの、70%を超える部分については、70%の課税標準額としております。負担水準が60%から70%に対しては、据え置くというあれでございます。それから、負担水準が60%未満については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする仕組みであります。

委員長（西村昭教君） 15番向山委員。

15番（向山富夫君） 固定資産の評価額が上がったという要因は、それ以外にはないのですか。例えば、従来の宅地でなかったものが、宅地に地目変更されて評価を町で上げたとか、そういう要因は今回は総額のふえた分の要因にはないのですか。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 土地については、大きな大幅な変化はないと見ております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 住民税関係でお伺いいたしますが、国では、今の所得税の移譲によって住民税と税源移譲のという形の中で、所得税が減るといような、もしくはちょんちょんになるというような説明されておりますが、これは実態としてはどうい

うふうな実態なのか、この点をお伺いいたします。

それと、その関係で言えば、当然、地方交付税との関係も出てきているわけですから、本来、地方交付税という形で措置されるべきものが、結局、お金がないという形の中で住民税等の税率を引き上げるという形になってきたかと思えます。そこで、国は、人口や面積割をもとに地方交付税を算定するのだという形で、最終的にはことしの7月かそのぐらいなのですが、判定されて地方に決定額が交付されるという形になっておりますが、その算定でいくと、上富良野町の場合はかなり不利な条件があるのではないかなというふうに思いますし、そういった意味でこの点、やはり問題点があると思えますけれども、町としてはどういう課題があるというふうに押さえられているのかという点と、それと今回の住民税の移行によって、そして6月から定率減税が廃止されることによって、国が言っているような減税もしくは団体というわけではなくて、増税に転ずるといふふうに理解してよろしいのかどうか、この点お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 私の方から、住民税の関係につきまして答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、三位一体改革によります税源の移譲につきましては、所得税を少なくして、地方の住民税に移譲するという制度になってございます。国の試算によりますと、所得税が少なくなった分が住民税に移譲される仕組みになってございまして、一人一人をとらえましても所得税が落ちた分、住民税に加算される制度になってございます。ただ、委員おっしゃるように、定率減税が廃止されます。さらには、老齢年金の控除の廃止等々含めると、増税になる部分が生じてまいります。

住民税につきましては、以上でございます。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） 米沢委員の地方交付税の関係の御質問にお答えしたいと思います。

まず、地方交付税につきましては、町税との兼ね合い、歳入の面で見れば、当然、基準財政収入に入るわけですが、基本的に地方交付税はことしマイナス4.4%の減の中で、法定率については堅持された。これは一定程度、国に対して地方が求めたことについては、従来の法定率の堅持という形でまずは算定していただいたこととあります。

それで、なおかつことしの部分につきましては、特に国の方では、地方が交付税の特別会計というのがあるのですけれども、そこに借金をしていると。

それは、国が今まで交付税の不足分を軽減するために、地方の分として借金して交付していただいた経過もありまして、それらの今までの負の部分についても合わせて、交付税の中から償還していくというような考え方もことしから持っております。それで、そういう中で地方交付税が算定されてきておりますので、一定程度マイナス4.4%というのは非常に厳しい部分ではありますが、一つのルールという部分が将来を見据えた、償還も見据えた中で一定程度対応がなされたのかなというふうには見ております。

また、先ほど御指摘のありました新型交付税については、これもやはり国の方で今までの複雑な部分についての計算の仕方だと、非常に不透明ではないかということで、もっと交付税制度の仕組み自体を簡素化するべきでないかという視点で、人口と面積、各自治体の面積に応じて、もっと簡単にできないかというようなことで当初スタートしまして、昨年11月ころですか、それらの総務省の試案が出まして、それを地方六団体の各部分に提示しました。

そういう中で、単純に特に北海道の場合、人口は必ずしも多くなくて、一方、地方自治体の面積は非常に広大な部分で、条件不利な部分が多々あるというようなことで、総じて国に対しまして条件不利地の部分について、一定程度の物差しということで単純に図ることは非常に問題があるということで、同じように要望をした中で、総務省の方でも見直しを図りまして、特に小さい自治体について、条件の悪い自治体について配慮をするようにというようなことを要望しましたので、今回、結果的には15兆円ある交付税の総額の約1割をその方に仕向けて、試験的に導入しようということで方向性が固まっております。

それで、では、うちの町の影響額というのはどのくらいかという部分ですが、昨年段階では2,200万円程度は、仮に18年度を試算し直した場合、だからまだ19年度の場合いろいろ数値計数も変わりますから一概に言えませんが、18年度ベースで単純に置きかえた場合には、昨年の段階では2,200万円程度減額の試算がなっておりましたが、先ほど言った要望経過等を踏まえた中で、今月初めに示された部分については、1,400万円程度の減額ということで、国の全体を見ますと、町村の7割が増額に転じておりまして、一方、3割の方に上富良野町は入っているというようなことであります。

それで、全体バランスで見れば一定程度手厚く、そういう不利地に配慮いただけたのだなというのはあるのですが、我が町は1,400万円の試算で減額となりますことから、そういう意味では、町とし

ては非常に経営上も残念な部分だなというふうには見ております。

それと、ただ、道内の状況を見ますと、やはり非常に面積の大きいところは、若干、新聞報道でも増の自治体が出ておりましたが、それら見ますと、やはり特に面積の大きく抱えているところが軒並みプラスになっているような傾向もございますので、そんなことで客観的に理解をしているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 総体的に今の減額要素と、さらに保育所費等が前から一般財源化されるという形の中で、地方自治体にとっては、どちらにしてもこの負担が増になったところもありますけれども、総体的に見たらマイナス要因という形で押さえてよろしいかどうか伺います。

そうしますと、当然、それにかかわった町民税等の滞納の問題が連動するわけでありまして。上富良野町でも今回の固定資産税の滞納繰越分という形の中で、240万円計上されております。そういう中で、これが回収可能なのかどうかという点でお伺いいたしますが、これは特定の方が滞納額が多いという状況になっているのか、この点。

それと、ことしから税の制限条例が生まれてきます。あそこの文章を見ますと、滞納額に追いつかない納税というのは、いわゆる税の制限条例の範疇に入るのだというふうな表現がされて、もしくはそれにかかわった国保やいろいろ連動して、資格証明証、あるいは短期証明書という方で発行するのだというような表現になっておりますが、しかし、ここに来て悪質かどうかというのもありますが、その十把一からげにして、そういう前から何らかの事情で滞納額がふえて、それに追いつかない納付額ということになれば、まじめに納付していても、そういう対象になるのかどうか。

国の指針でいけば、こういったものは町独自で、地方自治体の判断で、特別な事情があるものについては機械的にそういうことはしてなりませんというような通達が出されているかと思いますが、それでもそういう人たちに対しては、きっちりと税の制限条例の対象にするということなのですか。それとも機械的な判断というのは避けるべきでありますし、17年度の決算意見書の中にも書かれているように、非常に経済的な不安を抱えているそういう人たちがふえてきているという形の表現もされておりますので、この点のとらえ方、制限条例の仕方等というのは、確認のためにもう一度お伺いいたしますが、機械的にやられるのかどうか、この点お伺

いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 9番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、固定資産税の滞納の状況でございますが、19年の1月末現在で、固定資産税の滞納が約700万円ほどございます。その中には、1件、法人でございまして、事情がありまして、300数十万円の滞納を抱えてございます。大口滞納者につきましては、その方だけでございまして、あとは個々、先ほど言いましたように、いろいろな事情を抱えながらの滞納の状況になってございます。

もちろん、大口の滞納を抱えている方につきましては、会社役員と話し合いながら、今、分納を進めてございまして、3年から4年の中での解消を話し合いをさせていただいているところでございます。

もう1点のサービス制限条例にかかわります御質問でございますが、いわゆる機械的にこの制度を用いるのかという御質問かと思いますが、先日の条例の趣旨のときにもお話をしたとおり、これらは個々の事情によりまして納税相談を必ず実施をしながら、個々の状況に応じて対応する仕組みになってございます。いわゆる機械的に制度を振り回す予定にはなってございません。

ただ、先ほど例に挙げましたように、いわゆる年間の賦課額よりも納入額が少額だというケースであります。当然、1年たちますと、滞納額がどんどんふえていくという状況になるわけです。もちろんこういう状況は好ましくございませんので、サービス制限条例の対象の事例の中には入れてございますが、繰り返しになります。この方をサービス制限条例に基づく対象者にするのかしないのかというのは、私たち納税担当との納税相談、あるいは所得の状況、これらをつかまえて、その判断をしたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） さらに伺いたいのは、年金受給者に対しても徴収するということですが、こういうケースの場合にはどうかということを知りたいのですが、年金で、明らかにこの人は年金を差し押さえることによって、いわゆる生活が窮地に追い込まれると、そういう場合は、どういうふうに判断されるのかという点お伺いいたします。

これは生活にかかわる部分ですから、生命保険においても当然ですが、生活を保障する分の必要最小限の年金というのは、本人にもきちっと保障しなければなりません。その点は、そういった対象という形でよろしいのかどうか、この点伺っておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） ただいまの御質問でございますが、年金受給もそうですが、給料につきましても同じですが、いわゆる国税徴収法に基づきます最低生活費、これらを差し押さえてはならないことになってございます。

したがって、差し押さえの対象になりますのは、最低生活費を除く支給分という形になります。年金の差し押さえにつきましては、たまたまそれを計算いたしまして、差し押さえ可能額が判明いたしましたので、差し押さえたケースがございまして、委員おっしゃるように、最低限の生活をする権利をこちらの方は保障しているという状況でございます。

委員長（西村昭教君） 6番米谷一委員。

6番（米谷一君） ちょっと僕も先ほど固定資産の件で聞き漏れて、それで住宅の増改築なのですけども、多分、これ評価額に対する課税最低限であると思うのですよね。設定されていると思うのですけれども、その金額をお聞きしたいのと、新築の場合は課税最低限は設定されているかどうかというのもあわせてお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

税務課主査、答弁。

税務課主査（及川光一君） 今の家屋の課税最低限の質問でございますが、固定資産課税台帳に家屋として登録されている、場合によって1棟5棟と複数にまたがる場合もあるのですが、それらすべてを合わせた評価額で20万円を超えた場合に、固定資産税が賦課となります。20万円下回る場合は、免税点未満ということで課税にはなりません。

以上です。

委員長（西村昭教君） 6番米谷委員。

6番（米谷一君） 住宅の増改築ですよ。これは新規ではなくて住宅の増改築の場合、本体があってさらに増築した場合の課税最低額、固定資産の。

委員長（西村昭教君） 先ほどの質問で、後ほど調べて、12番の金子君の質問も出ておりましたが、今の意見も含めて後ほど答弁をいただくということで……。

6番米谷委員。

6番（米谷一君） そうしたら、固定資産と償却資産の区分について、ちょっと調べていただきたいなと思います。

それから、今回、固定資産税の中に入ってきた土地の負担水準の均衡化に対する調整措置、これについても上富良野は該当するかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 調べまして、後ほど一緒に一括して御答弁します。

委員長（西村昭教君） 後ほどね。

他にございませんか。

11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 37ページの国有資産所在地市町村交付の関係で、防衛施設局の関係なので。

課標が5億2,664万2,000円となっておりまして、18年度の予算書では、6億6,894万4,000円となっておりまして、1億4,230万2,000円の差があるのです。交付金額にすれば199万3,000円、この差は何か、防衛庁の固定資産で何か変化があったのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 中村委員の質問にお答えします。

固定資産の防衛施設局の減となったものについては、平成18年国有財産台帳の5年に一遍の改定の年でありまして、それによる減でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） そのことはわかりました。

それでは、次に39ページ、入湯税の関係です。

18年度と予算を若干比較しますと、療養の関係が今回は5,400人で20万円、それから前年度では5,900人で20万円と、上の宿泊・日帰り若干18年度と実態が、宿泊が下がっていて日帰りが多くなっていて、それに見合ったような予算計上がされているのですけれども、何で500人も減っていて同じようなことなのかなというようにことが第1点。

それからもう一つは、入湯税の関係なのですが、場合によっては100円が150円まで掛けれますよということになっているのです。それで、役場の課長会議の会議録を見ますと、一応検討課題ということで入湯税の増額ということがのっているので、今回は計上されなかったということになれば、これらの関係についてどういう経過になっているかということでお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 中村委員の入湯税に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、予算の内訳につきましては、昨年1年の入湯客の状況を見ながら、適宜その数字を実績に合うような形で精査をさせていただいたところでございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 中村委員の入湯税の税率の関係について御説明申し上げますが、今の行財政改革の項目の中には各種の税率、それからもう少し言えば、新税の創設等の検討課題も抱えているわけです。

ただ、今、御案内のとおり、非常に交付税中心に一般財源の削減の中でサービスの見直し、それから一部については利用者の方にいろいろな利用料金の転嫁をしているさなかで、この間、種々議論をしていますが、いずれもある意味では限界の状況も私どももひしひしと感じている中では、それらに向けての税率の改正については、そんなに現実的に議論するのは難しい点もあるなど。

それから、特に入湯税の関係につきましても、これは目的税でございますので、増嵩した、仮に税率を改正したとすれば、その税源をどう用途するのかについても慎重に判断しなければならないこと。それと、関係の業者等の方々からもいろいろこの間種々動いてもいただいていますので、それら総合的に判断をしていかなければならないということでございますので、今段階では早い時期に増額改正をするような状況にはないという認識でいるところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、税務課主幹の話では、言うなら18年度の予算の計上の仕方が悪かったのかなと。500人も少なくして、片や同じ20万円ということで、実績に合った形ということであれば、今回の療養5,400人という数字が実態なのかなという気がいたします。

それから、今、助役の答弁で、確かに税率改正、これは目的税なのです。それで、上げた分については、本来の入湯税そういう施設にかかわるいろいろな形で使いなさいよということになっているのです。それで、ひとつ管内の市町村で入湯税の150円のところがどこだけあるのか、それからもう一つは、上げたところの市町村で、上げた部分の目的税に対してのどういう使い方をしているかということが、できれば明らかにしていただきたいと思うのですけれども。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私ども先ほど申し上げましたように、あらゆる角度から標準税率、それから低減税率の実態把握してございますが、今、若干手元にデータ持ってきてございませぬので、後ほど御説明申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 交付税にかかわって、町長は、一般質問かどうかは忘れましたが、いわゆる応援プログラムという形の中で、地方自治がいろいろな活性化策という形の中で企画を組んだ場合に、それに対して3年間ぐらいだったのですかね、一定の交付税というか、それに対する支援策があるというふうに聞いているのですが、上富良野町の場合は、そういったものに対する考え方等というのは持っておられるのかどうか、この点。

それと、もし持っておられるのだったら、そういうものの具体的な案があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(田浦孝道君) 9番米沢委員の御質問にお答えします。

ただいまの御質問については、町長もさきの一般質問でもお答えさせていただきましたように、今、町の財政状況極めて厳しい中にありますが、何とか地域振興策として新たな取り組みもしなければならぬという課題を抱えている中で、今、委員もおっしゃられたような国の交付税上の措置をこの4月からスタートをするということでございますので、ちょうど町としましてその策を講じなければならぬという中でございましたことから、積極的に取り組むという組織内部での意思決定をしたところであります。

あと、内容的にはまだ詳細、私どもも把握できない面もありますが、いずれにしても交付税において、特別交付税も含めまして3,000億円ほどの規模で、3年間は継続するというところでございますので、当該年度については今、予算審議をさせていただいているところでございますが、人的な要素も含めまして、子育ての支援策、それから地域の振興策として、農業を中心にして我が町も非常に観光客の入り込みが多いわけでありまして、観光、それから商工との結びつきをしまして、それらが地域振興に寄与するというところでございますことから、それらの問題。

それから、さきにもいろいろと御質問ありましたように、いわゆるついの住みかといいますか、団塊の世代の方がこういう恵まれた環境の中でゆったりと過ごしたいというそういう向きもありますので、そういう観点での地の利を生かせるかどうかわかりませんが、ある意味では定住者を増加させるというそういう課題についても、積極的に取り組まなければならない課題というふうに認識してございます。

いずれにしても、今申し上げましたような課題を中心にして、内部の検討に着手してございますので、あとその成り行きにつきましては、ま

た、時々に応じて御説明なり御協議を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) ぜひその点、いろいろ条件的にはかなり厳しいものがついているかというふうに思いますが、いろいろな就職率の問題だとか、そういう中で今上げられたような方向の中で、こういう時期ですから、こういうものも活用しながら、不利な条件があるのかもしませんが、大いにやっていただきたいというふうに思いますが、それら交付税になっていく基準というのはあるのですか、配付される基準というのがありますか。交付税に算入される基準というのはどういうものが必要条件になってくるのかという、そこがわかれば、お聞きしたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(田浦孝道君) 米沢委員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、余り詳細については承知できてございませんが、今のところ、特に普通交付税におきましては、ただいま発言ありましたように、合計特殊出生率の成果、それから他の項目におきましてもその取り組みの成果につきまして、普通交付税におきましてはその成果等の数値を算定するようなことでありますし、特別交付税におきましては、その取り組みにかかわる費用について、一定程度補てんをするというような程度で承知してございます。

それ以上の詳細については、現在のところまだ十分に把握できていないことを御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、先ほど、後ほど答弁をいただくということでございましたので、答弁をいたさせます。

税務班主査、答弁。

税務班主査(及川光一君) 税務課主査及川です。

先ほどの固定資産の増改築関連の算定基準に関する3点の御質問でございますが、まず1点目の工事現場のプレハブの建物についてであります。プレハブの建物については、固定資産の賦課期日は1月1日でございます。その賦課期日を含め、相当期間存在するものについては、固定資産の対象になります。その相当期間とは何年かという、明記されているものがございませんが、参考文献などからは1年とうたわれております。ただ、その辺のプレハブの課税の状況については、どうなっているかという

と、一部法人においては賦課期日あるもの、特に移動性のあるプレハブについては、償却資産の申告として申告がなされているという実態にあります。

2点目の増改築関連の課税客体の調査であります。建物の新築・増築、あと取り壊し・改修等、多種にわたる建物がありますが、その把握については登記所からの通知情報、あるいは市街区域内においては、建築確認申請などの情報から主に把握しております。ただ、そのほかに職員による巡回パトロール、評価に赴いた場合は、その区域の実態を巡回しながら把握に努めているところです。特に、部落においては、定期的とは言いませんが、四、五回巡回している実態にあります。

3点目の商工会等の評価がえの実態でございます。もちろん、新築、あるいは建築確認申請に上る増築の面積やら建物については、評価の実態はしているところでありまして、あと、改築物件については、一部増築と絡み評価がえをしている状況にはありますが、改築の評価がえにおいては改築の程度、いわゆるこの改修には程度がございまして、屋根、外壁、内装の一部模様がえ等多種にわたるところでございますが、実態としてこの改修における評価の見直し、具体的に資料は今ありませんので、何件とかいう数字は、お答えは今用意はしておりません。

続いて、先ほどの米谷委員の住宅の増改築の課税最低限ということでございますが、増改築においては、その実態によりかなり高くなる増改築、面積がふえても表現はあれですが、掘っ立て程度の増築等多種にわたりますが、実際課税最低限という増築物件そのものに対する課税最低限という設定はなく、また、先ほどの回答に戻るのですけれども、評価した後、ほかの固定資産、ほかの家屋の評価額と合わせて、実際、増築分の評価が1万円しか出なくてもほかの家屋の物件と合わせて20万円を超えれば、固定資産の対象になってくる。仮に、増築部分19万円の評価が出て、ほかに課税物件がなければ20万円を下回るということで、固定資産の対象にはなっていないという仕組みになっております。

あと、何点が質問がありまして、宅地の負担調整の話もあったと思うのですが、宅地の負担調整については、平成18年度の評価がえより、その負担調整の仕組みが改正になっております。宅地の税額が先ほど上がっているという御質問にも関連してきますが、今、宅地の評価自体が評価額、土地のそのものの評価額自体は横滑り、あるいは下落傾向にあるのですけれども、ただ、実際の土地の課税標準額を算定する場合には、従来からの土地の課税標準額から負担調整を調整しながら固定資産の課税を行ってきておりますので、実際の評価額よりも課税標準額

は6割、あるいは5割というような設定をしてきてございますので、今の段階としては上富良野町内の土地・宅地については、評価額に追いついていない状況にございますので、負担調整は引き続き1.05倍、1.1倍というような負担調整がされて、特に土地、宅地の課税が徐々に上がっているという実態にあります。

何点が質問にお答え漏れがしているかもしれませんが、以上で終わります。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 私の方から、中村委員の入湯税の関係につきまして御答弁申し上げたいと思います。

いわゆる150円の標準税率を採用していない市町村でございますが、全道で108市町村、昨年末でございますので、現在では若干変わっているかとなりますが、標準税率を採用していない市町村が108ということになってございます。

あと、入湯税の使い道につきましては、基本的には一般財源でございますので、さまざまな住民サービスの財源となって採用しているところでございますが、特に観光客が来るための衛生設備ですとか、消防設備、あるいは観光の行事負担等に、その財源を振り向けているところでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） なければ、次に移りたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、第11款交通安全対策特別交付金の40ページから、第13款使用料及び手数料の47ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 43ページ、農業費負担金のところで、畜産担い手育成総合整備事業受益者負担金でございますけれども、昨年と比べまして100万円ぐらい減ってきているわけですが、これは大体1人どれぐらいの負担になっているのでしょうか、人数が減ってきているのかなとは思っておりますけれども、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをします。

逆に私は18年度よりは、負担金の額がふえているなと思っているのです、18年に比べまして19年、ことしは19年度におきましては、草地造成と草地整備を行います。面積も少しふえていますので、受益者の皆さん方の負担もふえているということでもあります。

11戸で今事業を実施しておりますので、単純に

はいきませんけれども、それを11戸で割っていただければ、百数十万円の負担になるのかなというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） そうしましたら、1人ぐらい減ったかなというような、ちょっと減っているのではないのでしょうか、担い手が、そこをちょっとお聞きしたい。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 総体での参加者は11人で、変化はありません。年度ごとによりまして、草地の造成がない場合もあるし、それから施設の設置もない場合もありますので、年度間においての人数の変化はあると思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 43ページの地下食堂の庁舎使用料の関係です。

今回、19万4,000円ということで計上されておりますけれども、18年度の予算書から見れば23万9,000円ということで、4万5,000円ぐらい減になっております。この根拠について、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

地下食堂の使用料につきましては、実際食堂で使いますガスの使用、それらの実費分の部分で徴収をしているところでありますけれども、昨年の予算と減となっている部分につきましては、ガスの使用の実績が、食堂の利用が減っているせいもあるのかもしれませんが、実態的に減ってございます。ガスの使用実績の部分の減ということで御理解を賜りたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 43ページの児童福祉負担金という形で、今回、保育所の入所者の基準が変わったかと思いますが、上富良野町の場合は、この新基準導入されるのかどうか。その背景には、いわゆる諸控除の廃止や縮減、見直しという形の中で、保育所に入所される方の負担が大変重いという形の中で、国はこれにかかわって軽減措置という形の中で、抜本的という形ではありませんが、なった部分がありますが、上富良野町はどういう制度を移行されようとしているのか、この点にかかわってど

ういう内容なのか、お伺いしていきたいと思えます。

もしもわかれば、これにかかわる負担される側の少なくなる部分というのは何世帯ぐらいあるのか、わかればいいのですが、お伺いしたいなというふうに思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、新基準の導入を基本的に考えているということで、それを採用していくということでございます。

御質問の人数等の関連につきましては、今、まだ整理ができてございませんので、これらについては決定の段階ということで御理解をいただいております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） これどういう制度なのかというところで説明されてないのですが、どういう制度、今回変わったのか詳しく、例えば3子目以降どうなるのかという細かい説明あると思うのですが、その点、わかればお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 御質問の制度の内容でございますけれども、いわゆる定率減税にかかわります所得階層の移動というものが、今、生じないように各階層の所得税額の改正を、これら整理をするということでございます。

それから、徴収基準額の子供さんが2人以上の場合の軽減の拡大として、5階層以降も2階層から4階層程度に保育料が、高額な児童を優先して減額するという対応でございます。

それから、この場合に、幼稚園を利用している児童についても算定の対象に、人数に含めることといたしているということでございます。

それから、市町村民税の所得税の額を計算する場合における対象控除といたしましては、配当控除でありますとか、外国税額の控除でありますとか、それから住宅借入金等の特別控除をこれらについて対応しようとするものであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 43ページの葬斎場の使用料ですが、114万円で、これで結構でございますけれども、昨年、使用料を見直して1万2,000円にしたばかりでございますけれども、今、広域の方の検討課題で葬斎場もどうするかというようなことで、この料金問題というのは、一部では上富良野町は高いのではとかという話があるようなこと

をちらっとお聞きしましたが、そういった問題につきましてはどのように考えておられるのか、見通しとしてお聞かせいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の質問でございますけれども、今の広域連合という形の中で、これからそういった関係を協議していくということで、御理解をいただきたいと思いますが、たまたまうちの1万2,000円の関係なのでございますけれども、これにつきまして条例の改正のときに、他町村に使用料という形で設定していたのですけれども、それらを取り除こうという形の中で設定させていただきましたということで、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩といたしたいと思えます。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

御質問ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、第14款国庫支出金の46ページから、第15款道支出金の53ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 49ページの防衛施設局区域の取得40万円とありますが、これはどこの場所のことを言うのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 13番村上委員の今の御質問でございます。

取得区域事務交付金、委託金でございますけれども、これはあくまでも防衛施設の取得並びに管理に関する問題等に処理をするための委託金ということで、本町が国から委託金として受けている内容です。どこの部分というところではないで、全体的なそういう防衛に対するいろいろ諸問題について対応するというので、委託金をいただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 49ページの小学校国庫補助、小中学校の防音装置の対策関連維持費という形で、それぞれ132万円と103万円が来ておりま

すが、これの基準とあわせて、ここら辺をもうちょっと国に要請して、この維持管理にかかわる部分かなというふうに思うのですが、引き上げることができないのかどうか。かなり維持にかかわる予算というのが持ち出しというのが、町においても多く出るという状況にありますが、この点も踏まえて、その点お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の防音関連の維持補助金についての御質問でございますけれども、この補助につきましては、御承知のように、防音補助で、防衛の補助でもって建築されました小中学校に対しまして、その維持していくための補助ということでありまして、

授業中冬期例えば暖房を入れる、それから夏場は換気をするという、その時間に限った対象となる基準がありまして、それによって町内小中学校の維持の補助を受けているものであります。

私の方からは、以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 恐らく限られたという形の説明でしたので、限られた部分以外にも対象枠というのがあると思うのですが、ちょっとそこを明確にさせていただきたいのですが、換気だとか何とかとよくわからないのですけれども、どういう部分に対して関連の維持費が来ているのかというところを、そこについてお伺いしておきたいというふうに思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の御質問でございます。

先ほど申し上げましたが、防衛補助によって建てられました建物の防音を維持していくということでありまして、冬期は暖房を防音によりまして、温風暖房を入れるわけですが、その温風に要します燃料、それから電気料であります。これらにつきまして、その授業時間数に限定してということで算出をいたしまして、補助申請をいたしまして、得ているものでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移ります。

次に、第16款財産収入の54ページから、第21款町債の61ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 59ページの収集ごみ、

一般の指定容器広告料でございますが、これは昨年54万6,000円くらい見ていたのですけれども、ことしは18万円ということで、これは2件か3件の業者から広告いただいているようでございますが、この辺の状況、大変難しいのですかね、どういふ状況なのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の収集ごみの指定容器の広告の関係でございますけれども、昨年につきましては新しい袋という形の中で、10月からは3件の事業者に広告を出していただきまして、袋を新たにつくったわけですけれども、ことしにつきましては45リットルの袋の部分につきましては2件、それから30リッターの袋につきまして2件、合計4件で積算しているところでありますけれども、金額の上限につきましては、昨年、袋を改めたときに、裏も使うというように形で計画しておりましたけれども、表の中で使えるということで、金額が安く設定したところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 55ページ、財産貸付収入、土地建物貸付料のところでございますけれども、その他の町有建物貸付料38万2,000円というのはどういう内容なのか、ちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

その他町有地建物貸付料といいますのは、昨年、移管しておりました旧教員住宅の貸付料を計上いたしておるものであります。清富の教員住宅も含めまして、以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移ります。

これをもって、歳入に対する質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願ひます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出第1款議会費の62ページから、第2款総務費の97ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 65ページの総務管理費一般管理費の中の印刷費のところでございますけれども、

今回、昨年と比べまして115万3,000円くらい節減になっておりますけれども、ことしの予算書は、のりづけになっていませんけれども、これだと、どれぐらいの割安になるのでしょうか。ちょっとめぐりにくいのですけれども、今後についてもこういう作成の方法で臨むのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問に、私の方からお答えさせていただきたいと思ひますが、予算書の印刷の掲載の関係ですので、その費用につきましては従来、財政管理費の方に置いてございまして、冒頭の一般管理費の方の印刷費とは直接関係ございません。

あと、費用的な部分ですが、従来ののりづけ製本しますと、1冊当たり500円かかっておりました。それで、今回、たまたま同じように見開きで工夫できないかという部分で対応した部分で、その冊子ですと、ファイルですと220円程度ですか、ということで大体4割程度の負担で対応できたということになります。あとは、めぐりづらいというのもあるかと思ひますけれども、逆に見開きですので、そこら辺若干御理解いただきまして、また、逆に見づらいというよりは、ある程度供用いただける内容かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） まず最初に、71ページの庁舎管理の光熱水費についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

昨今非常に原油の高騰がありますし、温暖化等々が地球規模で深刻な問題になっておりますけれども、庁舎の中において、いわゆるこの辺の暖房を例えばチームマイナス何%とか、例えば何度に下げるとかという具体的な数値等々決めたりとか、そういった動きというのを今現在、各箇所によってされているかどうかお伺ひいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 特に書面でもって取り決めする部分はございませんが、庁舎の暖房につきましては、おおむね20度ぐらいの設定での、そのようなことに対応させていただいております。

あと、水道等については、常にこれは節減等の基準は示してございませんけれども、これらについては、個々職員の使用等についてのそういう意識を持った対応をお願いしているところであります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） そこで関連で、何回も前

から申し上げているのですが、燃料費の購入ということで、さっぱり努力されている跡が見当たらないなど。例えば、企業会計にしても、その企業企業で仕入れをでき得るような体制づくりというのは、つくってみてはどうかかなと、実は思うのですわ。

今回、町立病院にしても、一生懸命努力をして削減はしているぞということなのですけれども、そういう肝心なところに関しては、すべてこちらの方でやってしまうという部分があるので、ある程度の責任を負わせていただけるような改革ができ得ないものだろうという話が、実はないわけではないのだろうと思うのですね、ちらっと聞かせてもらったのですが。そういうのは、私が当選してからずっとこの燃料の問題は、実は問題になってきていると思うのですけれども、一向に改良はされていないという部分があるので、そろそろそういうふうな努力目標というものを各企業に、企業会計でもそうだと思うのですけれども、そういうふうな方向を変えていくような考え方にはならないのかな、どうかかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうかね。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 仲島委員の御質問にお答えします。

委員の方からは再三にわたりまして、そういう角度の御意見をいただいているところでございますが、今現在、石油系燃料の関係につきましては、指名競争入札をもって現行の単価を設定しているところであります。しかしながら、今、申し上げられますように、こういう性格のものについては、町の行政の中で一本化して対応することの方が、よりいいのではないかなというふうに考えているところでございますが、今申し上げますように、そういう判断を所管においてさせるというもどの程度効果があるのかわかりませんが、一つの方法としては、そういうものがあってもいいのではないかなというふうに思いますが、いずれにしましても燃料の単価については、できる限り町が町長の名のもとに業者との契約をしている、単価契約をしているということからすれば、できる限り統一することの方がよりいいのではないかなという発想のもとに、今までこの間そういう形を維持継続してございます。それらを分散することによって、行政経費の軽減にかかわることであれば、大いにそういうことも検討してみたいというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、業者との取引については、町内の方々が相当の数の業者の方がいますので、その範囲でやっていることでございますが、それらをさらに安価なものを求めることによって、町外の方

との契約に至ることがいいのかどうかについては、総合的に判断をしてみたいというふうに思うところであります。

いずれにしましても、町としましては、同じものであれば、できるだけ廉価なものとして購入をしたいというその願いについては、多分、委員と同じだと思いますので、引き続き努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 何回聞いても同じ答弁しか返ってこないのだろうと思うのですけれども、総体的には相当の金額になる、まだ僕は合計してないのですが。今まで大きい業者となると4社なのか、1社倒産というような状況に今現在あるのだろうと思うのですけれども、それに対して上富の業者だけを対象にしてやっているのだろうと思うのですよね。だからそうでない、半分はよそから取るぞというようなことも考えてみれやと、たしか何年か前にそんな話もあったと思うのですけれども、今現在、3社だけの入札になっているのか、小さいとなればそういうところもあるのだろうと思うのですけれども、その辺どうなっているのかということ。また、ずっと今後もその体制でいくのかどうかというようなところも、そろそろやっぱり考える必要性もないのかなと。何回か前には言ったことがあると思うのですけれども、個人が仕入れるより高いという理屈にはならないぞということは何回も言った経緯もあるのですが、町としてはなるべく地元業者を育成という問題もあるのだろうとは思いますが、そこばかり言っておれない場合もそろそろ近づいてきたのかなというふうに思いますので、その点、将来に向けてもどうかかなと思いますので、そこひとつよろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 委員の御質問にお答えします。

長い間、石油系燃料の購入につきましては、地元の業者にお世話になっているのが実態でありまして、今現在もその形態は変わらないわけでありまして、これまでの間、単価契約のあり方につきましては、いろいろと変遷がありまして、今現在、大量に購入する施設につきましては、そうでない施設と単価差を設けまして、そのコスト等も考慮しながら、できる限り安価な単価の設定をしているところでございます。

今後におきましての町の考え方につきましては、は、今現在、具体的にこうするという事は持ち合わせてございませんが、今の町内の業者の方との購入のあり方について、業者の方の供給能力等々も含

めまして、町外の方との門戸を開くことでいいのかどうかについては、慎重に判断したいと思いますが、はなから町外の方を考慮しないというわけではございませんが、単純に町内外の供給能力のある業者の方がいるにもかかわらず、町外の方との取引を優先するという事は、私どもの立場としてはなかなかしづらいわけですので、その辺も十分考慮しまして、今現在、価格の動向が非常にどうなるのかわかりませんが、今まではセルフでの供給とかというガソリンの供給の方法はなかったわけでありまして、業者側の営業形態も変わってきてございますので、そういうことも十分考慮しながら、公用車については動いて歩いて行けば供給受けられますので、行った先ほどで供給を受けるというのも一つでございましょうし、施設燃料については逆に相手方から各施設に出向いてもらうことでありますので、相当以遠の方からすると、コストが上がるわけですので、その辺も十分考えに入れまして、あるべき姿をこれからさらに安価となるよう探求をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） ございませんね。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 75ページの自衛隊基地対策費でございまして、昨年と比べまして少なくなっておりますけれども、今、自衛隊の削減問題、上富良野駐屯地ばかりではございませんけれども、美幌あたりもそうですし、美唄もそうでしょうけれども、美幌の方では何か真駒内の部隊の一部を持ってくるような、補強するような流れのようでございますし、美唄はミサイル隊を残そうということで、そのようなことで一番打撃を受けるのは上富良野町ではないかなというような心配するわけですが、もっと強力で運動を展開しなければいけないかと思うのですけれども、いかがでございましょうかね、お考え聞かせていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 13番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

予算的には、今後、組織がえになります。総務課になるものでございますから、旅費等の関係で総括的に組んだということで、予算的には低くなっている状況でございます。

今、御指摘のとおり、大変自衛隊関係にしても厳しい事情は、皆さん御存じのとおりでございますので、町長初めこれからいろいろの部分で要望活動に、今の段階ではそういう展開しかなり得ませんので、また、いい手だて等があれば、町民総ぐるみでそういう対応を進めていきたいというふうに考えて

おりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 71ページの委託料にかかわってお伺ひいたします。

町の資料では、委託、あるいは公共事業等の入札等の見直しをするという形でうたわれております。伺いたいのは、ここの中で業務委託費の積算基準の見直しという形でうたわれております。そこでは、価格の適正ということだろうというふうに思いますが、施設業務等の積算基準の決定については、むだなく効率的なというか、そういうような形の設定がなされているのかなと思いますが、今回、庁舎委託の中で庁舎の清掃ですね、これは前年度から比べて単価が若干、わずかですが安くなっているかと思いますが、そういう見直し基準に従って今回は設定されているのかどうか。1人当たりの労賃というか、労務費というのは、どういう清掃に当たったの積算根拠になっているのか、わかればお話ししていただければというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまの米沢委員の御質問であります。

特に、後段で今出ました庁舎清掃の関係であります。これは業務内容の見直しも含めて、前年度より若干額が下がってございますが、そのような経緯でございます。

あと、委託料の積算基準等については、特にこの施設の管理業務については、人が当たるわけでございますので、人件費相当の部分については、役場の町の臨時職員の賃金ベースを基準にした算定の仕方してございます。これについては、特に削減等ということにはなってございません。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 前にも言いましたけれども、町は応益負担という形の中で、いわゆる歳入を引き上げるという形で言われています。こういった部分も町職員のできるのであれば、町職員で積極的にやる必要もあるのではないかなと思いますが、この点はどういうふうに判断されているのかお伺ひいたします。

町のいただいた歳入構造を見ても、負担金、あるいは分担金の割合がどんどんふえてきているのです。助役もおっしゃったように、入湯税との関係では、負担金・分担金で住民の負担が耐えられなくなってきたと、だから時期尚早なのだということをおっしゃって認めているのです。ちゃんと。そういうことを考えたら、どこで住民に負担させないで

政の内部でできるものは、きちっと自己管理のもとでやるというふうな、こういった部分のむだをなくすと。職員の方がやるというようなこともテーマとして上がってこなければならぬと、そう思いますが、この点についてどういうお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

今、内容的にはこういう作業等については、御案内のとおり、以前は職員を採用してこういう業務を処理していたわけでありましたが、この間、アウトソーシングと申しますか、外部の民間の方をお願いすることで、効率化を図るということで今まで来ましたし、これからもこういう業務につきましては、職員がみずからやることも一つでしょうけれども、職員が本来やるべき課題に集中すると。こういう作業につきましては、できる限り民間に門戸を開いて、そういう担い手となっていただきたいという考え方で、今後も民間の方をお願いする考え方であります。

ただ、職員の関係につきましても今の給与制度上からいきますと、こういう地域になればなるほど民間との給与水準の格差の問題もありますが、是正の議論についてはいろいろな角度からの議論がありますが、私どもそれらは十分注視しつつ、今後の課題と受けとめています。

そういう中で、職員が本来の業務を担い、さらにこういう業務を担うということになれば、当然、頭数をふやさなければならぬということもありますので、ある意味ではある部分、逆さまの議論になるようなこともありますので、そういう意味では、民間の方に引き続きお願いしていくという考え方が基本であることを申し述べさせていただきますというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 当然、職員の方に一生懸命仕事をしてもらうと、能力を生かしてもらうという点では、その部分については賛成できます。

しかし、かといって、その部分を職員をふやすというのではなくて、内部の努力でふやさないでやるということも一つの方法、手段だと思うのです。確かに、外部委託で就労の機会も確保するという点では、そういう部分もあるのかもしれませんが、しかし、それだったら何も今あなたが言っている行政改革の中身とは逆な方向なのです。人をふやせ、予算ふやせということになります。私が言いたいのはそうではなく、ふやさないで自分たちでやれないのかということを行っているのだから、この点どうなのかということ。

もう一つ、それでは1時間当たりのパート労働で働いているかと思いますが、賃金はどのぐらい1時間設定になっているのか、お伺いしたいと思います。

この部分についても当然3年間なり、債務負担行為という形でなっているかと思いますが、入札にかかわってお伺いしたいのは、この間、町の基準では指名競争、あるいは随契によって落札しなければ、落札するまで入札という形になるかと思いますが、そこでそういう場合この説明書によると、不落随契の原則廃止という形になっておりますが、この中身等についてはどのような中身なのか。

本来、こういう場合になったら一たん御破算にして、もう一度入札をやり直すと、どこまでも入札を続けて落札するまで入札するのではなくて、全部御破算にして、新たな日を設けてやり直すという状況の中でどうなのかなと思います。

なぜこういうことを言うかということ、とんどもとんども落札するまでということになれば、どこかでこういう場合はお互いに事前に話し合っておいて、こういうふうにやろうというようなことも、これは推測ですから、こういうことは言うてはだめな部分もあるかもしれませんが、そういう談合を防止する上でも、非常に重要ではないかなと思います。この点、考え。

それと、最低予定価格ありますが、町では最低価格も含めて設定するというような考え等というのは、持っておられるのかどうなのか、この点もお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えします。

まず、職員が庁舎等の清掃についてやることについて、私どもは、はなから否定するわけではございませんが、ただ、4月1日以降8時間、週40時間でございますので、限られた時間の中で本来の事務を処理し、こういう作業に手を差し伸べられるのかどうかについては、実態を十分見きわめながら判断をしなければならぬと思いますが、今の状況の中では、事務をとりながらこういう作業をやるということについては非常に困難であると。仮に、8時間の中でやるとすれば、先ほど申し上げましたように、職員が専任的にやっていた時間を設けるという考え方からすれば、私ども、今、町が目指している姿とは違うなということにもなりますので、慎重に判断しなければならぬと思いますが、いずれにしても職員も含めまして、できる限り安価な方法があるとすれば、それは否定するものではございませんので、ケースごとに判断を加えたいと思います。

それと、単価の設定については、後ほど担当課の方から御説明申し上げますが、入札に関連しての何点かの御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、不落、随意契約については御案内のとおり、限定的にその理由に該当する場合には、はなから随意契約を用いるということですが、仮に入札に付したケースで、落札者がいないという場合には、この4月以降、自動的に不落随契をするということを改めるということになります。

今、委員がおっしゃられるように、不落になった経過を私どもはケースごとに判断をしたいと。私どもが予定価格を設定した、その過程の中に大きな問題があるとすれば、それらを見直し、また、その後、入札を継続するという事しなければならぬでしょうし、私どもに大きな課題・問題点がないとすれば、委員がおっしゃられるように、指名をした業者を一切入れかえて、再入札に付するということもなければならぬということでございますので、これらについては4月以降ケースごとにどういう経過をたどるか、十分検証しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、最低制限価格の設定の問題ですが、これはこの一般質問の中でも入札に関連する質問がございましたので、町長の方からお答えしていますように、ケースごとに最低制限価格の設定については、視野に入れて対応しなければならないということになります。全部に入れるか入れないかについては、ケースごとに対応したい。目的については、町長申し上げましたように、ダンピング防止でございますので、廉価であっても不履行になれば町として大きな損失がございますので、そういうことが事前に察知できるケースかどうか、もしくはいろいろな事情でそういうことが必要かどうかについて十分判断をして、ケースごとに設定の可否を判断したいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 総務班主査、答弁。

総務班主査（北川和宏君） 9番米沢委員の清掃業務の単価のことですが、使用している単価につきましては、上富良野町定数外職員取扱要綱に定めております別表2の労務職員に掲げている単価をもとに算定しております。今、1時間720円で算定しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 関連ですね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そういった入札制度についても検討されているということですから、ぜひ検討を加えていただきたいというふうに思っています。

ます。

それと、いわゆる労務単価の点で、恐らくこういった単価というのは、平均的に最低賃金に若干上乘せしたような感じかというふうに思います。今の全国的にもパート労働者の単価を引き上げなさいという形で今行われてきております。町は、確かにそういう状況の中で安価な、いわゆる切り下げ、単価の中で業務委託ということを行っているから下げて、そこそこ状況を見ながら対応しているのだということですが、実態としては働いている方というのは、そう高いという状況ではないという事態で、状況の中で働いてきております。それが回り回って、やっぱり経済的にも悪循環を来すという中で、働く人たちが働ける労働環境、生活できる環境づくりという点でも、こういった部分は地元にも還元できるわけですから、一定の改善というのは考えておられないのか。今、行政改革の中でこういったものは見直しということの話もされているようですが、この点、伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまパートの時間単価の御質問でございますが、今、国の方においても委員のおっしゃるとおり、最低賃金の見直しが今出ておりますが、これらについては今後そういうことも含めた部分の当然見直し等の検討はしていくことになるかと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志委員。

7番（岩田浩志君） 71ページの庁舎警備というところの金額の件なのですが、昨年とほとんど変わらないような金額なのですが、4月から勤務時間が延長されるということで、当然その部分で警備の部分も削減されるのではないかなと思うのですが、その辺についてちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務班主査、答弁。

総務班主査（北川和宏君） 7番岩田委員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、4月から勤務時間が5時半になるということで、予算要求の時点では確かにほとんどの金額差はないのですが、今回、入札に当たりまして、その部分は再積算をしておりますので、数万円さらに落ちていることになっておりますので、報告いたします。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 数万円の減額ということですが、ただいま数万円と言ったのですけれども、額が大体想定されているのであればお知らせ願いたい。

委員長（西村昭教君） 総務班主査、答弁。

総務班主査（北川和宏君） 1年、来年366日なので、366日掛ける時間単価の30分ということだから、180何ぼの単価分が下がっております。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

総務班主査、答弁。

総務班主査（北川和宏君） 失礼いたしました。約12万2,000円です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

12番金子益三委員。

12番（金子益三君） 91ページの住基ネットワークシステムのことでお伺いしますが、これは昨年から比べまして大きく金額が減って、恐らく減価償却がされていったのか、その辺はわかりませんが、これはいいと思うのですよね、下がった部分に対して。どちらにしてもこちら借り方の金額が下がっても、保守料の方は毎年変わらずあるということで、たしか住基ネットのカードにイータックスの機能をつけまして、確定申告等々においてパソコンから好きな時間に好きなときにできるということが、たしかこのたび富良野税務署管内でもできるようになったと思いますので、どっちに聞いたらいいのかわからないですけども、こういうのは、ぜひ課をまたいで町民の皆様浸透させていく義務があると思いますので、その辺をどういう動きがあるのかをお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主幹、答弁。

住民窓口班主幹（高橋司津子君） ただいまの金子委員の御質問なのですが、今、税金の方の確定申告ができる方法を取り入れるためには、公的個人認証サービスと言いまして、電子証明の関係なのです。それで、今現在、商工会で進めていただいているみたいなので、最近、4件ぐらいの方が利用されております。それで、公的個人認証サービスが住基カードを取得されていて、その中に情報を入れるということになっております。

ただ、商工会とかの青色申告とかそういうときに利用されているので、今後は、ふえていくとは思っておりますが、何せ住基カード自体も付加価値をつけないと、今、いろいろなところで身分確認をされているわけなのですが、免許証で通じている部分があるものですから、大方の方運転免許証で身分確認をされているので、それがなくなれば住基カード自体も普及されるのではないかと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 今、おっしゃいました個

人のデータを入れるというやつなのでですけども、実は法人会等々の調査によって、富良野税務署管内のいわゆるイータックスの登録というのは北海道一悪くて、北海道というのは47都道府県で一番悪いということで、実はこの富良野圏域が日本一普及されていないという状況にあるのですよね。ですから、私は、もちろん商工会も進めていますけれども、住基カードももとの普及もしていかないと、この部分というのは保守点検料、費用対効果が上がりませんから、そういうものを強く町としても推進して欲しいと毎年言っているもので、こういう付加機能がついたわけですから、住基カードプラスイータックスのやるときは500円プラスかかってしまうのですけれども、こういうものでどんどん普及をしていくべきと考えますが、その辺、助役、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） イータックスについては、国が、今、一生懸命電子申告をするために制度化して、数年経過しているのではないかなと思いますが、私どもの町においても公営企業の事業としては消費税を申告納入する立場でありますし、あと、私どもの職員の所得税については、町長において特別徴収義務者として申告納付する立場でございますので、町民の方にそういう周知・PRをする前に、町自体も条件を整えて、町がみずから電子申告をするということを早々に整備して、その体系をもって広く地域の方々に広めていきたいなというふうに考えてございますので、もう少しのお時間をちょうだいしたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 昼食休憩に入りたいと思います。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

御質問のある方ございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 79ページですね、町の消費者協会の補助でございますが、昨年からの消費者の相談については、富良野でもという状況をつくったわけですけども、この補助金については、昨年と全く同額になっているのですけれども、体制を変えたのですけれども、変わっていないというところは、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 3番村上委員の広域消費生活相談の負担でございますけれども、これにつきましては、昨年の4月1日から富良野圏域合わせまして、富良野で相談業務実施しているところでございます。それで、19年度の予算につきましては、18年度は、まだ数字確定していないのですよ。それで、18年と同様の負担という形の中で計上させていただきます。

失礼しました。消費者協会につきましては、昨年、いろいろな会のあり方につきまして、消費者協会と協議させていただきました。それで、従前につきましては、少ない金額の中で協会の中のみで活動いただいていたのですけれども、ことしにつきましては、上富良野町の消費行政という形の中で、もう少し考えていただくような形で協議していきまして、消費者協会の中におきましてでも十分検討しまして、大きい視野に立って普及活動をしたいということで、19年度も同額の予算ということで計上させていただきます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 同額で、減ってきている状態があるわけですが、それで富良野の方に何件ぐらいの相談が寄せられている状況なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今、富良野の広域の関係の御相談……。 （発言する者あり）

今、数字につきましては、ことしまだ若干締め切っておりませんので、後ほど数字につきましては御報告させていただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 71ページの庁舎施設等の管理費の関係でございます。

先ほども若干、庁舎清掃の関係等の改善をされたということで、これで24万3,000円あったのですけれども、ただ私、歴年の庁舎管理費等も含めて、上富良野町の公の機関の管理費等を見ますと、言うなれば委託料の範囲なのですけれども、庁舎の場合は14項目のうち11項目が平成13年度から似たような数字がずっと来ているのですね。ですから、これはほかの施設の関係についても同じようなことでないかなという感じは受けるのです。

したがって、私は、歳入とそれから財政状況をあれすれば、場合によっては5%なり10%なり、何か引き上げるための委託料の交渉というものもしていかないと、だんだんだんだん維持管理費がそのままあるということもおかしな面もあるし、逆に委託

される側からすれば、労働賃金からいろいろなものが若干ずつ上がっているという方向もあうかなと思いますけれども、その点を含めて再考の時期に来ているのではないかと。極端に言えば、私の調べた範囲では、14項目のうち11項目が平成13年から、何千円の違いは若干あるかもしれませんが、同じような数字の羅列という状況が見られますので、その点いかがかお尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 中村委員の御質問に、私の方からお答えさせていただきます。

大変、今、財源的にも厳しい中でございますので、歳出の見直しを全面的にやっているのが実態でございますが、先ほど来いろいろ申し上げていきますように、業務の委託につきましては、業務をお願いする仕事量に大きな変化がない限りは、その金額の水準が構成している賃金や何かが、今、委員がおっしゃられるように、相場的にどうなのかについては十分議論の余地ありますが、結果として私どもは受託業者の方に受け負けるようなことについてはあってはいけないと思いますので、やみくもに下げるといふことにはならないのかなというふうに認識をさせていただきます。

ただ、先ほど来ありましたように、各施設の業務の委託のあり方についても積算基準を設けるとか、もう少し踏み込んで、その中で構成しています直接経費のあり方についても人件費的な要素については、できる限り同種の業務について、それぞれの所管が余りでこぼさないような是正の仕方についても、検討しなければならないという課題認識を持っています。

その中で、今、委員がおっしゃられるように、できる限り仕事量の見直しも含めまして、結果として委託料が廉価で目的が果たされるような努力をしなければならぬというふうに認識をさせていただきますので、単に今の内容をともかく、費用的に定率を削減するということについてはならないと思いますが、いずれにしても廉価で目的が果たされるように努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。それが、今、課題でございますので、課題の解決に取り組む段階でございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それで、特に光熱の関係と委託の関係はそういうことで、できるだけ検討を進めるといふことですが、17年度の決算委員会でプロパンの関係が、ある業者が11円も高いですね。その点が、今回の予算書の中で反映されているのかどうかということで、1業者だけなので

ね。あとはプロパンのあれを見ますと、大体377円ぐらいのが、ある特定業者が388円ということで11円ぐらい高いです。このことが改善されているかどうかということで、予算書の中に、その点ちょっとお尋ねしたい。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問であります。一部施設のガス料金の単価が高いという部分なのですが、これについては、昨年度と同じような額で予算は計上させていただいておりますが、今後、年度変わりますので、これらの契約等については、差の生じないようなことのように努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 私は、やっぱり町民感情からすると、できるだけ同じレベルのガスということであればわかるのですよ。11円も高いということになると、去年の秋の決算委員会の中で、そうやって指摘は受けているわけですから、そうすると、契約状況は1年なのか、それともどうなっているのか。というのは、速やかに改定の交渉をすべきだと思うのですね、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私の方からお答えをさせていただきますと思いますが、今、委員がおっしゃられるように、ガス料金の単価の設定のあり方については、従前を踏襲していますことから、非常に問題点もあるなという認識はしているところであります。

実態的には、あえてまた申し上げさせていただきますけれども、施設ごとに供給していただいている相手方が特定されてございますし、特にガス供給を受ける段階で私ども施設においては、受け口を持ってございますが、ガス屋さんごとにそれぞれ器具が違ってしまうようなそういう特殊性もありますことから、特定の施設に複数の業者の方と競争の中で単価を設定することについては、今現在でき得ないというような状況もありまして、いわゆる施設ごとに特定の業者と相対の中で、単価の決定がなされているわけでありまして。

したがって、私どももそれぞれ業者の方から、今、ガス料金の相場を念頭に置いていただいて、私どもが今、受けようとする供給量を考慮しながら見積もりをいただいておりますが、いかんせん今申し上げましたように、施設ごとに特定の業者とそういう手続を経ていますことから、結果的に同じようなガスを供給受けながら施設ごとに単価が違っていると、施設ごとに違ってしまうというか、業者ごとに結果と

して単価が違うというような実態であります。

この間、私ども申し上げましたように、どこからも強制的に受け入れできるような環境を整えることによりまして、特定の施設に複数の業者が臨んでいただいて単価の決定をできるような、そういう環境を整えることにしたいなという思いを今まで持っていましたし、大変申しわけございませんが、その条件が今現在整ってございませんので、従来どおり単価の設定のあり方について、課題ありながら今現在に至っているということでございますので、その点ひとつ、私ども課題認識を持ってございますし、実態がそうなっているということをおの機会に、また御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

いずれにしても、将来に向けて複数の業者で競争の中で、単価が設定できるような環境を早期に整えたいものというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） ずっと先延ばしにされているのですよ。かつては地下食堂のプロパンが、えらい高い金額でずっと払われたケースもあったわけですよ。ですから、それは元締めのところではびしっと、11円7銭ですよ、違うの。13業者の平均が377円31銭、私の言う今の業者は388円39銭なのです。ですから、これは早急に改善をしなければ、皆さん方があつちで節約こつちで節約と言いつつ、そうやって求めていながら片一方ではこんな形で抜けているということは、非常に私は理解をしかねると思います。

したがって、早急にこれらの対策といいますが、それではほかの13業者は、それぞれメーターや何かもちゃんと持ってあれしているでしょう。その点どうなのですか。今、言う値段の高い業者だけが器具を持ってあれしているのではなくて、ほかの業者はそれぞれの施設に対して器具を持っているということですか。その点ちょっと確認したいのです。

委員長（西村昭教君） 総務班主査、答弁。

総務班主査（北川和宏君） 器具につきましては、13業者と言われたけれども、3業者ですね、現在、器具は、3業者ともそれぞれ独自の受け口を持っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 13業者でなくて13カ所なのですね、業者は7業者なのですね、皆さん方が17年の決算特別委員会に出された資料を見ますと。ですから、器具は、それぞれの業者があれしているということであれば、器具をやっている7業者

は11円7銭も安い金額で入れているのですよ。そこだけがという、固定には今度はなっていないような気がするのですね、理屈的に、今の答弁を聞くと。

ですから、そうすると、やはり抜本的な対策をとらなければならない、それから11円7銭高い業者には価格交渉をびしっと、ほかとの関係があるからやるべきだと思うのですけれども、その点。今までやってなかった、回りのあれでそのまま予算を計上したということであれば、何のために決算委員会で我々が言い、それから意見書もつけてやったのになのだということになってくると思うのですけれども、その点いかがですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 大変申しわけございません。今、私の方で申し上げたのは、そういう特殊な器具を町が買い取ることで、それぞれの業者がどの施設にも供給するための入札に応じれるような、そういう環境を整えたいということですが、今の現状の中で、それぞれ業者の方と価格のあり方についての交渉についてはできるわけありますので、他の金額水準や何か一応話の中にそういうことも申し上げまして、適正な額、私ども業者の方が見積もりを出した価格は適正だと思いますが、横並びで見たときに、そういう大きな金額の差がありますので、それらについての状況をそれぞれ業者の方にも申し上げて、業者の方が今現在の中でも努力をいただけるように、そういう交渉に早速着手したいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 81ページの自治活動奨励事業補助ですね、この件についてお尋ねをいたします。

自治活動ということですから、町内会・住民会ということになるのですけれども、住民会では、防災訓練をやって、それから交通安全も含めた防犯パトロールもやっているのですね、それから地域の安全のための見回りやって、住民会としてやっております。パトロールとして。そして、あと老人会の中では花壇整備をやったり、公園整備をやったり、たんぼさんがやっているようなウォークだとかカラオケだとかパーク、ゲート、ダンスということで、そういうようなことを老人会の方々もやっていると。町内会の方では、子供会でもってラジオ体操をやったり、さらに防災訓練もやったり、ごみステーションをきれいにしたりという、そういうことをずっとやっているわけなのですよ。

それでもって、自治活動奨励ということ具体的に

に、今、私が言ったようなのは大概やっておりますから、どのような事例というか事案というか、活動を言うのか対象になるのか、具体的にちょっと教えていただきたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの御質問の自治活動奨励事業の補助ということについては、これまでそれぞれ自治会に対してのさまざまな名目で支出をしておりました交付金等を統合化した見直しをかけた分の一環として、この補助制度というものを新設いたしましたわけですが、一つ対象となる事業という部分では、補助の趣旨そのものは、いわゆる地域の独自カラーで主体的に地域振興の活動の充実を図っていただくということですが、それぞれ住民生活、あるいは教育振興とかという部分での対象事業というものは網羅してございますが、その内容について、要綱案で盛り込んでいる部分について、担当主幹の方から御説明をさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

自治活動奨励事業補助の内容につきましては、住民会長会議、その他の関係者を対象に事前に御説明申し上げておりますけれども、この中で、特に補助対象とする事業は、いろいろな用途に使えるようにという配慮もございまして、特に限定はしておりませんけれども、例示として地域福祉活動、教育文化振興事業、生活環境整備事業、スポーツ交流振興事業、その他地域の活性化、福祉活動の増進に資すると認められる事業ということで、特異的に通年的に行われている事業以外に、重点的に住民会として取り組もうとする事業に対しては、対象となり得るということで範囲を広げております。

そして、この事業の内容につきましては、御承知かと思っておりますけれども、年間予算で100万円ほど組んでおりまして、1事業の補助上限を20万円、年間満度額を助成申請されるとして、五つの住民会、もしくは住民会に所属する準ずる団体ということで、住民会に限らずある程度の申請の組織規模につきましてはのそれぞれの事案に対応できるよう、柔軟な運営を運用していく内容となっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） それでわからないという声が多いのですよ。先ほど言ったように、具体的にはやっているのですよね、住民会は。それで、例えば

消防庁あたり昨年、「あなたたちこれやっているから100万円って、防災資材どうぞお使いください」ということでもって、それをもらったがために、9個町内、全部防災訓練やっているのですよ。ということは、これは非常に成果が上がっているということにつながるのですよね、非常に使いやすかった。防災なら防災ということやって、それでもって放水訓練やったり噴煙訓練やったり、いろいろなことやって年間通してずっとやっておりました。ことしもやるようになると思うのですよ。

そのほかに、先日、消防庁から、確認の方来られて、本庁の方から。来たとき、こう言いました。私どものところは会館がありませんから、今度、1,500万円どうでしょうか、会館をと。御承知のように、市町村には箱物つくる力ありませんからと言ったら、ちょっとそれはここでは返事はとっていきましても、もともとそういうことで、わかりやすく、やりやすく、使いやすいということで、私、これ非常にいい奨励制度だとは認めます。大いに活用できるようにしていただきたいということで言っております。何も困らせるために言っておりません。わかりやすく、例えばこういうようなことをやったら、私らのところでは今パトロール現実やっているけれども、これは対象外になってしまうと。では、どういうことになるのか、見回りやって、体のぐあい悪い人には声かけをやったりということもある。民生委員との連携もとったりという、そういうことで地域の安心・安全、そういうものについて、今、住民会、みんなそういうことでやりたいなということでやっております。

ただ、私、いつも言っているのですけれども、お仕事を持ったり、子育てしている方はなかなか大変ですから、それが終わった方々でもってやりましょうよということで、この前、東京から来た方にも言いました。「そういうことでやっていますよ」と言ったら、「それいいですね」と言いましたけれども、その方たちが入りやすく、そしてわかってやりやすいというのを、これをやっていただきたいのですね。町なり、教育委員会ですかね、国の方ですよ。国の方では、何かそういうようなのをことしちらっと言いましたけれども、やりやすく、取っつきやすく、そしてかつ必要な経費についての補助が町では面倒見ますよという。2分の1とか何とかやられると、また、非常に取りつきづらいのですよ。この辺のところやっていたらいいなと、やりづらくしないで、やりやすくしてやっていただきたいのですね、そのところどのようにお考えになりますかね。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 梨澤委員の御質問であります。先ほどのお答えと重複する部分あった場合はお許し願いたいと思いますが、確かにこの奨励補助については地域みずからが主体的に、創意と工夫でもって自治活動に資するための補助ということですので、これについてはやりやすいようにという御質問であります。ねらいはあくまでも予算補助でありますので、多くの自治会ができますれば創意工夫でもって活発な計画を出していただくということで、予算補助の部分で1自治体20万円を限度ということで、事業費の2分の1補助ということの考え方でありまして、それについては御理解を賜りたいなと思います。

具体的には、それではどういう事業が対象になるのかと、先ほどの御答弁御質問の繰り返しになりますが、地域の福祉活動の部分については、ひとり暮らしの高齢者の世帯がどんどんふえていくという中で、地域みずからが声かけ運動をしていただくようなそういうような事業の展開とか、あるいは教育文化の振興の関係では、それぞれの地域で御尽力をいただいているのですが、子供の健全化育成活動とかそういうようなもの、あるいは地域の歴史や文化の継承ということで、これらのようなものが例示としてこういう事業を対象にしていきたいということで、各住民会にはお示しをさせていただいておりますので、この補助制度を多くの自治会が出していただくことを願っているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 住民会、例えば役場で言うと総務課・防災、それから町民生活課・交通安全、それから教育委員会・子供の健全化育成というか防犯というか、縦割りですよ。この前、消防庁の方来たとき、「あなた方は何がきっかけでこういうふうにできたのですか」と、きっかけというのは、「老人会が立ち上がって、元気な老人がパトロールをやりましょうということでもって、防犯・防災・見回りにつながっていているのですよ」ということで、次は、見回りというのは孤独死対策にもつながるのですけれども、そういうことで縦割りではありませんけれども、住民会にとって一つなのです。住民会でみんなやりましょうという、一つになってやっているのですよ。そこなのですよ。

このところで違和感というか、はっきり申し上げますと、例えば、たんぼぼというのがありますね、たんぼぼさんのやっていることは、やっているのですよ、ここで。それから、ノルディックスキーというのができていましょう。ああいうことをや

れというのかなと、あれを悪いと言っているのではありませんからね、あれはあれでいいのです。十分私もわかりますから、ノルディックスキーも、そういうことをぼこぼこつくつくる。ここでは自治活動ということできているから、いいことできているなと思っているのですよ。だから、この中でやっている、ぼんぼんとつくっているそういう形にしないで、住民会を自治を通してやると、あらゆることのできるのです。町の中のこと全部わかるのです。自治を通してやるとですね、そういう方向づけをやっていただきたいというふうに思うのですよ。

例えば、福祉の講話なんかお聞きしますと、札幌の方来られてお話を聞くと、まず見回りをやったりとか、弁当配食とかいろいろなことをやっているという、あれは札幌でよろしいのですけれども、ここだったら弁当のことから何から全部住民でできるのです。住民の中でできるのですよ。おい、あそこのところ運んでやろうではないかということで、やろうと思えば何でもできます。そういう状況になっていきつつあるかと思うのですよ。また、その方が費用もかかりませんから、行政の方としても、そうしなければならぬと思います。また、そこにいくのをねらいとしていると、私、思うのですよ。これがいいきっかけになってきているのなと思うのですけれども、何となく取っつきづらくて、わからない、わからないという声がいっぱい出るものだから、あえてここでお尋ねしているわけなのですが、将来を見通した面とか、そしてここに住んでいる方たちがどうあるのがいいのだということと、行政としてこのところをどのようにまとめるというか、方向づけをするという、繰り返しになるなと思うのですけれども、大事なことですからお尋ねをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えを私の方からさせていただきたいと思いますが、今、担当の方から申し上げましたように、新しい助成制度でありまして、いわゆる目的については私ども町の方では大枠を定めまして、住民の福祉の増進、あるいは安全の確保等々に、住民会側からある意味では提案をさせていただいて、それに一定のルールに基づいて助成策を講じるというそういうねらいでございますので、細部、詳細にわたりまして町の方で決めまして、それに臨んでいただくという形式はとってございませんことから、その点をひとつ御理解いただきたいと思ひますし、したがいましでお金をもらう目的というか、そうでなく、それぞれの地域の自治会組織の中で今何が必要なのか、それに取り組む一つのきっかけとして、この助成制度

を活用していただきたいという思いを持っております。

もう少し細部にわたりまして決めて、メニューを全部決めまして、その中のどれを選択するというについては、従来の方法でございますが、私ども今申し上げましたように、そういう意味では、行政の請負でない自治会組織みずからが提案をして、それに行政が一定の行政経費を助成策を講じて、自主自立的な活動に間接的寄与したいというねらいでございますので、その点をひとつ御理解をいただきたいと思ひますし、そういう意味では、非常に間口が広いものというふうに思ひますので、そのことが住民会側の方にしてみれば、よく内容的にはわからないということになるかと思ひます。

いずれにしても、今、住民会側の方で何が必要で、こういうことをやりたいという提案をしていただくことが一番話が早いと思ひますので、そういう形とかそういう考え方であることを各自治会組織の方にお伝えをして、この制度が生きるようなことにしてまいりたいというふうに思ひますので、御理解をいただいております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今の住民会の自治会活動の補助金の統合の関係でございます。

最終的に、七つの交付しているものを一本化に統合すると、したがって従来862万5,800円出したのが、21年には803万円ということで、59万5,800円の減ということで、ある面で町の財政と、もう一つは、各住民会が自主的な形ということでの実は十分理解をし、そして取り組んでいただいたということでは、よかったなという気がするのですけれども、ただ、一つ、従来行政推進事務交付金というのが、十何万円単位で各住民会にあるのです。私は、大分以前に、この交付金の関係の改善をしないとだめですよ。というのは、極端に言えば住民会長手当が24万円、26万円から下は5万円のところもあるのです。そうすると、せっかく補助金として出した行政効果をできるだけ発揮するには、当然、住民会の連合会と十分話し合いながら、これについてはある程度の基準を設けてやってはどうかということだったので、今までの流れがあって、自治体のそれぞれ住民会の自主的な形でやっていくよということで、その差は、各住民会とも縮まっては来ています。

ただ、今度は、今回の一括交付金という形になると、各住民会で予算の編成をどういう形であるかということと、言うなら従来の七つの交付金をベースにした形でやるかという問題が出ております。私は、できれば住民会長手当、ある面で人口数に応じ

てもいいですけども、5万円から24万円までというような幅では、どうしても適切ではないような気がするのですね。

そうすると、せっかく出した交付金の中に、一括の中には入ってはきていますけれども、ある面で行政効果を発揮するというのであれば、ある面で住民会の連合会と十分話し合いながら、一つの基準の中でやっていくべきでないかという考え方を持っているのですけれども、その点は、この打ち合わせの会合の中で、住民会長さんからさまざまな意見が出されたと思いますけれども、その中で顕著的な例があれば報告をいただきたいと思うのです。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

今の交付金の統合化に伴いましての個々の住民会さんの手当等の話題については、私どもの説明会、あるいは協議の場では、それらについては特に議論はなっていないところでありますが、これまでこの件については新しい基準でいきますと、一切今までの補助金とか交付金の名目は全部一つのものになるということで、自由にそれぞれの自治会の中で考えて事業を展開していただく、活動を展開していただくというような趣旨の交付金でございますから、その中で新しい基準で出したときに、郡部地区の方で特に減の要素が多い地区がございまして、それらについての住民自治活動の運営に交付金等が減ることについての支障があるという、そういう部分での御意見はたくさんいただいたところでございますが、特に、今の御質問の部分についての話題という部分はございません。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、総務課長の言うように、25住民会があるうちの21は減額なのです。2年間の減算の緩和加算ということになります。したがって、私は、やっぱりある面で行政側として自主活動はあれだけでも、金額的な面についての財政効果ということを考えれば、ある程度の示しがあっていいような気がするのです。極端に言えば、私が前調べたところは、5万円のところから一番高いところは28万円ですよ。こんなことがあっていいのかと、言うなれば行政推進のあれが全部にまたプラスして、これはある面で住民会から補助というか、お金を集めた中でまた試算されているケースもありましょうし、それから郡部の場合はまた特殊な形態がありますから、それはそれである面で理解をするけれども、そういう点で、一つの行政効果を発揮するそのための一つのけじめというのか、示し方があるのではないかと。

ただ、今年度は過渡期でございますから、とりあえず19年度の動向を見きわめながら、今後どうするかということで私も研究したいと思いますし、皆さん方も研究していただいて、次に反映させるような住民会の連合会との話し合いの機会が何かでまた数値をとらえながら、また、検討していただきたいと思っておりますので、お願いいたしたいと思っております。（「関連です」と発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これ住民自治ということで、住民自治条例、今度手かけられると思うのですよね。それで今のようなことも絡んで、地域協議会というのを、これについて検討していただきたいのです。そうすると、地域協議会ということになると、25人が入るような形になるかと思うのです。形としては、違う人が出るかどうかわかりませんが、そうすると、おのずからそういうようなところのことも、今、住民会長の報酬というのは話題に上がっております。ありますけれども、今こういう変わり目に来ているな、地域協議会というような出ているなという声も出ているのですよ。そういうところでもって、これはボランティアなのですね、地域協議会というのは、法的に見ていくと、ボランティアになっているのですよ。その辺のところも御検討をいただきたいなど、地域協議会まで入っていかれたならば、その辺のところの御検討もいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えしますが、私の方で、今、委員が言われる地域協議会については、現行の形態の中では積極的に私ども行政として、地域協議会を議論する筋はないなと思っておりますが、広域への移行等に当たりましては、今、委員がおっしゃられるような地域自治区なり、地域協議会なり、いろいろな体系が議論もされていますし、まだ、その段階でございませんので、今の問題と絡めることについてはいかがなものかと思っておりますが、いずれにしましても今の住民会に対します交付金のあり方については、語れば長いわけでありまして、60年代当初から従前の行政区制が住民会制になったときに、以前の行政区長の手当相当分が住民会の補助に移行した経過はありますので、それが他の委員が言うように、直接それがほぼ全額手当に充当されたり、もしくはそうでなかったりというそういう経過がありますので、そういう実態は私どもも承知しているわけでありまして、行政側からそれについて一つ一つどうあるべきだについては、そういう発言についてはいかがなものかと思っておりますので、住民会の組織の中から、そういうこと

が問題視されて、解決の道がないと。行政もひとつ一枚かんでほしいなということであれば、行政がある姿をいろいろ一つの案として示すこともあろうかと思いますが、まだそういう段階ではないのではないかなと思いますので、ある程度は見守っていかねばならないと思います。

いずれにしても、住民会の組織というのは、これから将来に向けて大変極めて重要な組織でありますので、お互いが本当にこの地域に根差せるようなそういう状況にしていくために、行政としてもあらゆる角度から接触をしてみたいと思いますので、地域協議会はともかく、そういう形で行政とある意味で対等協力といいますか、一体的になりまして対応をしてみたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） ちょっと確認だけしておきたいのですが、先ほど同僚委員の言う中にプロパンの問題も出たのですが、これは早急に解決しなければならない問題だと、私は思っております。

それと、3社だと思うのですが、入っているのは、取引している件数が違うと思うのですね、1件、1件、非常に大きなアンバランスがあると思うのですよ。だから、腹立つから高いとかどうか分かりませんが、その点はどうか、是正する気があるかないかということをお尋ねをしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 10番仲島委員の御質問にお答えしますが、一般論としては、供給量が多いと、それだけ単価が安価になるのではないかとこのように思いますが、その辺は私も企業側の立場に立って判断できないわけありますので、なかなか一概には申し上げることができませんが、いずれにしてもこれについては、なぜ随意契約の方式をとらなければいけないかということについては、先ほども申し上げましたように、施設ごとにそれぞれ特殊な器具があることから、複数の業者に参画していただくことについてはできないということで、随意契約の方法をとってございますので、今の形態の中でまず交渉をすること。それから、将来に向けてはどなたが参画もできるような方法を確立すること、この2点について努力をしてみたいと思います。

そういうことからすると、将来的には一定の競争がされることによって、市場性が発揮されると申しますが、一定程度価格についても下方に向かっていくのではないかとこのように思っていますので、そうい

う方向で努力をしてみたいことをここで改めて申し上げておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 75ページの基地調整室にかかわってお伺いいたします。

ここは恐らく、いろいろな住民との関係の調整を行ったりだとかするのだらうと思っております。それで演習場の問題なのですが、東中の地域における懇談会が行われたかというふうに思います、防衛施設局。そこで出たのは、恐らく早くから戦車等が訓練に参加、行うという形の中で、非常にうるさいというような話が出てきたかと思っております。この点について、時間は取り決めがあるのかということの話聞きましたら、特に行政とあるいは住民との関係ではないのだと、一応、自衛隊の方では午前7時から夜の10時まで、演習の範囲だということでありまして。しかし、こういう状況の中で住民の方にしてみれば、こういう特殊な事情のある町ですから、なかなかこういうふうに言っているのかわからない、言うことは言ったけれども、という話でありました。

それで、7時超えて午前6時からやっているというケースも、話聞いたらあります。それで、こういう騒音というのは、地域でないかわからないという問題もあります。この点、地元の人たちの意見を反映した中で、夜の時間帯を大幅に縮小する、あるいは朝の時間帯もずっと遅くするというような対策をとる必要があると思っておりますが、この点どういふふうにお考えなのか。

それと、一部住民の人だと思っておりますが、どういふ話が防衛施設局等で行われたのか、騒音の問題でも測定するという話もあったかと思っておりますが、その点お伺いいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま9番米沢委員の御質問の内容でございます。

東中地区等の懇談会、年前に行いまして、その中で今お話されたように、演習場から出される音がかなり大きくなっていると、今まで懇談会等実施はしていませんでした。これから定期的にいろいろな問題があるだらうと、音の問題のほかに演習場に入る走行態勢ですとか、いろいろな部分でお話しされました。

それで、即、対応できるということのお話はなかったのですが、まず1点目、うるさいということでございますので、演習場の演習もやる態勢で、いつ何時ごろというのはまだはっきりわかりませんが、それがあということだけ情報として知らせてほしいということで、それについては住民会の代表の方に、部隊から出された情報は提供し

ましようということでございます。

それと、音の問題につきましてもかなり機械装備等がよくなってきておりますし、大型になってきている部分で、前から住んでいる方については、ある程度の判断はしていただいているのですけれども、あそこの地区にはかなり移住ですとかいろいろな方が新しく入ってきている関係もございまして、その中で御理解ができていない部分も若干ありましたので、その中で今後とも対応していきたいというお話をされました。音の問題と演習場の走行、要するに道路を通行するときの対応の仕方の2点が主な内容で、今回、お話をされたところでございます。

以上、そんな形で、状況をお話をさせていただいたということで、それと、演習場につきましては、一応、訓練は7時から10時ということで、演習場内の演習はその時間帯でありますけれども、それまでに入る動きや何かもございまして、そのものについては部隊側にも通じて、なるべく音のたてないうにという難しさもございまして、時間内ということでお話をさせていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、かいつまんでお話しさせていただきました。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 普通、夜の時間帯10時ですよね、大体寝静まったところの方も多いのだらうと思います。こういう時間帯の設定そのものが、演習場内だからそれはいいのではないかと、ある程度自衛隊と上富良野町はともに歩んできた町ということであれば、そういう時間設定の問題でも10時まで演習できる、あるいは朝7時からというのではなくて、普通だれが見てもこれは明らかに時間設定そのものがちょっと問題ではないかと思っておりますので、この点、町長どのようにお考えなのか。当然、改善すべき余地があると思っておりますけれども、この点、町長どう考えているかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に倍本地区の問題につきましては、従前から私ども情報として把握し切れていなかった部分を反省しているわけですが、日の出地区等々につきましては、従前からいろいろな課題がありまして、駐屯地と地域の皆さん方との意見の懇談会等々も開催させていただいておりましたが、倍本地区につきましては、そういう状況でなかったと。急にそういうような状況を把握いたしましたので、近々に、昨年、地域の住民の皆さんと協議をさせていただきました。

基本的に、自衛隊と町との関係につきましては、言うならば協調体制の中で今後も維持していきたいというように思っておりますが、そのことによる障害、いろいろな部分については最大限国に対して障害を解消していただける、そういう対応を進めていかなければならない。協調体制を持つから、すべて住民に犠牲を強いるということではなくて、最大限の国の地域に対する対応を図っていただくようにしたいというようなことで、長い年月かけてきておりました住宅防音の問題につきましても、今、その対応を手がけさせていただいているというようなことで、これからそういった障害をどのように少なくしていくかと。そして、地域住民の意向をどのように把握しながら対応していくかということ、これからは従前と同じように対応していきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 85ページの国民保護対策費、これ立ち上がってはおりますけれども、具体的に、国民保護対策とは、一体何なのだというその辺の基本的なところのお考えですね、町としてどういう考えなのか。対策に当たって、訓練も必要だと思っております。その訓練いつやるのか、どういう時間帯にやるのかと、何のためにやるのかと、こういう問題が出てくるのではないかと思うのです。これはだれのためでもない、住んでいる人々のためであるというものにつながらなければならないと思うのです。ただ、形だけつくればいいというものではないと思うのですよ。

形だけつくるとということについて、昨年、警報訓練やりましたですね、町は防災無線持っているものだから、1月13日それに参加しているのですよ。これはミサイル攻撃ですよ、それから航空攻撃、ゲリラ攻撃、テロ攻撃に対して、消防庁が警報を出すということだったのですよ。それが去年の1月だった、おととしの1月になったのですよ、もう。そして、その後、ミサイルがぼんぼん飛ばされて、ろくに飛ばないミサイルだと、ろくに飛ばない。狂気の国からばんばんばん打たれて、その辺に落ちましたけれども、それについての警報というのは一切出てないのですよ、何なのだとしたら、今、準備中だということだったです。総務課長、そうですね。そういうことで、今、そういう関係の整備中なのかなと、そしてそれとともに国民保護、法制が出てまいりまして、一歩ずついっている。

やはり平和ぼけというのをなくさなければならぬでしょうね、自分たちのところは自分たちでやるよと、とにかく隣に狂気の国があるのだからと、しっかり皆さん言っております。だから、迷惑かけ

るということではないです。今の相反する意見ではないのですよね。町長おっしゃったように、迷惑のかからないように、ここのところはこのようにしてやりなど、説明責任ですね、いろいろなものそうですけれども、そういうことでもって、そういう中にこれから入っていくのであろうと思うのですが、役場として、上富良野町として専門家を置いていますかね。何か道庁は1人専門家を置きたいということのようですね、自衛隊のOBでもって、これのあれをつくっています。グループをつくっております。防災も兼ねまして、グループをつくって、いつでもお手伝いできるようにしますよということ、だから夜の暗いときの誘導であるとか、そんなのはできる体制できているのですよ。ということなのですが、だからいつでも提携はできるのですよ。町と。

これ島根の知事と、島根県隊友会長と提携をしてやっております。現実にもこの前、国民保護の訓練やったようでした。ここでもそれはできます。体制できております。駐屯地ありますから、そういう関係者の定年者ありますからやれるのですよ。いずれそういう方向に入っていく、夜もやるようになると、これはそういう御理解も受けてやるのだということについて、それを具体的に計画をしたり調整をしたりというような方がいなければならないということ。この前、同僚委員がそんなようなことをおっしゃったようなところありましたが、この辺についてのお考えですね、町長でも助役でもよろしいのですけれども、お聞かせいただければと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私の方から、4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

国民保護計画については、この3月にできましたので、議会の方にも供覧いただくように御提供させていただいているところでございますが、今また緊急通報の体系についても確立され、全国的には先進的に9カ所というようなことのようにありましたし、我が町もその中に入って、今、委員がおっしゃられるような訓練に至っているところでありますが、この実を上げることについては、私どももう少し平時から緊張感を持って、もっとレベルを上げることに汗しなければならぬと思いますが、おかげさまで私どもは自然災害を想定しましたいろいろな対応・対策を講じていますので、少なくとも住民の避難誘導については自然災害を想定しましたことで、他よりはレベルは高いのでないかなという自信を持ってございますが、あと、それらを専門的に対応するための専門的な要員の関係については、今現在、企画財政課の中に基地調整員置いていますの

で、そういう立場の中で、地元駐屯地等の有機的なパイプ役を果たしていただいていますので、今段階で、さらに専門的な要員を配置しなければならないかどうかについては、まだ、積極的な考え方は今現在持ちあわせてございません。

今後の地域の中でのありようを考えながら、必要であればまた内部で大いに検討しなければならないと思いますが、今のところは現状で、それぞれが対応することで、ある部分対応できるなどという考え方を持っているところであります。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 先ほどの村上委員の消費に関する件数でございますけれども、19年2月末現在の数字でございますけれども、36件、上富良野から富良野へ相談に行っている件数でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 89ページ、行政のコンビニ収納システム整備でという形となっております。

それで、ここに関して個人情報の保護に関係して、こういう情報が委託されて、それが管理されるという状況の話だと思っておりますが、万が一、委託した側で情報が何らかの形で流れたという場合は、上富良野町で定めた条例の保護法によって、罰則、あるいは契約時点でそういう契約をきちっと結ぶようになっているかと思うのですが、その点はどういう契約になっているのか、また同時に、漏えいしたということが明らかになった場合の罰則等、契約内容等についてどうなっているのか、この点お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 米沢委員のコンビニ収納関連の御質問にお答えしたいと存じます。

コンビニ収納システムの契約につきましては、町はもちろんのこと、北海道銀行のような全国の地銀が出資をさせていただきますCNSネットワークサービスという収納代行業者と14の各コンビニ会社と4者の契約を結ぶわけでございますが、それぞれ北海道銀行、あと収納代理機関、コンビニ個店につきまして、それぞれ契約内容につきましての個人情報の保護に関する契約を結んでいるところであります。

もちろんそれぞれ実績を持っている企業でありますので、個人情報に関します手続きにつきましては、厳密に取り扱うことで契約をしているところでありますが、当然、契約の中身には、もしも予期せぬそういった事情が生じた場合には、町に損害を賠償する条項も入れてございます。

先ほども言いましたように、この御時世ですの

で、それぞれの企業で個人情報保護する仕組みは十分かなというふうに考えてございますが、予期せぬ事態が生じた場合には、そのような損害賠償する条項になってございますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしますと、そういう事態は起こるといふことではないといふふうに思いますが、そういう場合、速やかにそういう事態が発生した場合、そのシステムを遮断する、あるいは切りかえるというようなそういったような体制というのは、バックアップ体制というのはきちっととられているのかどうなのか、そこら辺等はどうなっているのですか。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） システム的には、コンビニ各店で納めた、実際にはバーコードで読み込むわけですが、それらが収納代行業者に一括集約されて、そのデータが本町に専用の電話回線を通じて、他に漏れることのないように専用の電話回線を通じて町の方に情報が電送されるという仕組みになってございます。

したがって、個別の専用の電話回線を通じてございますので、他に情報が漏れるという状況はなかなか考えられませんが、収納代行業者が悪意を持って情報を他に漏らすようなことがあっては、先ほど言いましたように、損害を賠償することにしてございますが、システム的には、個人情報が漏れることにはならないかなというふうに思っております。

ただ、予期せぬ状況になりましたときには、そのシステムを当然遮断することは、対応としては考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 87ページ、泉栄防災センター管理費の委託料の関係です。

10万円ということで計上をされております。私が、18年度の予算の段階でも申し上げたのですが、13年から17年まで全部42万円、それが18年度24万円になった、今回12万円ということでございます。

ただ、その中で隔年置きに、1年置きに、例えば15年度は42万円に5万4000円、それから17年度は42万円に5万1,000円ということでお尋ねをしたところ、窓ガラスサッシの清掃を1年置きにやるということですね。そうすると、19年度が今度は該当の年になるのですけれども、維持管理等を含めてこれを計上しなくて済む、それからもしくは何かの方法でボランティア的な形でやられるの

かどうか、それちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、これについては隔年で全部実施ということでこれまで来ましたが、少し様子を見ながら対応していきたいということで、今のところ考えてございます。この1年、また様子を見ながら進めたいというふうに思っております。

なお、管理業務費用につきましては、他の施設等との整合性をとれるように、段階的に引き下げを地域の対応の方にお話ししながら進めさせていただいているということで、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） では、次に進みたいと思っております。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、第3款民生費の98ページから119ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 105ページです。104ページからわたっておりますけれども、保健福祉センターの管理運営費の中で、点検業務でございますが、ことしは点検の整備が一つふえているわけなのです。それで超音波流水機、これはプールの中についている機械なんでしょうか。これを点検するということが、金額的には6万3,000円で、そんなに大きな金額、金額がどうのこうのではありませんけれども、毎年こうやって点検の箇所が一つふえてきたりしまして、建てた時点でこの施設は点検項目はこれぐらいあるのだと。そして、この機械については毎年やるのだとか、この部分については年に1回やるのだとか、そういうことになっていけば大変検討もしやすいわけでございますけれども、毎年何か新しい項目がふえまして、ことしはこういったものを点検をします。こういうふうにして予算が上がってくるわけなのですが、超音波流水機では来年はどうなるのかなというふうな気持ちも起きたりしまして、そういったところの毎年新しい項目の箇所が点検が必要だということで上がってまいりますので、そういった点お考えをよろしくお願したいと思います。これはプールについている機械でございますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員の御質問でございますが、御発言のとおり、超音波流水機に対しましては、波をつくといいですか、抵抗を与えるものでありまして、それらの設備であります。

御発言のとおり、全体でどういうものが点検整備を要するかということで、経年変化によって変化するものだというふうに思っております。おっしゃるとおり、すべての項目を挙げて、そのうちどれをやるかということについては、私どもとしてもおっしゃるとおりに対応していくべきものというふうに思いますが、それらについては一応整理をさせていただきながら進めたいというふうに思います。

ただ、すべての設備をどの程度の時期に必ずやるかということについて、私どもとしてもある意味では全部をやっていくのが一番正しいのはよくわかってございますけれども、それらをすべてやるのは非常に費用的な負担も大きいということもございまして、可能な限り時間を経過しながら対応したいというふうに思っております。対応すべきものはどれだけあるかということと、それから実施するということとは必ずしも一致はいたしませんけれども、可能な限りそれらについては項目出しをしておきたいと思っておりますが、すべてになるかどうかお約束はできませんけれども、状況によって対応せざるを得ないものもあるということで理解を賜っておきたいと思っております。

なお、これらについては、整備を進めておきたいというふうに思っておりますので、今年度については、今、ここに提出したものだということに理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 105ページの負担金及び交付金で、寝たきりのおむつ助成費という形で、前年度より今回は40万円ばかり減額要素になっております。これは、町の説明では、所得階層は一定の所得がある方については、この補助の対象にならないという中で判断だったかと思っておりますが、これはもともとそういった福祉、あるいはこういう人たちに安心して暮らしてもらう、あるいは介護にかかわる人たちの負担を軽減してもらおうという形の中で設定されたものだと思いますが、その趣旨からいけば、所得のある方については抑えてもらおうと、控えてもらおうというのは、どうも納得のいかない内容だと思いますが、この点。

それと、昨年ちょっと見落としかもしれませんが、家族に対する慰労の扶助費というのがあったかというふうに思いますが、今回、今年度についてはこの項目ではありませんが、この点どういう経過なのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、寝たきり老人等のおむつの購入費

助成にかかわりましてでございますが、これらについても制度を維持し、そしてある程度バックアップをさせていただく部分については、非課税世帯ということの基本として、その論議を進めさせていただいたということございまして、そういう点の御理解を賜りながら、この制度の維持に努めていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点でございますが、家族介護の支援にかかわりましては、御承知のとおり、居宅の方で介護保険を御利用にならない方、重度の方でございますけれども、この方にお出しをするということですが、これまで過去相当量軽減を位置づけしてまいりましたけれども、実質的には非常に実績がないということもございまして、この辺については今回省かせていただいたものでございますけれども、必ずしもこれが制度としてなくしたということではないので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 当初の町は受益者負担という形で、こういったところにもどんどん切り込んでくるわけですよ。そういうことで、本当に福祉の充実が整うのかという問題があります。

何よりも本来の原点に立ち戻って、たとえ課税世帯であってもこういう趣旨であれば、そういう補助の対象にするということこそ、今、上富良野町としてあるべき姿ではないかなというふうに思っておりますので、この点、もう一度答弁願いたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございます。

制度そのものにおいて、当初の創設時での対応の仕方と時代の変化をとらえながら対応していくことについては、おのずとそこに論議があるものではないかというふうに思っております。そういう中において、この制度を維持していくことから考えますと、今、非課税の方々に対応させていただくことが必ずしも合理的ではないというふうには、私どもとしても必ずしも考えてございませぬので、そういう意味合いからもしっかりと対応すべき位置取りの中で対応させていただこうというものでありますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 幾ら言っても、本当に冷たいというふうに思っています。それで、ぜひこれもう一度、予算の計上の仕方ぜひやめていただきたいというふうに思っています。

次に、お伺いしたいのは、99ページの社会福祉協議会の補助の問題についてお伺いいたします。

前年度より、若干100万円ばかり減っているかというふうに思います。そこでお伺いしたいのは、この間、町は配食に対する食費の負担率の引き上げ、これを実費負担という形にしました。さらに、今回に至っては介護のいわゆる昼食会に至っても、これをさらに福祉協議会と協議した中で継続するけれども、福祉協議会の意向に沿った形の中で、町としては補助は出さないが、福祉協議会で一定利用者から負担取って継続するという話であります。

そこで問題だと思うのは、こういう話の進め方の中で、やはり福祉協議会に対する事前の話というのが、町の方としてはされたというふうな印象なのですが、福祉協議会としたら、突如、嵐のごとくあらわれて消え去ったと。こういうような印象の表現ではありませんが、私のとらえ方ですから、そういうような言い方であったかなというふうに思います。こういう種の問題というのは、何年かかけて事前に話をするだとかというような形の中で、福祉協議会そのものの財政基盤そのものが弱いという状況もありますから、そういうものも含めて、そのあり方自体が高圧的、官僚的、至ってそういうところがあるのではないかなと思うのですが、町長、この点はどのように認識されているのかと同時に、引き続き昼食制度というのは維持して、きちっとした補助を出してやるべきだと思います。

ちなみに配食弁当については、他の自治体では、ことしから若干あるかと思いますが、昨年時点では400円とか300円とか、本当に一定の自治体が補助を出して低く抑えているのですよ。上富良野が、前にも言いましたが、機械的にすぐ上げるのですよ。こういうやり方では、本当に幾ら福祉だとか何とかといっても、血の通った行政というのはできないと思います。私は、こういった点でも町のあり方、進め方、そのものが大きな問題点があるのだというふうに思います。町長、この点も含めて、問題だとお感じにならないのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 担当をさせていただいている者としてお答えをさせていただきたいと思いますが、社会福祉協議会に対する補助のあり方ということで御質問ちょうだいしたわけでございますが、社会福祉協議会の活動に対するその基盤になるものというものにつきましては、私どもとしては人的要素がそこにあるものだというふうにとらえさせていただいております。

したがって、その部分にかかわりましては、少なくともその時々に応じてしっかりと、基盤的に整理をさせていただいてというふうに思っております。

ます。なお、それぞれの事業にかかわりましては、その事業の効果というものをどう図りながらいくかということ、これは当然にして論議をすべきことだというふうに思っております。

御発言にありました昼食会にかかわりましては、委員の方の御発言では、突然に来たというふうにお感じになられたかもしれませんが、私どもとしては早くから論議をさせていただいたものでございまして、社協さんともその件についてはお話をさせていただいて、私どもとしては今、行政としてこの昼食会にかかわりましては、その実質的な効果のある程度とり得る時期ではないというふうに判断をさせていただいて、論議をさせていただきました。

そういう中で、社協さんが独自としての活動の内容、いろいろな要素を加えた中での実施をお考えになったということについては、その環境整備をさせていただくということで、合意をさせていただいたものだというふうに御理解を賜っておきたいと思えます。

なお、配食にかかわりまして、これらについての提供するサービスの内容として位置取りをさせていただいているということでございますので、御理解を賜っておきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 理解できないのですよ、何回聞いても。ただ、予算枠があるから機械的に切ったと、これしかないのですよ。課長、そうでしょう、指示されているのでしょうか。総枠は何%で切りなさいということ言われているのだから、それに従ったままでしょう、あなたは。悪くないと思うのですよ、忠実にやっているのだから、指示した方が問題だなど、僕は思うのですよ。

町長、どうなのですか、財政的にはいつも大変だ大変だと言っているけれども、だけれども、この大変さを生んだ原因というのは、また、別な問題があると思うのですが、町長、どうなのですか、そこら辺。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問に、私の方からまずお答えをさせていただきたいと思えます。

もう指示したか、その指示を受けたかについては、どれもそれぞれ現実的にやっているわけでありまして、と言いながら、何の考えもなく中を順番に整理していつているという実態でないことをひとつ御理解をいただきたいと思えます。

先ほどの寝たきり老人等のおむつの助成につきましても、今、こういう時代の中で必要性は当然、私

ども行政としても認識しているわけでありませんが、それを将来ともに安定的に制度として維持することを前提にどうしたらいいかについて、所管においても相当練りに練った姿であります。

したがいまして、それぞれ経済的にある程度余裕のある方については、こういう御時世でございますので、見直しを図ろうというそういう過程を経ていることについて、御理解をぜひいただいております。

なぜかと申しますと、過去に政策展開したものをすべて継続するということになりませんので、時代の変化、それぞれ受益の状況等を十分見きわめながら判断しているわけでありまして、私どもも町長も非常に財政の状況、町長自身も大変困惑しているわけでありまして、といいながら、やはり財政を破綻させず、財政を安定させながら必要な諸制度について維持するという、その中での知恵でございますので、一切そこに手をかけたら、いいか悪いかについては私どももなかなか言えないわけでありまして、そういう中であくまでもいろいろと必要な制度を維持するということを前提に見直しをしているということについて、ひとつ十分御理解をいただいております。

昼食会の問題につきましても、今、委員がおっしゃられるように、上富良野の要するに実費が高いという、私どももこの沿線の状況を見たときに、町はそれぞれ制度的にアンバランスはないわけでありまして、他町村におきましては、制度的にそれぞれ同じように食事の実費積算の中で、それぞれが違うというそういう課題もあるわけでありまして、私どもは、そういう意味ではどの制度を利用しても昼食にかかわるような実費については低額だという、そういうこともありまして、どれをとるかについて、種々それぞれの立場で判断が分かれるわけでありまして、当町としましては、そういう面での統一化をして皆さんに御理解をいただいているということでありまして、先ほど来お話ありました非常に官僚的に、一刀両断にものを進めているというようなことも言われるわけでありまして、いかんせんこういう性格の問題については、受ける側と話を進めなければならない側に、それぞれ受けとめ方、認識の違いがありますので、私どもは精いっぱい相手の方に理解を得るように説明をしているつもりでありますので、なお一層努力をしまいたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 関連ですか、違う件で。9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 予算の時期でないという質問できない部分ありますので、なるべく手短かに話した

いと思います。

107ページの介護の在宅利用者の負担軽減補助50万円です。これは17年度の決算でいけば、前年度247名で、それが17年度の決算で言えば52名に激減しているのです。今回もそういった感じの中で、恐らく対象者は52名という形のあるいはそのラインの中で設定された50万円かというふうに思います。これで利用される人にしたら、訪問にしても大変うれしいという声が聞かれています。こういう軽減策があれば、利用したいという形のことがあります。

それでお伺いしたいのは、16年度から比べて激減したという中身と、どういうときにこのサービスの利用したら、少しでも介護が負担軽減できて、安心した利用計画が立てられますよというような指導はどのようなふうになっているのか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。介護保険の在宅サービス利用の負担軽減の関連でございますが、これについては、御利用いただく方々のいわゆる利用の費用単位を千円単位で、バックアップをさせていただくという形で進めさせていただくということもございまして、それが少し減額になっていった形になっているということで御理解をいただきたいと思っております。これらについては、それらの御利用をいただきながら、低所得の方々への対応については、今後も引き続いて対応をしていこうという考え方でございますので、これについてはまたさらに私どもとしても制度の内容について、御利用いただくように進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 課長の答弁わかりづらいのですよね。最初は、制度発足当時は進めたけれども、余り進め過ぎたと、そのあと制度の解釈の違いがあって、よく説明しなかったのか、あるいは余りにも多いからいわゆる介護の認定、あるいは審査の段階で、これは対象にしないでも、わかりやすく言えば使わなくても十分対応できるから、この補助制度にのせなくても介護制度としていけるのではないかというふうに言ったのか、そのどちらかなのですよ。ちょっとお考えてください。そこら。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 使わせないために、私がそういうふうの説明をしていったということではございませんで、あくまで使っていただくために、広範囲の方々にご利用いただくために、単位

を千円単位で整理をさせていただいてきたということが事実でございますので、その点については、お話をさせていただいてございますし、今後もそういう形で進めさせていただこうというものでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしますと、この制度があるということをきっちり、選ぶのは相手ですが、あるということ責任者として説明する義務があるわけですから、それが相手が選ぶか選ばないかというのは別問題ですが、きちっと説明責任果たして、こういう制度を利用するのも方法ですよということが、引き続ききちっと説明されるということで間違いないですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 委員のおっしゃるとおりであります。

委員長（西村昭教君） 他にありませんか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 105ページのボランティアのまちづくりで、ひとつ例え話で、これ役場ですから。先ほど清掃について話がありました。夕張になるのですよ、下手すると。というのは、夕張では職員組合は清掃とかそういうことをやらないのかと、とにかく行政と一緒に予算をどんどんどんどん使っていくことばかりやっていたのではないのかということ夕張で言われております。私、今度、研修へ行きますけれども、議会終わったら全部見れますから、そういったところ回ってみようかと思うのですけれども、そういうことでして、清掃を時間外でやると、時間外にやったら給料が上がるからと、そういう感覚ではだめなのですね。時間外であれば、ここはサービスでということだったら、テレビを見てると、助役とか課長だとかモップかけやったり、ほうき持ってやっているのがテレビへ出るのですけれども、ああではない、職員組合の若い皆さんがやるのです。ということが、そういう声が上がれば住民の方も、役場大事にしなければならぬぞというものにつながっていくのではないかと思いますよ。管理職と職員組合の方々がそういうことでいっていると。そして、その部分を減して住民負担は減りましたよと言うことに行けば、それも一つのボランティアということで、私のお尋ねするのは、ボランティアということで、住民会の中に1,000人なら1,000人、1,500人なら1,500人おりました、そして仕事をしておりますよ、みんな、それから子育てやっていますよ。この方はこれでいいのです。一生懸命やって税金納めた

りやっっていけばいいのです。それ以外で、元気な高齢者で集まって、自分自身の健康のためにも、さっき言ったような健康のためにということで集まると100人不足、大体七、八十くらいですかね、もっているかと思うのですよ。遊びも入っていますから。

そして、その中で地域の安心・安全のためにボランティアで回りましょうかと言ったら、大体七、八十名で何人ぐらいいるかな、20人くらいなのですよ。実質1,500人で20人くらいなのですね、それぐらいいるところはそれいるのですが、二、三百のところもいるのですよ。そしてやりたいなと言っているところは、やりたくても五、六人ぐらいてもうやっております。立派です。やっているのですよ。ボランティアと言っても、それほどなかなか一歩出ないものなのですよ。それでボランティアコーディネーターを福祉協議会に置いて、志のある人が行って、弁当配食をしたりいろいろやっておりますね、電話なさるとかやっている、これはこれでよろしいかと思えます。

それで、そこにやったよということでは、だめだと思ふのですよ。町としてやれるのですものね。町として、先ほど言ったように行政がやるからやれよということではなくて、要するに住民会の中でもって、そういうので立ち上がって、20人なら20人の人が立ち上がったなら、この方たち高齢者なのですよ。そうしたら、体育館30分なり1時間ユニフォーム着て回っていたら、無料でどうぞというような形を何かでやってあげるべきだと思います。

今現実に出ておりますよね、体育館の中歩いていた方々でもって何で50円取るのだと、我々30分しか歩かないではないかと、何で50円取るのだとって名前書いて、ぼっといっているわけ。だから、ここは縦割り町民生活とか保健福祉ばかりになっておりますけれども、教育委員会も入るのですものね、そういうようなことでいくと。そういうことでやりたいなという方、それからどうもという方でも、どんな方でも自分の健康と結びつけばやってあげていいよというものに、私は結びつくと思うのですよ。そして、それが地域の皆さんとのコミュニティにもつながるといって、そういうものにしていただきたいし、コミュニティにつながるようにして、全住民会が小さいところは小さい、少なくともいいから、そのユニフォーム、本当はユニフォームあげていただきたいのですけれども、そんな予算ないでしょうから、お金使う話はいいですが、できる範囲です。そして、それを着た方は体育館の中歩くのは、ここについては無料になりますよと。

中には、高齢者でもとにかく自分の好きなことだけやっている人もいます。コミュニティも何にも来ないなというような感じてみているのですよ。そういう人を引きずり込みたいのですよ。引きずり込むと言ったら言葉悪いですが、入っていただきたいのです。それが子育て、それからお勤めをしている年代の方々、四、五十代の方々にそういうのが見えれば、こういうことだったらおれらもやっていかなければならないね、今、仕事一生懸命やって終わったならばやっていかなければならないねという、いい雰囲気ができ上がっていくと思うのですよ。また、つくらなければならぬと思うのですよ。行政に金出してやってくれやってくればかりでは、そんなことやったら住民負担がふえてやめてくれと言いたくなる、やめてくれやめてくれと言いたくなるのですよ。住民負担になることについては、そうではなく、やれるところはここでやるからという、そういうボランティアのまちづくりについて大所高所から立って大きく広く、広い視野で立ての考え方、そこについてお尋ねしたいのですけれども、大体見えたかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の大変高い次元の話でありますので、なかなか答えになるかどうかわかりませんが、私ども町長も議会の中で町政執行方針を述べさせていただいておりますが、いわゆるこういう時代の中で、一番大事なのは原点に返ることだと思いますが、いわゆる協働のまちづくりをこれから一つ一つ積み上げて、そういう姿を目指したいということも町の方針として述べさせていただいておりますので、と言いながら、なかなかそれぞれの地域の方、個人であろうと民間の組織であろうと、みずからの心を持って、今、委員がおっしゃられるような行動を一つ一つとっていくことについては、大変理想であってなかなか難しい課題であります。今、他の委員からも御発言あるように、当然、行政のサービスとして現状を維持すべきだということについて、地域の中で皆さんがそういう思いを結集して、そういう制度を行政経費をかけることで維持できるのか、かけないでできるのか、そういう流れの延長に、今、委員がおっしゃるような姿があると思いますので、私どもも決して行政経費がないから、すべて地域に負担を転嫁する形で仕事をさせるということではなく、行政の運営の一つのあり方として、それぞれがかかわることで地域が成り立っていくという、そういう原点を確認し合えるようなきっかけを行政がもう少しつくっていくことで、今、町長が申し上げていますような協働のまち

づくりの体系をつくり上げていきたいというふうに思っていますし、その第一歩を19年の予算にはなかなかございませんが、今、我々職員がそういう心を持って行政活動することで、ある意味では第一歩をしるしたということでございますので、そういう意味で、今後もそういう理想の姿になるように御支援と御協力をお願いしたいというふうに思うところであります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 中央保育所の事業費の関係で賃金でございますけれども……。（「ページ数」と委員長発言あり）

117ページ、代替保育士の308万7,000円ですね、臨時保育士というのはわかるのけれども、代替保育士というのはどういうときに採用して働いてもらうのかということと、119ページ、工事負担費で中央保育所の屋上の防水についてですけれども、施設管理費については各方面で削減を言われる中ですが、この保育所の屋根の防水については急を要するような状況なのですか、その辺を説明願いたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 岩崎委員の御質問でございますが、代替保育士にかかわりましては、いわゆる年休ですとか、各種の代替を要する保育士さん方の事情によって対応せざるを得ないものがございまして、その方々の保育にかかわっていただくということでございまして、そういう言葉を使ってございます。

それから、もう1点の中央保育所の屋上の防水にかかわりましては、これは経年変化を既にございまして、これに対応するために総合計画の実施計画の中でも当初から計画に入れさせていただいてございましたが、若干、年度を少し後ろになった状況になりましたが、これを19年のうちに実施をして以降に施設の運営が適正になされるように、これに対応しようというものでありますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 99ページの社会福祉協議会の補助の関係等を含めて質問をしたいと思っております。

先ほど同僚委員の方から、配食サービスの関係、それから昼食会の関係等が話がありました。私も保健福祉課で進めている方法が、非常に町民感情としてわかりにくいという面が感じます。特に、配食サービスの関係は、ホテルコストにするのだということで700円と、しかし、富良野だとかほかの町村見たら300円、400円なのですね、何で上富

良野はこんなに高いのと、そういうことで食数あれが減ってきているのですね。

それともう一つは、昼食会の関係も大体毎月60人ぐらい来ているので、それがまた減ってきているということで、言うならば内容が本来の目的になっていないというような課長の説明もありましたけれども、社会福祉協議会としては、これはぜひ継続をしたいのだと、そういうことで我々厚生常任委員会に申し入れがあったのですね、協議会は懇談をしたいということで。そうすると、言うなれば、その後、課長とも単独協議をいたしましたけれども、我々厚生常任委員会とですね。そうすると、言うなれば予算の枠がこうだからと言わんばかりの言葉の端々にあるのですね。ですから、私は、できれば福祉協議会と十分協議をしながら、納得の上福祉協議会がやるのだと言うのだったら、我々の方に何も問題の提示がないのですよ。

それからもう一つ、緊急通報システムの問題についてもこの前、民生委員の協議会があったと思うのです。そこに出られた民生委員の複数の方から、私のところへ電話きました。我々民生委員は、独居老人、老人世帯と接しているよと、事前に何も連絡なしに、こうなりましたからという話だと、それで委員長としてどうなのだというような、おしかりの電話をいただきました。

ですから、民生委員の皆さん方が接している人たちに、十分こういう事情でこうなのだという話し合いをして理解を求め、それがあつた面では対話と協働の精神になるのではないかと思うのですね、ですからそういう点が非常に欠けていたのではないかと。そういうことで、批判を申し上げますけれども、とりえず社会福祉協議会の本年度の補助金の予算の内訳、これ全部出してください。我々は我々の立場で福祉協議会としてやるというのであれば、やれる可能性がどういう要素であるのかということで、研究をしてみたいと思います。そういうことで、一応、批判的な注文をつけながら、一つは、この資料請求をいたしたいと思いますので、委員長、取り計らいいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますけれども、社会福祉協議会に対します補助金でございますが、総額的に申し上げますと、人件費で1,921万円……。（発言する者あり）

それでは、資料につきましては、後ほど委員長の方にお出しをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他に質問ございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 発達支援事業についてお伺いいたしますが、108ページ、109ページにわたってなのですが、これは今回の臨時心理士という形で、前は123万円ありましたが、10万円ばかり減額要素になっておりますが、これの要因はどのような要因なのかということ。

それと、さらにもう1点は、今後、保育所等々、あるいは子育て支援との関係で、連携がますます必要になってくるかというふうに感じております。保育所のところでも、やっぱり何らかの障害を持ってられる方、あるいは可能性が見受けられるという方がおられます。上富良野町の場合は、乳児健診、あるいは幼児健診という形の中で、そこでそういう方たちが浮かび上がってきて、発達支援センターの方、療育指導員の方、あるいは保健指導の方と話し合っただけというふうになっております。

ことしの重点というのは、より細かにそういった部分に目を向けて、早期にそういった状況を見える、あるいはそういう意味で、発達支援センターの臨時療育指導員と指導員等の役割というのは、非常に大切な状況になってきているかと思いますが、ことしの指導目標はどういったところに置かれているのか、この点。

さらに、保育所に至っては、113ページなのですが、ここで障害児保育事業補助という形になっておりますが、これは、わかば、西保育所に対する補助なのか、この点、お伺いしたいと思います。

次に、117ページの中央保育所関係で、いわゆる一時保育ができないという状況ありますので…。

委員長（西村昭教君） 1問ずつお願いします。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、金額的に臨時心理士の減額の要因はということですが、専門職としての先生自体は、非常にあちこちでそれぞれに大学の講義等全部含めてお持ちをいただいておりますが、そういう中でおいでをいただいているということで、昨年は大体予測を十分にできない状況で進めさせていただいた経過がございまして、今回、それらについて細かく整理をさせていただいた段階で、先生との調整の中で今のところつくり上げているものということ、おいでをいただく回数がある程度を立ってさせていただいたということが1点でございます。

それから、次の各保育所等との連携というものにつきましては、保育所ということだけではなくて、今の段階ではそれぞれ新生児からの情報等も全部保健師の方である程度の把握をいたしますので、それ

から4カ月健診以降の各健診時期におけますところの内容と、それから発達支援センターとのつながりというものを十分とらえさせていただいて、経過を観察する者、それから当初から障害を持つ部分の者とか、それらについてケースを整理をさせていただきながら、次にどこまで何をどうつないでいくかということにつきましては、就学まで少なくともそれらについては対応させていただくということが大きな目標でございます。

したがいまして、各保育所・幼稚園とのかかわり、それから各家庭のかかわり、それから子育てサークル等のかかわりというものについては、それぞれに必要なに応じて常に情報を整理させていただきながら、次へ進めていきたいという考え方を持っております。とりわけ19年度に向けましては、いろいろな面で子育て支援の分野で各施設等、保育所でありますとか、幼稚園でありますとか、そういうサークルを含めてそこに参加しない方々へ一歩踏み込んで、私どもの方から積極的にアプローチをしていこうという考え方を持っております。

それからもう1点でございますが、障害児保育の関連でございますが、委員御発言のとおり、民間保育所にかかわるものの補助ということで、御理解を賜っておきたいと思っております。あと、中央保育所にかかわりましては、それぞれ補助金ではなくて、直接のものでございますので、その対応をさせていただくということでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） これは何名それぞれ、わかば、西保育所という形で障害児保育の担当職員が加配される予算なのか、この点お伺いいたします。

やはり実態としては、こういうことだと思うのです。早期に発見できれば、その家庭の中で対応ができると、まだまだそういった意味では十分な加配がない中で、今回、要望出されたものだということには判断しておりますが、そういう意味では、加配に対する支援策というのは、きっちりと今後とも位置づけてやる必要があるものだと思いますが、この点、再度お伺いしておきたいと思っております。

それと、個別の連携という形で、さらに踏み込んで訪問をするという形の話だったかというふうに思いますが、この点は、従来と若干変わってきているのかなというふうにも思いますが、こういうときにこそ流れを読んだ逆らわない子育て支援に対する指導の体制というのが必要だと思います。そういう意味で、上富良野町の子育て支援の発達支援センターの指導員の方の話聞きますと、よく勉強されているのです。きめ細かにケースをきっちりと上げて、Aと

いう人にはどう対応するのかということもすごく勉強されています。そういう意味では、本当に臨時で対応されている職員についても私は、せめて非常勤の嘱託職員という形の中で、人件費を抑えるばかりではなくて、こういうすばらしい知識と経験を積んだ指導員をきっちりと優遇するというのも町が持っている大切な部分だというふうに思いますが、町長は、どんなふうにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 子育て支援班主幹、答弁。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） まず、障害児の方でございますが、1名の障害児につきまして181万4,400円の加配がつきます。計算の根拠といたしましては、保育士の単価6,300円掛ける月24日の12カ月ということでございます。現在、予算の中で、西が2名、わかばの方も2名でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

いろいろなことが意見として述べられているわけでございますが、療育指導員の関係につきましても私どもにおきましては、今、きちっと要綱を持ちまして制度化しまして、職員に準じた処遇をしてございますので、決してそんなに大きな見送りするものではないというふうに思っています。

今後もそれらのあり方については、適正に進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 117ページでお伺いいたしますが、子育て支援のサポート制度導入というのは考えておられるのかどうか、これは次世代の育成の行動計画の中にもこの種は欠かすことができないという計画目標が掲げられております。

そのアンケートの中にも、そういった悩みを抱えている方、費用負担が多いという問題も含めて、こういうときにどこに預けているのかということで、親戚、あるいは知人というところが上富良野町は多いわけです。そういった部分で、そのアンケートのもとに、きっちりとした支援制度をサポートできる制度そのものを保育所でできないのだったら、体制をとるとすることが必要だと思いますが、こういう部分の対策というのはどうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の子育てのサポートの関連でございますけれども、委員御発言のとおり、次世代育成いわゆるエンゼルプランの

中で、一つのめどといたしまして平成23年度を目標といたしてございますが、いわゆるファミリーサポートという形にとりましては、これを具体化していくことの大切さというのは、私どもも十分認識しているわけございまして、先ほどもお答えを申し上げました各家庭の中で、どこにも参加をされていない御家庭の方々を声かけをさせていただくというようなことも一つございまして、それらの方々と地域的なサポートのあり方というものを一朝一夕にできないという部分でございますものですから、この理解をどういふふうに進めていくか。今、19年からそれらを含めての検討をまず加えさせていただくということで、その制度のありようというものの根幹をしっかりとつくっていきたいという考え方を持っておりますので、その点については、今後取り組んでいく一つの事業としてとらえてございまして、理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、次に移ります。

説明員が交代いたしますので、暫時休憩といたしたいと思います。

午後 3時03分 休憩

午後 3時20分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第4款衛生費の120ページから135ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 125ページのがん検診の委託料でございますが、ことしは681万2,000円ですけれども、ここは減らしてほしくなかったのですけれども、昨年と比べまして83万2,000円減となっております。それで、胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診ですか、がん検診、何人ぐらい受けられていらっしゃるのか、ちょっと教えてほしいと思っております。

それから、乳がんは何歳から対象だったでしょうか、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） がん検診の委託料の削減につきましては、子宮がん・乳がん検診が2年に1回というふうなガイドラインの方が変わりましたので、それに対応した受診数の減少と、あと、実際の検診の受診数に対応した見直しの結果の今回の数字となっております。

あと、受診数につきましては、胃がん検診が560人、大腸がん569人、肺がん2,852人、肺がんの嚔たんが40人、子宮がんの頸部がんの方が146名、子宮がん体部がんが7名、乳がん検診のマンモグラフィーの併用が160名になっております。

あと、乳がん検診の年齢につきましては、国の方から16年のがん検診の制度のあり方について指針が出ましたので、それに基づきまして40歳以上を行っています。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） ありがとうございます。

それで、乳がん検診でございますが、私の知人でも早期発見ができて非常に助かったと、こういう話を何人か聞いておりまして、今、中富良野町でしたか、富良野市でしたか、30歳に下げると、こういうことございまして、上富良野町でも乳がん検診でございますけれども、これを何とか30歳ぐらいに年齢を落とすことはできないものかどうか、そこら辺の検討につきましてどのようにお考えになるか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 乳がん検診につきましては、16年のときに、がん検診のあり方というのを検討した中でも、50歳以上の乳がん検診のマンモグラフィーについては効果がある、40歳以上については確立したものではないけれども、効果は認められる、30歳代については開きの問題があるので、乳がん検診のマンモグラフィーの対応を今のところ進める方向ではないというふうな指針が出ておりますので、あともう1点、乳房の張りの状態が30代ではまだ非常に張っておりますので、写真をとったとしても制度上、正確な診断ができない場合もあるというふうな指針に基づきまして、40歳以上という国の指針どおりの対応を考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

16番渡部洋己委員。

16番（渡部洋己君） 133ページですけれども、合併浄化槽についてお伺いしたいと思っております。

この間ちょっと聞いたのですけれども、ことしの予算的には2,000万円ほど予算しているのですけれども、昨年度から見ると600万円ほど少ないのですけれども、これは聞きますと、戸数が減ったというか、申込者が減ったのかなというふうな。これは15年から一応10年ぐらいの計画でということで、当初はかなりおって抽選でやっておったのですけれども、農村地域には下水道が入らないという

ことで、合併浄化槽で対応しているのですけれども、これがどうなのか、もう5年目ですか、ですからこの助成制度あることがわからないのであるのか、わかっているも負担が結構かかるのでやらないのか、そこら辺どうなのかなど。将来的にどの程度、なかなか全部はならないと思うのですけれども、将来的にどういう考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 16番渡部委員の合併浄化槽に関する御質問にお答えを申し上げます。

この合併浄化槽につきましては、平成15年から17年まで、18年まで経過しておりまして、103基の設置を見たところでございます。また、平成19年度におきましても5人槽で、課の中の全体の予算を考慮した中で20基ということで設定させていただきました。

それで、これにつきましても平成25年までの予定ということで、農業者の方にお手紙差し上げまして、希望を申し込んでいただくということでございまして、今後につきましてもそのような形で実施していくところでございますけれども、ことし3月15日まで申し込みとっているところでございまして、まだ、若干は日にちありますけれども、大体予定の人数は応募してきているということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） それで、国と道からも多少補助は来るのですね、この辺はこちらの事業費に対しての事業費を言って補助をもらうのか、それとも国からどういう形で来るのかをちょっと教えていただきたい。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 渡部委員の御質問でありますけれども、国並びに道によりまして助成いただいておりますけれども、国におきましては従前どおり3分の1、それから道につきましては4分の1という形の中で助成いただいております、最近の道の関係もありまして、7分の1ということによって指示を受けているのですけれども、最終的には4分の1という形の中で、18年度は助成をいただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 富良野地域センター病院、協会病院の関係についてお尋ねをいたしたいと

思います。

ページ数は121ページでございます。一応、負担金ということで2,068万8,000円を支出をすると、富良野沿線5市町村でトータルで8億円ということでございます。

それで、2月17日の地域センター病院改築に伴う基本構想についての確認書のナンバー10でございます。共同利用施設運営委員会の設置ということでございます。特に、高度医療機器が5億円、それから開放型病床で3億円ということでございますけれども、共同利用施設運営委員会の構成メンバーはということになっているかということでお聞きをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、これらの運営に関しましてメンバーというのは、今の段階まだ確定いたしてございませんので、今後の動きになろうかというふうに思いますので、確定次第、またお知らせをしたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 確定していないということですが、既に3月19日には、我々院内の視察ということでございます。一番心配するのは、高度医療機器が5億円で、上富良野町も負担をしている。そうすると、この利用の方法がどういうことになるのかというのは、例えば上富良野で町立病院に行くと、富良野へ行くと、これこれで検査をして来る、それからまた戻って来るといったことも含めて、利用料金から診療体制等を含めてどういうつながりになっていくのかというのが一番気になるので、せっかく上富良野町も2,000万円以上を出して、それなりの効果というのが早めにメンバーがわかって、そしてこの運営についての取り扱いが具体的に出てこない、おかしいのではないかと思いますけれども、とりあえずメンバーが確定していないということは、いつごろ確定をする予定なのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時32分 休憩

午後 3時33分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、私ども2月19日段階での情報で

ございますので、先ほどメンバーが決まってないということで、ただ、広域の行政と圏域に係ります保健所でありますとか医師会ということになってございますけれども、その中でどなたがということまではまだ決まっていないということで、お話を申し上げたいと思いますが、そういう中で機器の導入に関しましての最終的には今リストアップはされてございますけれども、これらがどういう形で全部が導入されるかということについても基本的には、恐らく今リストアップされているもので展開されるだろうというふうには思っております。

委員会にかかわりまして今の段階で言えば、富良野医師会の会長等がこれらに携わってくださるのではないかなというふうには思っておりますが、細部につきましては、若干の時間をちょうだいしながら整理をさせていただいて、お知らせをしたいというふうには思っております。

おっしゃるように、今後の利用の関連につきましても早急に私どもの方から、また、事務局の方にお話をさせていただきながら進めたいというふうには思いますので、御理解を賜っておきたいと思っております。若干の時間をちょうだいしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 3月19日院内視察があったり、それから5月にはオープンということでございます。したがって、どういう機器が入って、うちの町立病院なり、上富良野町の一般病院等が、こんなケースの場合はこうだというような機器よっての具体的な事例等が出てくるのではないかと思いますね。そうすると、そういう調整のための問題、それから上富良野町として高度医療機器の機器が、どういうあれによって利用の方法等が変わってくると思っておりますので、今、課長の言うように、セクションはポジションからだれが出るということあれだけれども、まだ、氏名が確定していないということであれば、富良野地区の広域市町村圏振興協議会の方から、この確認書は前の市長高田さんがなっていますけれども、今後、ここには富良野市長が入るのか。それからもう一つは、沿線5町村の中でどういう形で入っていかれる今予定にされているかということでお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問であります。恐らく最終的には各構成市町村の首長が、既に入った形で進められるのではないかなというふうには思っておりますし、それから先ほど申し上げましたように、医師会でありますとか、歯科医師会とか、あと、ありますのは富良野市の社会福祉協議会あたりが、これらの対応になろうかと

いうふうに思っております。

そういう中で運営がなされていくのではないかなというふうには思っておりますが、それらのほかに、また、保健所等のかかわり等もございまして、最終整理がなされた段階で、私どもの方でも早急に確認をとりながら、整理を進めたいと思っております。

あわせて、高度機器の利用に関しまして、どういうふうな展開がなされていくかということについては、その受診によって行われるのか、それとも委託でなっていくのかということについては、ちょっと私もお答えできる状況にございません。大変申しわけございませんが、これらについても早急に確認をとって進めさせていただきたいというふうには思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、課長の答弁でまあまあ、そのうちになるだろうというようなことだろうけれども、富良野市議会議員の横山という市議会議員がいて、この人は協会病院出身なのですね。彼の言うのには、沿線の5町村で、この利用に対して具体的な事例をぼんぼん出して行って、その傾向をぴしっとまとめなかったら、だめでないかということをおっしゃられたのですね。ですから、そういうまとめ方をとりあえずどういう機器があって、今、課長の言う患者さんの対応によってはまたあれなものですから、そういうようなある面で専門家の人たちが十分協議をして、そういうことをまとめる方法を早急に具体的な形でとっていただきたいということで要望いたします。

以上です。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の高度医療等を含めたセンター病院の運営についての御質問でありますけれども、今、協会病院運営協議会は5市町村が中心になって対応しております。過般、運営委員会を開いた中にありまして、高度医療機器の購入については予定どおりのものを購入したという報告と、その対応といいますが、検査と申しますが、措置を行ったという報告については、運営委員長である富良野市長から報告を受けております。これらの部分については、今、委員もお話のとおり、後日、一斉に視察を実施すると。

それで、高度医療の対応につきましては、今、委員にもお話ありましたように、これは基本的に技術者、医師でないと、その利用だとかそういう対応はできませんので、これは私もちょっとこうだぞという確定はできないのですけれども、組織はつくってあるわけです。その組織は、協会病院と富良野医

師会との中で対応していると。医師会の中には、うちの病院の先生方もみんな入っていますので、そういう対応した中で高度医療の利用について、どういう形に対応するかということを経験者と富良野協会病院とで協議をして煮詰めていくと。その中で、一番今課題になるのが、保険における療養費、例えば上富良野の医師が患者として頼んでいて、富良野協会病院で検査をしてもらい対応したときに、上富良野町立病院が幾らの割合で保険料費をもらうかと、富良野がどれだけ、協会病院はどうするかと、そういった部分だとか詰め部分はまだ残っているので、これらについて今組織の中で、高度医療何とか協議会とかというのができておるわけですが、そこで十分煮詰められて対応されてくるものというふうに思っております。それら明確にでき次第、また、報告させていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 131ページのクリーンセンターについて、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思っておりますが、まず、修繕費が昨年度と比較いたしまして300万円近いのかな、ことしは増額になっておりまして、こういった程度の修繕費というのは、クリーンセンターの施設上大体毎年これぐらいの水準で修繕費というのはこれからも見込まれるのか、それからさらに相当ハードな運転がされているかなというふうに推測するのですが、将来施設を延命をするために、長く使うために、さらに近い将来大きな修繕を要するような想定は、今のところ考えられるのかどうか、状況がおわかりでしたらお尋ねしたいと思っております。

それからもう1点は、最近のダイオキシン類等の排出等については、安定して数値をクリアしているのかどうか、3点お尋ねしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 15番向山委員の御質問にお答え申し上げます。

クリーンセンターにつきましては、平成11年から稼働しまして、かなりの部分で経年劣化しているのが実態であります。今後におきましても突発的な部分もありましょうし、日々点検、月点検、年点検を実施しております、大きな修理につきましては想定されておられませんけれども、細かな昨年と比較した部分につきましては、今、主幹の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

また、次のダイオキシン類につきましては、ここ数年数値がゼロということで、異常は認められないところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 15番向山委員の質問についてお答えをいたします。

ことし300万円程度修繕費がふえている部分ですけれども、これにつきましては、一時破砕機の刃の交換を実施する予定であります。

あと、今後の修繕計画なのですけれども、今、一番クリーンセンターで金額的に問題になっているのが、バグフィルダーのろ布の交換でございます。前の会議が何かのときにもお話ししていると思うのですけれども、毎年、ろ布の点検をやっておりまして、その点検状態によっては、設置してから6年目を迎えております。おおむね7年程度で交換時が来ると言われておりまして、それが間近に迫っておりますので、今年度の検査結果次第では、早期に対応しなければならぬと。これ金額に約2,000万円を超えるかなという金額でして、これら交換することになりますと、それらのお金がかかります。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 133ページ、減量化資源化事業のところ、5,023万7,000円ですか、ここも昨年と比べまして444万9,000円増額になっているところですが、今、1キロ収集から焼却までに係る処理経費というのは31円ぐらいだったですかね、それと、プラスチックごみが4月から一部分別が変わるわけですが、これはちょっと新聞の記事にも出ておりましたけれども、何か分別の排出が非常に悪くなったと。マナーの低下が言われておりますけれども、これは5市町村の中で富良野市が多いのですか、それとも上富良野でも分別の悪さというのはあるのでしょうか。今、広域で取り組んでおりますけれども、上富良野のプラスチックごみの排出のマナーというのは、どんな状態になっているのでしょうか、お尋ねしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、経費の増減でございますけれども、それらにつきましては、中富良野町におきまして中間処理を実施しております。プラスチックの排出の量によりますところの支出の増減でございます。それらがふえた要因がございまして、2点目につきましては主幹の方から御説明させます。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） プラごみの関係でございます。

プラごみ、どこが悪いかというより、現在、素材

ということでプラスチックの分別を行っております。ただし、これは容器包装リサイクル法という法律がございまして、その中でプラスチックはリサイクルマークがついているプラスチック、いわゆる容器包装でなければならないと。そして、上富良野町が今まで進めたものは素材ということで、例えば日用品のへら、プラスチックでできていれば、現在、プラスチックで出していると思っておりますけれども、これらは容器包装上でプラスチックとして集められないものになります。そこら辺をリサイクルするリサイクル協会と、制度的に一致してなかったものですから、品質検査をすると、それら異物が混入しているということでランキングが下がるというようなことから、今回、4月1日から分別方法を変えるということでございます。

それと、うちのプラスチックがどのような状態に出ているかといいますか、沿線的に見ると、決して悪いレベルではないということだけ申し上げておきたいと思っております。

それと、1点目の経費の増額は、訂正いたします。生ごみ収集経費が、今年度入札減になることから、予定価格といいますか、積算をし直した結果、増額となっております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） プラスチック製品が多様多様になったということも一つあると思うのですが、この4月から一部分別が変わるということで、町民に対して啓蒙を徹底して、いろいろ新しくこういうふうになるよというのが入ってきておりましたけれども、今までの分別していたものが頭にありまして、ビニールのひもなんかは今度一般ごみになるとか、なかなか難しいところがありますので、この啓蒙を徹底していただきたいことと、それと、費用につきましては、今、入札をされるということだから、ちょっとわからないということですか。今、新しく上がる下がる、それは何とも経費の方がどういうふうなのかなということは思うのですが、いかがですかね。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 生ごみの収集の費用でありますけれども、たまたま過去、過去といいますが、5年前に設定しまして、入札を実施したところでございます。そのときに、入札予定価格より約50%程度で入札されたものですから、今回につきましては、また新たな価格を設定するというので、きちんとした正規の価格を設定したこととから、金額は上がったところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 先ほどの121ページの富良野の補助金について、今回限りという状況になっておりますが、こういった医療施設を維持する上で負担がないのかどうか、この点、お聞きしたいと思っております。

平成17年度の2月17日に、いわゆる地域センター病院の基本構想の確認書の中では、やはり既にこの時点で将来どうするのかという形の構想が立っていたわけでありまして、そういう意味では、まだという点ではちょっと腑に落ちないのですが、これは住民にとっても貴重な予算を注ぎ込んで、きちっとした情報の開示というものはあるのですか。予算を使って、どういうものを最終的に購入した、あるいは最終的に例えばですよ、8番の巡回資料及び訪問診療等の効率が促進という形の中で無医地区、あるいは訪問等にかかわって診療計画を立て、推進するというふうに書かれているのです。細かく言えば、こういったものが既にでき上がっていないという話なのだけでも、これはいつごろまででき上がるのですか、開設はいつなのですか。開設と同時に、広域計画が出るのかどうか、この点明確にさせていただきたいのと、負担は今後ないのかどうか、この点伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時52分 休憩

午後 3時53分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 実質開設につきましては、5月1日ということが予定になってございますので、それに向かって今対応が進められるというふうになってございます。

協定書等のかかわりの中身については、後ほどお伝えを申し上げたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 補足してということではないですけれども、御説明申し上げますが、5月1日、センター病院はオープンいたします。しかし、協定書の中でいろいろな今後の課題として、例えば病々連携の問題だとか、救急急性期病院と慢性期の患者の対応だとか、いろいろな協議がなされております。

今、これらの細部につきましては、病院運営審議会、協会病院、センター病院運営協議会審議会の中で、5市町村が入って、富良野市長が先ほど報告し

たように委員長となって調整をしておるところでありまして、当時のセンター病院の建設に伴う協定内容が即対応できる得るかということになりますと、先ほど言ったように、高度医療機器の購入は約束どおりの購入がなされたという報告が先ほど受けておりますし、現地の対応もしたということで、富良野市の方から報告は受けておりますが、医師の確保だとかいろいろの部分で、まだオープン時に完全に対応できるかどうかということが、なかなか難しいところだと。

その中で、既にお話も申し上げておると思いますが、4月1日からですが、富良野協会病院の方の内科の支援も、うちの町立病院から支援に行くというような状況にもなっておりますので、そのかわり富良野協会病院からは、同じ人員の医師の確保をしておかなければいけませんので、医師が派遣してもらえると。この医師が派遣してもらう部分については、何科の医師が来るかはまだ明確に定まっておりますけれども、そういった対応だとかいろいろ医師の問題だとか、それから多くの課題というものはまだまだ抱えているというのが現状であります。これらを一つ一つ是正していただいて、私どもが予定しております第2次医療圏として富良野協会病院が、センター病院として充実していくように、私どもも十分見きわめながら対応していきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） もう1回確認しておきますが、非常に不透明です。不透明がゆえに、いろいろな話が出てくると思います。それで、きちっとした情報を常に流すようにしてもらわないと、これはそれぞれの自治体で負担しているということもありますし、それぞれがきちっとしたセンター病院としての役割を果たすという前提のもとでこの予算を計上したり、あるいはその計画をきちっと持つてもらうということの話です。

ましてやお互いに町立病院と富良野協会病院の医師のやりとりということになれば、その体制がスムーズにいくかという問題も当然かかわってくる話で、また、今でも宿当直がふえているという形の中で、また、そういう負担がかかるということになったら大変な状況もありますので、この点もう一度はっきりさせて、情報の開示という点できちっと情報提供してもらえるのかどうか。あと、負担についてはこれ以降ないのか、それとも必要な、いわゆる機器の更新等において、センター病院としてやっていくということであれば、それなりの応分の負担が機器の更新時に出てくるのか、この点明確にしていきたい。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

ここに出ておりますセンター病院の負担の2,068万8,000円は、これはあくまでも建設資金でありまして、運営費だとか管理費ではなくて、建設するための費用を負担するということでもありますから、もう二度と建設資金の負担というのは出てこないというふうに思っております。

本来であれば、最後まで私は反対したのですが、圏域の中で応分の負担をしていく、そのことが今後の町立病院との病々連携だとかいろいろなかで生かされていくということを期待しているところであります。このような負担は、建設資金でありますから、生じてこない。今後、その負担をした以上、我々も協会病院、センター病院としての対応について、応分の体制を引いていただかなければならないということで、協会病院のセンター病院の運営委員会という組織の中で、協会病院に物申せる体制を整えておりますので、この運営委員会の中で十分協議をさせていただきながら、上富良野地域としてのセンター病院としての有利な展開についての要望はしていきたいというふうに思っておりますし、それらの流れにつきましては、逐次、報告させていただいて、センター病院の運営の状況については報告させていただきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

建設資金ということで負担したのですから……。（発言する者あり）

今のところは、私としては想定しておりません。建築資金の負担も上富良野町としては、最後まで抵抗しておった部分でありますから、あと器具を買うからとか、運営が云々だからということに対しては、私ども町立病院を持っている以上は、そうたやすく支援するというにはならないと思う。ただ、町立病院の体制整備これから考えていかなければならないと思っています。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 今の話になると、内科の先生が1人向こうへ行って、違う先生が今度来るような話なのですが、3月いっぱい以内科の先生1人やめて2人体制になるぞと、そして内科が今度向こうに手伝いに行くことになって、1人体制になっていくことになっていくのですね、町立病院は。そうすると、今、同僚委員言うように、それこそ当直時、それが本当に間に合っていくのかどうかと、非常に大きな心配が出てくると思うのですね。内科の先生行って、内科の先生来るのではなくして、内科の先生手伝いに行って、ほかの先生が来る

ということになるわけですから、要するに1人でやらなければならない状況になってくると思うのですね。今まで3人体制でやっているやつが、そういうとこどうなるのかなと。

町長、医師の場合は旭川の医大に何とか協力お願いしたいと言ったって、旭川、先生いないものだもの、どんどん引き上げているのに来るわけがないと私は思うのですよね。その辺、町長、どう考えるのか、来年はとにかく過ぎてしまえばいいという感覚でいるのか、その辺どうなのですかね。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員の御質問にお答えさせていただきます。

今、基本的に4名体制の医師が3名になるわ、1人欠員になる部分についての常勤医の要望は医大にしておりますけれども、今、おっしゃるとおり、医師の数がいないというようなことから、出張医で対応するわということで、1人あく分の体制については、出張医で大体体制を整備していただけると。そのことよって、4月以降も現在と同じような町立病院の運営ができるという体制になるものということで、今は予定しております。

ただ、これも出張医が1人欠員の部分だけの出張医が4月1日から対応しますよと言ってくれているけれども、それが何月まで、いつまでずっと続けていけるかということは、これから医大と十分協議しながら、継続していくように努めていきたいというように思っています。

ただ、富良野の協会病院の方に、内科医の消化器担当の専門医が協会病院でいなくなるということで、消化器うちの町の先生は、今、内科医2人残るわけですが、その内科医が週に1回半日、今の予定ではうちの院長と藤谷医師を交代に半日、富良野協会病院に週に半日派遣すると。半日派遣した分は、協会病院から半日別な医師で、内科医が必要ならば内科医でも消化器だとか何とかと専門医いるわけですな。うちのは2人とも消化器専門医なものですから、3人ともそうなのですけれども、それで別な内科医を頼むか、あるいは今いろいろあるのは小児科医を頼むか、あるいは今、泌尿器科の先生が来ていただいておりますけれども、7時半も8時にも夜遅くまで人数がおって、終わるのは8時ぐらいになっていくわということでありますので、泌尿器科の先生を1週置きに来てもらえるようにするか、そこらあたり今調整しているところであります。その分は埋められますので、その分うちの医師に労働が過重になるということには、ならないように対応させていきたいというように思っています。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 121ページの救急医療啓発普及負担の関係と、一番下の広域救急医療対策負担の関係で、ちょっとお尋ねをいたしたいと思えます。

救急医療啓発普及費負担ということで、18年度の当初予算は27万1,000円でございます、今回が81万1,000円ということで、54万円の増になっています。それからもう一つは、新たに広域救急医療対策負担ということで、91万7,000円が今回出ておられます。それで、これはどういう理由で54万円と新たに91万7,000円というのが計上されたのか、その経過をお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、まず、地域医療の啓発普及費の負担にかかわりましては、富良野地区にかかわりましてのいわゆる土日夜間といういわゆる当番医という形で、それぞれ進めているわけでございます。

上富良野にあっては、土曜日の在宅当直という形でこれらも進められて、富良野医師会が全体を統括しながら、これら進めていただいているということでございます、これらについての費用負担にかかわっての対応でございます。

それから、広域救急医療対策にかかわりましては、あくまで協会病院が救急の窓口として、これまでいわゆる二次医療圏の枠の中で設定をされていたわけでございますが、これまで富良野市が事業主体となって一昨年まで、それぞれ北海道の補助金を得て実施をしていたものであります。昨年からこの補助が実質的には一般財源化されたことによりまして、応分の負担が救急の患者の割合を基本として、それぞれ各5市町村によって負担が生じてきたということで、今回、改めまして計上をさせていただいたものであります。これにつきましては、ある程度恒常的な形で進められるものというふうに考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） この地域センター病院改築に伴う基本構想についての確認書というのがありまして、その中に救急医療体制の整備というのが4番目にあります。その中で地域医療機関と連携・協力・強化を図る、初期救急と二次救急との連携強化を図る、三次救急医療活動の連携強化を図る、小児救急の一次・二次体制の整備を図る、救急搬送体制の整備を図るというようなことがあって、この負担をするという体制になってきたのかなという気がするのですけれども、いずれにしても救急のことにつ

いては必要だと思いますけれども、ちょっと一遍に54万円、91万7,000円がふえるということについては、変わった形の負担増を強いられているのかなという気がいたします。

したがって、救急医療啓発普及費負担ということで、それでは5市町村が、それぞれ負担をするという形になろうかと思えます。それからもう一つは、広域医療救急対策負担の関係91万7,000円、これも5市町村ということであれば、それぞれ市町村ごとの負担金額をちょっと明らかにしていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 救急医療啓発普及事業の負担割合についてですけれども、19年度からは人口割が7割と均等割が3割という形で、富良野市が142万円、上富良野町が81万円、中富良野町が48万円、南富良野町が34万円、占冠村が29万円ということで、端数削減していますけれども、人口割7割、均等割3割という形で行っています。

以上です。

委員長（西村昭教君） もう一つ、あとでしたら。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 細かい数字はちょっと申しわけございません。広域医療の負担にかかりましては、全体の先ほど申し上げました患者割合ということもございましたが、最終的には建設当初の割合と合わせながら、整理をさせていただいたということで、数字につきましては、後ほどお届けしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 広域医療救急対策事業の分担金はつきましては、富良野市が総額の80%、20%を直近の市町村の患者数の割合で算出しまして、富良野市が429万円プラス2,477万円、8割分と2割分の中の患者割ということで、合わせまして負担を2,907万円になっております。あと、上富良野町が91万円、中富良野町が59万円、南富良野町が26万円、占冠村が12万円というふうになっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） この2件につきまして、経過について御説明申し上げたいと思えますが、基本的には私どもの病院は、救急指定病院を持っているわというようなことから、私としては最後までこの問題につきましても対応を鈍っていたわけですが、さきの救急医療啓発普及費の中に、これにつ

きましては、全額富良野医師会に富良野圏域として出しているわと。私どもの方は、町立病院あるからということだったのですが、小児科だとかいろいろな部分で、結構上富良野町民の方がうちの町立病院を利用しないで、時間外だとか土曜・日曜日だとか深夜だとか行っておりまして、利用患者数はかなりいると、これだけいるのだからこれだけの負担せいということだったのですが、いろいろ抵抗してこれだけにさせていただいたと。

それからもう一つ、下の広域救急医療対策負担金もこれも同じであります。担当課長から説明しましたように、従前までは富良野市に国及び北海道からの助成金が入っていた。これが一般財源化してなくなったと、それで応分の負担をしていただきたいわということだったのですが、これについても富良野には市立病院がないのだから、住民のためにこれらをにらんで対応すべきだということだったのですが、それぞれにやはりセンター病院としての位置づけ、それから上富良野町立病院も二次医療圏として、結構最近うちの町立病院から救急患者を富良野に送っているというようなことで、今までは旭川が多かったのですけれども、最近、富良野に相当救急患者を送っているというようなことで、上富良野町民も相当利用していますよというようなことから、しからば最低限の負担をということで、こういう決めをさせていただきました。これらにつきましては、継続的に負担をしていかなければならないものというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 町長の協会病院の建設資金の関係も、当初1億円台以上行くというような予想されたけれども、抵抗をさせていただいて、この金額になったのかなということで、今回の救急の関係についてもそういう立場であれだなと思えますけれども、地域センター病院に対する富良野市の助成金等資金援助一覧というのを私今持っているのです。広域救急医療対策事業の補助金ということで、富良野市は平成16年度は1,032万5,440円なのです。そうすると、これは富良野市は市立病院を持っていないあれでこうやって出しているわけですから、そうすると、今、町長の言う報告の聞いた数字から言うと、ちょっとまだまだ足りないのかなという気がするけれども、80と20、そのうちの20の20%をまた富良野市も入れた形ということになると、建設資金のあれと大体似たような数字の取り方に結論的にはなっているのかなという気がいたしますけれども、現実の問題として、富良野協会病院と富良野市が、トータル的に平成6年から16年までの10年間で、2億9,514万円しか出し

ていないのですよ。我々、町立病院に今まで何ぼ出してきているかということ町長は強調したのだらうと思いますよ。

ですから、ある面でやむを得ないけれども、先ほど同僚委員が言った今後の負担が形を変えてくるようなことあったら困るな、もしくは機器の更新時のときも、そのころは町長さんいないかもしれないですけども、現実の問題としては地域センター病院としてのかかわりから言うと、負担がまた新たな形で出てくるのではないかなという気がするし、恐らく議員の皆さん方も財政的にこういう厳しい状況で、町立病院を抱えながらということになると、もうこれ以上というような気がすると思います。

したがって、僕はこの救急のやつはちょっと、これは協会病院で納付するのか、それとも富良野地域でのそういう普及啓発・啓発普及なるかという一つのセクションで、これらの経費を処理をするのかという広域救急の関係もそうですけれども、その点、もう一度再確認したいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、救急医療の啓発普及費の負担にかかわりましては、富良野市が中心になって全体の医師会のと調整をするということで、その費用負担をするわけであります。

それから、広域医療に対しましては、これにつきましては、ちょっとまだ最終的な整理ではございませんけれども、富良野市が広域圏で整理をして、協会病院の方に支出をするという形態になるかというふうに思っておりますが、最終の詰めまでは今のところまだ整理がなされてございませんので、今後の対応とっております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 125ページお伺いいたします。

住民検診関係でお伺いいたしますが、17年度の決算では、新たに20歳からの循環器の受診の機会を設けたという形で、若年層に絞った対応というものも視野に入れた中での受診率の向上ということが、ヘルスアップ事業等々によっても健康上富良野21によっても掲げられております。

この時点では77.6%の受診率、基本健診という形になっておりますが、今後、この受診率をそう簡単に引き上げるといったことは難しいかというふうに思いますが、引き上げるとすると、さらに個別の対応を含めた受診率の向上ということが必要になってくるかと思いますが、可能性としてはどうなのか含めて、受診体制の可能性とあわせてお伺いしたい。

それと、町立病院との連携という形で、長野県等においては地域の病院と、いわゆる予防健康検診における密に連携しながら予防医療に努めているという話も聞きますが、上富良野町でも一部やられているという形の話は聞いておりますが、この点、今後改善していった町立病院そのものが予防医療の中心の拠点病院としてなり得る要素として、ということが求められているのかどうなのか、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 基本健診の受診率についてですけれども、今、受診率を上げるために、さまざまな取り組みは行っています。例えば、お一人お一人に案内をしましたりですとか、あと、妊娠中に尿糖が出ていたような方、そういうふうなリスクの高い方とかに個別の御案内を申し上げたりですとか、地域の方に出向いているいろいろなサークルとかにお話をかけたりですとか、それから生活習慣病で町の医療費の78%ぐらいが生活習慣病による医療費で、生活習慣病については、脳卒中や心筋梗塞を起こすまで自覚症状がないので、自覚症状を当てにしていたのでは、健診に間に合わないというふうな資料を作成して、さまざまなところで学習するというふうな形でも行っています。

20年の年に、医療制度改革によりまして、国民健康保険に加入している方につきましては、健診を必ず受けるというふうな形に制度改革になりつつありますので、その方向に向けても今努力をしています。健診の受診率アップについては、19年度最優先課題として、さらに推進していきたいというふうに考えています。

2点目の町立病院との連携につきましては、17年度に旭川医大の方をお願いをして、生活習慣病によって傷む血管を自分のどの血管が傷んでいるのかというのが、わかる形で首の血管を見たりですとか、腎臓の血管を見たりですとか、傷んでいる血管が自分の目に見える形にしたいという形で17年度、旭川医大の方と連携して動脈硬化予防健診を行っていましたが、18年度は町立病院の方に新しいエコーの機械が入りましたので、町立病院の方と連携をしまして、さらに町立病院の方での動脈硬化予防健診というのを進めています。その結果に基づきまして、お一人お一人と血管の状態を確認し合うような学習も進めながら進めています。

17年度の動脈硬化予防健診を受けた方たちが、18年の健診のときに、どういう結果になったのかというのを見ますと、メタボリックシンドロームといいまして、内臓脂肪プラス高血糖、高血圧、高脂血漿の方たちの割合の8割の方が、翌年の健診では

改善、メタボリックシンドロームに該当しないというふうに健診データを改善されていました。本当に数は少ないですけれども、医療費に与える影響は200万円以上の方を分析しますと、37人の方で1億円ぐらいの医療費になっておりますので、お一人が改善をされることによる医療費に与える効果は大きいというふうに考えて、町立病院の方との連携を進めております。

以上です。

委員長（西村昭教君）他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君）ぜひその点、地域医療のあり方という点で、町立病院の運営改善が求められております。やはり、こういった部分との連携をしながら、地域医療としての予防医療も向上させる、また、信頼を向上させるというようなそういうことも含めたトータルな町立病院の運営改善も含めて、きちっとした対応がまだまだできる部分があるのではないかというのが私の認識で、この点、ぜひ改善できるものは積極的に改善していただければというふうに思っています。

次に、お伺いしたいのは、129ページのごみ埋め立てについてお伺いいたします。

ここでの合わせて町の施設、東中なのですが、ダイオキシン等の水質検査等が実施されているかと思いますが、水質検査等が各年度に検査されていると思いますが、その実態。

それと、里仁地区における問題についてお伺いいたしますが、いわゆる業者との提携の中で、文書、覚書を交わしたという形であります。委員長に諮りたいのですが、覚書の内容を委員会に配付していただければというふうに思いますので、この点お願いしておきたいと思っております。

次に、お伺いしたいのは、覚書の中で、どこが責任とるのだという形で、ごみ対策の問題で非常に重要な問題ですから、環境の問題でお伺いしたいのですが、行政も町も道の責任だと。町もどこ責任とるのかわからないと、検査が履行されるのかどうかという形で、覚書できちっと履行されるのだという形なのですが、しかし、それにしても将来的なものも含めて、住民に不安を与えないという点でのきちっとした町の体制も、もう一度確認の上聞きたいのですが、充実して検査の体制も含めて整える必要があると思いますが、この点お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君）町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君）9番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、東中の旧ごみ埋立地の跡地の関係でござい

ます。この旧跡地につきましては、現在も土現の残土を捨てているところで、昨年も現地へ行って見ていただきましたのですけれども、特に水質検査につきましては年1回実施しております、異常ないということの確認をしているところでございます。

また、里仁の今御質問の計画書につきましては、計画書の提示だと思いますけれども、提示につきましては、委員長の、失礼しました。もう1回確認したいのですけれども、覚書というふうに……。（発言する者あり）

その計画書につきましては、委員長の指示に基づきまして対応したいというふうにして考えております。

また、3点目の責任の関係でございますけれども、責任につきましては、当然、許可権者であります上川支庁なのでございますけれども、町といたしましても先日申し上げましたように、地域の方との連携のもとに十分な対応をしていきたいというふうにして考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君）9番米沢委員。

9番（米沢義英君）担当の課長に聞きましたら、これの期限はどうなっているのかということでも聞きましたら、その期限は特にないのだと、いつまでこれを検査してどうするこうするというのは、あくまでも道義的な範疇なのだということの話なのです。そうすると、これが確実に将来も地域の皆さん方が心配しているように、十分な安全対策を確立する検査が確立できるのかどうかという点では、極めて不十分な点があるわけですよ。その点、どうなっているのですか。期日、何年まできちっと水質検査、あるいはガス等やその検査等についてきちっとやるという取り決めというのはあるのですか、業者と。

委員長（西村昭教君）生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君）9番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の業者につきましては、通常の開鎖処理ではないということをお理解いただきたいと思います。

通常の開鎖処理がなされる場合について御説明したいと思います。まず、埋め立てできない状態、満タンになってもう埋め立てできませんよということで、このときに埋立終了届というのを出します。その間に、水質検査等を行いまして、異常がないということが認められたときに、初めて開鎖届を出します。この間に、どれぐらいの期間がかかるかといいますと、2年以内にその処理が通常は、上川支庁に確認したところ終えているようでございます。

さきに言いましたとおり、今回の事案につきましては、予測し得ないといえますが、業者の責任において上川支庁が、その責任を果たしていないことについて処理をしたと、これから通常の閉鎖処理はでき得ない事案となっております。

したがって、委員がおっしゃるとおり、その部分宙に浮いているのではないかとということになりますけれども、業者の方で19年度に、もう一度全項目の検査を行うということが、今、申し立てありますので、閉鎖から実質的には18年の10月程度までしか埋め立てしておりませんから、それから考えると、おおむね閉鎖処理に準じた状態になるのではないかとこのように推測しております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） いずれにしても環境だとか水質だとかそこら辺についての対応だとかというのが、やられるかどうかというのが不十分な問題というか、不明朗な点が多いわけ。やっぱりこういう施設というのは、確かに安定型とはいえその残渣物というのは、プラだとかいろいろのが入っています。プラを曲げるために化学物質を使うわけですよ。それが流出して汚染という形もなりかねないという報告も出されておりますので、そういうリスクを我々が常に背負っているのは、産業廃棄物という問題を抱えているということをよく熟知して、それに対する行政との対応というのも当然必要だと思いますが、町長、この点について、地域に安全、住民に不安を与えないような対策や法令の遵守等についても、道や国に問題点があるとすれば、そこを指摘して改善をするということも一つの策だと思います。と同時に、行政としてもその点についてきっちりとした対策というのが必要になってきているのではないかと思います。お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

過般の一般質問でもお答えさせていただきましたように、基本的に許認可権者が許可をしましたよと、ところが許可を受けた業者がやめましたよと。失敗したよ、そうした許認可権者は免許を取り上げましたよと、あと知りませんよなんてことには、これは100%ならないわけですよ。それらの責任は許認可権者の責任で、その後の対応についても許認可権者が処理してもらい、地域住民にその部分だけが残されるようなことにならないように、これについては北海道に対し認可をした、免許を与えたその責任を果たしてもらわないかと。このことについては、強く申し入れしながら、地域が負担しなければ

ならないような、犠牲にからなければならないようなことにならないように、十分北海道に法的な根拠のもとで、法的な中で処理していただくように申し上げていかなければならないというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 最後に、131ページのクリーンセンターの維持管理でお伺いいたしますが、今後、こういった修繕・改善に伴う予想される部分があれば、資料等があれば提出していただきたい。

それと、最終処分地の延命という点で、あそこを見ましてもかなりいろいろな不純物、いわゆる整理すれば燃やせる物だとか、あるいはいろいろ入っているかと思えます。今後、最終処分地の延命も含めて、そういった対策等も含め、あと何年この最終処分地というのは埋め立てができるのかという、その点お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

1点目の修繕の計画についてなのですが、今、今回お示ししました実施計画の中に、金額的なものでお示ししておりますので、金額の表示しかございませんけれども、それで御理解をいただきたいと思えます。

2点目の最終処分場の埋め立ての状況についてでございます。

最終処分場、委員がおっしゃったとおり、いろいろな物が入ってきている現状にあります。また、4月1日からプラスチックの分別を一部変えることから、今後について埋立量が増大するという懸念もされているところでございます。

それで、何とか担当内で話ししているのは、埋立量を減らさなければならない、どういうふうな形で減量をするかということで、今、考えておりますのは、スチール製の鋼板、最近盗まれている鋼板ありますよね、あれを引きまして、その上をブルで走りまして、とりあえず破碎・転圧しようということで、今のところその方法で減量を図ろうということで考えております。

埋立量あとどれくらい持つかというお話なのですが、19年度で初めて埋立量の測量調査をする予定です。今、半分しか、まだ半分まで埋まっておりますので、今までの経過分は間違いなく持つとは思っておりますけれども、ただし、水質的なものにつきましては埋立量調査が終わってから、機会を見てお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 委員長、今の関連になるのですけれども、いわゆる19年度から容器包装リサイクル法によって、相当数の汚れたプラスチック類が入ってくるのが予測されますけれども、先ほど言いましたバグフィルターのろ布は別としまして、炉そのものが今後相当傷んでくることと、あと、ダイオキシン等々も今まで可燃の物が燃やされていた以上に、今度は相当塩化ビニール系の物が入ってくるということが予測されるのですけれども、それらの活性炭による除去等々も間もなく時限が来ると思うのですけれども、それらの対応について今後時限的にどういうふうに計画されているかのお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

焼却施設のダイオキシン問題につきましては、たとえプラスチックを燃やしても何ら問題のないものと考えております。現実に、今、沿線から衛生ごみ、これはプラスチックといいますが、プラスチックに準ずる物が多く入っていますけれども、これを燃やしておりますも、現状ゼロという数字を維持しております。

ただ、今、ゼロだから今後もゼロかと言われると、その辺は保証できませんけれども、今の施設でプラスチックが少々入っても、それが影響出るものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 金子委員の活性炭の関係でございますけれども、活性炭につきましては、供給につきまして平成14年から19年の12月31日ということでございまして、それ以降につきましては、町の予算の中で購入するような対応を図っているところでございます。

先ほど、13番村上委員の御質問に答弁漏れがありまして、大変失礼いたしました。

周知の方法でありますけれども、うちの担当者の方で、町内会長に、ごみカレンダーと合わせまして一部変わった部分も配付してございますので、それらにつきまして十分な周知ができるかと思っておりますけれども、今後につきましても広報等によりまして、さらに住民に周知を図っていきたいというふうにしております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 先ほどの活性炭なのです

けれども、バグフィルターのろ布が約2,000万円、もし変わるとすれば2,000万円で、この活性炭は来年度からどれぐらいの費用を予測されているのかお伝えください。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 金子委員の御質問にお答えします。

19年度におきましては、約50万円でございます。ちょうど3カ月分ですので、今、約50万円と申し上げましたが、約40万円です。年間経費でいいますと、160万円程度になるかと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） クリーンセンター問題なのですが、これ考えてみますと、初めやったとき、何でも全部とにかく燃やせれるのだよということをやったのですよ。やっているうちに、分別リサイクルでごみを減らしてとかと、ややこしいことごちゃごちゃごちゃごちゃ現状になってきているのですよね。おかしな話なのですよ、こんなのではないのですよ、本来は、全部燃やせなかったらだめだったのですよね。これつくる時、研修へ行ったときは、そういう状況だったのですよ。

何を言いたいかというと、歌志内が突然120倍のダイオキシンがぼっと出たのですよ。これは今まで徐々に上がったのではないと思うのですね、新聞で見ると120倍だったと思うのですけれども、どういう状況であれ出たのかなと、その辺のところおわかりになったら、お知らせいただきたいと思うのですが。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 4番梨澤委員の御質問にお答えしたいと思います。

あの炉形式、うちの炉形式とは違いますが、溶融炉で24時間たき続ける形式のものです。

あと、自動車等のシュレッダー、いわゆる自動車のごみ、それを燃やしているもので、炉形式は全くちがいますので、もともとあそこの炉につきましては、何回かそのようなことがありまして、なかなか調整がうまくいっていないという話は聞いております。ただ、うちとは炉形式が違いますので、うちではそういうことがないものというふうに思っております。

原因については、わかりません。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 24時間炉の方がいいのですよ、どっちかといったら、朝燃やして夜消すよりも、24時間炉の方がいいに決まっています。

これに携わっている人間みんな知っています。それでもって、ああいうような状況が起きるといことは、古くなっているのかなといろいろ出てくるのですけれども、そういうことでいくと、今、上富良野のクリーンセンター大丈夫ですよ、ゼロだったですからね、この前、これでいってそういう状況は起きないとは言えないのですよね。

それで、そういうことを考えておかなければならないし、手当てもしなければならぬし、ぼつと出たときにはどうするのだという、これはどこかにお願いをして燃やしてもらうのだとかという、そういうところまでのものが必要ではないのかなというふうに思いますけれども、非常に難しい問題ですけれども、あるから安心ではなくて、もしというときのことを考えた最悪の状況、それについてのお考えはございますか。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 4番梨澤委員の御質問にお答えしたいと思います。

うちの施設、もともと15トンを1日に燃やす予定で建てた炉でありまして、幸いに2炉ございます。2炉とも原因不明でダイオキシンが出ることはないと思っております。出ないのがいいのはもちろんですけれども、もし出たとしても1炉があるということで、そういう応急的な対応は図れるかなと。今回、歌志内についても1炉に問題がありまして、1炉で、片肺で今、運転をしている状況でありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、お諮りしたいと思います。

本日の会議はこの程度として、延会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

あすの予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月13日は、本特別委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたの

で、あすも引き続き議案第1号上富良野町一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出、5款から御審議いただくこととなりますので、各会計予算書及び資料等を御持参いただきたいと思います。

以上です。

午後 4時47分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成19年上富良野町予算特別委員会会議録（第2号）

平成19年3月13日（火曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成19年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	仲島 康行 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	中村 有秀 君
委員	金子 益三 君	委員	村上 和子 君
委員	長谷川 徳行 君	委員	渡部 洋己 君

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（1名）

委員 向山 富夫 君

遅参委員（2名）

委員 米谷 一 君 委員 渡部 洋己 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	田浦 孝道 君
教 育 長	中澤 良隆 君	総務課長	佐藤 憲治 君
		産業振興課長	
企画財政課長	北川 雅一 君		小澤 誠一 君
		農業委員会事務局長	
税務課長	高木 香代子 君	保健福祉課長	米田 末範 君
町民生活課長	尾崎 茂雄 君	建設水道課長	早川 俊博 君
会計課長	越智 章夫 君	教育振興課長	岡崎 光良 君
ラベンダーハイツ所長	菊地 昭男 君	町立病院事務長	垣脇 和幸 君

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	次 長	藤田 敏明 君
主 査	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 14名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。出席、御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は14名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、昨日、3月13日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き、議案第1号上富良野町一般会計予算の歳入歳出事項別明細書の歳出、第5款労働費の136ページから御審議いただき、以下、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承願います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 質疑に入る前に、皆さんに御了解をいただきたいと思いますが、実は、日程の一般会計予算の最後に全般質疑ということがございますけれども、これは昨年も一昨年も全般の質疑はしておりません。そのために一問一答方式で、とことんしていただくということで進めておりますので、御了解のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、質疑に入る前に、きのうの質問の中でありました部分で、答弁に補足をしたいということの申し出がありましたので、許可をいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(米田末範君) おはようございます。

昨日、地域センター病院にかかわりましての御質問に、私の認識不足がございまして、答弁に後ほどということございまして、改めましてお答えをさせていただきますと思います。

おおむね町長の方から御答弁をさせていただきましたが、5点につきまして申し述べておきたいと思っております。

まず1点は、富良野地域センター病院の運営委員会にかかわりましてでございますが、これにつきまして、今、まだ未設定というような発言を申し上げましたが、これにつきましては、既に設定がなされてございまして、富良野地域センター病院運営委員会ということで、この委員につきましては、関係5市町村のそれぞれの首長が当たるほか、富良野医師

会の会長、それから救急医療の担当理事の方が対応されてございます。それから富良野歯科医師会の会長、それから学識経験者として、富良野市の社会福祉協議会の会長が当たってございます。委員会のオブザーバーといたしましては、富良野保健所の所長が学識経験者として当たってございます。それから委員会の事務局にかかわりましては、地域センター病院の病院長、富良野市の保健福祉部長、それから地域センター病院の事務部長及び事務次長が、事務局としてこれの任に当たっているということでございます。

次に、2点目でございますが、器機の共同利用でありますとか、それから病院のベッドの共同利用にかかわってでございますが、まず、器機の利用につきましては、現在も既に協会病院の所有する器機類についての利用につきましては、沿線の各病院と提携が結ばれてございまして、現在進めている方法でこれについては以降も引き続いて器機の利用を展開していくということでございます。

あわせて、病床の共同、いわゆる開放型ベッドでございますけれども、これにつきましては、法上の利用につきましては、非常にベッドの利用の量ですとか、それから限定的な利用の仕方等がございますので、これらではなかなか難しいということで、現在、共同運営にかかわりましての委員会が設置されてございますが、この中で、特に医師会の方々の見解というものが必要であるということで、協議を今こちらの方に相当量ゆだねているところでございますが、現段階での一つの予想としては、法にのっとる形ではなくて、お互いの共同の申し合わせの形で利用していく方向、現在、上富良野町の町立病院が小野沢医院と行っているような方式で、進めていくことも一つの視野に入れながら検討が加えられているということで、御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、4点目の僻地等にかかわる医師の連携といいますが、派遣といいますが、支援体制につきましては、あくまでこれにつきましては、当初から医師の充足ができれば支援というものを拡大していきたいということが、今の状況になっているということでございます。

それから、5点目の最後でございますけれども、普及啓発及び救急対策にかかわりましての支出の窓口といたしましては、富良野市が、この任に当たるということでございます。

以上が補足でございます。

委員長(西村昭教君) それでは、第5款の労働

費の136ページから第6款農林業費の151ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番(村上和子君) 147ページでございますが、森林作業員就労条件整備費ですけれども、昨年は森林整備地域活動支援というのですか、そういった形で1,301万円あったのですけれども、ことは18万円ということで、21世紀北の森づくりという事業があったと思いますが、これは何年間計画を、計画されているのでしょうか。このところは雇用が多少生まれますので、18万円というところが何か縮小されたみたいでちょっと寂しい気がするのですけれども、お伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問にお答えをします。

今、質問の中に3点ほど要素が入っていたかなど私は思ったのですが、一つは、森林整備交付金については、18年度をもって終了をしたということで、19年度予算には記載はされていません。

それから北の森づくり、これは造林・間伐、こういったものが含まれるということでもあります。

それから、今、出ていました森林作業員就業条件整備事業負担ということですが、これは森林作業に120日以上に従事をされる方、これらにつきまして、基本的にはこれは道の制度でありまして、北海道と市町村と事業主とそれから本人の4者で積み立てまして、作業終了後に交付金、奨励金の形で従事者に支出するものであります。

今回、私どもはここで9名分、1人当たり2万円ということで18万円を見てございます。この4倍のお金が作業終了後に従事者に交付されると、そういう制度になってございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) それでは、終了したということで9名で2万円ですから18万円と、こういうことですか。21世紀北の森づくりというのはどうなのですか。そちらの方の計画につきましてはいかがなのでしょう。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問にお答えします。

21世紀北の森づくりでありますけれども、これは民有林の造林であります。ことは20ヘクタールを考えてございます。

これは、計画的に毎年度、継続されると考えています。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) いつまで計画されるので

すか、何年後、何年間。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 森林は、必ず間伐、皆伐を進めるわけありますから、これは造林しますので、循環をして毎年度造林をしていくと。いつまでということは、これはひとつ終わりが無いといいますが、必ず伐採をしたら造林をするという仕組みになってございます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

7番岩田委員。

7番(岩田浩志君) 141ページの農産加工実習施設の管理費の部分のまずボイラーの更新ということで、ボイラーの老朽化に伴う更新ではないかなと考えておりますけれども、この部分も含めて施設もかなり老朽化してきて、かなり修繕費もかかっている中で、今後、ボイラーとともに施設をどのように運営していくのかという点の一つ。

それから、先日、一般質問でも触れさせていただきましたが、施設の運用が、これまでは推進会議の協議会の中で自主管理してきたといった中で、かなりきめ細かな清掃等も行われてきたと思われれます。それで、使用料の改正で、2倍ちょっとから、最高は状況に応じては6倍以上の使用料がかかるといった中で、行政と推進会議の協議の中では、これまでは推進会議で清掃等管理をしてきたけれども、このような状況ではとても今までの管理はできないといった内容で、行政の方で清掃等管理しますということで協議された経緯にあると思われれます。

そんな中で、当然、今後清掃に関しては、トイレだとか例えば施設でも部門部門で分かれていて、テープでも張って使用しなければいけないといった中で、自分たちが使った部分だけ清掃しますと、その残りに関しては行政で清掃するというような内容になっているそうです。

それで、ここには予算化されていないのですけれども、この清掃にかかわる行政経費がどれぐらいなのか、その2点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 岩田委員の御質問にお答えします。

まず、農産加工場のボイラーの関係でありますけれども、平成5年に設置いたしまして、かれこれ十三、四年たちますので、老朽化してきています。そういうことで、防衛施設庁の補助を受けまして設置するものでございます。

それから、2点目の施設の運用等でありますけれども、清掃管理の関係でありますけれども、私は清掃については、管理人がいないというのも一つありますけれども、施設を使ったら、みずから使った方

が掃除をするというのが礼儀ではないかなと。それは町もある面ではやっています。環境整備、周りの草刈りだとか、それから、場合によっては雪おろし、こういったこともやっていますけれども、使用された方の礼儀の範囲内でお願いをしたいと。どこをしないと、そういうことではなくて、使ったところは基本的にはやってもらうということでありませぬけれども、まさにトイレなんかも使われたら、そこもひとつ清掃するというのが礼儀かなと考えるとございませぬ。

基本的に行政経費については、この分については予算化はしてございませぬ。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 2点目の答弁に対してですけれども、職員と推進会議のメンバーの中で、推進会議の協議会としては、これまではトイレの清掃並びに排水溝の清掃、この部分に関しては清掃しないとだんだん臭くなると、こういった問題もあって、ほとんど自主管理でやっていた部分、すべてほとんど行政ではタッチしていないような状況でなかったかなと。

そんな中で、今回、話の中で、こういう状況ではとてもできないといった中で、では行政の方でやるのですかと言ったら、やりますと。トイレの清掃という部分に関しては、これは使用料の範疇ではできないということで、当然、施設は町の持ち物ですので、そういう部分に関しては行政で行うと。これまで協議会の中でやってきたけれども、その辺をきちっと話をされて、行政でやるという話になったそうです。私の聞いた部分、違えばあれですけれども、そういった部分で、これまでの運用とはかなり変わったなと、この辺についても、やはり事前の協議がないから、こういう結果になっていると思われる。

だから、そういうことで10年以上続いた推進会議という協議会が解散したといったことで、利用者の利用する気持ちも離れていくのかなと。これは推測ですけれども、利用者の中からは、恐らく、18年度と比較して19年度は半分以下の使用になるのではないかと。ポイラーは新しくなるけれども、利用者は減るといようなことで、その辺に関しては担当職員がきちっとそういう話をしてくれているので、これまでとは完全に変わるといった内容になっているので、その部分までも清掃してほしいということであれば、やはりもっと詰めた話し合いをしなければ、無理でないかなと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課主幹、答弁。

産業振興課主幹（伊藤芳昭君） 岩田委員の御質問にお答えを申し上げます。

運営協議会の関係でございますけれども、2月26日と3月6日の日に、役場職員と協議会のメンバーと打ち合わせを行いました。その中で、維持管理についての御質問等があったことは、承知しております。それで私たちとしましては、その部分の意見につきまして、課内で再協議をいたしまして、後日、運営会議の方に連絡を申し上げたいということで、了解を得ております。

それで、維持管理の問題でございますけれども、4月以降につきましては、その中の話としまして、職員が1日1回か2回、必ず加工場の方に出向きまして、どういうことになっているのか管理したいと。その中で、1日1回行くわけですから、今、言われたトイレの清掃ですとかいろいろな部分については、原則、先ほど課長が申し上げましたように職員が対応するということで、職員間では決定しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ということは、これまではほとんど、そういった対応をしなくても協議会の中でやってもらっていたと。そういった部分が、これからは職員が1日に1回出向いて管理するといったことで、ここに数字には出ないのですけれども、当然、行政経費がかかっていると。そうしたら、使用料を値上げして使用料は多くなったのだけれども、ここに見えない行政経費が相当かかるかといった内容になるのではないかなと思いますけれども、その点について伺います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 数字的にはあらわれておりませぬけれども、それは人件費という形になるかと考えています。

今、主幹の方から説明ありましたが、開設日は必ず1度か2度行きまして、その辺の事情を飲み込んで、掃除しなければならぬものは、町としてしなければならぬと。そういうことも含めて、経費は見えておりませぬけれども、人件費というように当然出てくるかと思えます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 今のあれですけれども、協議会が解散されたら、新たに今度また新しい協議会をつくって、自分たちで使ったところは自分たちで掃除をする。トレイや何か、私たち法事でお寺使ってもその後は掃除をしてくると、そんなものであって、自分たちで使ったところは自分たちで、今までどおり協議会をまた立ち上げていただいてそういう指導もしていく。来ない人はいいですよ。新たに来てくる人の中で、そういうあれを立ち

上げる必要もあるのではないかとと思うのですが、その辺はどうですか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 私、先ほど冒頭に申し上げましたように、今、長谷川委員がおっしゃるように、施設を利用した方については、清掃していただくのは礼儀ではないかと、私も考えております。できれば、先ほどうちの主幹から申し上げましたように、協議会の方にひとつ話を伝えまして、できれば私も、協議会が継続、存続していただくことがいいのかなと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川德行君） 協議会は解散されたのではないですか、任意の協議会は。

委員長（西村昭教君） 産業振興課主幹、答弁。

産業振興課主幹（伊藤芳昭君） 解散は2月26日の総会の中でそういう話があって、先ほど言いましたように、今後そういうものは手をつけられないというお話がありましたけれども、3月6日の日に、先ほど説明をさせていただきましたけれども、このときに推進協議会のメンバーの皆さんと役員職員が、年に1度だと思っておりますけれども、先ほど言いました大掃除をした中で、その中でまたいろいろな部分のお話があったので、それで、中には11のグループのメンバーの方が、今、推進委員会のメンバーになっていただいておりますので、そのメンバーの中には私面談した人の中では、今、言った自主運営の中で、先ほど言いました自分で使用したのについては掃除をしていきたいという方も実際におられるのですよね。それで私たち、今の部分については、後ほどまた課内で協議をして報告をすることになっていきますので、それも踏まえてまた推進協議会の皆さんにお諮りをしたいと、このように考えております。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 今の関係なのですかけれども、他の施設で使用に関してトイレ清掃までしている施設はありますか、この辺についてちょっと伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 7番岩田委員の御質問にお答えしますが、町としましても多様な施設持っておりますので、今の農産加工施設のようにほとんどを地域の方にお願ひする施設もありますし、ほとんどを直営管理しているものもあります。もっと具体的に言えば、トイレから何から一切地域の方にお願ひしている施設もあるにはあります。

今回の施設については、開設当初いろいろと町では経験のない、全く新たな分野の施設機能を発揮す

るといことで、そういう先駆的に農産加工をしている集団の方々とのかかわりの中で機能を発揮するための推進をしていただきたいという形で、町としましても、推進会議と有機的なかかわりの中で現在に至っているわけでありますが、その経過の中で、ほとんどが推進会議で運営をなされているというような実態にもありましたことから、ある面ではいろいろと問題にもなっていたのは現実であります。そういう経過の中で、今回、いろいろと料金の問題もありましたと思いますが、推進会議の方では継続できないというような意向もありました。

いずれにしても町としましても、今までのいい要素については、これからも引き継ぐという考え方で進めたいと思いますし、かといって、町の方も不特定多数の方に御利用いただく施設でございますので、実際に利用面でのいろいろと問題点あればそういう面も改めまして、自主管理ができるような新たな仕組みの中でスタートをできればいいなと考えているところであります。

いずれにしても、今までと同じ形で推進することについては、互いにいろいろと課題・問題点もあったようでございますので、そういうものも一度見直して、同じ推進会議でもどういう条件の中でやればいいのかについて、今、担当の方からも説明しましたように、これからまた協議をされるようでございますので、町としましても、できる限り多くの方に利用いただけるような形で支援いただけるのであれば、推進会議を設けて新たな船出をしたいという考えを持っていますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 141ページの農業振興について、ちょうどいい機会なので、農業というと農協合併して5市町村ということで、広い視野があるのかなと思うのですよ。その中でもって、先日、ライスセンターのあれが出て、私もライスセンターというのはそこにあるのと、あと中富に新しく建つということかなと思ったのですけれども、そういう視点にはならないかなと思うのですね。5市町村で見てライスセンターは何基あるのか。そして、私は、上富・中富・富良野あたりが米どころであるのであろうが、ここに何基あるのかというその辺のところお尋ねをしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

私どもを含めてライスセンターの数でありますけれども、本町と中富良野町、富良野市、この三つだと思ひています。あと、占冠と南富良野について

は、南富良野についてはモチの関係ですから、量は少ないということで、基本になるのはこの3町であります。今、合併農協になりましたので、これらを統廃合するという考え方はあるようであります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 行政が絡んだのと絡まないでもやれるのですよね、農協で。ちらっと聞いたのですけれども、農協としては8基あるのだよと、ライスセンター。大きいのか小さいのか知りませんが、8基あるのだよと聞いたものですから、私自身、見えないものですかとお尋ねをしているのですが、その辺のところ、おわかりになればお尋ねをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

今、8基という数字が示されてございますけれども、私はラインの数なのか便の数なのか、それは具体的にはわかりませんが、基本になっているのは、センターと一つとして考えれば、その3カ所かなど。便の数がどうか、ラインの数がどうか、そういうことが出てきますので、今、委員の数でいくとそういうぐあいになるかもしれませんが、私どもは、町村ごとの一つ一つという考えであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） ちょっと1点、教えていただきたいことあるのですけれども、勉強不足で済みません。

145ページの農業振興資金と営農改善資金の件でお尋ねしたいのですけれども、現在、この貸付資金の利率と貸し付け状況について教えていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子委員の御質問にお答えをします。

まず、農業振興資金の関係でありますけれども、これにつきましては、今、資金を融資しているところでございますけれども、内容的には国・道以外のものということで、町単独の部分ということになりますけれども、これを個人には500万円、それから法人については1,000万円、そのうち事業費の80%以内で融資をするということであります。それが限度額になっていきますので、実際にはもう少し小さな金額になって融資されていると思います。利率につきましては2%となっています。

それから、現在、今ここへ出ています950万円については、既存の部分もございます。350万円程度が既存の貸し付け、融資されている部分と。そ

れから、新規には600万円今準備をさせていただいたと。

それから、営農改善資金でありますけれども、これは基本的には無利子であります。融資については個人が300万円、法人500万円となっております。いずれも5年以内、無利子であります。既往分というか、既存の部分が1,600万円ぐらい入っていますので、新規としては800万円準備させていただいております。

委員長（西村昭教君） 件数はわかりますか。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 農業振興資金については、既往の部分が15件であります。それから、営農改善資金につきましては73件であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） ありがとうございます。

いずれにおいても、これは申し込み等々についての100%融資が行われているのでしょうか、お聞かせください。

委員長（西村昭教君） 100%融資というのは、申し込み満度に貸し付けているということですか。

12番金子委員。

12番（金子益三君） 50人申し込んだら50人に対してされていますかということです。

委員長（西村昭教君） 満度に貸し付けているかということですね。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） そのとおりです。現実的には、毎年、出てくる部分が限られているということでございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 担保条件等々については、どのようになっているのか教えてほしいです。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 農協さんを通して全部、恐らく、今、担保の話出ましたけれども、それらについては農協さんで押さえているものと考えています。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 139ページ、富良野地方のアグリパートナーというやつで、これはずっと継続してやっているのだと思うのですけれども、今、合併になってしまった部分もあるのですが、後継者の結婚対策、あるいは雑誌・写真などということにも出しているのですが、これの経過というのはどのような形になっているのかなと思うのだけれども、単独で今までうちは出していたと思うの

ですけれども、それが今度一つの農協になってしまったという部分もあるので、それはそのまま継続、金額的にしていく必要があるか、あるいは、これだけのお金を出しながらどれだけの効果があったのかというのも、そろそろ見えてこなければならぬ部分もあるのかなと思うのですけれども。

おかげさまで、うちの振興会に関しては、そういうのは一つもありませんので、半分違うかなと思いますけれども、今、同僚委員の質問の中に無利子なんていうのもあるなんて知らなかったけれども、そんないいところがあるのなら、少しうちの方にも回していただくと、非常にありがたいと思うのですが、その辺はどう思いますか。

委員長（西村昭教君） 農地対策班主幹、答弁。

農地対策班主幹（土井紀三男君） 仲島委員の質問にお答えいたします。

富良野地方アグリパートナー協議会というのは、町のアグリパートナー協議会が設立されてから富良野が設立されたということでございます。

また、この協議会の中の事業は、先ほど仲島委員さんが言われたとおり、写真掲載事業、サマー事業というようなことで、2本立てでやっております。

その成果としましては、平成18年に写真事業、写真事業の方は、うちの町から3名の青年が週刊女性の週刊誌に写真を載せたのですが、そちらの方は成果はなかったのですが、もう1点のサマーフェスティバルというようなことでやっておりますその部分でも、うちの町から3名が参加して、2名が今現在交際中、また、2名の中の1名は先日互いの両親に会いまして、お互いが承諾されて、この秋にも結婚というような運びになるのではないかなというようなことで、それなりの成果は上げていると思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

効果でありますけれども、まず、平成18年度におきましては、4組の成功がありましたということで、非常によかったのかなと思っています。

それから必要性でありますけれども、まだ、50名以上の方が、後継者がパートナーに恵まれていないと、結婚されていないというようなこともございますので、私どもは、何とか後継者の方が女性とめぐり会う機会を多くつくってあげて、首尾よくというか、女性とめぐり会えればいいのかというようなことで、必要性は感じているところでございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 151ページ。

4組も結婚したというのだから、大変よかったなと思うのですが、年齢的にどのぐらいになっているのかわからないけれども。

しろがねかんがい用水利用補助、175万円というのが出ているのですが、これは1基分になっているというのですけれども、どのような状況に今までなっているのかなと。あとまだやるような人はこれからいるのか、今現在、何基まででき上がっているのかというようなところをお聞かせ願いたいと思うのですが。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

しろがね地区のかんがい用水の利用の関係でありますけれども、現在、給水栓の立ち上げ1栓について補助していますので、70栓ございます。数については、1戸で2栓、3栓というような方も実はございます。その中で、1栓目について2万5,000円、維持管理費ということで補助してございます。

それから、これにつきましては、平成15年に要綱を制定してしまっていて、10年間ということで平成24年をもって終了させていただきたい。この関連につきましては、美瑛町も中富良野町についても同様の策を講じているところでございます。

この件については70件で、ふえることは今後ありません。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 145ページ、お伺いいたしますが、今回の奨励作物の振興事業補助という形で、前年度より若干減っているかと思いますが、今年度の利用される見込みというのはどういう見通しが立っているのか、この点。

それと、農地流動化促進対策という形で、昨年度どれだけの農地の流動化やって、ことし見込める部分も含めてわかれば、お聞かせ願えればと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

まず、奨励作物振興事業の関係でありますけれども、18年度につきましては12件の利用でありました。内容的には、施設園芸、野菜類が主になってございます。それから19年度につきましても、多少のばらつきはあるかと思いますが、15件から20件ぐらいになるのかなと思います。

それから、導入される作物についても前段申し上げ

げましたように、野菜関係が主になるのかなと考えてございます。

それから、農地流動化の関係でありますけれども、平成18年度ですけれども、まだちょっと動く可能性ありますけれども、今のところ220ヘクタールぐらい流動してございます。それから、16年から大体200ヘクタールぐらいであります。原因は、国がことしより導入します品目横断だとか、あとは高齢化によって農地の出回りが、ことし、来年もまた少し変わらず多くなるのかなというような感じではあります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 品目横断がことし導入されるという形になっております。ここで確認したいのですが、今年度いわゆる集落営農を組織された方はどういう実態なのか、上富良野町の場合ですね。恐らく、こういう形態の中では少ないかというふうに思いますが。

それと、これと同時に、認定から面積が少ないという状況の中で、どちらにも加わらないという方もおられるかと思いますが、そういう方も含めて今実態どうなのかということです。

それと、そういう方については、品目横断の対象になった方については、制度上優遇されるということもありますが、それから外れた方については、聞きましたら引き続き農業をやりたいという方もいますし、補助制度が減額、あるいは、なくなる部分もあるかもしれないが、これだけ今まで守ってきた農地だという形の中で、やはりやりたいという意欲があるわけで、こういった部分に対する町としての支援策というのでしょうか、わかりませんが、何か別な対策の中でこの人たちというのは、きちっと営農を将来続けられるような、そういう政策展開というのはあるのかどうか、この点についてもお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

まず、私、先ほど申し上げましたように、国の施策の導入によりまして、品目横断をさせているわけがありますけれども、確かに離農者も多くなる。それから、それに対応というか、対象にならない農家も出てくると考えてございますけれども、私ども上富良野町が目指したのは集落営農、そういう兆しもありますけれども、基本的には認定農業者ということで目指してございます。大方の方、今、認定農業者の率が80%ちょっと切れる程度でございます。316戸と記憶してございますけれども、ほとんどが認定農業者という状況であります。その中で展開して

おりますので、その中には何十戸か外れた方がございます。これは対象になる作物は、てん菜、麦類、バレイショ、こういった5品目でありますので、それ以外のものというか、施設園芸を目指している方もおりますので、私は、そういう中で展開をしていただければいいのかなと。そのためにも、先ほど出ています奨励作物振興事業なんかを活用して進められている方もおられますので、そういった活用をひとつしていただければいいのかなと考えています。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 指導もされているという形の話でありますので、その点はぜひそういった方にも、営農のできる環境を整えるという点では、当然これはそうしなければならぬ部分だと思えますので、ぜひ今後とも支援をいろいろな形でやっていただければと思います。いずれにしても、稲作つくるにしても米価の価格が下がるという中で、厳しい環境状況は変わりないと思えますので、この点も含めた支援策をお願いしたいと思えます。

それでお伺いしたいのは、あわせて上富良野町の農産物をグリーン・ツーリズムという形の中で、いろいろな体系がとられています。また同時に、地産地消という形の中で、地場産品を大に取り入れた改善策という形で、地元の公の企業や給食センターが取り入れるという形の中で、こういった上富良野のこれから進むべき道というのは、確かに行政だけではできませんけれども、今の流れに合った農業の環境を改善していくという点で、非常に有効な点もあるかなと思うのですが、そういった取り組みというのは念頭に置かれているのかどうか、その点。

さらに、地元の農産物を使おうという決議を上げて、地元で消費される農産物を少しでも多く、例えば病院だとか給食ありますよね、保育所関係だとか。積極的にこういったところにも地元の農産物を利用するという幅を広げるためにも、そういう決議を上げるなり何なりという対策というのも宣言の町というのですか、上富良野町は地産地消という形で、地元農産物を消費する宣言する町という取り組みも必要だと思うのですが、この点、あわせてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

地元の農産物の活用、これは当然、町長においても執行方針の中で、頑張る自治体を応援するプログラムの中で、農業と観光、それから地産地消の関係ありますけれども、地元の農産物を使った商品化、あるいはブランド化と、これを何とか結びつけるこ

とができないかということで、私どもの庁舎内部ではできませんので、あと民間、農協さん初め商工会、それからあとレストランとか企業とか、こういったところがありますけれども、協力をいただいて何とか商品化をしたいものだという、ひとつ私どももプログラムをこれからつくりたいなど。その中で、私どもを含めてどこまでやれるのかと。

今、上富良野ポーク、あるいは上富良野ギョウザ、これはもちろん地元農産物を使ったものでありますけれども、あとニンジンジュース、こういったものに続く何か商品ができないものかと。今、内部検討もしておりますので、いろいろな方の協力を得まして、ぜひやってみたいと考えているところでございます。

それから、地元の農産物、地産地消の関係でありますけれども、これは私どもを含めて農協さんにおいてもそういった兆しが今見えていますので、これは引き続き、町で生産されたものは町で消費すると、そういうことを掲げて、これは一生懸命推進すべきものと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 給食センター等は使われていると思いますが、保育所だとか病院関係、地元のものの中には入っていると思うのですが、ラベンダーハイツ等だとか比較的低いのではないかと思うのですが、そういったところでも底上げできる部分については底上げできるというような、その実態等というのはどうなっているか、わかればお伺いしたいと思いますが、わからなかったら、また後でいいです。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 申しわけありませんけれども、把握してございません。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 151ページの農地・水・環境保全の向上対策事業について、お伺いしたいと思います。

本年度から、地域の人たちが農地水というか水路だとか、いわゆる環境整備に対する補助制度だと思いますが、上富良野町の対象区域はどういう範囲、どこどこになっているのか、その大まかであるのですが、この支給される基準はどういうものかということです。

それともう一つ、水田以外でも中山間地というのですか、そういったところにもこの事業の対象になるという話であります。上富良野町はいろいろな経過の中でこれは受けない、前回の中山間地に対しては受けないという形だったのですが、今回のこれは、そういったところも一定の手続きをすれば該当に

なるという形の話であったかと思えます。

それで、こういう状況の中で多くの農家の人たちが、これを活用した中での雇用も生まれるのではないかと、地域にお金があるのではないかと。

それと同時に、農水省の出した資料によれば、地域以外の農業以外の方でもできるという形になっておりますが、そういうものも含めて上富良野町の実態はどのような状況なのか、妥当あたりどういう形で支給されるのか、この点お伺いしたいと思います。

中富良野町に聞きましたら、既に中富良野町の場合は、山間地の前回行ったそれを取り組んでいて、全部やっていて、これと併合したら手続上も困るということで、すべての大体網羅できるような形の中で、受け入れたという形になっているのですが、上富良野町はすべての農地というか集落というか、対象になっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

農地・水・環境保全対策の関係でありますけれども、上富良野町における対象は水田でございます。基本的には畑も対象になります。なりますけれども、私ども年前に6回、7回の説明会を開きまして、畑については手上げ方式ですから、上げられなかったということで、水田に集中してございます。

中身につきましては、上富良野町の水田面積全面積であります。1,916ヘクタールということで控えてございますけれども、組織としては四つに分けられてございます。一つは草分地域、それから島津地域、富原地域、東中地域、四つで全面積をカバーしているという内容になってございます。

その単価でありますけれども、基準は、北海道においては水田は3,400円が単価になってございます。それに面積を掛けていただければ出てくるかと思えます。それから、畑についても決して申請できないということではありませんので、ある一定の要件を満たしていただければ申請していただくことに当然なると思えます。

それから、中富良野町の話が出ていましたけれども、これは中山間地の話ではないかと思えます。これについては、本町は中山間地に取り組みませんので、私どもは水田においては全部対象になると考えてございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番(中村有秀君) 143ページなのですが、コード番号はないのです。0114500という農業情報センターの関係でございます。

平成14年、15年は610万円の補助を運営費ということで出して、昨年は190万円出しておりました。それで、平成7年から農業情報センターの運営がされておりまして、農業情報センター運営協議会の会議録を見ますと、昨年4月10日開催の会議録では、平成19年1月より、ふらの農協で新ファックスシステム導入により、本協議会は平成18年度をもってということになって、本年3月31日で解散するということになっているということで承知をしたのですけれども、現在、貸し付けしている備品の関係、これがどういう形になるのかなということで、まず伺いをいたしたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 中村委員の御質問にお答えをします。

情報センターの内容については、中村委員の御指摘のとおりであります。この3月をもって、農協が新システムを導入することで解散することになります。あと貸し付けでありますけれども、私どもいわゆる備品の取り扱いをしていますので、これを耐用年数も過ぎているということもございますので、廃棄の処分をとりたいということでもあります。現在、使っている方もおりますけれども、基本的には廃棄の方向にしたいということでもあります。

委員長(西村昭教君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) 基本的には平成7年までからですから、結構貸し付け備品等もあれなんですけれども、私はやはり備品の一覧の中で、3月31日過ぎてからの作業になるのかなという気がするのですけれども、言うなれば、現在貸し付けしている備品で、使用可能なものと使用可能でないものとそういう分類をきちっとしていくべきだということと、それから、農業者の端末システムが施行規則によると584台あるということでございますけれども、その後の離農だとか、それから新システムの端末を入れた人もいらっしゃるだろうと思っておりますけれども、農業者の端末機は今現在、何ぼで動いているのかどうか、何台。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 中村委員の御質問にお答えします。

台数は584台、これは申し上げたとおりなのですが、稼働している台数については、確認をさせていただきます。後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

それから、私どもも廃棄の処分をとるわけであり

ますけれども、使用できるものについては私どももみたいにそれしか機械を使えないという方も結構おりますので、ここは使用できるものとできないものを区分け、当然しなければならぬと思っております。使えるものについては、耐用年数が過ぎておりますけれども、これは使っていただくと。そういう仕分けをして使っていきたい、そういうぐあいに進めたいと考えてございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) この条例、それから施行規則を見ると、利用料金は1カ月1,000円以内ということになっていて、これらの利用料金の関係は、町長は、情報センターの管理運営上適当と認めるときは、情報センターの利用に係る料金は、管理受託者の収入として収受させるということになっているから、これを見ていけばすぐわかるわけですね、照会をすればですよ。わかりました。そういうことで、ぜひこれをあれしていただきたいのと、それから無償貸与ということで、恐らくパソコン研修システム、研修用パソコン5台、プリンター2台なんていうのはどの時点で出されて、今、使えるかどうかという問題もありませんし、それから備品の中にはラック・いす一式というのがありますので、これはどの程度の数があるのか私は承知しておりませんが、いずれにしても施行規則である別表の中の一覧をびしっと使用可能か使用不可能、それから廃棄なら廃棄というようなことで分類した形で、恐らく3月31日で終わりますから、そういう形で整理をして何かの機会にまた出していただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 中村委員の御質問にお答えします。

今の御指摘のように、使えるものは使えるし、使えないものは使えないということできちっとしまして、この辺、改めて報告をさせていただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

11番中村委員。

11番(中村有秀君) きのもきょうもあるのですけれども、資料請求した場合、それから、もしくは答弁ができなかったものの関係が、例えば先ほど米田課長から報告があった、それに対する質疑ができないのです。きのもあったのです。同僚委員から、後で報告補足で受けたけれども、質疑の機会がないということなので、できれば、後ほど報告するというのを報告された時点で、質疑が交わせるような状況をつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 補足部分の答弁もあると思いますけれども、必要があれば質問をしていたとしても結構かと思えます。ただ、またそれに関連していきますと、あとのこともありますので、簡潔明瞭な再質問ということで御理解いただきたいと思えます。そういう扱いをしていきます。

それと、資料につきましては、できれば事前に資料を請求するなり、あるいは求めるなりしていただいた方が質問も効果的な質問ができると。質問の途中でどうしても後で必要な資料についてということであれば、要求にお答えすることもできるのですが、予算委員会でありますので、その部分で十分配慮をした部分をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと質問ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第7款商工費の152ページから161ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 153ページの商工振興事業補助のところでございます。

この中に、空き店舗活用振興事業としての221万6,000円が含まれているわけですが、空き店舗対策として中茶屋の件でございますけれども、これはつくった当初は商工会でやる予定だったと思うのですが、商工会の職員の方が2人やめられたということもあまして、現在は、たんぼぼさんの方に留守番をお願いしまして、たんぼぼさんも週1回活用しておられるわけですが、今ここでは米とか野菜、手芸品、衣類等販売されているわけですが、今、ここはどういう状態になっているかといいますと、ほかの施設が今度有料化になったために、ここの場所は無料だということで、それでいろいろな団体の方がここを利用されている状態もあるわけなんです。

それで商工会としては、新年度から有料化を考慮されるようなのですが、そうすると、たんぼぼさんも週1回水曜日、宅老所として利用されておりまして、1人利用者から500円くらいですが、いただいて、それはお弁当代にかわるわけらしいのですね。それで、あとは無料でやっているような状態があるわけなんです。今度、会場費が有料になると、今のような状態ではやっていけないのではないかという声が出ているわけですが、

それで、たしかここは支援については3年間では

なかったかなということなのですが、結局、何というのでしょうか、商工会さんも当初の目的は、商店街活性化のために空き店舗を利用してということで、そういう目的でおやりになったと思うのですが、たんぼぼさんの方はただ留守番を頼まれているということで、それについては日当も支払われているようでございますけれども、たんぼぼさん独自としての活用は、そこはたんぼぼさん独自の考えもあるようではございますけれどもなかなか難しいと、こういう現象も出てきておまして、ここにつきましては、来年度もどういうことに、ことが3年でございましたか、ちょっとそこら辺も確認させていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをします。

空き店舗の関係でありますけれども、委員のお話のとおりでありますけれども、基本的には私どもは3年程度をめどに、商工会さんの方には維持管理も含めて、自立できればいいなという話は確かにした経緯がございます。それで、ことが3年目に当たるわけでありまして、商工会においては、今、その辺が協議されてございます。

ただ、今、先ほどお話ありましたように、宅老所もどうしても使われて、水曜日だったと思えますけれども、使われてございます。相当の数が出入りしておりまして、年間5,000人以上の方が利用されているという実態がございます。その中において、現在は無料でありますので、この辺、多分、維持管理もかかってきますので、その辺は商工会の方と私どもも十分調整しなければなりませんけれども、そういった現在は使い方されていると。

有料化とまだ決まったわけでないかと思えますけれども、その辺もひとつ商工会の方と協議をさせていただきたいと思えます。

それから、これまで商工会さんの方で、人も中に張りつけながら運営してございます。たんぼぼさんにそういったことを委託している部分もございまして。これについては、商工会の職員が8名から6名に削減されておりますので、この辺ひとつ人件費が当然下がってございますので、そういったところではカバーできているのかなと思っております。そういうことも含めて商工会さんの方と十分話をさせていただいて、今後の取り扱いについてひとつ決めていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） これから、商工会さんどのようにするかということで、有料化になるかどうかわかりませんが、そんなような方向だと

ということなのですけれども、来年度も予算化されないととなると、商工会さんも、また、たんぼぼさんも大変ではないかなと。たんぼぼさんに任すよとなっても、無料でやっていて、利用者から水曜日、日曜日は子供センターでやっているのですね。500円いただいているとしても、それは昼食代で、お弁当代ですから、あとの経費については水道光熱費いろいろありますでしょうし、何か端末も1台置いていると、パソコンもあるかということ、電気代とかもろもろあるかと思えますけれども、これらについて。

それで、たんぼぼさんもちょっと狭いという、お互いに話し合いであそこの場所を、それではたんぼぼさんもということになったと思うのですけれども、利用してみなければわからないということもあったかと思えます。

そういったことで、非常に狭いということも出てきているわけなのです。それで、どちらも今そういう状況・状態でありますので、あそこの場所を無料で使っている団体さんというのは、ここはどうなのかなということにもなりますし、あそこは無料だからいいなということに使われているということですから、それはちょっと、そこら辺のところはどうかということ。ほかの施設が、有料化になったということに使われているようでもありますけれども、そここのところがどうなるのかという面もありますし、どちらにしましても来年度の見通しとして、たんぼぼさんも非常に宅老所を含め、地域の福祉に大変貢献されていらっしゃる団体として、どちらもちょっと今これにつきましては当初の目的からすると、来年の予算づけというのがどうなるか、その見通しが方向づけされないと困ると思うのですけれども、そういった状況にあるということをよくお考えいただきまして、こここのところについてはどうなのでしょう、行政の方としては3年ぐらいの支援ということだったので、見通しとしてはいかがでございますか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

私、先ほど申し上げましたように、今、託老所の運営、これらも含めて来年以降、私も予算がどうということとは明確には申し上げられませんが、行政としてある程度の効果もあると。いわゆる空き店舗対策として、ある程度の効果もあるということの中で、行政としてどこまで支援できるのか、この辺、商工会さんの方と再度協議をもう1回させてもらって、どの部分ができるのかということも十分話し合いますので、その中でひとつ決めるべきも

のだと考えていますので、御了承いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他に。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 商工振興費の方に当たるのかな、町は今まで商工振興条例、152ページ、3ページ、そういったことで振興条例つくって、町の商工会の商工事業の振興に努めてこられたのですけれども、これも期限つきで5年で終了ということ、今お申し込みはないわけでございまして、次の展開として駅前再開発が必要でないかなと。それで私、項目を探したのですけれども、駅前再開発に対しての項目とか予算づけは見えてこないわけですけれども、考えまして質問をさせていただきたいと存じます。

それで、この再開発につきましては、以前よりいろいろ意見もありまして、町全体としても、町の顔であります駅前ですから開発をしたいということで、土現とも逐次そういう相談をしているのだということ、伺ったこともございます。そうして、私が産建委員のときだったと思えますけれども、町のある程度の設計図も出していただき、青写真と申しますか、未来に向けた創造的なそういった部分を明らかにしたこともございますけれども、その後、一向に進んでいないわけですけれども、これらについても、町の予算づけが商工振興の方に行っているからかなと思ってしばらく推移を見守っていたわけですけれども、今年度になってもそれらの予算づけがきちっと明確に出てこないということ、これは町独自ではやれないことで、土現の道路網の整備とかいろいろございます。それらについて質問をしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 岩崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

駅前周辺再開発関連の御質問でありますけれども、この関連につきましては、平成14年に駅前周辺の商業地域ですとかそういった再開発に絡んで、ああいった構想を立てた経緯がございます。その後、昨年、18年度において、商工会でそういった駅前の再開発検討委員会というものを立ち上げまして、それをたたき台にして今検討している段階でございまして、商工会が今検討している内容を踏まえて、今後、町の方もそういった意向に沿った形で検討するようなことになるかと考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 今、建設課長の方から答弁いただいたわけなのですけれども、そちらの方で十

分かなと思いますけれども、検討委員会を開いているということであれば、ただ、話し合いだけでは物事が進まないで、やはり予算づけもされているのかなと思いますけれども、どこに出てくるのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩崎委員の御質問にお答えをします。

まず、その予算でありますけれども、商工振興事業補助1,803万1,000円の中に、私どもの予算として35万円入っております。内容的には、今、建設水道課長の方から申し上げたとおりであります。

委員長（西村昭教君） 同じ関連ですか。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 関連です。

今の事業費については、35万円という予算を組んでいるということでございまして、これは駅前再開発を期待したいと思いますけれども、その検討、私としてはもう検討の段階でないのだ、青写真もできているのだから、逐次、期成会とかも、それぐらいまで進んでもいいのではないかなど。当然、地元の了解を得なかつたら行政独自だけではできないことですので、それらの地元の住民といいますか、町民との一貫性について伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） ただいまの岩崎委員の御質問にお答えいたしますが、いろいろ行政側といたしましては、事業手法の検討ですとかそういう作業につきましては現在まで行われてきているところであります。現在、商工会の方で検討委員会を立ち上げて主に行っていることが、駅を核として商業地域全体にどういう波及効果を示すか、そのためにはどういう活動を行うかという、そういうソフトの部分での話を重要視した中で検討を進めておまして、今まで行政側の方で構想をつくったり計画をつくってきたものに、それが実際に行われたときに魂を吹き込むような、そういう今議論を行っているところです。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 152ページの商業、今とほぼ同じですが、平成19年度一般会計予算説明資料、これの6ページから7ページにかけて、6ページの商業まちづくりについては、産業振興課商工観光班ということで、駅周辺及び中心市街地再開発を検討する活動などに対し、引き続き支援を行っていくと書いてありますね。引き続き支援をするという

ことは、財政的予算づけをするということかな思うのですけれども。

それから、次7ページ、潤いのまちづくりについて、市街地、これは建設水道課の方に出てくるわけです。より踏み込んだ審議を重ねたところであり、引き続き側面的に支援、側面的とここで出ておりますね。その下の方には、さらに協議を重ね、早期に事業全体の骨格が明らかになるよう取り進めてまいりますということで、見えるように出ているのですが、予算づけは、今、予算の方は35万円ということであったのですが、先ほどのたんぼぼの話もそうなのですが、美幌町で「バジル」というのをやっているのですよ。じじ・ばば・るんるんといって、それどういうふうになっているかといったら、民間でやっているのです。全部そういう志のある人たちもって、じじ・ばば・るんるん、これは税金一銭も使われていない。これはたしか研修に行かれていますから、厚生委員会でですね、知っている人たくさんいると思います。

そういうことでもって、今、まだまだ盛んでテレビにも出ております。そばをつくって出したりして、そういうことで商業の成果も上げていることでありまして、こういうことは、きょうテレビで行っていただきましたけれども、第三セクターというものの説明なのです。第一セクターというのは行政である、地方自治体、第二セクターというのは民間の経営能力を持った民間である。だから、これをうまくやると、合わせればうまくいこうというのでできたのが第三セクターだけれども、頭につくのは自治体の部分が頭につくので、うまくいっていないのが全部なんですよと、こういうけさのテレビで見まして、こんな勉強初めてしたわと思ったのですけれども、事ほどそういうことでして、駅前中心市街地、そういうところ大いに結構です。

しかし、今、おっしゃったとおりです。お金を出したのだから、最後に魂おれが入れるのだというようなそういう話にはならないと思うのですよ。あくまでもやっぱり主はそちらで、側面的な支援というような形でやるべきであると、今後ともにですよ。特に、こういう財政事情の中で、何十億円というような土地を動かしてというようなそういうようなことは、それはそちらでやってください。こういうことです。

そういうことでやらなければ、住民負担はたまったものではないですよ。商店街だけが住民ではないのです。全部含めて住民にかかってくるから、やるのは結構なのですよ。今まで500万円とかといって出して、きちっと店舗つくって頑張っているなど、私も行きます、そういうところへは。そういう

ようなところは大いに結構ですから、あくまでも商工会主体でもってやっていただくというのをはっきりやって、2ページにもわたってこうやってやると、全部動き出しているのではないのかというような感じがしないでもないのですよ。しかし、35万円ということで、この前の50万円の成果報告も報告書も何も出てこない、さらに35万円つけてですよ、こういうようなことであっては説明が、今、物すごく気にしておりますから、住民が。

新年交礼会で商工会長が中心市街地活性化ということを言ったのが、日刊富良野で新聞に出ているのです。しかし、町長はそのとき、大変な財政難でございますから、住民の方は御理解くださいというようなことでもって言っていて、合わないのですね。かみ合っていないかなということ、そういうのが耳に入ってきておりますから、その辺のところをよくよくお考えの上、進めるなどは言っておりませんが、よくよくお考えの上でやっていただきたいと思うのですが、御答弁はいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

駅前再開発並びに中心市街地の活性化問題については、当町の懸案の課題でありまして、今、町政執行方針の中にも町長述べていますし、細部にわたりましては行政も組織挙げて、今、段階では側面的に支援するという、その意味はソフト的にどういうふうなプランニングがいいのかについて議論をしているさなかでございますので、その行方を行政としても見守らなければならない。ある意味では、内容を十分承知して行政としても、行政がどういう役割を果たしたらいいかについて、当然、果たす部分もありますので、そういう観点で行政は見守っている段階であります。

あと、この問題については、計画段階が目指す経済振興の目的を果たすために、官民挙げてやるという形になると想定されますが、実行段階におきましては、行政も行政の役割分担を果たすということでもあります。もっと具体的に言いますと、道路の整備をどうしたらいいのか、または面的な整備につきましても商工会が実施主体ということになるのは、制度上なかなか無理もあるわけでありまして、行政も組織化の中にどういう形で参画するのか、それらも今後十分議論して、国が今想定しています制度の活用を十分図りまして、実行に移す想定でございますので、今段階で断定的に申し上げることはできませんが、実行段階にかかりましては、行政もある部分、主体的に取り組むというストーリーになるわけでもありますので、その行方がどうなっていくか。特

に、今、商工会団体のそういう立場で将来をどう方向づけするか、これは大変重要な部分でもありますので、そういう関係にあるということで、ひとつ御承知置きをいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これは国が、中心市街地活性化ということでやっているのですよね。滝川、深川ですか、手挙げてやっています。報道もされています。ところが、滝川市の幹部の方が報道で、イオンがあつたりこういうようなものがあつたりというようなことで、これは周辺自治体なり市街地なりの理解がなければうまくいかないのではないかなということをおっしゃって、懸念されるものであります。

そして今まで、国の言うことをやってきたあれでもって財政破綻に近くいっているのですよ。夕張になっているのですよ。国の言うことをやってきた結果が、夕張になっていっているのですよ。今、それに行くのかなという感じ、住民の方は、それ言っているのですよ。何だ240億円もあってから、さらにそれに何十億円と、また、おれたちの負担なのか。これは嫌みで言っているのではなく、真剣に懸念したり心配しているということでお受け取りいただきたいと思うのですが、そういうことで、国のやることについても待てよと、それからこの町の地域はどうなのだと。ベストムもあり、スーパー3軒あり、スタンドから何からできている、その中でもってここに中心市街地という、美瑛のような感じにするのかどうかわかりませんが、道路とかそういうことでやると、行政が動くということは、住民に負担がかかるということにつながるということだけは、しっかり認識していただきたいと思うのですが、そういうことでいいのかという、これはしっかり住民の意見なり、こういうのはよく聞くべきだと思います。税金納めないよというような声まで聞こえてきているのですよ。特定の人になるのかもしませんけれども、そういう大きな問題だということは、認識をしていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えします。

今、委員がおっしゃられるように、国も地域振興策として、いろいろな制度の議論をされているわけでありまして。その中で、地域としての上富良野町が国の言いなりになるということよりは、今、地方分権時代でございますので、地方である当町がみずからの責任と決定を持ってやるということでございますので、今、申し上げられますようなこの事案につ

きまして商業者の立場、それから消費者の立場、それから地域全体がどうなのかということについて、議会を通じまして意思決定をするわけでございますので、そういう中では、当然、財政の見通しがどうなるか、経済効果が本当に実現性可能なのかということを十分大いに議論をしながら最終的に決定をするということでございますことを、私どもも十分肝に銘じて手続を経ていきたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 関連ですね。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これは巨大なお金が動くということで、合併債というのを7対3で、7が国、3が自治体、それから地総債は6対4ですかね、国が6、4。しかし、地総債というのでもって、大変な負担が来ているということ、きょう3人の知事の中の1人の方が言っておりましたですけどもね。

それから、中心市街地というのは、その割合はどのような割合になっているのか、おわかりになればお知らせいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 今、具体的にどういう制度を活用するという、まだ以前の段階でございますので、地域のあり方としてどうなのかということ、今いろいろな角度から検証してございますことから、具体的にどういう制度をどうふう具体的に活用するという段階ではございません。

したがって、私ども制度の内容について、今のところ十分承知できていない状況にありますことをお伝え申し上げておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 157ページの広域観光事業費の中の前年度も質問させていただいたのですが、いわゆる富良野・美瑛広域観光推進協議会、富良美のところになると思うのですが、御承知のとおり、今、富良野は非常に有名な作家に基づいたまちづくりであったり、近年はスキーの誘致を外国に行っている。また、フラノデリスに称されるようにプリンですとか、そういう酪農の加工物等々で売っておりますし、美瑛は、丘の町美瑛と称されるように景色を売っておりますね。

結局、広域でやっていて、上富良野が少し取り残されて、18年度を見てみますと、少しずつでもふらの・びえい人になるキャンペーン等々で民間団体が動いて、あいにくの天気ではございましたけれども、雪祭り等々に参加されたり、JR札幌駅等々でスカイラインキャンペーン等々を行っているなど、行政においてもリンケージ・アップフェスティバル

において豚串を売ったりしておりますが、依然、何を上富良野として広域観光の中で売っていきたいのかというのが、なかなか見えてこないところがあるのですけれども、ここは御承知のとおり、日本画の後藤純男先生の美術館もありますし深山峠もありますし、また、今、言った豚肉を使いました特産物もあります。

全道の中で、旭山動物園を核としまして、一番熱いスポットが上川中部から南部にかけての場所なのですけれども、その観光客をいかに取り込むような事業をされているかというのが、せっかく毎年毎年、富良美で観光推進協議会に入っている、上富良野だけちょっと取り残されている感じが否めないのですけれども、その点、19年度どのように具体的な方策を行うのかお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子委員の御質問にお答えします。

私も今話を聞いていまして、非常に難しいなと感じました。それで何かに絞るとするのは非常に難しいのですが、私は自然とやはり温泉がなと、とりあえずはと思っています。それによって、観光客の誘致を図りたいと、それが今の考えでございます。

これは、富良野・美瑛の広域観光と、私どもの名前も直接載っていませんので、かき消されることがありますが、これは負担金の差となってあらわれていますので、この辺はひとつ理解をいただかなければならないと思います。

それで、今、平成19年度からでありますけれども、国土交通省の事業でありますけれども、北海道においては運輸局がそれに携わるのではないかと思いますけれども、今、旭山動物園から占冠まで観光も目的とした地域の足も確保するような、路線バスとか、周遊バスを走らせたいと、そういう考え方がございます。これについては、富良野・美瑛の協議会においても長年言い続けてきまして、やっと実を結ぶのかなというような感じでありますけれども、具体的にはまだ決まっておりますが、考え方としては、旭山動物園を起点にして富良野線までバスを通すと。ルートやその他については、まだこれから、19年度に調査をし、20年度に試験的に周遊バスを走らせたいという考えを持っておりますので、これは国の一つの地域に対する応援の考え方があると。プログラムの中でひとつ行われるということでありますので、私ども非常に期待しておりますし、そういった中で観光的な点を結んでいけば、富良野・美瑛でやった効果が出てくるのかなと考えてございます。

いずれにしても、私ども、お金のない自治体、お金のない団体でありますので、このことについては、国やあるいは運輸局で賄われるものとは考えてございますけれども、ひとつ調査に協力するような考え方で進めようとしてございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 今、運輸局等々の話も出てまいりましたし、旭山動物園もことに及んでもどんどん毎年更新をしていくように、全国、海外からも誘致しておりますし、当然、旭川空港がアジアナ線結んだということで、アジア諸国からの来道者というのもふえていて、計画では高速道路が旭川空港・旭山動物園を経て旭川北インターチェンジと結ぶような話も聞いておりますし、そうしますと、層雲峡方面・石北ラインの方にどンドンどンドン、また、お客様が遠のいていく懸念というのは今後においてある中で、私は何を言いたいかというと、富良野・美瑛圏域で旭川空港、もしくは千歳空港においてくれたお客様を呼び込む方策を今とっているのであれば、余計に上富良野はこれだぞというものをきちっと早いうちから確立しておかないと、ただ通過されて結局何をしてきたのでしょうかということにならざるを得ないので、この辺は早い段階から上富良野の今、駅前再開発等々もありましたし、それらと組み合わせて文化もある町、それから観光もいい町、食もある町という中、確かに多様ではありますけれども、きちっとした1本太い背骨を持った観光というものをやっていかないと、風潮に流されなくてやっていくことを、やはりこれは行政が、私何度も一般質問でもしましたけれども、インキュベーターとしてそういうものを育て上げていく推進力、リーダーシップをぜひとっていただきたい。

特に、町長にお願いしたいのですが、上富良野町としての最大の観光大使であり、広告宣伝部長であるわけですから、その辺は外貨を稼ぐという意味においても、それから上富良野に定住していただく一つのきっかけにもつながるわけですから、ぜひこの辺にも軸足をきちり置いた行政を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長、決意表明、答弁をお願いいたします。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりでありまして、私も観光のPRに対応いたしまして、富良野・美瑛の自治体の首長と韓国に行って参りました。その折に向こうの方々のお話は、基本的には北海道観光という中にあっては温泉とゴルフと、それからもう一つは、おいしいものだというようなことで言われておしまし

て、そのときもアジアナ航空へ行って、韓国の航空会社の社長ともお会いして、航空の着地料が高いと。内地方面は、東北方面は自治体が着地料を負担してくれたと。だから定期便飛ばしてもいいから、着地料を旭川空港安くすれといわれるようなことも交渉されましたけれども、それらのことはできないうことであるという話をしてきましたが、それらが一つの足がかりとなって、今回、定期便が飛ぶようになったと。これもある程度、旭川市も旭川空港の使用料の軽減策も対応しながら進めてきていると。

その中で、富良野・美瑛観光の中でも今御指摘ありましたようなことで、上富良野は何を売るかということではありますが、温泉については美瑛との競合になってしまうと。どうしても、白金に一目を置かれてしまうということであるわけでありまして、今、その中で対応しているのが、北海道遺産になりました「土の館」、それから先ほどお話ありました「後藤美術館」、これらがコースの中に入っております、今、実施されていると。そういうようなことで、富良野・美瑛で上富良野は立ちおけているぞということではありますが、そういったことで二つの施設が大いにコースの中にも含まれてきていると。中富良野におきましては「富田ファーム」というような状況になっておりますので、これを足がかりとした中で、これからオーストラリアの方も対応して、京都・旭川・富良野でやっていますので、これらも含めた中で富良野・美瑛の事業の中に取り組んでいくようにして、地域の対応を図っていきたく思っております。

これから、上富良野の観光の拠点を何にするのだということになりますと、やはり民間の皆さん方の御努力をいただいております後藤美術館、あるいは土の館、それから深山峠周辺、これらのものと、それからもう一つ、ちょっと今停滞感みであります十勝岳地域の温泉地域も、どう対応していくかということを含めながら、観光事業の展開をしていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 関連でございます。

今、広域観光のあり方について、いろいろ議論されているわけでございますけれども、私も上富良野町に観光客をとということで、昨年、住友生命のOBの支部長、道内から40名ぐらいでしたけれども、ホップステアホテルに宿泊をしてみようということで、町長に観光大使ということでお願いしまして、町長に来ていただいて、大麦畑の口を町でやっているときだったので、そういったことをいろいろ説明をしていただいて、「町長、やっつく

ださい」と、「では、いいよ」ということでやってくださいました。

そうしたら、非常に反響がありまして、町長の役割ってすごいなと思ったわけです。町長さんが出てきてくれて、上富良野町のいいところを言ってくれたということで非常に効果ありまして、来年また来たいということになりまして、今、町長の役割というのが非常に町長みずから、東国原知事ではございませんが、町長の役割ってすごいと私は感心しているところなんですけれども、空港までホテルの契約もあると思うのですね、空港まで迎えに行ってくれるわけなのです。そして、金子委員が今おっしゃっていましたけれども、動物園が予定に入っているのですね、向こうで動物園決めてきているのですね。上富にもラベンダーがある、後藤美術館があるということで、後藤美術館とか、ラベンダーは中富の富田ファームだと。こちらが幾ら言いましても、富田ファームのラベンダー、旭山動物園と、こういうようなコースになっておりまして、後藤美術館は見てもらうことができたわけなんですけれども、そういったことで、バス、それから飛行機、宣伝もあるかもしれませんが、ホテル側との契約にもよってバスで空港まで迎えに行ってくれて、動物園、あるいは後藤美術館、富田ファームと回していただくということもできましたから、私どももやっぱり極力、本当に上富良野飛ばしなのです。旭山動物園、それから富田ファームと、こうなのですよね。では、上富良野は後藤美術館とこういうことで、そこはいいなあということで見ていただくことができたわけなんですけれども、そういったことでこれだということを、町長の観光大使の役割というのは非常に私はすごいものがあるなと思って、町長を弁護するわけではございませんけれども、町長が非常に役割を果たしていただいたので、私もよかったですなと思っております。

それで、私どももやっぱり何とか観光客を呼ぶとか、そういったものにも力を入れなければいけないなと思っているところなんですけれども、上富良野町の見せどころをパンフレットに、何かラベンダーというのはもうどうなのでしょう、何かお互いに、後藤美術館は皆さん一度は見てみたいと。トリックアートもあるわけなんですけれども、何かちょっと私どもも何とか観光客をと思いましても、見せどころですね、そこがあれなんですけれども、そういったところは町長はどのようにお考えなのでしょう、お尋ねしたいと思います。連れて行く場所がなかなか見当たりませんので、町長、何かいい観光の。

委員長（西村昭教君） 質問は、明確にお願いい

たします。

町長、答弁をお願いします。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。お褒めいただきましてありがとうございました。

さて、上富良野町で観光のスポットはどこ辺までだということになりますと、今、村上委員からお話ありましたように、では何なのだと。やはり我々が売っている景観というものを、その景観というのは美瑛も含まれてまいりますし、中富良野も同じと。では、景観はどここのということになると、今、観光協会であれしております八景の問題だとかいろいろあるわけではありますが、そういったものはまだまだ浸透されていないと。やはり今はお話にありましたように、先ほどから言っているように、民間の皆さん方の御苦勞をいただいております後藤美術館に、北海道遺産の土の館、それから深山峠地区の観光と、そして十勝岳温泉と、こういったものをいかにPRしながら観光のスポットとして対応していくかということが、これから重要であろうと。

今、我が町、この圏域で旭山動物園のような対抗するものをつくり上げるとか、あるいはラベンダーについても、富田ファームに対抗するラベンダー対応していくということは到底不可能なことでありますから、そういった部分をいかに生かしながら、現状のものをいかに生かしながら新たな観光スポット的なものを助長していくかと、器に合ったものの中でPRしていくということが重要でなかろうかなと思っています。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質問ございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 159ページ、一番上の委託料の関係でございます。

深山峠コミュニティ広場等の管理ということで、一つは、昨年は150万5,000円、今回は132万6,000円ということで、ちょっと減額になっております。これは、道からの関係等もあろうかと思えますけれども、一つは、この広場の範囲がどこまでかということでお尋ねを1点したいと思います。

それから、もう一つ、あそこは今度トイレがなくなったということで、あそこの裏に松浦武四郎の記

念碑があるのですね。それで私も記念碑の関係いろいろ調べているのですが、あそこに松が非常に大きく生えてしまって、碑が見えないのですね。それで、里仁の部落の人にお話をしたところ、あそこは町有地で、町で植えた木だから、我々が触ろうと思っても触れないというお話があったので、しかし、あの碑建てたのは宮野孫三郎さんやそのほか町の有志を含めて、里仁の人たちも中心になったのではないかということも、土地自体が町有地だから我々は触れないのだと。

そういうことで、完全に木は伸びて碑が見えなく、言うなれば国道上からは見えないような状態、それから1段上がっても見えないような状態なので。以前、三重県の三雲町が松浦武四郎の生誕の地で、あそこに私は全国の松浦武四郎の碑の写真展示をしたいというので、写真を送ったことがあるのですけれども、それから相当年月がたっているものですから、その範囲と広場管理等の範囲があそこまで入っているかどうかも含めてお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

深山峠コミュニティ広場関係の管理の関係ですけれども、管理の範囲につきましては、トイレの周辺、あそこ国で造成しました駐車場と、その奥にあります広場除いた部分、展望台も含めての部分でございます。管理委託に入っている部分につきましては、その周辺の草刈り業務という形で、減額要素は5月と10月の芝の伸びない時期がありますので、そういった部分について、公園の全般的な管理の見直しの中で管理日数を減じたということで、金額的には減額したことになっております。

また、御指摘の松浦武四郎の碑が松が伸びすぎて見えないという件につきましては、今後、そういった剪定作業は別に、委託業務に入っていないので、そういった形で町として剪定作業を進めていきたいと考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今の件は了解いたしました。

それから、次、道道美沢線の駐車公園管理費の関係になるのですが、これはあくまで道の支出金ということで、道の施設維持管理ということでの110万円でございますけれども、前年度164万円なのです。それで54万円の減ということで、道の財政的な関係もあろうかなと思いますけれども、一つは、従来、委託された町の業者が一気に3分の1減ということになってくると、言うなれば委託管理す

る内容の変更が当然あったらと思いますけれども、それらも含めてお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） ただいまの美沢線の駐車公園の関係ですけれども、前年対比54万円減の要素はトイレ、以前は通年でオープンしていたというか、利用していただいております。そんな関係で、18年度においても160万円の予算計上してございましたけれども、12月の補正で道の関係もございまして、56万円ほど減額されてございまして、実際の18年度の契約金額は107万円でございます。そんな関係から、19年度においてもそういった実績に見合った予算の計上をさせていただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他に。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 先ほどの153ページの活性化の問題でちょっとお伺いしますが、35万円、去年も出てことしも出て、いつまでそういう事業主体、事業継続の中で支出する予定なのかお伺いいたします。

既に町では、これに基づいて具体的な協議だとかというのは、まだ今後いろいろな面で検討しているということですが、そこで伺いたいのは、財政的な問題でまだどうのこうのという話でないのですが、しかし、町長の執行方針でしたかどこかで、一般質問だったかと思うのですが、スクラップ・アンド・ビルドの時代で、今はスクラップで今度は立ち上げる時代だという話でありました。

それで、この種の発言で疑問に思ったのは、本当に財政が好転するというような形の中で、こういう事業が展開されるというふうな印象づけというのは、ちょっと安易ではないかなと思うのですが、その認識はどこにあるのかということも含めて、この事業補助はいつまで続くのかという点と、あわせてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

加えて、先ほど来出ております駅周辺並びに中心市街地の整備事業に対する基本的な考え方につきまして何度か申し上げておりますが、このことにつきましても現在の状況につきまして、考え方につきまして、お話をさせていただきたいと思います。

基本的に、駅周辺及び中心市街地の活性化整備事業につきましては、第4次総合計画の中で位置づけしていたところでありますが、前期におきまして、豊かな心の人のまちづくり等々の対応だとか、ク

リーンセンターの対応等々をさせていただきまして、後期の中で駅周辺整備事業の「安心して住みよいまちづくり策」の中で位置づけていたところでありますが、今期総計の後期の計画を立てた段階で、財政的に予測よりも非常に厳しい財政状況に陥ったというような状況から、既に後期の総計の中で議員の皆さん方にも町民の皆さん方にも御説明させていただきまして、文化会館の設置と図書館の設置、駅周辺整備事業と中心市街地の整備事業につきましては、にぎわい地域の整備等々については、第5次総計に先送りせざるを得ないということで、今期総計の後期計画を立てさせていただきました。

その中で、図書館につきましては公民館をもって対応させていただき、文化会館につきましてはかみんの多目的施設を利用させていただき、代替措置させていただきというようなことで進めさせていただいております。

そういう中で今現在、駅周辺及び中心市街地の活性化、にぎわい地区の対応につきましては、ソフト面のいろいろな面で地域の皆さん方と協議をさせていただいておりますが、第5次総計で何度も申し上げておりますけれども、第5次総計の中に先送りした中で、早い段階の中で対処していきたいと考えているところでありまして、当初計画しておりましたあらゆる事業につきましても、駅周辺の中に図書館の設置だとか文化会館の設置だとかというような事業計画を組んでおりましたが、それらのものがなくなってきている中で、解消されてきている中で、これからの財政措置をすることで進めていきたいなと思っております。

ただし、これはあくまでも第5次総計の中で位置づけと、第5次総計の早期に位置づけしていきたいと考えているところでありまして、これらにつきましても、地域住民の皆さん方の動き、対応について十分見きわめながら、行政としての対処をしていきたいと思っております。

また、さきに申し上げましたこの項目とは違いますが、ビルドとスクラップの問題でありますけれども、さきに申し上げましたのは、何を根拠にということにつきましては、今の行革を推進し実行していくことによって、大体財政の見通しがやや立ってきたと。町の財政状況の底入れに近づいていると、さきにお話申し上げておりますように、今まで3億円からの基金を支消していたのが、現在は9,800万円の基金支消で対応できるようになったと。来年もこのまま行財政改革を継続して進めていくことによって、基金に依存度が減少していく状況が見きわめられてきているのと、また、国が地方財政に対する三位一体改革の方向性が位置づけ

されて、大体底に近づいてきているというようなことを含めながら、今後の財政の中では、従前は財源を確保するためにスクラップをしてきたけれども、これからは徐々にスクラップをすることによって、その財源をもってビルドができていけるような財政運営に進めつつあるということをお願いしたのであって、これからは何でもかんでもビルド、ビルドで、背伸びしていくのだということをお願いしているのではないということで、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 町長は、底に来ているのだという形で、財政的な補てんもある程度緩和されるのではないかという話であります。私はそう思っていないのですよね。これからまだ地方交付税の削減等が入ってきて、その計数等の見直しが行われてきて、さらに、公共施設のあり方という町が提出した文書を見てみましたら、これから施設が老朽化してくると、上富良野小学校どうするのだというような中で、新たな財政投資というのがまた起こり得る状況があるわけですよ。

そういうこともカウントされた中でそういうことをおっしゃっているのか、助役はどういう見解なのか。財務を長く担当してきて、一心同体ですから、そう変わらないことを言うのだらうと思っておりますが、その点、どういうふうな印象をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

当然、町長も言っているように、財政状況も踏まえながら、こういう問題については住民の判断する問題もあるということで、やるとも言っていないけれども、位置づけとしては5次の計画の後半の中という話もあって、ちょっと不確定な部分もあるのですが、含めて財政を担当してきた助役はどういうふうな印象なのか。

それと、これ35万円ついているということで、いつまで支出なのか、これは恐らく最終支出という段階になったときに、どういう内訳で使われているのかということも含めて、その時点で恐らく何らかのアクションがあって、それでは町もかわりましようという形になると思うのですが、この支出というのはいつまで続くのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問に、助役からもお答えさせますし、担当の方からも35万円の対応につきましてはお答えさせますが、私は財政運営が楽になったと、だから底をついたと、これから楽なのだということを言っているという御質問ですが、私は決してそういうことを言っているのではなくて、今までのような厳しさからだんだん

んだん底が見えかかってきたのではないかということをお願いしておるのであって、もう底をついて、これからは万々歳の財政運営ができるのだと、何でもかんでもビルドしていけるのだということをお願いしているのではないということをお願いしてください。これからは厳しいです、財政運営は。

おっしゃるように、小学校の問題だとかいろいろな問題あります。これを第5次の中でどういう計画を立てていくかということは、これから第5次をつくっていく中で課題でありまして、これから財政運営それらのことも含めて本当に万々歳ですよということを申し上げては決していない。厳しいと、これからはずっと厳しい、財政需要は幾らでもありますから。

厳しいのですけれども、今までのように厳しさというのがだんだん薄らいで、底に近づいてきているということ、底に近づきつつあるということをお願いしているのであって、底についたから、もうこれから楽なのだということは一切申し上げていないので、ちょっと誤解のようですので、ひとつそこだけは十分御理解いただきたいと思います。

他のことにつきましては、助役並びに担当の方からお答えいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問に私の方からもお答えさせていただきますが、町長が申しあげましたように、財政見通しは、今、町長が申しあげるように、楽観できるものでないことについては御案内のとおりであります。

しかしながら、今までこの間、非常に大幅な交付税の削減を中心にした動向については少し鈍化して、地方の財政を維持するための動きが今国においてもあるのではないかなという、そういう予感がするわけでありまして。そういう観点で町長自身も、ある意味では、下方に向かっての底が少し見えてきたのではないかという発言をさせていただいているところであります。

それと、今、いろいろと情報を提供しているわけですが、公債費今までの大型公共事業の償還費の行方につきましても、20年を起点としまして、以後、大幅に縮減するというそういう動向をにらみながら、ただいま町長が申しあげました上富良野小学校の問題、それから特に駅前再開発、中心市街地の問題については、ソフトでカバーできるものとハードに着手しなければいけないものがありますので、この問題については、特に当町の都市基盤としてどうするかという問題でございますので、そういう意味では、今までの中心市街地が空洞化することについて、そのまま放置することがいいのかど

うかについては、慎重に多くの皆さんと御判断をしてその方向を定めなければならないということでありまして、そういう問題意識の中で将来に向けて何らかの方策をハード的に講じなければならないというのが、町のスタンスであることをひとつ御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、私どもの今、会計制度も変わるわけでありまして、現行では入りと出の話でありますので、そういう動向を十分見きわめながら、後手のないような形で必要なものについてはハード面についても対応していくというのが、今まで町も既存の公共施設を更新してきましたように、必要なものについては対応するということが町の基本的な考え方であることを申し上げておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の経費の内容につきましてお話しします。

35万円の内訳でありますけれども、講習会と、それからこれは講師をお呼びしますので、これらの講師代が15万円。それから会議費16万円、これは、中心市街地その他におけるアドバイザーをお呼びして話を聞くというのが16万円という内容であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 157ページの広域観光事業費についてお伺いいたします。

この中の負担金について、少しお伺いしたいと思います。この負担金の中の三つが、先ほど調べてもらったら観光協会と重複していると、補助金を与えているところが、また、それに対して負担金を出しているというような構図になっているのですけれども、この辺はどのような考えで出しているのかお答え願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 長谷川委員の御質問にお答えをします。

私ども、町もそれぞれの団体の構成員になっている、それから観光協会も構成員になっていることでありまして、町一つということ考えれば、二つ納めている、二重だという考え方はあります。確かに。しかし、構成員の立場ということで現在納めているという状況であります。

これらについても、私は話としてはそういうことかなと思いますので、これらについて、できるかできないかは考え方はありますけれども、内容において組織に向けて、話し合いをひとつさせていただきたいものだなと。できれば、削減できるものは削減

したいと、そういうふうを考えます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 委員長、全般質問はないということで、この負担金についていいですか。助役にお伺いします。

委員長（西村昭教君） よろしいですよ。

14番（長谷川徳行君） 助役、これいろいろな負担金が今各款にありますよね、恒久的な負担金が随分あるのです。1万円にしる5,000円にしる何かだかわからない、必ず必要だから、そしてくれというからやるという、そういう精査しない負担金もあるような気がするのです。いろいろな町の諸団体の補助金も削減されている中、ずっと恒久的に1万円だ5,000円だと何十年も続いている負担金もあると思うのですよね。この辺の精査もそろそろしていかなければならないと思うのですけれども、その辺どうお考えですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 14番長谷川委員の御質問にお答え申し上げます。

負担金の問題につきましては、補助金同様、整理・合理化方針、指針を持って対応してございます。もっと具体的に言いますと、この負担金は当町がある構成団体の構成員だとすれば、当然、構成員として拠出し合うという性格が多いものでございますので、1万円であろうと5,000円であろうと、その構成団体の方針として決まったものについては、構成員として出すということになるわけでございます。

ある意味では、義務的に出すということになるわけですが、そういう中で本当にそこに構成員の一員として、加入していることでいいのかどうかについて、この間、何年も各所管において見直しをしてございまして、もう脱会をしている団体もありますし、今、脱会しようとしている団体もありますし、今後、そういう見直しをしながら、よりあり方の適正化に向けまして、努力してまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 構成員として事務的に出すというのがありますけれども、町立病院が日本医師会の負担金をやめたという話を聞いて、僕は小玉委員長に聞いたのです。「いいのではないかと、医師が入っていればいいと、町立病院もあそこは一応構成員になっているのですけれども、きちっとそれは分別をつけてやめたということも、医師も言っている。

先ほど、観光協会の方も同じだと思ふような気が、一緒くたにはできないかもしれないですけれど

も、同じ構成員であって、同じところから同じお金が出るということは、まだちょっと違うのではないかなというような気もするのですけれども。町立病院の場合は医師会と町立病院という、医師と町立病院と、個人と町立病院という関連もありますけれども、十勝岳観光協会なんていうのは補助団体であって、そしてまた、町からも同じような負担金をそこへ出すというような兼ね合いもありますから、きちっとこれは出さないのだということもしていけないとだめだと思いますので、その辺、どのように。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） ただいまの御質問にお答え申し上げますが、ケースごとに判断しなければならないと思いますが、今の医師会、医師としての医師会に対する取り扱いについては、個人で出すかどうかについては一つの判断でありましょうし、そういう意味では、他の専門職が加盟している諸団体についても、町が今まで負担していたものを個人に負担転嫁と申しますか、個人のそういう立場で加盟するというのも一つの考え方であっていいのかなと思うところであります。

それと、観光協会の関連につきましては、同様に見ることでいいのかどうかについては、いろいろと疑義があると思いますが、費用として拠出する費用、必要のないものについては当然整理すればいいことでありまして、ただ、観光協会も当然法人格を有している団体でございますので、少なくとも補助団体と言いつつも観光協会として立場で、構成員の一員としての役割を果たす性格のものについては、これはもともと補助している、町が負担することによっていいのか観光協会が負担することがいいのかについても、選択の余地ありますが、よりわかりやすくするためには、直接行政経費が負担するというよりはその関係というか、構成する団体がそれぞれ拠出するという形の方が、よりわかりやすいと私も思うわけでありまして。

いずれにしても、今、委員がおっしゃられるような、他の例と比較してどれがいいのかについては工夫してみたいと思いますが、今のところより明確にするために、それぞれ構成している団体で拠出をしていただいているという形をとっていることについては御案内のとおりでありますし、少し意を持って考えてみたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

11番中村有委員。

11番（中村有秀君） 157ページの観光協会の運営費の補助の関係でございまして、昨年も実施をしておりました町内の周遊バスの関係なのですけ

れども、この周遊バスの実績の関係ということでも
ず1点お伺いしたい。

それから、もう1点は、周遊コースはどこで決め
られていたのかということです。というのは、年度
から言えば18年度なのですけれども、昨年、周遊
バスがある程度コースが変更して運行されたという
ようなことを聞いております。その関係で、一応、
担当課と観光協会と協議の上そういうことがされた
のか、その点も含めてお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 中村委員の御質
問にお答えをさせていただきます。

まず、周遊バスの実績でございますけれども、1
8年度におきましては13日間の運行ということで、
乗車人員が119名、1日平均にしますと、
9.2人というような実績でございます。

それから、ある時にバスコースを変更したという
ような御指摘ありましたけれども、私も確かにその
話は観光協会の方より報告は受けております。
コースの設定等については、17年度からの事業で
ありますけれども、町と観光協会で設定した上で
コース決めをしておりますけれども、18年度にお
きましては、観光協会がそのコースをもとにコース
を設定しているということでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 17年度は話し合いをし
てコースを決めた、18年度は一応、観光協会が中
心になってやられたということと、現実の問題とし
て、ある日、突然ここが観光スポットにいいよとい
うことで、乗車した人と運転手と話をして午前と午
後と2回コースが変わっていると、そのことが観光
ボランティアの中でいろいろ議論が出ているので
す。そういうことがあっていいのかどうかというこ
となので、今、皆さんの方では知らないということ
であれば、それを確認していただきたいと思うの
と、それから、19年度も基本的に町内周遊バスは
実施するのか、それとも、先ほど金子委員が言った
ような富良野広域圏で、富良野・美瑛のラインでま
たするのか、その点もあわせてお聞きしたいと思
います。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの御質
問にお答えします。

コースの変更等にかかわる観光ボランティアの活
動でございますけれども、確かにある方によって
コースを変更されたという事実がございまして、ボ
ランティア間においてもトラブルと申しますか、い

ろいろな意見があるとは聞いております。

それで、今後、近々であろうかと思えますけれ
ども、ボランティア自体のあり方を見直そうという
ことも聞いておりますので、そこら辺については、今
後の推移を見守りながら対応していきたいと、そん
なふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問
にお答えします。

周遊バスにつきましては、19年度については、
一応、廃止したいと考えています。それは、先ほど
金子委員の話にお答えしたとおりです。19年よ
り、新たな事業を展開されるというようなことで聞
いていきますので、これは廃止したいということでご
ざいます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 先ほど、6款農業
費におきまして、中村委員の方から農業情報セン
ターの端末機の関係でお答えしていない部分があり
ますので、お答えいたします。

端末機については、全台数584台ということ
でお答えしました。それで、今後、3月以降も使用
する台数については165台であります。残り419
台については一応廃棄の予定と、1台1台419台
は確認はしていませんけれども、この中で使えるも
のについては残そうという考え方はあります。

委員長（西村昭教君） 次に、移ってよろしいで
すね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待
ち願います。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第8款土木費の1
62ページから、第9款消費費の189ページまで
の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 187ページ、町営住宅
建設の1,019万6,000円、これは、こしは
富町でしたか、富町の建てかえに、それから実施設
計とか移転の補償とかがこし計画されているわけ
でございますけれども、1点目は、町営住宅に入っ
ている方も大変高齢化になってきていますので、バ
リアフリー設計をそういったことも考えておられる
というようなことを協議会でもおっしゃってしま
したけれども、この場でもう一度、確認をしておき
たいと思います。

それと、老朽化されてきていますので、今後にお
いて、これから建てかえも計画を決めてやっていく

ことになると思うのですけれども、借り上げ型の町営住宅、民間業者が建設した住宅を借り上げて町営住宅として利用できる制度なんかについてはどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

富町公住の建てかえ計画に当たりましての設計段階のバリアフリー化の御質問でございますけれども、先日もお答えしておりますけれども、公営住宅の設計は、今ではバリアフリーが標準設計となっておりますので、富町団地においてもバリアフリー化の設計で対応したいと考えてございます。

また、借り上げ住宅の検討でございますけれども、公営住宅として借り上げる場合いろいろな要件がございます、それにクリアする部分がございますら、また、建築主といえますか、建て主も名乗り上げていただければそういった対応もとれますけれども、公営住宅ですから余りメリットがないような部分もございますので、なかなかこういった町村においては、借り上げ方式の公営住宅で対応しているという町村はないように聞いてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 余りメリットがないようなお話、地主さんの関係もあるとかというお話ですけれども、私は借り上げ型町営住宅というのは、いい住宅がふえることによって中心市街地への人口増だとか、商店街の活性化だとか、それと加えて、民間活力の導入とかになって建てかえを今後していくとしても、建設投資の節減が図られるのではないかと、こういうふう思うのですけれども、その点もう一度、どのようにお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 村上委員の民間活力に対しての公営住宅の借り上げの件なのですけれども、都市部においては民間借り上げの公営住宅というものを取り上げている市がございますので、そういったことをさらに研究するなりして検討させていただいて、今後の公営住宅の供給のあり方について検討していきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 165ページの町道維持費ですが、若干、前年度から比べたら下がっているかと思いますが、今後、この維持関係の補修、道路等の傷みが、簡易舗装等の整備も若干あると思います

が、相当しなければならぬとも思うのですから、この点。今回の財源の措置の仕方がちょっと少ないような気がするのですが、この点どういう判断でなっているのかお伺いしたいと思います。

あわせて、例えば、長くから有我工業所の横の大路地に抜けるところありますね、古物商さんとの間のところなのですが、あそこ古くから、長くから雨水が、いわゆる排水、水が抜けるのが悪くて、地元からも改善の要望が出ているかと思うのですが、なかなか水が抜け切らなくてたまって、水たまりができるということがなかなか改善できないでいるのです。聞きましたら、あそこ下に用水路か何かがあるという形で、その問題も解決しないとできないという形の話だったかと思いますが、ああいう状況をそのまま放置するという事は環境上もよくありませんので、その点考え方について、あわせて町道の維持関係でお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の町道の補修関係、簡易舗装の関係の御質問でありますけれども、このほかに167ページの簡易舗装整備こういった関係で、昨年までは1路線200万円という形で予算計上させていただきましたけれども、ことは2路線という形で558万3,000円の予算を計上させていただいているところでございます。

また、簡易舗装の沈下して水がたまって排水がよくないといった場所につきましては、さらに現地確認させていただきながら対応をさせていただきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） もう1点伺いたいのは、167ページの除排雪の関係でお伺いいたします。

この点、いわゆる季節臨時で雇用している部分があるかと思えます。今の失業対策という形で、一部そういう方も入っているという話なのですが、見ていまして、比較的固定化している作業員がいると見受けられます。今、失業して仕事を探している方もおられますので、こういったところに公募をして、作業員という形で失業対策を町としてもこういったところで導入するという形の政策がとれないかと思えます。

それぞれ理由があって作業員という形で入っているかと思えますが、そこら辺の部分について改善ができるものがあればしていただきたいと思っていますので、この点はどうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の排雪に絡んで臨時職員の絡みですけれども、この臨時職員、現在、助手という形で6名の方をお願いしているところですが、除雪の関係なれた人がいいという形で数年続いているという形なのですけれども、今後においても、固定しないで年度当初ですとか秋口にですとか、公募した形でそういった対応も検討しなければならないと考えてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） ちょっとダブってしまう関係もあるのかなと思うのですが、167ページ、簡易舗装ということでさっきちょっと答えていただいたのですが、実は簡易舗装というやつは前にも質問したことがあるのですけれども、非常にきちとしたものでないから、年月がたつと随分舗装そのものが傷んでしまうという部分がたくさんあると思うのですけれども、そのところに砂袋を置いたり何かしている部分もたくさんあちこち見受けられるのですけれども、実は私事で申しわけないのですが、うちの前のピットインで、寺田さんの前のあそこ、きのうおととい久しぶりに通ったのですけれども、がばっと片方落ちていたのですね。

あれは上下水道の何かの跡なのだろうと思うのですけれども、ふた自体も傾いているという状況にあるので、そういうところがこれから見て歩けば、大分町の中にあるのだろうと思いますけれども、予算の面もあるのかなと思うが、いつまでも砂袋というわけにもいかないだろうと思いますので、年次的な計画で当然やっていただけたらと思うのですけれども、そういうふうなことをひとつ重点的に調べていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 仲島委員の簡易舗装の関係ですけれども、そういった場所が町内あらゆるところに見受けられるのが現状でして、そういったことで、ことしは先ほどお答えしましたように路盤改良からやらなければならないと、根本的に直らないというようなことで、ことし2路線という形で予算計上させていただいているのですけれども、この予算に計上されていない部分につきましては、応急的な措置としてそういった対応を図っていきたくて考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 町道維持及び簡易舗装のところと関連になるのですけれども、たしか昨年だったかな、演習場が上がっていく道路で亀の甲羅

状になって、そこたまたま帯広方面から通ってきた人が通って、旭川くらいになったときにパンクしていることに気づいて、その損害賠償というものを町に訴えられた経緯あったと思いますけれども、私も雪解けが進みましているいな町道通りますと、また同じような場所がでこぼこ、穴あいているように見受けられるのですけれども、前もって危険箇所、穴を埋めるというよりも注意していただきたい看板等々があって、今後において、ごねてこれらというのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、町に責任が及ばないためにも、前もって手段というのを、早め早めに講じていく方を、予算措置されないのですけれども、そういうのは今後どう進めていくのかお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

例で挙げられましたけれども、北19号道路のこぼこの件なのですけれども、あそこは昨年もそういった事故後、啓蒙の看板を立てた経緯がございます。それが先日といいますか、雪解けが始まりましたので、そういった道路の状況を把握するためにパトロールした経緯がございます。そういったときに、看板も除雪の関係で倒れているという部分も確認してございますので、そういった対応を今後もしていきたいと考えていますし、今現在、穴のあいている部分もございます。今すぐに対応できませんので、凍上とかがおさまった時点で、またさらに補修をかけていきたいと考えてございます。

また、その啓蒙、看板、今は絵の標識を立てているのですけれども、そういった目で確認できるような字でもって啓蒙もしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 景観の関係でお尋ねを申し上げます。

179ページ、町長の執行方針の中で、里仁地区を景観づくり重点地区として指定することを前提にということでございます。

それで、この景観条例の第7条では、町長は、景観づくりを総合的にかつ計画的に推進するため、景観づくり基本計画を策定しなければならないということで、基本計画がまず第一前提、その基本計画ができれば、重点地区だとか重点路線だとかという形で進めていくのが当然でないかなという気がするのです。そうすると、この基本計画を策定するときは、景観づくり推進会議の意見を聞かなければならないということなのですが、まず、基本計画が策定されているかどうか、その点お尋ねをいたしたいと

思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本計画の素案が、17年度において策定してございますけれども、18年度において、それをさらに煮詰める形で、景観づくり推進会議を設置したいしまして、そちら委員の方の意見も取り入れながら、今現在、基本計画の策定に向けて、そういった作業を進めている段階でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それで、景観づくりの推進会議というのは、いつ開催されたのですか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 3月7日と、今後、今年度において3月26日に第2回目を予定しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） この資料が配付されたの、議案書も当然だろうし、それから町長の執行方針もそうなのだけれども、第1回の景観づくり推進会議は、ことしの3月7日でしょう。そうしたら、先に基本策定が、景観づくり推進会議に諮る前に方針としてあったということなのでしょう。

というのは、条例の条文から言えば、基本計画案が策定して、それから次の段階でどうするかということで、路線の問題だとか地区の問題等があるような気がするのですけれども、その点どうなのですか。日にち的に、皆さん方が頭の中で策定してしまって、そのプランで進めようということが3月7日に行われたのではないのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 中村委員の御質問ですけれども、素案ができてございますけれども、その素案に対して意見を聞くという形と、またさらに違った角度から意見を聞くというような形で、3月7日に第1回目の開催をさせていただいたところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） ちょっとお昼があれなのですけれども、やっぱり素案というのと、それから基本計画の策定というのは、一つの流れからいけば当然だけれども、違うわけでしょう。基本計画の策定は、推進会議の中に諮らなければということになっているわけだから。そうすると、我々に議案が配付された時点では、既に里仁地区をということで、重点地区ということではなされているのではないかと私を言いたかったのです。

だから、同じ策定するにしても、できれば今月ま

たやるとということだけれども、一つの流れとしては、基本的にちょっとずれているのではないかとということでお尋ねしているのですよ。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、17年度においては、あくまでも基本計画の素案をつくる業務、予算つけてつくりました。あわせまして、パブリックコメントもいただきながら、意見はなかったのですけれども、進めてきました。

あと、条例の中にありますように、基本計画につきましては、景観づくり推進会議の意見を聞いて、聞かなければならないとなっていますので、現在行っている作業はその段階です。

それと、あと重点地区については、条例策定の段階から、重点地区になるのであれば里仁でありますとか、江花でありますとかという話がありましたので、景観づくり基本計画の策定の作業と並行しまして、今回は、要するに重点地区の指定に向けた調査・研究業務を平成18年度に行っているということで、その調査・研究をもとに今後の景観づくり推進会議の中で、重点地区としてふさわしいかふさわしくないかという判断になってきますので、なるべくタイムラグをつくらぬような形で、並行して作業を進めてきたということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 進めようという急ぐ気持ちはわかるのですけれども、ただ僕は、江花地区でもどうなのか、それから十勝岳の路線もどうなのかと、いろいろ御意見が耳に入ってくるのですね。そうすると、基本計画を策定して、その中で今度は重点地区はどこだ、重点路線はどうかというようなことを含めて進めていくのがあれなのだけれども、この発表が文書化されたものが、あくまで里仁地区が重点地区というようなことで、言うならば、時間的な形で我々に文書を発送をされる以前の形でここありきということになってくると、今後、パブリックコメント等も含めて町民の意見を聞いてどうするかということになると、何か町長の意思が先に出てしまっただけという感じを私は受けるのですね。

ここに重点地区の関係では、第12条で、町長は、特に景観づくりを推進する場合云々で、指定することができるということになっているけれども、指定をしようというときには、あらかじめ重点地区内の町民の住民の意見を聞く、それから景観推進会議の意見をという形になっているので、何か先に出されたなという感じはしますけれども、今後、できればそういうパブリックコメントや町民の意見が事

前にあって、そして一つのルールに沿ってやっていくという方向でぜひとっていただきたいし、それから上富良野の景観ということで、今後、初めて地区指定をしようということになると、当然、地区の人たちの要望・意見も聞かなければならないということになると、できるだけそういうルールに沿って進めていただきたいということで要望します。

委員長（西村昭教君） 今のは、そういう考え方で臨んでくれということでもいいですね。

あとありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、8款と9款をこれで終了いたしまして、昼食休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後1時からといたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第10款教育費の190ページから241ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 193ページ、教職員の健康管理費のところでございます。151万6,000円、これはいいとしましても、教師の方々が気分が沈むというのですか、心の病というのですか、そういったことで非常に教員の方も仕事が多くて、ストレスを抱えておられる人もいらっしゃるようでございますけれども、今、上富良野町ではそういった教員の方はいらっやないのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の教職員の病気と申しますが、心の病といったものも、やはり教職員の職業柄、多忙でありいろいろなストレスの中で、そういった傾向に見られるという方が上富良野町におきましても、そんなに多くはないのですが見受けられます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） こういった教師の方々の健康調査等はおやりになったのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございます。

通常の健康管理におきましては、教職員健康管理

費に計上しております健康診断の範囲において、年に1度、そういった健康診断を実施しております。また、平素の業務の中におきましても、各学校管理者によりまして、そういう精神面のと申しますか、ストレスの偏ることのないような配慮というものを実施しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 227ページの図書館運営費に関するところで、二、三、質問させていただきます。

いろいろブックスタートですとか、読み聞かせ事業等々事業が行われておりますが、今年度の新書の買う冊数予定及びその予算措置と、今後の予算及び購入計画等々あればお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館の図書購入におきましては、年次的に購入をいたしているところでございますが、19年度におきましては、予算の縮小の傾向の中から購入冊数も前年度に比べますと、減少の方向で考えております。児童書200冊、一般書は2種類合わせて450冊等、その他雑誌等別といたしまして、そういった予算を計上しているところでございまして、今後とも限られた財源を貴重に使わせていただきながら、図書購入につきましても十分意を用いてまいりたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 前年から見ますと、大幅に半分近い予算措置しかとられてなくて、ただ、この間、図書室から図書館フレンドということになりまして、多くの児童・生徒がそこに出入りをしておりまして、私も個人的に週に何度も足を運ばせていただきますけれども、休日におきましては多くの町民の皆様が本を借り、また、あの場で読んでいただき、その中においてお子様を含めた母親等々の交流も行われているのが現状であります。非常に昨今、児童・生徒の活字離れ、また、インターネットやメディアの普及によりまして本から離れていく現状を何としましても、国語の読解力をつけるという意味においても幼児期からの本の普及、また、年寄りの痴呆の防止に関しましても非常に効果が大きいと言われているところですので、こういったところの予算措置というのは、生涯学習の中へ含めましても手厚くすべきと私も考えますし、非常に大きな文化的な効果もあると思っておりますけれども、これががんと減っているというのはもったいないなと思っておりますが、児童書において200冊、また一般書において450冊というのは、少し少ないのではないかなと

考えますが、この辺いかがお考えでしょうか。教育長、どうですかね、その辺は。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

図書的重要性等につきましては、委員がおっしゃるとおりであります。その間、今、図書室から図書館へというようなことで、昨年、一昨年や何かにつきましては、かなり充実した予算配分を行った中で整備を進めてきたところであります。

確かに、児童にとっては、今、OECDや何かの調査でも読解力が日本では不足してきているというような調査結果もありますので、そういうことも含めて、また、これから我々が考えていかなければならないのは、上富良野町の図書館だけではなくて、学校図書、それから周りの近隣の市町村の図書館との連携、また、道立図書館との連携等も十分図った中で、この不足する部分と申しますが、そういうものを補っていかなければならないと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 何度も同じことは言いませんので、この予算措置に関しては、厳しい行財政を考えられた中で、私も納得はできないのですが、いたし方のないところとは理解いたしますけれども、やはり教育長もそれからもちろん町長、助役も御承知のとおりですので、こういった新しく出る新書の図書に関する予算というのは、今年度は仕方ないにしてもきちっと、5年、10年というスパンを含めて補うような形を組んでいかないと、町の宝でもある子供も含めましてそうですけれども、一般の方というのは学校図書を手厚くされましても、我々、上富良野小学校、西小学校の図書に行って本を借りていくというわけにはなかなか相いきませんので、町民の皆様が親しく図書に触れる機会というチャンスの窓を狭めないためにも、きちっと年次計画を組んで、でこぼこはあったとしても、新しい文学等々に触れる機会というものを手厚くしていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 答弁は要らないですね。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 12番金子委員のただいまの御意見も重々、私といたしましても痛感するところであります。今後とも図書館充実のために努力してまいりたいと思えます。子供たちが情操を大きくはぐくんでいくというための理想的な図書館でありたいと願っているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 193ページの上富良野高校の問題なのですが、補助金で260万円というふうに毎年計上はしているのですけれども、どうもそれだけをやった部分に対しての効果というのは、余り見受けられないような気がするのです。

教育長の執行の中には、地域に根差した特色のある高校をつくると、就職に強い高校の支援をするよということなのですが、内容的にはどのようなことを考えているのかなと実は思うのです。

それと、今回26名というような形で上高の生徒数というのは大体決まりなのかなと思いますけれども、上富良野の中学校の生徒は何名来て、富良野は何名、中富は何名というのは、ちらっともらった記憶が私はあるのですが、今、家に置いてきてしまったのですが、そういうようなところから見ると、地元でいながら一番少ないという部分もあるのかなと。富良野高校に行っている、緑峰高校合わせた方がずっと多いよと。しかし、これも子供さんの進む道だから、強制というのはなかなか難しい部分もあるのだらうと思いますけれども、この点をもう少し考えていく必要があるのではないかなと思うのです。

初めから、高校建てる時から、この生徒数というのは大体決まり切っていることだと思うのですけれども、皆さんの熱意というような形で高校が新しく建ったという部分もありますので、その点をもうちょっと真剣に考えていく必要があるのではないかなという考えはするのですけれども、今、ここにあるように、私らも前に建てる時には、もう少し内容のある特色のある高校をつくる必要があるのではないのかということを質問をしたこともあるのですが、あれは道立高校だからちょっと手が出せないというような話も実はあったのですが、しかし、今、教育長の考え方からすると、就職に強いとか、あるいは特色を出せる高校にしたいとかというようなことができるのであれば、もっと早目にこういうことは手をつけておく必要性があったのではないのかなと思うのだけれども、その点はあわせてどう思いますか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 10番仲島委員の上富良野高等学校振興に対しての御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

委員御指摘のように、今年度の来春の応募が26名ということで、これまでの私どもの働きかけといいますか、町民挙げての存続に向けて努力をしてきたところであります。各中学校に出向きまして、上富良野高校の利点をアピールしたり、そういった活

動を展開してきた中で、数字的には、現在26名という数字に至っているところであります。

少子化に伴います中学3年卒業生が、減少の傾向にあるということから、厳しいことは予想はされていた中で、いろいろな働きかけをしてきた状況にあります。この26名の中の上富良野中学校出身者は、14名ないし5名ということで、非常に低調な数字ということで、これも我々の努力が、非常に結果としては残念に思うところであります。

補助金につきましては、前年度並みの額を計上させていただいたところであります。内容としては、大きくは前年度と変わるところはないわけでありませけれども、地道なこれまでの活動も引き続いて展開してまいりたいと。就職に強い上富良野高等学校ということを打ち出して、各種の資格検定取得のための費用計上、そういったものを計上いたしているところであります。そういうふうな努力の中で、今後とも上富良野高等学校の継続に向けての努力をしてまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 将来的にどうするのだという問題が出てくると思うのですよね、これが来年度から、来年、再来年と卒業する生徒が何名ずついるのかちょっと知らせてほしいのと、今回、103名の卒業生が実はいて、入ってくるのは14名という状況なのですよね、来年度からどんなような状況になっていくのかと。ただ、総体的に支援をしていくとか、特色のある高校づくりをするのだよと言ったって、どういうことをするのということがないといけないと思うのですね、僕は。

その点、どう考えるのかなと思うのですけれども、将来的に可能性は、来年はどうなの再来年はどういう状況になるのかと。そうしたら、何年後には減ってしまったら、もう廃校になってしまうのかというような問題も出てくると思うのですね。そういうふうな長期的に見たときに、どのような形になっていくのかなというのもちょうと心配なのですけれども、いかがですかね。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 仲島委員の上富良野高等学校の今後の見通しと申しますか、卒業生の中からのそういった状況を見ますと、中学校卒業生3年生ですか、やはり19年度以降大きく減少することはないのですけれども、例えば18年度ですと、上富良野中学校、東中中学校合わせて108名の在籍であります、19年度は若干、これはあくまでも推測でございます。出生数からの推測、それから在籍児童中学2年生からの数字ということで押さえますと、110数名を推移してございます。さ

らに、4年先、5年先になると、100名を切る事態も想定されるところであります。そういった状況の中においても、上富良野高校がこれからも存続していくためにということで、我々といたしましても貴重な財源を充当した中で、上富良野高等学校の特色づくり。具体的に申しますと、先ほども触れましたが、就職に強いという特色を打ち出した中で、また、いろいろなクラブ活動であるとかも力を注いで、力をつけていくように支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 非常に心配しているのさ、そうなるかもしれないなんて、のんびりして言っている場合でないでしょ。4、5年後には100名以下になるなんていったら、ほとんど存続できない状況になるのだと思うのだから。だから、来年度、ことしの19年度の中には、要するに地域に根差した特色ある高校をつくっていくというのは、どういう高校をつくろうと思っているのだということですよ。どういうことを考えているのと。就職に強いのなら、どういうふうなことをするのが就職に強い、19年度から始まっていけないとだめなのではないのということです。そのために将来的にどうなのという話を聞いているわけだから、そんな本で読んだようなことを説明されたってどうにもならないのです。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 仲島委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特色ある学校につきましては、先ほど課長の方からも説明をさせていただきましたが、やはりうちの学校規模、それから志願をしてくれる子供たちの様子からすると、やはり就職に強い高校を目指すべきであろうと考えているところであります。

そのためには、今、昨年と申しますか平成18年度から進めていますが、就職のためのいろいろな資格を取得するような、例えばパソコンの検定だとか商業簿記だとか、そういうようなことも含めて、そのような資格取得のために支援をして、子供たちの在学中に何とかいろいろな資格を取得させたいと、それが就職するとき企業が求める人材の育成になるだろうというようなことを考えているところであります。

また、高校の方もこのことにつきましては、普通高校ではありますが、商業の先生を配置しながら、商業の科目についてもいろいろと教えているというような状況の中で、連携を図って進めていきたいと考えているところであります。

もう一つは、どういうふうな高校にしていけるのかということなのですが、子供たちから魅力的なと申しますか、子供たちがやりたい部活、それから子供たちが地域と密着した中でのボランティア活動だとかそういうものに重点を置いた中で、上富良野高等学校の今後について進めていきたいと考えているところであります。

とにかく少人数、1学年が30数名、40数名とかという状況でありますので、部活や何かもチームプレーや何かというものは制限されたりいたしますが、そういう中で子供たちの求めるものに対応していただいていますので、そういうことを我々も支援してまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 221ページの青少年健全育成、この件についてなのですが、以前に小学校の先生、不法侵入で入ってきて刺されたり、それから子供が殺されたりという事件が多発して続発したのですよ。そのときに、アイデア募集というのがありましたね、それで文部科学省に言ってやりました。やはり人ですと、警察とか自衛隊の武道をやる定年者、そういう方々を入れなさいということをやったのですよ。そういう方はたくさんおりますから、ですけども、そうではなくて、かぎになりましたものね。私、校長とか面会に行きましたら、かぎかかっている、前は入れたのが今入れないでしょう。要件を言っておかないと。これをつけたのかなと思ったのですけれども、この前、文部科学省の方で、小学校単位ですよここで言えば。上小とそれから西小という。その単位でもって、要するにその地域の方々がその子供たちを見守るようにしたいということは、予算づけをするということにつながるのかなと思うのですよ。

それで、上富良野で旭住民会のパトロール隊立ち上がったので、富良野でも立ち上げたのですね、富良野で立ち上げたのは、これは若い方も含めて立ち上げたのですよ。最初はいいよということをやっていたけれども、やっぱり仕事あり子育てありでもって、なかなか今うまくいってないということなのですが、住民会の方でやったのは、約1,500人でもって15人がやりましょうということで、1,500人で15人ですよ。一つの住民会でね。それでもってこれは続いております。ずっと続いて町からも表彰されたりというようなことで、非常に順調にいつている。それから小さい住民会では、四、五人でもって西小の方を回っている。私、車で行くと、川縁をユニフォーム着た人が歩いているのを見ま

したりしましたけれども、そういうことで、この国会出て、来年度になるかとは思いますが、そういうことで情報が入ってくると思うのですよ。いろいろとですね、それについて集まれという方式でやったって、やったらまた金出しになるのですよ。金出し、もうだめですよ金は。お金ないのですから。それには、この町は町の人がつくるのだよ、お互いにということでもって、やる方向づけをしていただきたいのですよ。

それについては、私のところへできているそれとか、栄の方でできている要するに住民会を通した中でもってそういう固まりをつくって、住民を通してやっていくということをお考えいただきたいのですよ。これは子供だけではないのですよ。住民会ということになると、住民会地域をそれぞれがやりますと、今度は、不審者であるとか、それから体の弱い方に声をかけたりとかそういうものに通じまして、この話を保健福祉課の方になると、ボランティアセンターと話をしまして、あっちへ行ってしまいますよね。だから、きょうはちょっと文部科学省から出た話でもあるし、きょうは教育委員会ということでもありますので、これはいい方向に、福祉部も兼ねてやれるのですよ。住民会が動くということは、その中でも何回も言っているのですけれども、若い方はお仕事と子育てをやってください。定年になって、いるのですから、心のある方はおいでください、おいでくださいというやり方を考えてください。私たちはたまたまユニフォームということで、やりましょうということをやっているのですけれども、そういうのは一案です、これは。何かこれに入っていて、高齢者の方は体育館無料で歩けますよとか、無料といっても、ついでに体育館の中も見回りもしてくださいというのも含めまして、そういうのがいろいろつながっていくと思うのですよ。そういうことで、青少年健全育成と住民会、地域住民とのつながりということについて、お考えをお聞きしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、青少年健全育成ということで、どう地域とかわかっていくのだろうというようなお尋ねだと思いますが、今、非常に残念なのは、学校やなんかかかぎをかけたとか、それから、子供たちも道草をしないで帰らなければならないというような社会については、本当に私も残念だなと感じるところであります。

そのような中、住民会や何かの方たちが、旭住民会とか栄町住民会、または東明住民会等でもこの意

識を持っていただいて、ボランティア活動していただいているということは、本当に私の立場からも感謝を申し上げるところであります。

今、そういうようなことで行政でも、放課後の子供たちが安全で安心なというようなことで、放課後子供プランや何かも立ち上げることになります。そこでやはり大切なのは、行政だけで進めるのではなくて、そこにはお年寄りだとか地域の人とかそういう方たちも参画してもらって、また、若いお母さんやなんかも参画してもらって、そういう土壌を培っていただくということが非常に大切だなと思っております。

また、今、具体的には、パトロールというのは非常に不審者の出没や何かの抑止力に大きくつながっていると考えていますので、この部分を私たちもどう育てていくか。また、これは先ほども出ていましたけれども、行政の保健福祉課とか町民生活課やなんかとの、それから教育サイドも全部が連携をとりながら進めていかなければならないと考えておりますし、何よりもお願いしたいのは、子供たちは地域の宝であるというような観点で、お年寄り、それから地域の方々、みんなが見守っていただくということが大切だと思いますし、また、そういうことには我々行政の方としても、いろいろと支援もしていかなければならないと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） このことを全部でというと、焦点がぼやけるのですよ。全部でといくと、とにかくぼやけます。はっきり言っておわかりだと思っておりますけれども、それで私はどちらかといったら焦点を絞ってということで、元気な高齢者ということなのですよね、高齢者でも元気な高齢者。なぜかといいますと、これはまた高齢者のあれとしても高齢者にお金が10使われたら、子育てに1ですよ、国の方は。上富良野はまだいいのですよね、10に対して何ぼくらい、5までいかないかな、上富良野はまだいいのですけれども、そういう状況でして、小学校の新聞だとか上高新聞にも、要するに高齢者にばかりお金使うなということで、そういう記事で新聞に出されております。そういうことでありますけれども、高齢者はふえていっているのですよ。だから、高齢者はそういうのいろいろさせていただいているけれども、こういうこともやっていますよと、やりますよ。そして進んでやりますから、見ていてくださいということをお見せしたいということです。高齢者の方々、やっている方々ですよ。それをお見せしたいということと、もう一つは、何か目玉のようなのをつけてやっていただければ、そういう方々がはっきりと見えますから、焦点が、

各町内会に老人会あります。その中の元気な高齢者に出てきていただければ、そんなに集まりませんよ。ですけれども、間違いなくその地域はその方々で、隣り同士で旭と東明が動く、あの辺、観光ロードで黄色いあれが動いていますから、ユニフォームずっと。これなら不審者、確かにあの辺、ちょっと下の方で不審者出ていたのが出なくなりましたものね、間違いなく。だから効果あるのは間違いがないということでもって、それに合わせて文部科学省が、ちょっと情報入れてください。私はニュースで聞いているだけです。

ですから、せっかくのいいあれですから、こちらから言ってやって、こういう考えもあるのだと、あわせてこれが孤独死であるとか、不審者対策にもつながるのだということでもって言ってやって、何とか子供たちを、回っていると子供たち、とにかく坂があつたら滑っているのですよね、学校の帰り道、遊んでおりますよ。手振りながらいっているのですが、遊んでいても大丈夫だよと、余り道草食わないで帰りなさいというようにしてやれるような地域づくりまちづくりを、焦点ぼやかさないでぜひ進めていただきたいと思うのですが、このところお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、地域とかそれから高齢者とか全体でということ、焦点ぼけるということではありますが、やはり高齢者の方々に今やっていただいているというのは、非常に助かるわけでありまして。そういう中で、子ども110番とかいろいろな形の中で理髪業の方々も協力いただく、そういうことはやっぱり全体で盛り上げていってもらいたいということは、非常に我々としては望むところであります。

その中で、特に行動力をお持ちの高齢者の方々には今以上に、また、元気な自分の健康も考えながら御参画いただくのが望ましいのかなと。ただ、やはりみんながそういう町になってほしいというのが、私の願いということで受けとめていただければと思います。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 213ページの教育用のコンピューターの整備ということで、ちょっと現状を把握してない中でお聞きしたいと思います。

上中の生徒たちが使っているコンピューターの買いかえということでないかなと思うのですけれども、このLANの部分、現況でもあるのかなと想像するのですけれども、その部分のLANの中身と、それからコンピューターにおいて63台という計画

で単純に割り返したら、二十四、五万円ぐらいになるのかなと。25万円前後でないかなと思うのですけれども、職員のコンピューターに関しては10万円以下で買いかえるといった内容の中で、これはコンピューターだけでなくほかの機器等もあるのかなと想像するのですけれども、その部分の内容をちょっとお聞かせ願います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 7番岩田委員の上富良野中学校のコンピューター整備についての御質問でございます。

現在の上富良野中学校のコンピューターですが、9年ほど経過している中で、内容的にも低下しているという状況にあります。LANというのは、コンピューター室の中での範囲にとどまるものでしかないという状況でありまして、今後は、職員室、それから教室等にもネットワークというものを構築できるような方向になろうかと考えているところであります。

生徒用、それから教師を含めまして63台でありまして、細かい機種等については、おおよそのものしか描いてございませんけれども、現状のものを大幅に前進するもののコンピューター室の整備となるうかと思えます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ただいまのコンピューターの購入に当たっての内容をちょっと詳しく説明していただきたいなということでお伺いしたいのですが、LANに関しては、職員室並びに各教室に対しての増設ということで理解いたしましたけれども、コンピューターの機器の購入に関して、具体的に説明してください。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（前田満君） 7番岩田委員の質問に答えたいと思います。

基本的には、まず、先ほど岩田委員おっしゃっており、パソコン63台がベースにはなっております。そのほかに、基本的にあとスキャナーですとか、あるいはレーザープリンターですとか、もちろんサーバーもございます。それから、今、これは図書館等のネットワークづくりへのソフトですとか、そういうものも含めた形の中で、すべての部品等を含めて基本的には考えているところであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 209ページの心の教

育相談員活動費について、以前も質問いたしましたのですけれども、心の相談員さんですけれども、さんと言っているのか、先生と言っているのかわからないのですけれども、今はどのような人がやっていて、どういう資格を持っていてやっているのか、その人に失礼なのですけれども、例えば学校の先生、元教師だったとか、診療医学をかじっているとか、何かそういう特徴のある人が、それとも普通の人かやっているのか、その辺。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 14番長谷川委員の心の教室相談員の御質問でございます。

この事業配置している相談員におきましては、町内の学識あるといえますが、年代的には60代の方でありまして、特に資格が必要ですよという我々は条件をつけているということではなくて、子供たちと会話の中で相談に入っていける方ということをお願いをしているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 今、非常に難しい子供の心理状況にあるいじめだとかそういうこともかんがみたく、ただ、子供と一緒に話ができるようなそういう心の相談員以上の方が、今、必要になってきているのではないかと思うのですけれども、そしてまた、こういうところに本当に困った人がどれだけ相談に来られていますか、その辺お願いします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 14番長谷川委員の御質問でございます。

心の教室相談員、我が町におきましては、先ほど申し上げましたようなことで、特に資格をとということではないのですが、やはり子供が、生徒が、心をほぐしてといいますが、本当に心からそういった相談といいますが、相談員に接することができるように、顔を見て安心できるというようなそこから始まっていくのではないかと私どもは考えているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 今はもうそういう状態ではないところに入っているような気がするのですよね、「おばさん、こういうことあったから困ったよ」とかという状況の中でないと。この管内でそういう、僕が言っているのはスクールカウンセラーを置けということなのですけれども、困っていることに答えてあげる人でないと、どうしていいかわからないから来るのだと思うのですよね。そういう人にしっかりした心のケアをしてやる人でないと、何も

ないときはいいですよ。もしか何かあって、僕もいろいろの子供を接して知っていますけれども、以前物すごく困っている子が、不登校になって行かなかったという過程も知っています。だから、そういうことをちゃんとフォローできる、それは10年も20年も前のことです。そういうことはあってよかったのかどうかかわからないですけれども、今、非常に難しい子供たちは、そういう環境にあるのですよね、困っている子は。

だから、もしかあれでしたら、スクールカウンセラーを広域で入れて、週に1回か2回来てもらおうとか、そういうこともしていけないと、いつまでたっても進んでいかないのですよ。対応する対応するだけでは、一歩進んでそういうことを積極的に入れていけると、今、国でも全国の公立中学校にはスクールカウンセラーを入れようということもやっているはずなのです。その辺、もう一度お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 14番長谷川委員の御質問にお答えいたします。

心の教育相談員にかかわってのことです。今、委員おっしゃるとおり、非常に難しい時代に入っています。そういう中で、特に心の教育相談員がすべて解決というのは、なかなか難しいと思うところであります。それで、今、上富良野中学校においては、養護教諭を複数置いてあります。また、心の教育相談員、そしていじめだとか不登校や何かについても、本当に早くから対応することが必要でありますし、子供とのいろいろな相性や何かもあります。

そういう形の中で、すぐスクールカウンセラーに持ち込む方がいいのだろうかという一つのプロセスもあると思うわけです。やはり解決の糸口にこの方たちがなっていたら、そして今、委員おっしゃるとおり、スクールカウンセラーを配置、これについては道や何かにもいますし、上川教育局にもスクールカウンセラー等が委託を受けて、専門的な診療心理士だとか教育的な資格を有した方たちがおります。それが各町村等、また広域で求めてもなかなかそろわないというようなこともありますので、相談の過程においてスクールカウンセラーや何かを有効活用していく。その前に、まず我が町の上富良野中学校や何かにおいては、一番初めの糸口、きっかけづくりを相談員または養護の先生方、それから担任の先生方、学校ぐるみでやっていくべきだと考えているところであります。

将来は、スクールカウンセラーという制度にも取り組まなければならないのかなとは感じています

が、今のところそういう形の中で進めたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） そうしたら、今までこういう心の教室のそこに、いろいろな難しい相談が来て、上川教育局かどこかのスクールカウンセラーに相談をかけたとかそういう事例はあるのですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 14番長谷川委員の御質問であります。現在のところ、具体的に心の教育相談員からスクールカウンセラーにというような段階に進んだことは今のところありません。

ただ、スクールカウンセラーだけでなく、児童相談所だとか、それから医療機関、そういうようなところには相談している事例も、現在まで数えれば数多くあったと思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 197ページの学校の運営費でございますけれども、この項目のどの項目を見ましても、学校の図書の購入費というのは入っておりませんが、先日の一般質問でもさせていただいたのですが、学校図書の充実についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。優先順位ですね。ことしは、小上にコンピューターを整備しますとか床を整備しますとか、いろいろ優先順位というのはあるでしょうけれども、御答弁いただきましたのは、年次的に整備するよう取り進めるといような回答をいただきましたけれども、どうなのでしょう。学校図書、本当は学校には学校図書司書を置くようになっているのですけれども、それも今まで財政的なこともあって、そこまで置かないという状態もあると思うのですけれども、それについていかがですか。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（前田満君） 13番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

学校図書の購入費用につきましては、教育振興費の各学校の活動費の中で計上させていただいております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上委員の後段の方の司書、学校図書、町の図書館では、司書あるいは司書補という形ではなくて、校内組織として12学級以上の学校において司書発令をするということで、校内発令として上富良野小学校に1名発令をしているところであります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） それにつきましては、担

任をしていらっしゃる先生が図書の方も兼務していらっしゃるような状態だと思うのですが、専属に図書司書として置いていないではないですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員のただいまの御質問のそのとおりだと思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） それでは、今後、向こう5年間で文部科学省も何か図書、先ほども公民館の図書の件が出ておりましたけれども、読解力が落ちてきているとかということで、図書、本を読むということは非常に重要であると、こういうことで、ハード面もあれかもしれませんが、ソフト面でも、先日は大体標準ぐらいはそろっている学校もあるというお話でしたが、大分内容の古いものまじっておりまして、そういったものもこれから整理しなければいけないという話もありますし、学校図書の充実については、向こう5年間で文部科学省は1,000億円、これを予算措置をするということですから、そういうことでしたら、やっぱり学校図書の充実も何とか早目に、ソフトの優先面をどのようにお考えになるのか、ハード施設の補修等もあれでしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

先日の一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、学校図書の必要性については私も同感であります。その中で、我が町の状況についてお話をさせていただきましたが、全体で文科省が定めている標準の95%になっていると。あと5%を何とか、今までもずっと継続的に図書購入費を予算化しているわけではありますが、今後も極力標準に近づくように努力をしたい。ただ、100%が本当にいいのかというと、そうではないと私も考えるところであります。ですから、さらに学校の標準や何か高めていきたいと考えているところであります。

また、学校図書の司書の問題であります。これにつきましては、今、文科省の基準では定数化されているものではありません。そういうことから今現在いる教員の中から学校図書司書を発令するというように、それぞれまた学校図書の司書の資格というのが教員の有資格の中にもありますので、そういう資格を持った方を学校内で配置しているという実情になっております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 193ページのの上富良野高等学校の教育振興会補助の関係でお尋ねをいたし

たいと思います。

先ほど、同僚委員の方から特色のある学校づくりということで意見等がありまして、我々も少ない財源の中から教育振興会に、多いときには400万円以上というようなことの補助をされた経過があります。

その中で、私は今回、別な角度から振興会のあり方ということでお話をしたいと思います。というのは、上富良野高等学校の元事務長の事件がありました。それで、私も昨年12月22日、それからことしの1月19日に、旭川地方裁判所で裁判公判がありまして、2回傍聴をしてきました。その経過の中で、佐藤元事務長がやった経過の中で、やはり校長等も含めてチェック体制が不備だったと。言うなれば15年3月にやって、その後、網戸があったということになると、検事もそれから裁判官も、このことを指摘をしておりました。

それで、私も平成16年の総会に行き、あの事業もなかったこの事業もなかった、それでプロジェクターを買ったということで、それは不適切でないかというような指摘をしたのだけでも、そのときはわからなかったのは事実でございます。それで、その後網戸の事件があったということでございます。

それで18年6月1日に、上富良野高等学校振興会の臨時総会がありまして、その後を受けて教育委員会が第6回の教育委員会が開催されております。18年6月27日ですね。その会議録を見ますと、私は教育委員会としての姿勢と申しますか、それはやっぱりなってないのではないかと。たまたま教育委員長、それから教育長もお会いしております。そして、この会議の中で増田委員長が、「ここで議事の進行についてお伺いをいたします」と。「当町の教育委員長が上富良野高等学校教育振興会の会長となっており、関係者ということで本来であれば私が退席の上、菅原委員が代理という立場で議事を行うべきですが、このまま議事を進行してよろしいでしょうか」と、お伺いをしているのです。

そうすると、そのほかの教育委員の皆さん方、このまま進行してお願いするというので、反省の中で我々はこうあるべきだという姿勢が、やっぱり当時関係されているというのは、今の教育長もそうだし、課長も関係しているわけですよ。そのままの中で、教育委員の皆さん方が論議できないのは当たり前だけれども、増田教育委員長はそうやってきちっとけじめをつけようとして、その中で処分するなら処する、しないのならないということでやるべきなものが、こんな形で流れていくこと自体が、教育委員会としての姿勢がなってないのではない

か。

ましてや、このまま進行お願いしますと言った人が振興会の役員に入っているのですよ。そうしたら、役員会も今まで開催されてないわ、そんなことがありながら、自分たちの立場をほったらかしてそのままということは、一応、一つの組織として適切ではないのではないかという気がするのですね。それで、それは終わったことだ仕方ない、これが今の上富良野教育委員会の体質だとは思いたいんです。そして、その後、教育委員長が、本年度中に会則の見直しとチェック機能を充実させていく体制づくりをしなければならないという発言をしているのですね。教育長も、その後、議会の雰囲気及び我々自身も、教育委員会としての責任はあると考えていますが、私と事務局職員の処分については、委員会の意見を伺いたいということになっております。

したがって、私は、平成19年度も似たような260万円という補助をする、そうすれば会則の見直し、チェック機能等をどうするかということ付随して考えられていると思います。

したがって、今はもう終わったことを、処分がどうのとは言いませんけれども、その点、19年度はどのような体制で臨むのか。それから、会則の変更等もどのような形で今進められているかということで、お尋ねを申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の上富良野高等学校振興会のあり方というようなことの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

委員、御指摘の高等学校事務長の事件が発生して裁判に至ったという経過を、我々も深く反省をいたしているところであります。その後における振興会のあり方をいろいろ思いめぐらしているところであります。

予算につきましては、お認めのとおり、前年の事業の推移の中でという方向で進んでいるところでありますが、振興会のあり方についての具体的会の規約等の整備につきましては、現在、作業中であります。こうこうこうですとお示しをすることは今はできませんが、18年度会計におけますチェックというようなことにつきましては、年前だったと記憶しておりますが、1度、学校現場に事務局として出向きまして、諸帳簿等をチェックしてきたという経過がございます。

今後とも、このチェック体制等の整備につきまして意を用いて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 19年度の予算を計上する関係で、このことも当然出てくるのではないかとということで、その準備は、本来は着々と進むべきだし、それからよその町村の例も参考にするというようなことも、前の議会で私はこのことを言ったときにやるというような話をしていましたので、それらの調査の関係の事例はどうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをいたします。

今、委員がおっしゃられたとおり、そのときに会則の見直し、また、監査のあり方、いろいろな役員構成のあり方とかそういうようなことを進めるといって考えておりましたし、そのような準備を今会則の見直し等は行っているところでありませぬ。

それで今ありました中間監査や何かについても、平成18年度においては私と事務局職員とが出向いて中間で1度、若干おくれはいたしました。監査をさせていただき、一応、今のところ適正に執行されているというようなことを確認をいたしているところであります。

19年度予算についてであります。当然、そのようなことをベースにしながら、会則の見直し、また、振興会の中でしっかりと議論をしていただいた中で、今後、このような事態がないように努力をしていきたいと考えているところであります。（「事例をあれすと言った、その点は」と発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 済みません。答弁漏れをいたしました。

よその町の事例等についても、道立高校、その他高校の事例についてかなり、学校もそうありますが、それから私どももいろいろなところから事例を取り寄せて、それについては若干手持ちあるところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今これからといったって間に合わないと思いますけれども、現実の問題として予算が計上する以上、我々は会則を変更を予定しています。それからチェック体制もこういうことをしていますというような、というのは、役員体制を見ると、後援会の会長が18年度で見れば教育委員長が会長であり、副会長は社会教育委員、それから同窓会の会長、PTAの会長、それから、理事にはあれですけども、事務局は教育振興課長、主幹の前田さん、教頭等含めて、こんな形でやるから、言うならば、第三者機関が入るようなスタッフにして

いかなければだめでないかと私は思っていたのですよ。

ですから、そういう形でなっていくのかなという
ことで、今、こういう改正案を考えているというよ
うなことで、いずれにしても5月に総会だから、そ
れまでの段階だけでも、一応、教育委員会としては
こういう案を考えているというようなことを本来的
には、きょうの中で予算計上する段階では、こう
やって再び不祥事を起こさないような体制をつくる
というのが本来の形でないかなと思いますけれど
も、今、これからやるということであれば、そうい
うことで理解をします。

それから、特色のある学校ということで、就職試
験に強い学校、検定だとかという、先ほど仲島委員
がおっしゃっていましたが、結局、これは和
寒高校が従来、高校生を海外旅行に連れていったの
ですよ。これではもう何の意味もないと、子供たち
が本当に社会に役立つ、それから実力をつける学校
にしたいという新聞記事を私が平成17年の初めに
読んだので、そして17年の上富良野高等学校の総
会でそのことを言ったのですよ。そうしたら、翌年
からこれがやって行って、先般、上富良野高校のチ
ラシがあって、就職試験でなく資格試験にこれが何
名、これが何名ということで、ああいう宣伝もしな
がら、そして就職に強いという学校のイメージをつ
くり上げる。

それから、あと、スポーツの面でも文化の面でも
そうですけれども、少数の生徒であれば、それなり
の指導体制をする教員を呼ぶような努力等もしてい
かなければならないのかなという気がするのです
よ。ですから、ただ就職に強いということのイメ
ージだけではだめなので、その点も改めて申し上げ
ますので、お考え方を示していただきたいと思いま
す。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） まず、規約に関するお尋
ねであります。規約の改正案は、もうできている
ところあります。ただ、これにつきましては、委員
も御発言ありましたように、総会時において、皆
さんの同意を得たいと考えているところありま
す。

また、役員体制についても、それにあわせてこれ
から配慮していきたいと。ただし、非常に難しいの
は、上富良野高等学校振興会というのは、上富良野
高等学校の振興を図ることもありますが、上富良野
町としてどう応援していくかということも求められ
ているところあります。そのような点で、我々は
これから十分そういうことを考えながら、煮詰めて
いきたいと思っております。

また、特色ある高校につきましては、和寒高校の
事例がありました。我々もそういうことがやはり
上富良野高等学校に合っているだろうと。かつての
ように、スキーだとか、それから妹背牛商業のよう
にバレーボールや何かやって特色づくりをしてきた
ところが、だんだん衰退をしていっている傾向にも
あると。そういうことをかんがみますと、我々は本
当に今特色あるというのはどうっていったらいい
のかということ、非常に難しい問題であります
し、やっぱり着実に就職に強い。特に、我が町にお
いては、公務員への就職が非常に高いということに
なっていますので、そういう特色をこれからも生か
していきたいと思えます。

もう1点、人事のことでちょっと御質問ありまし
た。これについては、まるっきりこれは道立高校
であって、我々としては校長を通じて、例えば今
おっしゃられましたように、スポーツにおいては野
球でこういうかつて名選手がいて、そういう指導を
してきた人も上富良野高校には含まれています。そ
れから、書道や何かも上富良野高校ぐらいの規模に
すると、これから力を入れていかなければならぬ
分野だと、そういうところにおかれず高校の書道
の先生としては、結構レベルの高い先生を校長や何
かも人事で努力をされているということでお伺いを
しています。

ただ、私の方から道教委の人事に口を挟む立場に
はありませんので、そこを御理解賜りたいと思いま
す。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 197ページの学校プ
ールの管理のところですけども、ここ昨年は100
万2,000円だったのが、ことしは58万3,00
0円ですか、マイナス41万9,000円減となっ
ておりますけれども、これはどういったことでの削
減なのでしょう。

それと、東中のプールの排水溝のふた、これは固
定しなければいけないということになっていたと思
うが、直されたのでしょうかどうされたのでしょ
うか、それもお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 13番村上委員
の初めの方の西小学校のプールの管理委託業務につ
いての御質問でしたが、昨年度は102万円の計上
をさせていただいておりました。19年度について
は、58万3,000円ということで減額をさせて
いただいておりますが、これにつきましては、実質の
管理時間の短縮というような形で見直しというこ
とで、減額をさせていただいております。学校の授業
でのプールということで、効率よく活用させていた

だくということで精査をさせていただいております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主査、答弁。
社会教育班主査（林敬永君） 13番村上委員の2番目の質問について御説明いたします。

町民プールにつきましては排水溝のふたでございますが、19年度オープンを予定してございます。その際の維持管理の部分で修繕費を今計上してございますので、その中で固定していく考えでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 監視員の方が、東中プールにも2名体制とっておられるのですけれども、今お聞きしましたら、ことしの予算の減は時間を短縮したのですよということだったのですけれども、監視員についてはやっぱり2名体制、ここを変えということにはならないわけですか、やっぱり2名というのは必要なのでしょうか、もう一度お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 13番村上委員のただいまの御質問につきまして、西小学校のプールの時間数の削減に伴う監視員の人数の配置ということでの質問ですけれども、実質配置は2名を配置させていただいております。時間的な部分について、精査をして減額をしたという形になっております。（「どうしても2名は必要なのですか」と発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 済みません。

授業中につきましては、教員の先生が1人配置になります。先生については、お子さん方に指導するという役割がございますので、どうしても全体見回すということが多少不可能な部分もございます。この部分で、監視員のほかに配置をさせていただいて、安全確保に努めております。

委員長（西村昭教君） 2名絶対必要だということ。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 197ページなのですが、学校の運営管理費で、事務生の問題と読み聞かせの問題についてお伺いしたいと思いますが、事務生が1人、上富良野小学校に配置になっているかと思いますが、時間的な制約、勤務体系の制約という形の中で、いわゆる印刷業務その他もろもろ事務生等が担っているところあると思いますが、学校へ行って聞きますと、休むことによって、あるいは、早退と

いうか時間が早く終わることによって、先生たちの足が教室に行きたいけれども、朝礼に行きたいけれども行けないという問題。電話がかかってきたときにすぐ対応できないという、事務生もいるのですが、という問題数々出てきております。

そういう意味で、この点、きちっとした1日勤務という形の中で、体制は今どうなっているのか含めて、改善ができるものであれば、先生は今、児童のところへ行って勉強して児童の様子を見てもらうということに専念してもらう、そういう体制づくりというのが上富良野町としても当然必要です。

ただ、これは学校現場の裁量としても当然やらなければなりません。ただ、それにかかわって印刷だとかそういったところで足がとられて、なかなか時間がうまく調整つかないという話では困りますので、そういう話も行ったら聞きますので、その点、改善可能なかどうなのか、この事務生の勤務体系ともあわせてどうなっているのか、お伺いいたします。

今の上富良野小学校と他の小学校でもあるのかと思いますが、授業前だったですかね、読み聞かせをやっている。これは、ボランティアでやっている方がいると聞いておりますが、今、読み聞かせというのは非常に重要だという話がさっきからもされており、そういう意味で、この位置づけを上富良野町としても貴重な財産だと思っておりますので、きちりと教育現場に根を張って位置づけするという意味でも、きちっとした体制で臨むべきではないかなと思っております。

ボランティアですから、みずから率先して行ったのでという話ではありますが、東中にたまに行ったりだとかという話もあります。そういう意味では、実費もかかるという話も出てきています。何よりも、読み聞かせという点での位置づけというのをきちりととれた中で、こういった人たちの処遇も含めた改善というのが必要だと思っておりますが、この点お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の学校関係の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の事務生の雇用の状況であります。町内町立小中学校の中で、上富良野小学校、西小学校、上富良野中学校において、事務生を町の独自のという形で配置をしているところでもあります。

形態としては、以前は日額の雇用でありましたが、現在はパート勤務ということで、午前中という形の中で運営をしてきているところでもあります。やはり1日勤務の状況と比べますと、不自由な点が

多々あるということは承知をしているところでありますけれども、校内体制の中で事務職員の配置のあるところですし、印刷業務の中には、やはりどうしても午後からはいないということもありますが、創意工夫の中で、今後ともこういった形を継続してまいりたいと考えているところであります。各学校間のそういった先生の校内の体制を協力を求めてまいりたいと考えているところであります。

また、各学校におけます読み聞かせであります。これは上富良野小学校におきましては、教育課程の時間の一つに取り入れているということで、ボランティアの方に来ていただいているということでありますが、他においては、こういったボランティアによる読み聞かせではなく、朝の登校後における読書の時間を重視して、子供たちが落ちついた中で読書をして、気持ちを静めた中で授業に入る、そういった形。そして、読書力を身につけていくということで、さらに学習力も高めているという効果をもつつ進めているという状況にあります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 事務生の勤務時間帯の問題なのですが、恐らく、経費等のやりくりの中でこういう時間帯の設定、午前中という形になったと思いますが、教育現場のことを考えれば、1日という形の中で、きちっとやられる体制づくりというのが必要ではないかと。

確かに、教育現場で聞きましたら、いろいろな体制とってやっているのだけれども、それでもなおかつ補えない部分があると。余りお金のないということもわかっているから無理は言えないのだが、しかし本音で言えば、こういったところに対して、きちとした町としての支援策を講じていただければという内容であります。

そういう意味で、今後、検討できる余地があれば、当然、検討しなければならぬと思いますが、この点お伺いいたします。

読み聞かせについては、朝の読書の時間をとってもらおうという形の中で、これは特に手直しというか、位置づけというほどの内容ではないというように答弁かと思いますが、こういった部分についても自主的とはいえ、何らかの対価という点で教育委員会としてもきちとした位置づけの中で、支援策というのも考えるべきだと思いますので、もう一度この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、事務生の関係であります、事務生

の配置については、先ほど課長の方から申し上げました。やっぱり学校規模によって事務生に課せられる業務というのは、非常に大きな差があります。そういうことで、上富良野小学校においては日額というような形の中で、まだ、ほかの学校とは違って充実した体制になっています。そのようなことから、今の改善については、日額ということで19年度も予定をしていますので、これ以上の改善については、不可能だと考えているところであります。

また、読み聞かせの部分であります、これはお話がありましたのは、学校というのはきちっと年間のスケジュールを決めて学習活動等をしています。そういうことで、上富良野小学校においては読み聞かせの年間のスケジュールが、平成18年度については盛り込むことができた。ただし、ほかの学校については、東中だとか江幌や何かについても臨時的にはやっていました。そういう中で、今、また読み聞かせのグループの熱意やそういう要望があれば、カリキュラムの中に組み込むことになれば、当然、学校としても1学期に1回とか2回とか、そういうような形の中で場面を設定することが可能になると認識をしているところであります。

そういうことで、読み聞かせの必要、それから読書活動の必要ということについては、先ほど来、お答えをさせていただいているように、我々もみんなこの部分を取り進めてまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 確かに、小さい学校と大きな学校という形で違うと思いますが、上小の場合についてはそういう問題があるということで、含めてやはり今後、検討課題としてぜひ考えていただきたいと思いますが、そういった実態にあるということにはわかっておられるということですね、その点確認したいと思います。

それと、読み聞かせについては、学校等から要望が上がってくれば、それは必要に応じて対応してもらえというような話で受けとめていいのか、確認しておきたいと思いますが。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問であります、1点目の事務生の関係であります。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、やはり学校規模によって違うということだと思います。そういうことで、上富良野小学校や何かにおいてはやる業務が非常に多い。先ほど課長が答弁をさせていただきましたが、それはまたそれ以上の部分、また、休みを取る部分や何かについても、校内体制や何かで当然カバーをしなければならないことだと認

識をしているところであります。

また、読み聞かせの関係であります。これは学校の要望というか、学校の方でカリキュラムの中にボランティアの方々と相談の上、もし年間スケジュールの中に入れる、それが教育的効果や何かを学校自身が考えていけば、当然、可能になるということでもあります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 町としては、その部分については、学校現場で任せておきなさいということですね。町としてはこういった位置づけというのは特にしなくても、本人と学校現場の話ですよ。これだけ読書の問題が話題になっているときに、そこら辺ちょっとどうなのかなと思います。伺います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 読み聞かせの関係ですが、教育委員会といたしましては、読み聞かせグループの存在、そういうものがあって、学校や何かのそういう場面にも参画していきたいという希望や何かがあるということは、以前も校長会等を通じてお知らせをしているところであります。

また、今後についても、これは学校のカリキュラムに入るかどうかという編成もありますので、そういうことで現場がどうまずは押さえてくれるのかということが重要なことだと思います。教育委員会としては、支援・援助をしてみたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 241ページ、学校給食会の運営費の関係について、お尋ねをいたしたいと思います。

昨年まで210万円が、今回190万円ということでございます。それで私なりに調べてましたら、16年の実績から17年の実績で言えば、2万451食が少なくなっているのです。しかし、18年の予算はそのまま210万円と。恐らく、それに気がついて20万円減らしたのかなという憶測をしております。

17年度の給食の実施食数は20万4,012食、そのうち前年度から比較をすると2万451食が減ということで、約1割が給食の実数が少なくなっているということが私はわかりました。

それで以前、15年度は125万9,000円だったのです。そして、この年に11万502円の赤字で処理をされた。それで一気に、米飯給食の関係もありますけれども、84万1,000円がプラスになりました。84万1,000円プラスになったけれども、16年度から給食をそれぞれ10

円、それから8円上げております。そうすると、16年度末の決算残高が40万1,400円、それから17年度の決算残高35万5,571円が残って繰り越されているんですね。そうすると、これからしていくと、値上げをした分、もしくは町の補助金が多すぎたのではないかという問題が、ちょっと私は、ずっと年度別に調べていいたら、そんな感じがするのです。

それでまず一つは、今度は210万円から190万円になったけれども、ことし平成19年度の食数の推定食数は何ぼなのかということで試算をして恐らく出したのだらうと思いますから、その点をお聞きしたいのと、それからもう1点、運営補助の関係で残高が16年度40万1,400万円、17年度35万5,571円、そうすると、18年度もこれと似たような形で出るのかなという気がするのですが、一般的な補助金は返さなければならない。このケースの場合は、言うなれば、学校給食はそのまま運営をしていくという関係もありましょうから、返さないで済むのだなということであれしているのだけれども、会計上、補助金の関係からどうなるのかということで、その点、3点伺いたい。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の学校給食会に対する補助金の関係の御質問にお答えを申し上げたいと思いますけれども、まず、町の補助金の考え方です。

学校給食会が運営する学校給食に関しての補助金が210万円から190万円へということでありますけれども、この補助金の考え方というのは、保護者の負担軽減ということになりますけれども、米飯給食の加工の部分を実は算出をすると給食会としての負担が大きいことから、それが保護者への負担へとつながるということから、米飯給食の加工の部分に関しての補助ということで、15年、百数十万円かと思えます。そういった形からスタートしているところでありまして、16年に給食費の改定、値上げによりまして、そういった部分の緩和というようなことで、さらに次年度以降、補助金の軽減につながるということでもあります。

また、18年度においても、給食費の改定もなされているということでございまして、食数そのものは多少、児童数の減少によつての減が見込まれますけれども、その範疇よりも米飯加工の部分の費用の負担を軽減するという意味の補助金という考え方で進めているところであります。

19年度の食数につきましては、詳しいデータは手元にはございませんが、大きな減ということではな

いというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 数字として欲しいのですね、きちっと、そうではないですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 食数の減でないということになったら、20万円減らした要素は何なのか。僕は、210万円から190万円の20万円減らしたのなら、給食数の中での米飯給食は残食があれなのだけれども、こういうあれになった。もしくは逆に、単価が変わったとか、そういう形の要素があったのでないか、だから20万円減らしたのではないかということで、その点を聞いたかったですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 先ほども申し上げましたが、16年度に給食費の改定によりまして、給食会として保護者からの負担を求めたということで、こういった会計の運営をしているという中身で、町の考え方としましての補助金は、財政事情に応じた中で減少していくという考え方で考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、課長の言うことであれば、財政上から20万円減らしたというのですか。それから、米飯給食にして加工品の関係も含めて、125万円から210万円までふやしてずっときたのだと。そうすると、財政上の事情なのか、給食数が少なくなったら、さっき言ったように20万円以上のやつが2万何ぼで10%減ったわけだから、その分のかかわりの部分が減ったのではないかと私はそのように推測したのだけれども、今の課長の話だと、そういうことではないのだということで、その点を明らかにしてほしいのと、それから、先ほど補助金の性格の関係で、繰越金が30何万円なり40何万円なりが出てきているから、それは返さなくて従来の補助金という性格から言えば、何か返納するというような、いろいろなあれがありましようから、だけれども、それはなくていいのですかという、その点も僕は質問したはずなのですが、

委員長（西村昭教君） 暫時休憩。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

19年度予算におきまして、学校給食会の補助金190万円の前年比20万円の減という内容でございますが、学校給食会として19年度に運営をしていきます見込み、その補助の中身が米飯給食の委託の加工の部分補助して負担の軽減を図っているという内容でありまして、今後の食数もひとつ勘案しながら、会の運営の数字の動向を定めた中で今回の計上というふうに、190万円としたということがあります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） さっきのは、繰越残高と言っていたのですか。

委員長（西村昭教君） 繰越残高ですね。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 答弁漏れがございまして申しわけございません。

会の年度決算におけます残におきましては、翌年度に繰り越して運営というふうに、継続してまいりますようにしております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 課長、の答弁聞いていると、わかったようなわからないような形なの。だからはっきり言って190万円、前年度は210万円だけれども、これは米飯の加工賃だよと。ですから、それはそれでびたりとした形で業者に委託をしているのですよと。それから、それ以外の35万5,571円ですか、17年度末で。これは児童生徒から集めた会費の中の余ったものだから、これは次年度へ繰り越すということと、それからもう一つは、現物があるのですね。缶詰だとか調味料等いろいろ、それも同じような形で次年度に残が繰り越されているという、報告を見るとそうなっているので、そういうことでいいのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 中村さん、そういう理解の納得をされたということですのでよろしいですね。何か逆なようなのですけれども。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 203ページ、教育振興費なのですが、これは小中学校にわたって言えることなのですが、前年度対比すべてが減額になっております。現場へ行きましたら、相当やりくりして、節約しながら消耗品に至っても、いろいろと学校図書についても学校行事用品についても減額要素になっております。こういった部分、現場との差が大分あるのではないかなと思いますので、この点、どうい

うような対応になったのかお伺いいたします。積算の根拠として。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（前田満君） 9番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

教育振興費、各小中学校の学習活動費でございますが、基本的には消耗品等につきましては、学校運営の中で、それぞれ各学校により予算の組み立てをお願いしてございます。我々、教育サイドからの教育委員会からの配分的な形で、予算を組んでいただいております。

ただ、そういう形の中で、自主運営の中で、学校の中で、当然、内部協議をしていただいた上で、きちっとそれぞれ運営できる範囲の中での予算組みをしていただきたいということで、各事務官、それから教頭先生を交えて協議する機会を持ちながら、各学校と話し合っていて進めております。

ただ、それぞれ我々しても課題を持った形の中で各学校をお願いをしている中で、今年度の予算の削減目標も含めて、各学校に理解を得ながら予算組みをさせていただいているというふうになってございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） ぜひ緊急の場合だとか、必要に応じてきちっと対応していただけるということで理解してよろしいですか、よろしいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、211ページ、東中中学校の教育振興費の中で、今までたしか体験学習の報償費、これあったかと思いますが、今回この項目どこかに入っているのかもわかりませんが、見当たらないのでこの点、どういう経過なのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（前田満君） 東中中学校の実習田というのですか、畑というのですか、借り上げの関係だと思っておりますが、基本的には、これも学校側と地権者の方との協議の中で進められていると思えます。

そういう中では、地権者の方に御協力をいただきながらということで、今年度の予算についてはゼロという形で計上させていただいてございますが、あくまでこれも地域と十分話をさせていただいたという理解の中で、借上料については、謝礼については削減をしてございます。

ただ、事業自体はそのまま実施していくというふうに学校の方と押さえております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 219ページの放課後こどもプラン事業についてお伺いいたしますが、今年度からこの種の事業が進められようとしておりますが、大体想定される利用人数はどういう状況なのか、例えばあと、おやつ等が出るのかという問題。それとあわせて聞きたいのは、指導員等の謝金という形で、報償費ですか、なっておりますが、これは時間当たりという換算何ぼなのか、その点。

それと、研修に至っては、今まで実際、社会教育のどなたかが研修指導されて、それを指導員が受けるという形になっているかと思いますが、声を聞きましたら、みずからも研修に出向いて行って、体験した中で子供たちとの指導に生かしたいというような声が聞かれますが、こういった部分で今回改正されている部分があるのかどうなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の放課後子供プランの御質問にお答えをしたいと思います。

今年度、19年度におきましては、厚生労働省事業と文部科学省の事業が一体となって、学校の施設を用いて行うということであります。これまでの地域こども教室の事業と児童館事業、放課後対策事業を合わせて行う中で、対象人員といたしましては、これまでの放課後スクールの部分は、約150名程度かと思えます。それから子供を長時間お預かりする事業につきましては、約30名と見込んでおりますが、現在、募集の作業を行っているところでございます。

それから、謝金でございますが、指導員謝金におきましては、670円ということで予算を見込んでいます。

また、研修等におきましては、指導員の相互の研修という形も定例的に実施をしておりますけれども、職員のほかにもそういった参考となる研修の機会につきましては、今後、考えてまいりたいと思えます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ただいまの関連で、放課後こどもプラン事業について、二、三点お伺いいたします。

このプランに関しては、モデル事業からスタートして2年経過して3年目に、やっと学童保育という観点から、保護者の望んでいるような形になったのかなということで、保護者の利用料の問題、これは

放課後スクールに関しては年額2,000円でしたが、放課後クラブに関しては年額6,000円といった形で、留守家庭児童会を持たない中で運営するというので、保護者にとってはサービスの提供を受けて、これが当たり前なのだとすることが危惧されるのですよね。

本来であれば、もっと保護者の負担を得た中でも展開していると、そういったことでこっちからサービスを提供するのはいいのだけれども、それがよその事例を知らない中で、保護者はこれが当たり前なのだとすることでこのサービスを受けるということでは、やはり問題あるのではないかなと。

私からすれば、これまで子供がかぎを持って学校へ通っていたと、そういった部分で低学年の児童たちが安全を確保するためにある一定の料金を払うというのはこれは当然のことであって、その中で、片親において子育てされていて、かぎを持たなければいけないという方については減免措置をされてもいいですけども、この金額を5%程度の保護者の負担ということで、今後においてもある一定の期間この姿で、保護者の負担でいくという想定のもとで進んでいるのかということが1点と、それから先ほどの保護者会の問題ですけども、保護者会の設置をしなくてもいいのかどうなのか。私は当然、そういった会を持って運営すべきではないかなと思います。

それから、学校の中で放課後スクール及び放課後クラブに関して展開するというので、他の自治体ではそういうことにおいてほとんど、例えば学校の敷地内ではあるけれども、校舎から外れたところでやると、この部分は、学校の管理者に責任が及ぶといったことが心配されます。例えば、事故が起きたときに、校舎内でやると構成員たちの責任ではあっても教頭の責任になったりだとか、そういった責任の所在を明確にすべきではないか。当然、そういった形で、学校側と調整を図っているのだろうとは思いますが、その部分に関してちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 7番岩田委員の放課後こどもプランについての御質問でございます。

1点目の料金についての御質問でございますが、これまでの放課後地域子供教室3カ年間の事業においては、使用料を徴しておりませんでした。また、新年度からの事業におきましては、その事業に加えて、厚生労働省の放課後児童対策が一体となって行うわけですが、これまでの児童館で行っております放課後留守家庭の対策においても、料金は徴してはいないという実態にあります。

この点を踏まえながら、ただ、我々として19年度以降のこの事業を実施するに当たりましては、何でも無料ということではなくて、一定の負担をしていただくというのが今回の提案でございます、教材等の費用ということで考えておりまして、こういう形でスタートさせていただきたいと考えているところであります。

また、保護者会の設置であります、現時点では考えてはいないといいますが、他の町村の例もまた参考にしながら、今後の保護者の意見も聞くという、場合においてはアンケートという形も実施しておりますけれども、保護者会等の設立に向けても今検討を加えてまいりたいと思うところであります。

また、学校敷地内において、学校施設内において事業を行う場合における責任の所在でございますけれども、この点におきましては、学校施設の運営の中の部分を共同して使うというよりも、一つを占有した形で、放課後子供プラン事業を展開するというところであります。

この範疇におけます事業の責任というのは、やはり学校ではなくて、もし学校施設設備に瑕疵があった場合は、その設置者たる町、教育委員会の責任ということになります。特に、指導者に重大な過失が認められるということでない限り、この事業におきましては、事業を展開する我々教育委員会も含めての責任となると考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） まず、1点目の御説明ですけども、私が聞きたいのは、こういった低い料金設定で四、五年、そのままいけるであろうということでの想定のもとで進んでいるのかということと、それから責任の所在の部分で、例えば放課後、クラブをやっている間に火災が起きてしまったといったときに、例えばですよ、その責任の所在は、そこを管理している管理職にあるのか、教育委員会にあるのかという点で、きちっと文書化するなり何なり、その辺の所在をしていないと、ただでも時間的に管理職の方が制約を受けるということで、責任まで負わされるということでは本来の姿ではないので、その部分をしっかりと意見調整を図った中で運営していただきたいと。

以上。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 7番岩田委員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の保護者負担の関係であります、今、四、五年想定しているのかということでありま

すが、負担をいただくということは、今回4月から初めてになります。そういうことで、これが本当に四、五年、この金額が妥当なのかどうかというようなことは、運営をしながら見定めてまいりたいと考えております。

また、2点目の責任体制であります。これは当然、今、この事業については先ほど説明しましたように、文科省と厚労省との間で、学校施設を使ってこの事業を行おうということで、当然、位置づけは社会教育の事業ということで位置づけられました。そこで学校教育の管理責任者と社会教育の管理責任者は、おのずとかわってくると思っています。

その中で、今、例えばの話がありました。火事の場合で、例えば放課後、子供プランの中で火事が、そこから発生されたら当然、社会教育の責任ということは、教育委員会の責任になります。

そして学校について、学校のもし残り火か何かがあって、そこからなつたときには、学校の管理者の責任も問われるということになると思いますし、当然、校長とか教頭、それから教職員もどんどん入れかわりますので、そういうことは文書できちっとお互いが理解し合うような形をとっていかなければ、この事業は長続きをしないのだなと感じていますので、今後、責任の所在については明確化を図っていきたくて考えています。

委員長（西村昭教君） 他に。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） ちょっと先ほど、聞きづらくて聞きとれなかったのですけれども、謝金は1時間何ぼなのかというところをもう一度確認したい。それと、おやつは出るのかというところを確認したいと思います。。

それともう一つは、帰宅だとかという形の中で、当然、安全確認、あるいは親との連絡体制、緊急時、病気だとかになった場合、そういった体制もとられた上で大事なお子さんを預かるわけですから、体制づくりというのはきちっとやられているかと思いますが、その点、わかりましたら教えていただければと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊地哲雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず、指導員の謝金でございますけれども、1時間、670円ということで予定しております。

それと、おやつは件ですけれども、平日実施する放課後クラブ、それから放課後スクールについては、おやつは出さないという計画であります。

ただ、休日、土曜日と夏休み・冬休み等の長期にわたる預かりの場合については、親御さんの方と今

後また協議した中で、どのようにしていくか進めていきたいと思っております。現在のところ、説明会の中では、おやつを出してくれという希望は今のところ受けておりません。

それと、安全対策についてでございますけれども、平日行われます放課後スクール、現在行われている事業と同じでございますけれども、これらにつきましては、夏の間は午後5時、冬期につきましては午後4時ということで、町中に愛の鐘というのが鳴りますけれども、子供たちにあの時間になると自宅に帰りなさいということでございますので、その時間に帰るように指導してまいりたいと思っております。

それと、放課後クラブの留守家庭の子供につきましては、すべて親御さんに迎えに来てもらって、そこでお渡しするという形をとりたくて思っております。

その他の非常事態といいますか、不審者が出たですとか、きょうのような大雪の場合ですとか、登下校の時に集団下校等が発生した場合につきましては、放課後クラブ、放課後スクールの児童で参加している児童につきましては、親御さんの方と連絡をとって、親御さんに迎えに来てもらう等の対策をとっていきたくて考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 謝金の方なのですが、北海道の最低賃金は643円か650円ぐらいだと思うのですが、それに若干30円か20円プラスしたという感じなのです。それで確かに、当初ですから、継続されて指導員される方もいると思います。予算との関係だという話もあると思いますが、余りにも670円というのは低すぎるのではないかと考えますが、この点、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 謝金の額でございますが、最低基準の額に比べても低いのではないかとというような数字でございます。670円というのは、町の児童館厚生員の非常勤の部分の1時間当たりの単価ということで、これに倣った形でこれを適用するということでもあります。そういった地域の方に指導員をお願いするという観点では、スタートとして、こういった額をお願いをしていくということでもあります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） もともと町の基準そのものが低いわけですから、そういう状況になるのはわかるのですが、やっぱり経験年数と同時に上がるというのも、これは町の基準と同じだとは思っております。

れども、その点、確認しておきたいと思います。

もう一つは、やはり最低賃金のレベルを町としても全体的に底上げするということが、今、教育委員会に言ってもだめだと思う、町の方だと思うのですが、この点はどうお考えなのか、町の方でお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の時間単価の関係について、私の方から御答弁させていただきたいと思いますが、ただいま所管の方から申し上げました670円につきましては、労務の内容にもよりますが、私どもの地域の中では妥当なものと認識はしているところであります。

あと、一般論としましては、賃金の水準のあり方について、私ども当局としましては課題がないわけではありません。職種によりましては、なかなか人材を確保できない実態もございますので、地域の中の何と申しますか、人材の確保が困難な職種については、一定程度、条件を見直すということも必要でしょうし、また、同種のような職種の賃金のあり方につきましても、地域の状況などを参考にしながら、必要な部分については適正化に向けて見直しをしなければならないと、そんなような認識でいるところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 239ページ、パークゴルフ場の管理費のことでお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど休憩時間に、同じ項目だけれども、何点もするなという委員長の指示を受けましたので、まず、平成18年度のパークゴルフ場の入場の営業実績をお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員のただいまの御質問、パークゴルフ場の営業の内容につきましては、協定により5月に提出をいただくことになっております。ということで、現時点では営業実績の報告はまだ手元にはありません。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 報告は来ていないということ、私のところにはあるのですよ。C・S・Tの方では、ちゃんともうでき上がっているのですよ。というのは、私は、これからの予算の絡みもありますけれども、これからのパークゴルフ場の運営上の問題で何点か疑問があるものですから、その解決のためには、入場料収入を上げるための努力をする、そのためには実績の関係ということで本当はお聞きしたかったのです。公式なものではないから、それ

はそれで了解をいたします。

それでは、まず、開設期間の関係です。一応、仕様書、それから業務仕様書等については、毎年4月29日から11月3日までとするということでございます。それで、今年度はどういう予定でおりますか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊地哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

今年度、平成19年度の開設ですけれども、4月29日にオープンを予定しているということです。終わりについては、11月3日という予定であります。3年間、同じ開設日数で進めていく予定でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、パークゴルフをする町民等が、ことしは非常に雪が早いから、開設時期を早めてほしいという要望があるのですね。それでよその町村の、旭川の東川のキトウシは4月25日からやって、4月29日にあそこの大会をやるということで、特に旭川周辺からどさっと来るのですね。去年も私、その大会に招待されて行ったのですが、それで11月3日までとすると言うけれども、この仕様書の中には融雪の状況によっては、上富良野町教育委員会と協議をすると。言うなれば、これは遅くする方の協議なのか早くする、結局、委託料の関係もありますから当然だろうと思えますけれども、この点、我々は、融雪が早ければ若干早めてもいいのではないかとということで、町民の皆さん方もそういう要望はあります。

先般、パークゴルフ協会の総会等もあったけれども、役員の中ではそういう意見が会員の中から聞かれるということでございますので、いずれにしても、4月1日から業務委託という形になってくると思う。その点、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

開設の時期であります。4月29日から11月3日ということで決まっております。その中で、4月29日、11月3日、気候の状態や何かによって、早くなったり遅くなったりというのはございます。ただ、我々が指定管理者との契約の中で、当然、まだ芝生が生えそろっていないときに使うことによって、パークゴルフというのは同じところを歩きます。普通のゴルフや何かだったら、広い中でいろいろなところを歩くので芝枯れや何かも余りないわけではありますが、パークゴルフは同じところを歩いてしまうということで、まだ、芽が出ていない状

態の中で、非常に芝管理をすることが不可能な状況であります。

そういうことで、安定した日時というのが4月29日であろうということで定めさせていただきました。11月3日の終わりの方につきましては、これは一昨年は非常に、一度、10月に雪が降りましたが、11月に入って物すごい晴天が続いて、結果的には、なぜそのとき開かなかつたのだということがありましたが、結果はそうでありましたが、10月末日にはドカ雪が来ました。そういうこともあって、雪が降ってからコースの後片づけや何かもするということは不可能だということがあります。

今、指定管理者と3年間の契約の中で、この期間でということ的前提に協議をしてきています。ただ、今、温暖化だとかいろいろな状況がありますので、4月29日、11月3日がいいのかどうかについては、今後の推移を見ながら決めていきたいと思いますが、今のところは、19年度も4月29日から11月3日ということで予定しております。

もう1点、延ばすのかということですが、これについては、ここからここまでと決まっていますので、もし降雪の状態だとか好天の状況を見て早めることが協議をすることができるということで解釈をしているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 教育長の後段の方では、協議をするというのは、早めるということということで理解をしました。

それで、たまたま5月の連休に、町長杯の第3回大会があるのですよ。そうすると、オープンを早めれば町外から、4月29日、旭川勢はキトウシへ行きますけれども、それ以外の人たちは上富良野の大会に出ようということで、集中して来る可能性があるものから、あくまで融雪の状況ということでございますけれども、できれば早めるということをして融雪が早ければ、何とか検討していただきたいと。入場収入も上げる、それから町民の健康のためということをお願いをいたしたいと思えます。

それから、11月3日までの後段のクローズの関係なのですが、去年もおとしもそうなのですが、富良野の金満地区は11月12日かそのぐらいまでやっているのですね。そうすると、上富良野も閉まっている、美瑛も閉まっている、中富良野も閉まっているということで、あそこに集中したのですね、そうすると、1週間ぐらいで約1カ月分ぐらいの収入を上げた経過があります。そういうことで、逆に今、委託費の関係、期間の関係がありますけれども、場合によっては、そういうことも考慮をしてほしいということで、要望をいたしたいと思

ます。

それから、次に、開設時間の関係なのです。仕様書と協定書の中では、午前6時から日没までということになっております。現実には9月のある日ですけれども、周りは明るいのにはシー・エス・ティで勝手に時間を決めてしまったのです。そうすると、会員から大分怒られたのですが、同僚の清水委員も御存じだろうと思います。それで私が行って聞いたので、教育委員会に行って話をしてもとに戻したのですけれども、言うなれば、そういう事例があるものですから、15年にオープンして、その反省の中で16年はどうするかということで、パークゴルフ協会と教育委員会で協議をしたのですね。そうしたら、オープンから5月31日までは6時から18時まで、6月1日から8月15日は6時から19時まで、8月16日から8月31日は6時から18時半まで、9月1日から9月30日は6時から18時まで、10月1日からクローズまでは17時までということで、一応申し合わせをして、協会の会員や一般利用者にも周知をしたのです。これは雨だとか何とかの関係では早まることは当然ありますけれども。

それで、19年度のオープンの前に、十分、教育委員会と日没の時間等も含めて計算をして、言うなれば、閉める1時間前の受け付けまでいいですよということになっていきますから、そういうような形の時間を日にち別に決めてあそこに掲示をして、利用者の周知を図った方がいいのではないかと。言うならばシー・エス・ティさんの勝手のあれで時間を短縮されて、私もパークゴルフの会長ではなかったのですが、えらい怒られて、一応、教育委員会に行って、もとへ戻してもらった経過があります。

したがって、できればあそこを利用する人が、この期間からこの期間までは何時まであれだと、その1時間前までに受け付けしてコースに入らないとだめだよというようなことも含めて、そういう周知をシー・エス・ティさんと協議をして、周知をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員のただいまの御質問、1日における開始時間、それから終わりの時間ということであります。

これは、今年度ちょっと反省すべき点があったと思えますけれども、事前に指定管理者、受託管理者としても、その時期、時期に応じた日没を考慮して、閉める時間というのも届け出という形で実は協議があったわけですが、実態に相当、一部、期間の初めの日においては、日没以前にクローズしてしまうといったことがありまして、利用者の方が

ら苦情があったということを非常にこの点は、我々としても反省をしているところでもあります。この反省点を踏まえまして、利用者の不便のないように柔軟な対応をするように、管理者とも協議をしてみたいと思います。

委員長（西村昭教君） いいですか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 221ページの女性リーダー養成補助についてでございますけれども、昨年は6万5,000円だったのが、こしは約40%減の4万円になっておりますけれども、この部分についてはどのようにとらえていらっしゃるのか、まずお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊地哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

女性リーダー養成補助の件でございますけれども、女性大会の派遣補助が昨年はあったのですけれども、今年度はその部分を削減したといいますが、参加しないということで削ったもので、6万5,000円から4万円に減ってございます。

4万円の内訳としましては、富良野地区の女性リーダー研修の補助ということで計上してございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 女性連絡協議会の方の補助は昨年と同じになっていますので、その点はお聞きしておりませんので、女性リーダーの養成の補助が2万5,000円減になっていますので、どういった内容で女性リーダー養成をやっているのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊地哲雄君） 13番村上委員の再質問にお答えいたします。

女性リーダーの研修でございますけれども、富良野地域のこれからを一緒に担っていただく女性の方々に研修をしていただいて、よりよい富良野地域をつくっていただくということで、リーダー研修を実施してございます。今回、2万5,000円、札幌の大会が昨年度あったのですけれども、その部分を削減したということでございます。

先ほど、ちょっと言葉足らずだったのですけれども、富良野地域の女性の方々に研修していただく富良野地域の女性リーダー研修会、これは道内研修になりますけれども、こちらの方は継続して研修を深めていただくということでございます。

よろしく申し上げます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） それでは、女性リーダー

の養成の研修でございますけれども、札幌に行っていたのをとりやめをしたと、こういうことですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御質問であります。今、お尋ねの件につきましては、18年度は二つの要素から予算化をしていたと。19年度については一つの方が派遣をしないというか、参加しないということで、その部分を削ったということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） そうしますと、1年か2年すると予算づけがなされないのではないかというふうな、かなり減ってきているわけですが、これはどのようにリーダー養成につきましてお考えなのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御質問にお答えしますが、削ったのではなくて、一つの事業がなくなったと御理解いただければと思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） なくしたということをとどのようにとらえていらっしゃるのかと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 参加すると思われる方々と相談したら、その事業については参加しないということで受けとめたところであります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 女性連絡協議会とかそういう方々との話し合いのもとにこういうことになったということですね、そういうふうに承知してよろしいですね。

委員長（西村昭教君） 他にありませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 先ほど、課長答弁で、5月に報告をすと言いましたね、シー・エス・ティから。前年度の報告は、営業実績がどうなのかと私がお尋ねしたら、会社から報告は5月だから来てないということで、それで私も記憶違いかなと思って、今、資料を見たのですよ。そうしますと、営業月の翌月の10日前までに出すとなっているのですよ、教育委員会に。そうしたら、それですぐわかるわけでしょう。今は事業が展開しているわけではないから、だから来ているのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 先ほどの私の答弁は、収支状況報告というとらえ方をいたしまして、事業終了後、一月以内にとということでございまして、収支状況はまだと解釈で答弁を申し上げたもの

でございます。大変申しわけございません。

委員長（西村昭教君） 今、中村委員の質問には答えられるということかい、利用状況ですものね。（「私は、利用状況と言ったのですよ」と発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時30分 再開

委員長（西村昭教君） 再開します。

社会教育班主査、答弁。

社会教育班主査（林敬永君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

上富良野町パークゴルフ場の利用人員でございます。18年度事業終わりました、全体で合計利用人数が3万1,598名でございます。利用人数については、そのように報告を受けてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 利用人員と、あと入場料金のそれは来ていないのですか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主査、答弁。

社会教育班主査（林敬永君） 利用人員については来ておりますけれども、お金の部分については、まだ来てございません。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） そうしますと、それではシーズン券と回数券と、1日券の分類はわかりますでしょうか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主査、答弁。

社会教育班主査（林敬永君） 11番中村委員の質問にお答えさせていただきます。

18年度の町内の利用者と町外の利用者、町内町外の利用者で、1日券、シーズン券、回数券につきまして、町内につきましては1日券、高校生以下が214名、18歳以上が1,185名、シーズン券につきましては、障害者の方が1,733名、健常者の方が1万7,774名、回数券の方が4,218名でございます。町外の部分につきましては、1日券、高校生以下が130名、18歳以上3,780名、シーズン券187名、回数券2,377名、合計で3万1,598名でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 239ページの学校給食の運営についてお伺いいたしますが、昨年でした

でしょうか、腰痛の問題で改善するというような、いわゆる上げおろしという形の中で腰に負担がかかるという形で、改善するというような方向で検討するという答弁がありました。今年度の予算の中では、いわゆる台車を動かすだとか、そういう形になっているのかお伺いいたします。

それと、今、小中学校における食べ残しの実態、あるいは偏食の実態等々調査されているのかどうかわかりませんが、もしも、そういう実態調査されているのであれば、明らかにしていただいて、ことしの給食センターにおける給食の指導方針というのは、どういう内容でされているのかお伺いいたします。

特に最近、家庭の事情によって偏食、あるいは朝食べてこないというような実態等も上富良野町でも見受けられます。そういう意味では、ますます学校給食の役割というのは、前にももって重要になってきているかと思しますので、この点、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の学校給食センターの運営に関しましての御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず、作業軽減を図るための調理さんの備品であります。18年度予算において、一つの作業機械を買って、軽減を図るような措置を講じております。18年度予算においてということでございます。

それから、食べ残しその他の実態については、現状としては非常に多いという状況を押さえているところでございまして、これらの細部の分析というような調査にはまだ至ってはいないということでございます。

また、指導方針といたしましては、これまで同様の形となりますが、食育の一端を担うということも重要な役割として、子供たちの好ましい食習慣を身につけるといった観点も含めまして、充実した学校給食の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第11款公債費の242ページから予算調書の257ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 250ページの給与費明細、これをもって特別職のところで、議員が3,400万円、本年度、前年度が3,900万円で約500万円の減と、その他の特別職が本年度が7,000万円、前年度が6,500万円ということで、500万円の増ということで、特別職の中で議会議員の方は500万円減っていると、その他の特別職の方は500万円ふえているというような状況、この状況についてお尋ねをいたします。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 昨年12月に条例改正をさせていただきまして、選挙の事務従事の関係の報酬等を見直しをさせていただいた結果でございます。それで、報酬がふえる額というような形になるところでございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨委員。

4番(梨澤節三君) それ当てはまるようには思うのですけれども、片方ふやして片方減らしているのですよね。開票立会人は減らして、投票立会人はふやしているからこうではないかなと、そんなに変わらないのではないのかなと。しかし、こうやって500万円という差が出ているのは、そこだけではない何だろうかという疑問があるのでお尋ねしております。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) ただいまの御質問であります、ちょっと説明不足でございます、申しわけございません。

この中には、今までの投票事務従事、それから開票事務従事の一般職、これらが投票事務に当たっては午後8時まで、それから、スタートは午前6時からということですので、これらの部分は時間外が適用されておりましたけれども、これらをこの報酬をもって対応させてもらうということで、こちらの方の額は、報酬は確かにふえてございますが、職員給与費の方でそれらの部分については、減というような形になるところでございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 同じところで、2番目の一般職というところで、共稼ぎは何組、何名いるのか、そして、その報酬は1人何ぼもらっているのかと。まず、その点お尋ねいたします。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 申しわけありません。ただいまの御質問につきましては、詳しく掌握してございません。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) もう1点、同じところで、一般職で、町外から勤務している方は何名い

らっしゃいますか。

委員長(西村昭教君) 後でお知らせするということです。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) まず、職員給与でお伺いしたいのですが、定数の問題ですが、町ではことし新卒採用という形で、新年度から2名でしたでしょうか、採用されたという話であります、今後、事務量が減るという状況の中で適正な人数というのは、簡単にはその時々の方事情もありますから言えませんが、大体、最終的には上富良野町民の行政を賄うための必要最小限の人数はどのように押さえられているのかお伺いしたいと思います。

もう一つは、これにかかわって、将来この計画によりますと、20年度では民間委託によって2名減と、21年ではこれはあくまでも予想、推計の話ですから、減で1名という形の表示になっておりますが、大体この時点でどのような委託のケースが考えられているのか、まだ考えておられなかったら考えてないでもいいのですが、その点。

それと、247ページの退職手当組合負担なのですが、恐らく人員負担率によって、割合というのが決められているかと思いますが、上富良野町の職員で勤続年数、20年以上35年以上何ぼだとか決められているかと思いますが、それと比べて、町長の退職金というのがあると思うのですが、その基準というのはどういうふうに分かれて、それにかかわる負担率というのはどうなっているのか、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、必要最小限の職員数何人ぐらいなのかという御質問でございますが、これは行政需要によって、要するに行政サービスをいかに進めるかの部分によって、これらの人数というのは将来的には変動する要素が出てくると思いますが、私ども今現時点では、適正化計画をもって平成23年度を目標にした部分でのこの人数が、一応、現時点では必要最小限の人数という考え方をさせていただいております。

それと、これに関連しまして、民間委託の適正化計画で、職員数の減の要素の部分での御質問でございますが、技能労務職の退職というのが平成20年度でございます。これらの分野については、業務委託等を視野に入れてございまして、それらについては、運転業務、それから給食のセンター業務の職員の退職に伴う部分でございます。これらの分野の民

間活力の方策を考えていかなければならないという
ようなことでの計画案でございます。

それから、退職手当組合の負担金の御質問でござ
いますが、我々一般職もそれから特別職にありまし
ても、北海道市町村職員退職手当組合に加入いたし
まして、その組合の条例等に基づいた支給率でもっ
て定めで支給をされるわけでありましたが、その中で
市町村長ということではありますが、これは上富良野
ばかりでなく、退職手当組合の条例の中で、支給率
については1期4年の場合は21月の支給率となっ
てございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問に、
重複するかと思いますが、定数の関係で、今、総務
課長が申し上げたとおりであります。現行の定数
の適正化計画につきましては、いわゆる従来から事
務事業につきまして、外部に委託するによりまし
て、欠員を不補充するという手法で現計画ができて
ございます。

そのままで今後もいいのかにつきましては、また
さらにあらゆる角度から見直しをして、行政が行っ
ている事務事業の担い方を行政職員だけでやるとす
れば、欠員は補充しなければならないということだ
ありますが、それが効率がいいかどうかについてい
ろいろな問題点もありますので、さらに効率を高め
るためには、ただいま申し上げてございますいろい
ろな担い手に門戸を広げるという方向で、更なる職
員の数の抑制につなげられるのかどうか、そういう
ことを十分見きわめて、将来を展望しなければなら
ないと思うところであります。

ついでに申し上げておきたいと思っておりますけれ
ども、私の町で、ある時期のデータを見ますと、人口
1,000人当たりの職員につきましても非常に少
ない状態でございますので、そういう意味では、あ
る程度効率化の結果が出ていると思えますし、さら
なる努力をしてまいりたいと考えているところであ
ります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 職員定数の問題ですが、効
率化ということはいいい面と悪い面ありますが、そ
こで一定の行政の提供ができる人員というのは、絶対
確保しなければならないと思えますし、前に退職者
が出たというだけで採用しないということになれば、
やはり資質能力の継承だとか、持ってきた蓄積
されたものが継承できないという部分もありますの
で、その部分はきちっと判断してもらって、地域と
の雇用との関係もありますので、この点はどうい
ふふうに考えているのか、お伺いしておきたいと思

ます。

この計画でいけば23年度には、これはちょっと
古い、3年前ぐらいでしょうか、17年にもらった
資料では189名になっておりますが、これでいけ
ば、恐らく今の相当な事務量がそんなに変わらない
という状況になってきて、1人当たりの事務量がふ
えてきているという部分もあるのかなと思います。
かといって、助役が言うように、町は住民もいるか
ら、減った分を住民の力もかりながら補ってやろう
という状況も踏まえた定数の適正化を今後とも考え
ていきたいという形ではありますが、そこに行き着
くまでは、かなり住民との信頼関係もつくり上げて
いかなければならない部分もあると思いますので、こ
の部分、安易に退職したから職員を採用しないとい
うのではなくて、状況に見合った中での採用枠を
きっちり持つということで確認していいのか、お
伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答え
します。

必要な数については、これは行政サービスの低下
につながりますので、町長におきましても適正に人
員の確保に努めなければならないわけですが、今、申
し上げましたように、地方分権時代の第2期というよ
うな言われ方で、国と地方の役割を明確に分担し合
うと。税源の移譲なども大いに語られるときでござ
いますので、今後、私どもの行政機関としてどうい
うものをどの程度担うのか、行政機関だけで担える
のかについて、十分見きわめなければならないわけ
でありますから、町長におきましても、欠員を安易
に補充することで、将来また仮に余剰となった職員
を分限で免職をするというようなことはあってはい
けないわけありますから、町長自身も採用にどうし
ても慎重にならざるを得ないのは、御案内のとおり
であります。

それと、雇用の場の問題につきましては、当然、
職員として雇用するか、もしくは、民間に門戸を開
いて多く地域の中で行政にかかわるような者に関連
して担っていただくということで、もっと門戸を広
げて雇用の場につなげるのかについては、これは非
常に町長としても判断しにくいわけですが、双方
向ににらみをきかしながら、より効率化、財源的
にも運営上も効率的なことを試行してまいらな
ければならないというわけあります。

いずれにしても、今段階で将来何人を確保し
なければならないということについては、今後の動
向を十分見きわめながら、さらなる計画の定め方
をしなければならぬという認識を持っていますの
で、御理解をいただきたいなと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そういう適正化の中で、当然、必要とされている人員、あるいは処遇を改善しなければならぬという状況の中で、先ほどもありましたけれども、最低賃金ぎりぎりの賃金で働かざるを得ないという問題、あるいは、特別支援、子育て支援においても本来、やっぱり見るべき人たちがきちっと処遇されなければならないのだけれども、町の行政の都合上、嘱託以下の臨時、あるいはパートタイムという形になって雇用されているという問題の中で、こういう弊害も出ているということは、助役も町長も認められますかどうなのか。そういった点で、私は、こういった部分にも必要であれば、町の行政水準を上げるわけですから、必要なときにきちとした人員の配置というものも、当然あってしかるべきだと考えていますので、この点はどうお考えなのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えします。

民間会社と違いまして、民間会社であれば利益の配分を社員の方にするというような方法等もあるでしょうが、私どもは御承知のように、税金を財源として運営している以上、そういう観点で金額の水準のあり方について議論する余地は、なかなかないわけでありまして。

したがいまして、一般社会の状況、それから公務の一般的な水準、そういう動向を見きわめながら適正化を追求していかざるを得ないわけでありまして、そういう観点で、今後も適正化に努めてまいらなければならないと思うところであります。

そういう意味で、私どもも、今、非常に財源的に御案内のとおり苦しいわけでありまして、そういう意味で、なかなか必要と思われても引き上げができない実態もありますし、その辺については、財源の動向も十分見きわめながら、一般社会の水準も含め合わせて、あり方の適正化を追求していくことになるかと思っております。そういうような方法で、今後も適正に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 243ページの公債費元金利子という形で、前年度から見て、この間の質問、答弁の中でも、やりとりの中でも、将来的には公債費等はだんだん償還額が下がるというような話がありました。将来的にわたって償還計画というのは、町の方でお持ちだと思いますが、その償還計画等の

一覧があれば、議会に提出していただければと思います。

あわせてお伺いしたいのは、17年度の決算を見ましても、多くは借金をつくった、膨らんだ要因は何かという形で、国の行った政策、あるいは地方自治体の若干住民と異なった政策の違いによって、借金が膨らんできたというのがあります。多くは、やっぱり公共事業等に依存する部分で、これにかかわって臨時財政特例債、あるいは公共事業促進の財源が手だてされたことによって、それに乗かって地方自治体も道路、環境もよくなった部分もありますが、多くは一部借金という形に残っているという形だと思います。

そこで、町民にしてみれば、いつの間にか自分たちの暮らしはよくなったけれども、しかし、借金が多くなったというような形だと思うのです。これは、町民がきちりと見ていないからという話以前の問題でありまして、このことを考えたときに、もう1回確認したいのは、ここまで膨らんだ要因というのはどこにあるのかと。町長、助役どちらでもいいのですが、今までのを見て、17年の決算も含めて、何が一番借金を膨らませた要因だと感じておられるのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えします。

多分、認識は同じかと思いますが、御案内のとおり、国の経済対策によりまして、町としましては、計画的に進める予定のものを前倒しして整備を図った経過もございます。

ただ、北海道においては、私が言うまでもないことでありますが、非常に産業基盤が脆弱でありまして、公共事業によりましてある種の経済の底上げをした時代もありましたことから、そういう延長の中で私ども自治体におきましても国に財政措置を受けながら、いろいろと必要な公共施設の整備に大きな寄与ができたと思っております。

半面、今、委員が申し上げられましたように、交付税の措置がありつつも町の会計上の、先ほども税源の話しましたけれども、入りの方ではなかなか目に見えたようにふえないという経過もありますし、いずれにしましても、どういう性格のものであるかと、借金については変わりありませんので、そういう観点から申し上げますと、非常に計画的に借り入れを起しましたが、収入の面で計画的に伸びなかったという状況もありますので、その辺が計画と実態としては、負担感が少し増しているというような状況であります。

そう言いつつも今の財政の状況を見ますと、なかなか私どもの町にかかわらず、今、地方一般的には財源の回りが悪いわけでありますので、そういう意味で、少ししのぎの時代だと思いますが、財政の収支バランス的には、余り大きな問題点はないのではないかなと考えているところであります。

いずれにしても、不必要なものを借入れを起こして整備したことでございませぬので、その点ひとつ理解をお願いしたいと思うところであります。

委員長（西村昭教君） まだありますか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 先ほどの資料というのはただただのかどうなのかお伺いします。

23年時点で5年後というのは、ちょっとお伺いしたいのですが、償還の状況というのはどうなっているのかお伺いいたします。

最後にお聞きいたしますが、これの原因というのは住民が悪いのではないのだということですよ。確かに資産価値も上がってきていますから、それと同時にそれに見合った収入が確保できなかった部分、あるいは交付税等が削減された部分がありますけれども、総体的に見たらそんなに急激な変化はない部分もあるけれども、だけれども、経常的な維持費がかかってきた部分だとか、多様な要素で収入に見合った支出という点で不均衡というか、当然、そういうことにならざるを得ないというバランス面があります。

そういう意味では、私、改めてそういった問題を提起して、やはり住民の必要最小限の暮らしを守ると、何よりもここに至る原因というのは、かじ取りの問題と国の財政措置の問題も含めて、大きな原因があるわけですから、これを住民にすべてとは言いませんが、行政制限をするだとか、サービスを制限する、利用者負担をするというのは、ともに行政で言えば、つくる町だから当然あってもいいのだということであるけれども、そうにはならない部分も数あると思いますが、その点は、そういうふうに理解されているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、公債費、町債につきましては、私といたしましては、国の景気浮揚策に乗っかって無意味なものをつくってきたというものは全くないと。地域住民のために必要として要望のあったものを対応してきたと、その状況下にあるということと、歳入が交付税等々の減額によりまして、財政的には財政運営

が厳しくなってきたということではありますが、ただ、公債費につきましては、私としては、今こしばらく公債費の額が高騰しているというのは、これはある面では委員の言う国の施策の中に乗った部分もあるわけです。

それは正直申し上げまして、公共下水道の事業というのは、平成22年近くまでかかる予定でいたわけでありまして、国の浮揚策等々も含めながら、制度的に助成策が減ってくるというようなこともありまして、これについては優先的に当然しなければならぬ。住民の利便性というものも考えて、これは前倒しにして、17年、18年で完成させてしまったと。それが年度的に町の公債費が、償還されながらふえていく計画であったわけでありまして、前倒しで公共下水道の事業を進めたということが、この部分がちょっと膨らんでいるので今しばらくあれですが、今言うように、20年を過ぎて21年になりますと、それらの部分が新たなものが起きてなくなってくることによって、今の公債費を減額された形の中で予算組みが対応でき得るというような状況になってくると思っております。

ただ、この中でそういうふうにして対応したのだから住民には全く関係ないだろうと、負担をふやすことにはならないだろうということではなくて、町財政という全般的な形の中で財政運営を図っていく中では、応分の御負担をいただきながら対応を図っていくということが基本であると考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませぬか。

資料は今出ますか。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 資料の関係につきましては、ちょっとお断り申し上げておきますが、17年度までの既往の部分と、18年度の今現在までの予算で御議決いただいております借入れの予定の分と、予特の冒頭の資料で説明申し上げましたように、資金計画の中で19年度の予算については今御審議いただいておりますので、その額、それから20年度については、資金計画に提示をしてございます借入予定額、それまで含めまして、以後、年度ごとに償還がどの程度になるのか。これは一定条件を付さないで、金利が今で言う1.56%でいいのかわかりませんが、一定条件を付しまして、将来のシミュレーションを数値化して、予特のできればあす、もし間に合わなければ最終日までに皆さんに資料提供をすることで取り進めたいと思っております。

委員長（西村昭教君） それでは、これでございませぬね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第1号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定を事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月14日は、本特別委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、出席の際には、各会計予算書及び資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時09分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成19年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成19年3月14日（水曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成19年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	仲島 康行 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	中村 有秀 君
委員	金子 益三 君	委員	村上 和子 君
委員	長谷川 徳行 君	委員	向山 富夫 君
委員	渡部 洋己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（1名）

委員 清水 茂雄 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	田浦 孝道 君
教 育 長	中澤 良隆 君	総務課長	佐藤 憲治 君
		産業振興課長	
企画財政課長	北川 雅一 君		小澤 誠一 君
		農業委員会事務局長	
税務課長	高木 香代子 君	保健福祉課長	米田 末範 君
町民生活課長	尾崎 茂雄 君	建設水道課長	早川 俊博 君
会計課長	越智 章夫 君	教育振興課長	岡崎 光良 君
ラベンダーハイツ所長	菊地 昭男 君	町立病院事務長	垣脇 和幸 君

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	次 長	藤田 敏明 君
主 査	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 16名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(西村昭教君) これより、第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して8ページから10ページ及び262ページから302ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番(村上和子君) 271ページのの上川地方支部負担金でございますけれども、これは1万2,000円で、昨年と比べまして2万5,000円ぐらい安くなっているのですけれども、昨日も負担金をいろいろ考えてはどうかというようなお話もありましたけれども、これについて何か負担割合とかそういうのは変わったのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) この上川支部の負担金につきましては、上川支部におきまして事業費を圧縮しましたので、その分、町村の負担金も下げたということでございます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 262ページのの税金、歳入の件についてお伺いいたします。

今回、最高限度額が引き上がります。これの該当者というのはどういう実態になっているのか、ちょっとお伺いいたします。

また同時に、滞納者が近年ふえるという状況になっておりますが、短期資格証明書の発行の状況は

どのようになっているのか、お伺いいたします。

もう1点伺いたいのは、国保税の滞納の状況で、17年度の決算意見でも書かれておりますが、やはり所得階層の少ない層で毎年のように滞納者という状況がふえる傾向にあります。私の伺いたいのは、これは単に本人の姿勢もあるかもしれませんが、そういう問題以外に、国保税そのものがやはり高いという、こういったところに要因があるのではないかなと思っておりますが、この点、今回の国保税の収納率とあわせてどのような判断のもとでこの予算を計上されているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番、米沢委員の御質問でありますけれども、まず、今回、地方税の一部改正に伴いまして、最高限度額が53万から56万に引き上げられたところでありまして、その該当者につきましては推定でありますけれども、100名の方が該当し得るというようなことで認識しているところでございます。

それから短期証の交付状況でございますけれども、現在、短期証につきましては、平成18年度49世帯、119人に短期証を交付しているところでございます。

また、資格証明書につきましては、今年度、前期と後期ございまして、18年の7月でございますけれども14名の世帯に交付をしております。後期であります18年の11月につきましては6名の世帯に交付をしております。

また、その中におきましても、2世帯につきましては資格証明書につきましては解除しているということでございまして、その解除につきましても特別な事情に該当するというので、2名の方につきましては解除しているところでございます。

それから税の要因の関係でございます。市町村の国保財政につきましては、50%につきましては国の財政調整交付金、定率国庫負担、それから道の調整交付金を50%にしまして、さらに残りにつきましては御承知かと思っておりますけれども、保険税の収納、そして国からの財政安定化支援事業、高額医療共同事業、保険財政共同安定事業などを公費で補てんしまして運営しているところでございますけれども、不安定な要素を抱えながらの運営ということでございます。

収納率につきましては、税務課長の方で答弁いただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 収納率の関係につきましては、私の方からお答えいたしたいと思いません。

平成19年1月末現在の国保税の一般被保険者、退職被保険者あわせまして、今現在、1月末現在ですが、現年度分でございますが82.4%ということになってございまして、ほぼ前年並みを確保しているところであります。

委員がおっしゃりましたように、国保の対象者につきましては、自営業者はもちろんのこと、パート、あるいは無職の方も加入をしております。したがって、収入に不安定な方も相当加入していることから、収納対策につきましてはいろいろ配慮する面が生じてまいります。

昨日も申しましたように、もちろん課税自体は収入に応じて、あるいは、いろいろな要素も絡みますが、基本的には収入において課税されるわけですが、不安定な収入の方につきましてはその辺を配慮しながら、納税相談を実施しながら、ケースとしては分納につなげていきながら、少しずつ収納対策を進めているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番、米沢委員。

9番（米沢義英君） 不安定で、なおかつ、そういう状況の中で滞納額がふえてきているという部分が見受けられると思います。

それで、この部分について今回条例の改正等もありますが、あわせてお願いしたいのは、軽減策という形の中で今回の予算は盛り込んでいないわけですが、今の不況やいろいろな控除の見直し等によって、あらゆる階層の方が負担増という状況の中で、一生懸命払っている方もおりますし、町で言えばそうでない方もいるという話ではありますが、やはり何よりも軽減をすると、これがやはり少しでも滞納を減らす要因にもなると思いますが、町長、今回の国保税の軽減策というのはなぜ設けなかったのか、据え置きという形にされていると思いますが、17年度の決算を見ても、所得階層の本当に所得のゼロ円から始まって99万から、そういった状況の中でも、7割以上がやはりこういう低所得者で5割以上が占められているという状況になってきているのです。

また、所得階層別に見ても、やはり多くは所得の少ない世帯で、不安定な中で国保税の会計というのが占められているという状況があります。

そういうことを考えたときに、この分の負担軽減を行うということをなぜ今回の予算の中で処置されなかったのか、この点と、そういう実態、不安定な状況であると同時に高いということ、これは町長自

身認められるのかどうなのか。

例えば、290万ぐらいの所得で平均4大家族ぐらいとしまして、大体、1割ぐらいがその所得から国保税、あるいは介護保険税という形の中で収入から税として納めなければならない、これは国民の義務ということに当然なりますが、しかし、それにしても余りにも高いという状況が上富良野町でもありますので、この点、そういう実態含めて町長の考え等を含めて話をお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の御質問に、私の方からお答えさせていただきます。

今、担当の方から申し上げましたように、ことしは地方税法の改正の予定がありまして、限度額については引き上がる予定となっておりますので、その動向を見ながら適正に運用しなければならないと考えているわけでありまして。

委員はもう既に御承知かと思いますが、医療費の水準が非常に高い状況にあるということで、私どもの町としましても、法のもとの制度を適正に運用するという観点でこの事業運営をしているわけでありまして。

今回は、冒頭申し上げましたように、税制度の改正によりまして、その改正を今後手続きをとる予定ではありますが、他の税率については改正を予定してございませんので、したがって、今委員がおっしゃるような軽減を独自にやる考えは今までどおり考え方がないということでありまして、税率の改正があれば軽減のウエイトも変わってくるわけですが、ただいま申し上げましたように、限度額の改正のみにとどまるということでございまして、軽減の措置は講じないわけでありまして。

いずれにしても、この制度は加入していただいている被保険者の方々が相互に扶助し合うという制度でございますので、そういう観点で保険税は医療費の水準に応じて税率の設定をしているわけでありまして。

したがって、先ほど申し上げましたように、医療費の水準が高めであるということからすると保険税そのものも決して低いわけではありませんが、制度上からいきますと私どもは妥当な状態にあるという認識を持っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番、米沢委員。

9番（米沢義英君） 相互扶助ということをおっしゃっていますが、国保税の意義というのは、社会保障という立場で制度がつくられているわけでありまして。

社会保障のということは、やはり必要な生活、あ

るいは健康を守るということで抱き合わせであります。そこに国の解釈、自治体の解釈は、あわせて受益者負担を持ち込んで、社会保障制度そのものの意義を全く薄めてきているというのが実態なのです。

今、助役もおっしゃったように、高いということを認めているのです。認めているのだけでも、国の制度だから制度上問題ないということをおっしゃっているわけで、その実態として、保険者の実態として本当に乖離しているわけです、もう既に。

そういうことを考えたときに、国保税の予算、一般会計からの繰り入れも含めて、今回、限度額の改正とあわせて負担軽減の対策を独自の対策としてとるべきだと思いますが、この点、もう一度お伺いすると、高いということを認められているのですか、認識としてどうお考えなのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番、米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

保険税につきましては、委員も御承知のとおりこれは目的税でありますので、これに沿った形の中で税の課税をさせていただくということでもあります。

それで、上富良野町は高い高いとおっしゃいますが、北海道の各市町村の中で、後ほどもし数値が必要であれば担当の方から順位について報告させていただきますけれども、医療費の状況におきましても低い状況下にあると。

それから保険税につきましても、決して高い基準の中にはいないと、低い基準の中にあるということですが、より一層、保険税を軽減化するために保健福祉課も一生懸命になりまして予防医療に専念いたしておりますので、そういった観点からして、我が町の保険税は他の自治体と比較して決して高い水準にいないということをひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 米沢委員。

9番（米沢義英君） 他の自治体と比較して、それは所得階層だとかいろいろな実態が違いますから、一概に高い低いという論議にはならないかと思いますが、町長の言葉をかりればですよ。だけれども、実態として上富良野町で高いという声が聞かれているのです。これだけを見れば低いのかもしませんが、自治体の言葉をかりれば。

しかし、住民が生活していく上では、いろいろな税金、あるいは経費がかかりますから、あるいは生活保護を受給しなくても、生活保護以下の収入で生活されている方も上富良野にはたくさんいるのです。

そういうことを考えたときに、実態がどうあなた

方の言う高くないという解釈の乖離があるのかと、格差社会と言われておりますけれども、所得の落ちが上富良野町でもあるというふうな判断を踏まえて考える必要もあるのではないかなと思います。私は、こういった点も踏まえて国保税を直ちに引き下げる必要があると思いますので、この点もう1回お願いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 委員からは再三にわたりますしてそういう御発言を承るわけではありますが、くどいようでありますけれども、今法のもとにある制度の運用でありますので、いわゆる仕組み上のことでありますので、保険者である町長におきましてもいかなんともしがたいわけであります。

いずれにしましても、今、負担感を強く、高くお持ちの方、もしくは経済の事情から負担のできない方については、冒頭申し上げましたように、資格証明書につきましてもしゃくし定規で運用しているわけございませんので、私も町長としての権能の中で、最大限その辺は実態に応じて適切に運用していますので、その点をひとつ十分御理解をいただきたいと思ひますし、仕組みの議論でありますので、保険者である町長に制度を超えているいろいろなことを求められても、町長としましてはいかなんともしがたいわけありますので、その点もひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしましても、保険者としての財政基盤の確立等については、国にも地方団体を通じまして必要なものについては要望してございますので、そういう中で改善に期待したいと思ひますし、特に今般、さきの法令改正の中で医療制度の抜本的な改正をするというようなことで、国におきましても医療費の抑制を図ると、これはやみくもに医療費を下げるということではなく、予防に力を入れて結果として医療費の増加を抑制したいという考え方でございますので、そういう動向も見ながら制度を適切に運用していくのが保険者である町長としての責務であると認識しているところであります。

委員長（西村昭教君） 米沢委員。

9番（米沢義英君） すぐ制度で逃げるのですよ。こういうことでは本当に住民の意向を踏まえた国保税の予算計上とはなっていないというのが明らかになってきていると思ひます。改めてここでまた何回も言っても変わりませんので、ぜひその点、私は国保税の予算そのものに大きな問題があると考えております。

次にお伺いしたいのは、国保のヘルスアップ事業にかかわって、予防医療という形で今取り組まれております。これは大変いいことであります。

それで上富良野町の今回の国保のヘルスアップ事業にかかわって、今年度はいわゆる向こう10年において予防医療の中でどのぐらいの医療費の削減予想をされているのかお伺いしたいと思います。

また、284ページの保険財政の共同安定化事業拠出金という形でうたわれていますが、この点についてもその自治体によって財政を、医療費の多いか少ないかによって拠出金も変わるという、これも大きな問題だと思うのです。

結局、国は地方にその分担を、医療費の抑制を競い合わせて、最終的には国は口は出さないと、お金も出さないと、口は出すけれどもお金は出さないと内容かと思いますが、この制度の中身についてもう一度お伺いしておきたいと思います。

それと同時に、国民健康保険証の発行に当たっていろいろな景品等が出ますが、ああいうものというのは出す義務があるのかどうか。もしもなければ、そんなに多くない予算だと思いますが、その予算はどうなっているのか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番、米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まずヘルスアップ事業でございますけれども、ヘルスアップ事業につきましては平成17年度におきまして実施しまして、ことし19年度に実施されることとなっておりますけれども、2年間実施してまいりました。

この間、事業対象となりました方の身体の状態の変化、実際に効果があらわれているということで、新たに今後の課題も明らかになってきているところでございます。

さらに、将来的な医療費に対する効果があらわれるということで認識しております。医療費の効果につきましては、さらに今後削減という形になるということで認識しております。

また、平成19年度におきましても、個別健康支援プログラムを作成した中で、特に自主グループの育成などのフォローアップといたしますか、そういう生活改善を図った医療費の削減に努めていきたいと考えてございます。

また、次の保険財政共同安定化事業ということでございます。この事業につきましては、平成18年度10月から市町村の国庫保管の保険料の平準化、また財政の安定化を図るために新たに新設されたということでございまして、各市町村からの拠出金を財源といたしまして、レセプト1件30万円を超える医療費について交付を受けるということでございまして、また、その中身といたしましては、1件3

0万円を超える医療費から8万円を補助した総額の59%が交付ということでございまして、またそれらの拠出金につきましては、医療費の実績、残りの半分につきましては被保険者の頭割りでということと算定してしているところでございます。

3点目の保険証発行に当たりますの景品でございます。委員が言われますように、国保の事業の普及を図るということで、従前、景品を出しておりますけれども、今後につきましては、十分検討しましてその辺を考えていきたいというふうにしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 今のヘルスアップ事業の関連でお伺いしたいと思います。

これは予防ということで、大方が国の補助金といいますが、これはこの後どの程度、何年ぐらい国から出してもらえるというか、それは決まっているのか。それと、これは国からの補助金がなくなるとやめるといふか、継続はしないのか。これは予防ということで非常に大事なことなので、そこら辺お聞きしたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主査、答弁。

住民窓口班主査（宮下正美君） 16番、渡部委員の御質問のありましたヘルスアップ事業の補助金の関係であります。当初この事業につきましては5年間助成期間を持っているということで、当町としましては17年度から助成を受けておりまして、平成21年度まで一応助成を受けるという形になっております。

ただ当初はそうだったのですが、実を言いますと昨年の医療制度改正に基づきまして、20年度から各保険者に特定検診事業が義務づけられるという形になっておりまして、その中で今、このヘルスアップでやっている部分と、特定検診でやるべきことの大部分が重複をするという形になっておりまして、まだ正式な通知はありませんが、新年度に入りましたら国の方からヘルスアップ事業の見直しの通知が来るという形になっておりまして、事業自体は20年度から21年かけまして、今の事業費と比較すると約半分以下になるように想定をしております。

その後なのですけれども、これにつきましては国保がやるべき、いわゆる疾病予防の保健事業の一つとしておりますので、事業をやってその効果を測定をして、次にどういう保健事業を展開したらいいのかということで新たな事業を考えていくことを想定しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番(渡部洋己君) 先ほども言いましたけれども、自分もこれにちょっとかかわったものから。

それで、本当に予防的には大事なことといえますが、基本だと思のです。自分も今は、冬の間は毎日歩いているのですけれども、できたら老人会あたりに行って、保健師さんにできるだけお年寄りの方に歩くように勧めていただきたいなど。そう思うには、今、高齢者の交通事故というのが結構多くなってきている。だんだん年をとってくると車も乗れなくなる、その時点でやはり歩かないとだんだん体も弱ってくるし、それと、うちの老人会の方でも最近集まりを土日を外した、ということはスクールバスが土日動かないので、バスを利用して結構集まって来る人がいるというか、そうなると、車を乗れなくなってバスで通うにしても停留所まで歩いていかなければならない。そこら辺は年とっても健康で長生きするのが一番であって、やはり自分でしっかり歩けるというそのぐらいは普段から身につけるというか、そういう指導も大事かなと思いますので、ぜひそこら辺は訴えていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 16番渡部委員の御質問でありますけれども、今おっしゃられるとおり、私も当然そのようなことで賛同するところでございます。

予防的な部分につきましては実践的な部分につきましては保健福祉課で実践しておりまして、今後につきましても保健福祉課と連携をとりながらその辺を実施していきたいなど。

また、町におきまして出前講座も今実施しておりまして、それは老人会だとか婦人会に対してのそういう講座も利用していただきながら、健康に努めていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 私も287ページの国保のヘルスアップ事業につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

国保の事業として、これは生活習慣病、高血圧、高脂血症、そういったものを抑制しようと、こういった人が医療費の74%を占めていると、国保会計を圧迫するので医療費を抑えようということで取り組みをしているところだと思のですけれども、先ほど町民生活課長の御答弁では、一部改良されているものがあるとおっしゃったのですけれども、私もきのうずっとヘルスアップ事業報告書を読ませていただいたのですけれども、一部の人の改良は見え

るのですけれども、生活習慣病という、ここの部分が74%も医療費を食っているという状態があって、これをどうやって抑制するかということなんですけれども、この効果がなかなか、これには平成27年度にはこれぐらいに抑えたいという、こういう目標は明確にいろいろなところであらわしておりますけれども、この事業をやりましたときの評価、効果の効果的なそれがどうであったかというところをやりませんと、その部分については、どのようにこの事業を行っていることについていかがでしょうか。

その効果として、医療費が全然変わりなく、こういうことを申し上げますと3年ぐらい見てみないとわかりませんとかとよくおっしゃるのですけれども、いかがでございますか。もっと効果をあらわすような取り組みをしませんと、どうかなと思のですけれども。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 13番村上委員の御質問でありますけれども、当然、このヘルスアップ事業につきましては、短期間で成果があらわれるということでは考えておりません。ある程度の期間を設定した中で、あくまでも予防といえますが、ヘルスアップ事業に年間80名で、160名の方が参加していただいて、その健康相談等をしているわけなのですけれども、私も町民生活課といたしましても、実践部隊でございませぬし専門的なことはちょっとわかりませぬけれども、さらに保健福祉課と連携をとりながら、こういう事業の効率的といえますか、それらに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 国保にしても介護保険にしてもラベンダーハイツにしても病院にしても、何を目的としてやっているかということをしかりと見きわめなければならないと思います。

私は快適な老後を送っていただくということ、そこに視点を置いてすべてをやらなければならないと私は考えているのです。これは町長の立場として、その辺どのようにお考えになっているのかなど。医療費抑制であるとか病気をしないようにとかという、そういう次元の話では私はないと思のです、この国保というのは、国保にせよヘルスアップにせよ。すべてこれは今まで生まれてから死ぬまで快適な老後を送っていただくというものにつながるのではないかと思のですが、その辺どのようにお考えなのかお尋ねをします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(田浦孝道君) 4番梨澤委員の御質問にお

答えします。

今、委員がおっしゃるように、子どもの自治体の目的も、いわゆる地域住民の福祉向上を目指しているわけでありますので、そういう目標に向かって、その実現の手段としているいろいろな過程がございますので、そういう万が一いろいろな事情で体調を崩される健康を害する方には、こういう相互で扶助しあうという制度を運用しなければならないということでありますので、終局は委員がおっしゃられるようなことを目指して町としても努力をしているわけでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 287ページ、委託料で評価検診等委託という形で384万、これは先ほど担当者の方が述べられた特定医療に向けた健康診断等の実態調査という形の内容なのか、ちょっとこの中身について報償費の60万、助言者の謝礼という形で載っていますので、この点、お伺いしておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主査、答弁。

住民窓口班主査（宮下正美君） 9番米沢委員から御質問のありましたヘルスアップ事業にかかります報償費と委託料の関係がありますが、まず報償費の60万円につきましては、今、年間事業をする中で何回か、2回なのですが専門の方に来ていただきまして、それに対する事業の評価ですとか助言をいただいております。専門の方ですので、旅費も含めて相当程度必要だということで、1回当たり30万円で、その2回分ということで60万円を計上させていただきます。

あと、評価検診の384万円につきましては、事業対象者の方に対しまして、その事業のやった期間のいわゆる使用前、使用後の身体状況の把握を科学的にしようということで、18年度におきましては町立病院と連携をしながらやっております検査がありまして、19年度につきましてもまだ委託先はこれからというふうにはなりますが、その対象者に対する最初と最後の検診ということで384万円計上させていただきます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 収納ということでちょっとお尋ねをしたいと思ひますが、本年度は1月だったか2月だったか、集計が。これで最終的にどうなるのかなと。17年度においては88.3%となっているのですけれども、収納するという点について厚生労働省で随分努力をしている部分があるのだというふうに報道はされているのですが、うちの場合はこの程度の収納率で果たしていいのかという

問題が出てくると思うのです。

財政支援ということで、パーセントでいくと、0.5%以上回復しないと調整交付金は割り戻しをもらえないという部分があるのだと思うのですけれども、それを緩和されて0.05から0.08%以上すれば受けられると基準が緩和になっていると新聞等にちょっと書いてはあったのですけれども、現在どうなっているかちょっとわかりませんけれども、うちの場合はどんな形になっているのかなと思っておりますので、お尋ねをしたいと思ひます。

大阪を例にとると、2004年度で0.05%以上も上げるとすれば、11億円のお金が国から入ってくるというような事例も実はあるのです。そういうふうなこともあると。それから、今コールセンターというものも設けながら、都道府県等でこれから研究していかなければならないという問題もあるのですけれども、そのような方法というようなことは、うちの場合はどの辺まで察知しているのかなということをお聞きをしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 10番仲島委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず収納率の関係でございますが、先ほど82.4%と言いましたのは、1月末現在の数字でございます。昨年の現年度の5月末の実績でいいますと96.2%になってございますので、これは現年度の収納率でございますが、過年度合わせまして88.3%が昨年の実績になってございまして、1月末の数字からいたしますと、ほぼ昨年並みの収納率かなと考えてございます。

ただ、昨年の収納率が相当上がってございまして、平成16年度の国保税の全道順位でいきますと74位が64位に昨年上がっている実態がございまして、ほぼ昨年並みの率を維持することで、全道の上位の収納率を確保できるのかなと考えてございまして。

収納に当たりましては、年々厳しい状況がございまして。特に、国保税の収納につきましては相当苦労しているところでありますが、何とかさまざまな対応を図りながら収納率を上げる努力を日々重ねているところでございまして、その点につきましても、ぜひ御理解を賜っておきたいなと考えております。

あと1点、コールセンターの関係ですが、これは特に大都市で行っております電話催告を専門にやるセンターでございまして。人を雇いながらこれらの電話の催告を中心に行うセンターでございまして、この小さな自治体では、コールセンターを専門に設置するという事はなかなか難しいかなと思ひます

が、今行っております広域的な事務として、これらのコールセンターも一つの方法かなと考えてございます。

さらに、収納率に関します交付金の関係ですが、その辺はちょっと詳しく数字を持ち合わせてございませんが、収納率はたしか3年を平均にして収納率の部分を数値にいたしております、たしか上富良野町では昨年……。

交付金の関係につきましては、町民生活課の方から御回答をいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主査、答弁。

住民窓口班主査（宮下正美君） 10番仲島委員の方からありました収納率と国の補助金の関係がありますが、多分新聞に出ていたのは、大都市で収納率が悪くて、本来、国が出すべき補助金が5%なり10%なり減額をしているよというような記事だったと思いますが、これにつきましては、国から普通調整交付金ということで、大枠でいきますと医療費の約10%を調整交付金ということで国は支出をしますが、これにつきましては各国保保険者の被保険者の規模に応じまして、目標の収納率というのを設定しております。

私たちの町の4,000数百人の国保の場合は、目標収納率が93%ということで設定をされているところですけども、この収納率を仮に切った場合、本来、受けるべき普通調整交付金の5%、10%というのを減額されるという形になっております。

うちの町につきましては、この93という数字を切ったことはありませんので、この減額措置というのを受けたことはないということになっております。都市でいきますと、大きな都市ではよく80%ぐらいを目標収納率とたしかしてははずですので、仮に札幌とかですと普通調整交付金で約100億円近いお金がもらえますので、仮にその5%といっても5億円の減額とかとなりますので、収納率がもし1しか下回っていないのであれば、1ポイント上げると国からそれだけの支援が受けられるよというような制度に今なっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 先ほどの287ページの評価検診についてお伺いいたしますが、これは昨年度行ってその成果等が出てきているかと思いますが、当然、その成果に基づいたことさらに追跡調査という形で19年度予算がついているわけですが、対象者は大体その年度によって変わるのだらうと思いますが、去年とことしは対象者というのはどのぐら

いいるのか伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主査、答弁。

住民窓口班主査（宮下正美君） 9番米沢委員からありました評価検診の方の対象者ということなんですが、19年度におきましても、一応、総数は80名ということで、今事業計画をしております。

それと、大変申しわけない、先ほど384万円を評価検診の分ということでは言ったのですが、このうち評価検診の分もあるのですが、それプラス実践支援ということで水中運動教室もあわせて開催しておりますので、その分も含めて384万円という予算にしております。大変申しわけありません。

もう1点の評価という部分なのですが、評価検診の中につきましては、事業のスタート前とスタート後の体の状況ということになっておりますので、中の状態の結果としてはよくなっております。

それにつきましては、これから実績報告書をまとめさせていただきまして、でき上がり次第、委員の皆様方にも御連絡をしたいと思います。

あと、継続的な評価につきましては、この検診自体がかなりお金がかかりますので、事業を受けられた方につきましては、毎年、今町の方で行っております基本検診の結果を見ながら追跡調査をしていくということでやっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） この中身というのは、国保のヘルスアップ事業に書かれている高血症やヘルスアップという形の中で、肥満という形の中でこういった状況をいかに追跡調査をしながら健康管理に努めて、また医療費の抑制につながるかというような、そういう評価の対象にしたいというような委託の中身だということで受けとめてよろしいですね。

委員長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、11、12ページ及び305ページから313ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第3号の質疑を終了いたします。

説明員が交代いたしますので、少々お待ち願いま

す。

次に、議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、13ページから15ページ及び317ページから346ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番(村上和子君) 327ページ、住宅改修費のところでございます。

これは、昨年と比べまして280万円、ことしの予算が500万円になっているところでございますが、これは何人ぐらいの方が改修されるのか、それから介護度はどれぐらいの方、それから直す箇所、こういったところが多いのか、それから限度額はたしか10万円ではなかったでしょうか。その点につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 村上委員の御質問でございますが、住宅改修にかかわりましては、いろいろな利用の形態と申しますか、制度上の利用の形態の中で徐々にふえてきているということですので、そういう意味でとらえていただきたいと思いますし、これに対応させていただこうというものでありますので、積極的に御利用を賜っていただいているというのが現状でございます。

総体的に今回の予想といたしましては、件数的には65件程度かなというふうには、これはあくまで予測でございますので、その数値になるかどうかは別といたしまして、介護度合いにかかわりましては要支援の1から介護の5まで全般を通してそれぞれに応じた改修対応というものがあるということで理解をいただいております。

それから、その箇所でございますが、例えば大きなものから言いますとトイレの改修でありますとか、小さなものであれば段差解消であったり手すりであったりというようなことになろうかなと思っております。

限度額にかかわりましては、介護給付の総体額で申し上げますと、20万円が一つの限界ということでございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 12番金子委員。

12番(金子益三君) 325ページにかかわるところかなと思うのですが、いわゆる介護認定のところではちょっとお伺ひいたします。

国におきまして、この間、2度にわたる介護の

改定というものがあまして、上富良野町におきまして全国的な流れで高齢化率が上がっていくということで、介護認定者の比率という数値が上がっていくのはもちろん重々承知しております。

この間、介護予防ということで町も進めてきておりますし、安易な民間によります介護サービス、過度な介護サービスの普及によりまして、その介護保険体系を圧迫するようなことのないように我々議会側としても提言、進呈してきたところでありますが、実際のところ、当町におきまして介護認定におきまして、老々介護や独居老人世帯がふえていく中におきまして、年々高齢者の年が増していくにもかかわらず、実際の認定の度合いの現状を見ますと、要介護から要支援に介護度が落ちていくような現状があるのですけれども、それによって適切な介護サービスが受けられなくなって困っているお年寄りというのが数多く当町にいるのも把握しているところなのですけれども、この辺、町としても今後どのような方策をとっていくようなお考えなのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 金子委員の御質問でございますが、当町の今の状況と申しますか、内容で御理解を賜っておきたいと思っておりますが、確かに高齢者の人口は増加をいたしております。いわゆる介護認定の数というのは、それに比例するかどうかは別といたしまして、増加しているのは現実でございます。

ただ、本町の特徴といたしましては、要介護度の4、5というところに至る部分というのは、比較的少ない状況で今あるんだということについては御承知いただいております。

そういう中にありまして、17年度の法改正によりまして、いわゆる支援にかかわります部分と要介護にかかわります部分の認定の状況というものについては、認定委員の皆さん方もこの部分については非常に難受されたという部分もございまして、現実には委員おっしゃる中身の中での要介護、要支援という分野の区分の中で、サービス提供が大幅に落ちて実質生活の支援の状況に大幅に影響してきたのだという声自体というのが、ある意味、私どもの情報のキャッチの仕方が悪いのかもしれませんが、いずれもケア会議等でそれぞれの対応の中で専門家が集まりまして、個別のプラン等を立ててございます。

大幅にそういう支援の内容が極端に落ちていったということについては、今の段階では私どもとしては考えられないと思っております。

委員長(西村昭教君) 12番金子委員。

12番(金子益三君) 一人一人、しっかり調査するかどうかというのは、これはまた別な話になりますけれども、今、課長もおっしゃっていただいたとおり、たまたま行政の方には声が届かないという現状でありましょうけれども、実際問題私の方には愚痴でなくお嘆きの言葉というのも入ってきているのも現状でありますし、国の法改正によりまして今まで要介護の1ですとかそういったところが支援の部分になって、受けられる月当たりのサービス時間が変わったという、非常に国の責任の名において地方が苦しんでいるというも私は重々理解しているつもりではありますが、ただし、ひとつ御理解というか、ともにわかり合いたい部分なのですけれども、この介護保険が始まってもう数年経過しているわけです。

ということは、最初に要介護1なり2なりの介護サービスを受けていた御老人という方も、4年、5年と年をとってらっしゃるわけです。もともと一番最初に受けた認定が、たまたま1だったり2だったりした区分が、法改正によって要支援に戻ったところで、それは5歳年を召されているということです。それで、支援にサービスが戻るということは、これは物理的に若返って元気になるというのであれば私も理解できますけれども、1歳の子供が6歳になるように91歳の方が97歳になるわけです、極端なちょっと例えを言いますと。それで受けられるサービスの質が落ちるということは私はナンセンスだと思うのですけれども、限られた介護保険財政の中でやりくりしていかなくてはいけない、お年寄りの方がふえていくという少子高齢化の現況というのはわかりますけれども、こういうところというのは、やはりもう少し四角四面にプロの方が認定するのもそれは業務ですからわかりますけれども、私もうちょっと違うのではないかなと思いますけれども、その辺、課長いかがお考えでしょうか。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 委員御発言の内容については、非常に私どもとしても、制度の運用の問題も一つございます。それからもう一つは、発足当初のサービスの提供のあり方の問題もあったと思っております。

それは、悪いとかいいとかということを論ずるのではなくて、その段階でどう利用していくかということをお互いに模索してきたということについては事実だと思います。そういう中で一番大事なことは、そのお一人お一人が、どれだけ持っている能力を最大限に生かして生活をしていくかということではないのかと考えてございます。

したがって、可能な限り、例えば家事援助に

かかわっても、できる部分と、それから支援を要する部分というものについては、専門職の方々が一人ではなくてお互いに論議をした上でサービス提供を行っているということをお互いに御理解いただければ、その内容が確かに加齢によって起きる内容も、そこには当然にして加味されるものだと思いますけれども、可能な限り御自分でできることをしていただく支援をどうしていくかということの大切さというものを今の包括支援センター、各サービス提供の事業者のケアマネジャーとともに論議をしながら進めさせていただいているということで、すべてそれが100%満足できるものかどうかこれは別といたしまして、そういう方向に今あるんだということは御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 在宅介護と施設介護というところに行き着きますけれども、その前に、介護保険というのは平成十何年ごろから出ているのでしょうかけれども、私は平成4年から勉強していますよ。最終的にねらいとするところは、在宅介護なのです。

そのころ、おもしろかったのは、茶谷課長とか岡光課長という方が厚生省におりまして、これは巨大な金が動くなと思ったら、案の定動いてその人たちは首になってしましまして、これは余談ですけれども、そういうような状況で紆余曲折を経ながらきたと。けれども、私はこれを勉強したとき、何でこんなことをやるのだと、家庭でやっているではないかと、当時はですよ。家庭でやっているのではないかと、何でこんなものにお金をこんなにかけるのかなということも持ちました。

だけれども、在宅だからということかなということで、その後、議員になってから土曜講座とかあれでもって、奈井江の北町長なんかのお話をいろいろ聞かせていただいたりして勉強したのですが、それで、憲法にしても法律にしても、この福祉関係何にしても、常識なんです。わかりやすく言えば、常識でいくと、弁当を300円か400円でずっと100のところやっていて、1個だけ700円なんていうのはこれは常識ないのです、例えばですよ、これは。常識なんです、常識でいかなければだめなのです、これがわからないようだったらだめなのです。今、同僚委員が言ったことは本当に常識なのです。加齢されていくということでもって、加齢されていっているけれども、一生懸命やっていて現状維持かそれ以上にまでいっているけれども、何らかの支えは必要だという状況は生まれてくるのです。この町全部見てみましょう。全部町を考えてください。農家の方は家族構成からして違うのですよね、自営

業者も大体農家と同じように家族構成が違くと、しかし、一般住民のところからは全部子供が離れていって、あなたたちもたしかそうなると思うのです。夫婦二人でいると、いる間はいいのです、そのうち年をとっていくと一人になっていくのです。独居老人となっていくのです。だけれども子供の世話にはならないよという状況です。子供も親の面倒は見ないよという、そういう今状況です。これは、言わずともおわかりだと思います。そういう中に今入ってきているんだという認識、しっかり受けとめていただきたいと思います。自分を置けばいいのですから。

それで、その中に入っていって高齡化していくと、ヘルスアップとかあいうのを受けたら、快適な老後でもって90ぐらいまでは何とか生きられるのです、元気に。それが、酒飲んだりなんかしておいしいごちそう食べれば、名前を出して申しわけないんですけども、長嶋監督のようなあいう立派な体を持っている方でもだめになってしまうのです。だけれども、保健福祉課の皆さんの言うことをよく聞いてヘルスアップ事業に従っていると90ぐらいまでは、いや本当にそうなのですよ、私自身そう思っておりますから。90ぐらいまでは元気でいけるなと。だけれども、ちょっとした支えがいるなと、子供に言って何を言っているんだよというような、かえって子供の方がきついことを言ったりして。だけれども、こういう組織があるのであれば、その辺のところをちょっと支えが欲しいなということなのです。施設に入っていれば言いません、そういうことは、一切言いません。在宅でいるからということにつながっていくのです。これ、私は自分を置きかえて言っているのです。おわかりだと思います。

それで、まず初めに、居宅介護の方に使っている予算と上富良野町の施設介護に使っている予算は幾らずつかなど。数字を出していればお聞かせいただきたいなと思いますし、それから、後の方のことについては同僚委員が言ったことにつながるから、課長の考えもお聞きしましたから、後の方はよろしいでしょう。今、最初に言ったところお聞きします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） とても粗いものの説明を申し上げて恐縮でありますけれども、居宅の基本的な保険給付にかかわりましては、今年度は2億5,000万円、それから、施設にかかわりましては2億8,000万円ということの今、これは非常に粗い内容でございますので御了解を賜っておきたいと思いますが、そういう状況にあるということで御理解賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にありますか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 伺いたいのは、これは第3期の介護の生き生きプランという形でちょっとお伺いしたいと思うのですが、ここでは平成20度を見ましたら介護の予防効果前という形で、これは変わっていると思いますが444人と。それで、認定率が15%で、予防効果後は20名減って424人と。14.6%という形になっております。

19年度は予想ですから、今年度なのですが428人と。予防効果後417人とという形になっておりますが、これはいわゆる1人当たりには換算したら大体どのぐらいの費用が軽減されるという見込みなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、17年度の決算では、重度化する人が3、4、5という形の中でふえてきているという形にありますが、その実体等というのはどうなのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、第3期のプラン上での御質問かと思っておりますが、現実に第2期に入りまして18年度ベースで、現在のところは実質14.6%の計画が14.2%ぐらいまで減じているという状況にあるということで、これはコンマ以下の論議でありますから別といたしまして、おおむね内容的には計画と一致しているのではないかなと思っております。

ただ、この内容の中で1人当たりということについては、私ども1人当たりという計算の形はとってございませぬので、その内容としては申し上げられない状況でございますので、その点についてはお許しをちょうだいしたいと思います。全体枠での給付という形をとらせていただいているものでございます。

それから、重度化の問題でございます。確かに、16年度から17年度にかかわりましては、少し伸びたという状況でございますが、それ以降につきましては、18年度になりまして横ばいで今動いているという状況でありますということで御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 大体、医療費に換算したらわからないということなのですが、高齡者の平均的な上富良野町の全道、全国から比べて1人当たり30何万ということになれば、600万ぐらいということになるんだろうと思います。非常にやはり予防効果という点では、この予防医療、予防効果という点では、非常に大きいものがあると思っております。

それで、次に伺いたいのは、介護認定審査会という形で富良野地区に負担、325ページに215万出ておりますが、これは大体、今回は400人ぐらい程度の審査の人員等はどうなっているのかということです。

あともう一つは、321ページで予防介護サービス作成料というのが414万円載っておりますが、この内訳等というのはどうなっているのか、お伺いいたします。

それと、介護認定の審査会の中でこの間、委託されて審査して、認定が却下された、あるいは軽度になった、重度になったという、その割合というのはどういったような実態なのか、わかればお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございます。認定審査の状況については、おおむね18年度でも410人程度になるのかなと思ってございます。

それから、認定の変更の割合については、恐縮ではありますが、今整理をいたしてございませんので、お答えできないということですのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 富良野地区の介護認定の負担でございますけれども、内訳といたしまして、均等割が56万8,000円で人口割が158万4,000円となっております、総額で215万2,000円となっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 作成料はわかりますか。歳入321ページ、歳入の雑入で。内容、件数は、414万円。

しばらくお待ちください。

福祉対策班主査、答弁。

福祉対策班主査（鎌田理恵君） 介護予防サービス作成料414万円の関係ですが、こちらの方は地域包括支援センターの方に入る収入としての介護予防サービス作成料となっております。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 内訳につきましては、作成料といたしまして1件当たり4,000円ということで、85件の12カ月分で408万円と、初回の合算ということで2,500円の24件分ということで6万円、合わせて414万円となっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 326ページの介護施設

サービスの給付費で、前年度より若干予算が減額になっているかと思いますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

あと、制度の今回改正の中で、いわゆるケアマネジャー等がケアプランを立てるという形の中で、報酬等が減額されるとか新たな制度の改正というのは今回あったのかどうか、お伺いと思いますが、もう一つ、ケアマネジャーの受け持ちが35名以上を超えると減額要素になるだとかという、おかしような制度になっているわけです。

そうすると、それを切っている業者については何ら問題はないかと思いますが、しかし、どちらにしても、介護報酬が少ないということになれば、それで独自で単独で営業しているところ、あるいは人員をふやさなければならぬというような、そういう問題点とか課題点というのも見えてくるわけですが、上富良野町の実態としては、この間いただいた資料では、ラベンダーハイツが若干38名抱えているのかなという感じではありますが、あと社協に至っては102名という形で予防が24名という形になっておりまして、これにかかわって、今後こういった介護予防にかかわる認定作業がふえてきて、やはり件数が、受け持ちがふえるということになれば、脆弱な収入の基盤を持っているところになればなるほど人をふやさなければならぬという、こういう実態としても問題点が掲げられていると思いますが、上富良野町ではそういう問題があると、こういった点については制度上の問題だということで改善する必要がありますし、やはり社会福祉協議会等に至っては、人員が持っていないという問題も出てくるかと思しますので、やはりこういう問題も町独自でやはり上乗せできるようなそういう制度があればつくって、そういった業者に対しては一定の地域のケアを守るという形で、介護制度を守るという形の費用負担もする必要があるのではないかなというふうに、減額分のです、そう思うのと、やはり改善すべき点を国、あるいは道に対しても要望すべき点があるかと思えます。この点、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主査、答弁。

福祉対策班主査（小澤のり子君） 最初の御質問の施設給付費の減額の要因であります、3期計画当初、施設人員を91人で計画しておりまして、18年、3施設の平均が大体、八十六、七人程度で、18年についても減額をしている状況にありまして、その人数が伸びていないということが減額の要因でありまして、19年については18年の実績ベースで予算を組んだところであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 2点目のケアマネジメンの受け持ちの制限という問題でありますけれども、これは委員御発言のとおり制度上の中で進められているということでございまして、私どもとしても、これまでの制度との違いに戸惑っているというのも現実でございます。

実質35名の介護予防のいわゆるプランを立てながら進めるということで、残りの4名枠については、あくまで介護予防にかかわっての2分の1算定の8名までのプランの設定ができるということになってございまして、一つの方向としては、介護予防に対応するケアマネジメントというものを位置づけようとするねらいがあるのではないかなと思ってございます。

ただ、居宅介護のサービス支援事業所としてのあり方としては、非常に厳しいということについては委員御発言のとおりであると私どもも理解をしております。それぞれに抱えられる専門職の方々の目いっぱい受け持ちをされながら展開をされているというのが現実でございます。これにかかわりましては、全国、全部の形の中で進められているということで、私どもとしては、まずそれらの中での運営をお願いをするのと、それから、あわせてそれぞれの居宅介護事業所だけではございませんけれども、それぞれの事業所の潜在的な人的要素をフルに活用して、実質活動していただいているというのが現実でございます。

そういうものについては国に要望しているか否かという問題については、いわゆるケアマネジャーの方々の声はそういうことで、今大きく出されているとは私も思っております。

今の段階で私どもとして、制度運用の中ではないかんともしがたい状況にあるということで理解をいただきたいと思っておりますし、町独自で上乗せにできるようなシステムとなっていない状況にございますので、その点も御理解を賜っておきたいと思っております。

今後のまた3期の計画以降にいろいろな法改正の論議があるのかなと思ってございますけれども、これも予測の枠を超えないものでありますので、今の段階としては、そういうベースの中で努力せざるを得ない状況にあると思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 325ページの介護認定のところでございますけれども、平成15年に介護保険の見直しがされたわけですが、それによって認定項目も見直しがあったかと思うのですけれども、認知症の方の認定については大変難しいものがあるのではないかとと思うのですけれども、ここにきてま

た審査項目が少しふえるような話も出ていますけれども、そういったことについてはどのようなことになっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員の御質問でございますが、非常に専門的な内容でございますので、認定される各委員の方々の論議が中心になるものですから、私どもとしては、今、直接の情報を得ているということにございませぬのでお答えできないということで、申しわけございませんがそういうことでお願いを申し上げたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 認知症の認定ということは大変難しい、これは早い気づきとかいろいろ、独自の数字の計算等が非常にいいとか言われているのですけれども、そういったことについてはどのようにお考えになるのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 委員、御発言ございましたそれぞれの事業所の例えば重度化しないとか予防的にとりか、そういう面では、数字、計算でしょうか、そういうものを活用されているということにつきましては新聞紙上でも、それから実質のそういう通所のサービス提供者からの情報としてはあると思っておりますが、もちろん、そういうものの効果というものも新聞等でも出てございました。

それについては、それぞれの事業所として工夫しながら利用していただきながら、介護度であったり、それから新たに進むことをなるべく抑止していくための努力をされているということで理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） お聞きしたいところがあるのですが、例えば各施設に、特養でも病院でもショートでも入所されます。そういう状況で、このAという人は介護計画に基づいて、お客様にサービスを提供する以上、やはりどういう形の中で健康な体、あるいは補ってどういう介護をするのかという計画を提出するということが義務づけられていると思いますが、上富良野町ではやっておられると思うのですが、各施設の実態等ははどうなっているのか、わかればお伺いしたいと思うのですが、その点お願いします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますけれども、基本的には全部プランを立てられながら進むものと理解をしておりますし、これらの管理体制の中にあつては、特に北海道がそ

れぞれ事業所等に対応して、その辺の統一的な見解を示されていくということをお聞きしているところでございます。

町に限っては、それぞれのプランの立てる段階にあっても、いろいろな協議を進めながら進めているということで御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 331ページの地域介護予防活動支援事業等の健康運動指導員の方の委託料でございますけれども、これは、委託料を二つ分けておりますけれども、地域介護予防の方は保健福祉課から出向いて行って、何か出前講座なんかをやられるような事業でございましょうか。

それと、健康運動指導師というのは、地域ふれあいサロン等で回って健康の指導をしてらっしゃる方のことを指しているのでしょうか。今、各種グループで健康づくりでいろいろやってらっしゃいますよね。かみんを利用して。そういったところに支援をしているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 委託料の内容でございますけれども、地域介護予防活動支援事業といたしまして、お元気会のサポーターの研修ということで2クールございまして、1回に8,000円で4回ということで、6万4,000円を計上しております。

あと、はつらつ塾ということで、そのサポーター研修といたしまして8,000円の2回ということで1万6,000円、それから、同じくお元気会のサポーターの研修ということで、富良野市の方から指導者を招きまして1万円です5回ということで5万円、合わせて13万でございます。

そのほかに、健康運動指導師の委託料といたしまして5万円の1回ということで5万円、合わせて18万円の委託料を計上してございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 補足を申し上げますが、これらはいずれも高齢者グループのリーダー養成を主体として、それから、あわせまして現地の指導をそれぞれ願っているものも含めてということで御理解賜っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第4号の質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、審議の進行上、議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、23ページから25ページ及び391ページから413ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 397ページ、ラベンダーハイツショートステイの事業費のところでございますが、ここで賃金のところが84万3,000円、昨年の予算と比べまして少なくなっているのですけれども、介護士と運転手、何か見直しがあったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 今、村上委員の御質問でございますけれども、介護士と運転手の賃金の件でございますが、それにつきましては、介護士の賃金につきましては代替介護士の賃金の見直しをしたところでございます。運転手につきましては、18年同様の金額を計上させていただいている次第であります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） では、どれぐらいの額になりますか、賃金改正されたとおっしゃったのですが、ちょっとお尋ねします。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 賃金の改正は、18年度に日給にして400円程度の改正をしております。そして介護士の賃金としましては、本年度につきましては49万7,000円の減額したところでございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 412ページ、人員なのですけれども、前年度19人で今年度20人と、1人ふえているということなのですけれども、その絡みで実は、この間ちょっとテレビで見まして、これは府県の話で特養というのですか、これは民間だと

思うのですけれども、ベット数に対して介護士の人数が非常に多くしないとやっていけないというか、それほど大変だということか、うちのラベンダーハイツの場合、昔うちの家内の親が入っていたときに、もうかなり前なのですが、当時は結構元気な方が多くて、食事あたりはみんな歩いて食堂に行ってお食べていたようなのですけれども、何か話を聞くと最近ほとんどが寝たきりのような状態と申しますか、そこら辺で介護する方はベット数に対して人数が間に合っているのかどうなのかという、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 渡部委員の御質問でございますけれども、現在、介護士がハイツの方では50床ということで、現在の病床満員になってございますけれども、介護士につきましては、現在3対1の割合で配置している状況でございます。現時点では、やめる等の欠員がない限りは介護士は間に合っている状況にあります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 399ページの調理員及び賄いの材料費の部分で、ちょっとお伺いしたいと思います。

ラベンダーハイツ、現会計の中においても危機的な赤字状況にはなっていないのですけれども、一方、聞くところによりますと、今年度なのか来年度なのか、病院の方で一部食材等々に関するところ、外注にかけるといった検討等々もされていると思うのですけれども、こういったものというのは、例えば合同でやるとより費用対効果というのが上がるように思われるのですけれども、やはりこれはもう絶対ハイツ内で賄いを行わなきゃならないところなのでしょうか。

アウトソーシングという、多分この部分だけ単体でやると高上がりになると思うのですけれども、今町で総体的に考えてみたときに、そういった費用対効果というものを検討されたことがあるかどうかだけちょっとお伺いします。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 金子委員の御質問にお答えいたします。

調理の方の食材の費用対効果、要するに1食当たりの材料費の問題と考えておりますが、これにつきましては、材料費につきましては1食当たり現段階で260円程度という、今の調理の状況になってございますが、今後、病院が今度委託ということをして

っていくわけでございますけれども、これにつきましては、ラベンダーハイツについても今後においてはその辺の費用対効果等、あと人件費の問題等々を考えながら運営等を見きわめていかなければならないと考えております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 399ページ、ラベンダーハイツ事業費の中で、使用料及び賃借料のところ。ここに、複写機借り上げとあるのですが、これはコピー機のことでしょうか。

それと、施設用給食管理システム機械も借り上げをしております。

それと、寝具の借り上げ何かはわかるのですけれども、備え付けにすることの方が経費的に考えてその方がかからないのではないかという気がするのですが、その点はいかがですか。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の複写機の借り上げにつきましては、これはコピー機の5年リースの予算計上でございます。

それと、寝具の借り上げにつきましては、現段階で芦別の光生舎というところから借り上げてございまして、これについては、施設で所有することによって洗濯等の問題がございます。それらを考慮した中で、借り上げの方が費用的には安いということで借り上げてございます。これについては、1セット当たり78円75銭という借り上げ料になってございます。

失礼いたしました。それともう1点ですが、施設用給食管理システム機器借り上げ、これにつきましては、システムが古くなったということで本年度から新しいシステム、機器も含めたシステムの借り上げを予定してございまして、買い取りですと150万円程度かかるのですが、5年リースで30万3,000円、これぐらいの金額で済むということで、これについては入札によって執行する予定をしております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） その給食管理システムは、30万3,000円でございますけれども、5年で150万円ですから、買うと150万円するとおっしゃいましたけれども、余り借り上げの方が安いのだとおっしゃったわけですが、大体同じような額ではないかなと。買うとしたら150万円

かかると、リースだと月に30万円払うと、そうすると5年たったら150万円ですから、5年ぐらいで同じようなあれだったらと思ったのですけれども、その点はどうですか。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） これにつきましては、全体的な運営上の予算の問題から、一気にここに150万円投入できない経営というか運営状況にございますので、予算を5年でこのシステムを借り上げるということで計上させていただいております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

次に、議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより歳入歳出を一括して、16ページから18ページ及び349ページから363ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、19ページから22ページ及び367ページから387ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより歳入歳出一括して、26、27ページ及び418ページから436

ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより歳入歳出を一括して、28、29ページ及び439ページから462ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 病院事業で、ページ数にはちょっとこだわりませんが、全般に聞いてお伺いしたいと思いますけれども、医師が1名今回退職されるということで、病院運営にも変化を来すというか、支障を来すのではないかなと思いますし、また、センター病院が5月から開業するというので、これらの連携についてお伺いをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 岩崎委員の御質問にお答え申し上げます。

御承知のとおり、3月末をもちまして1名の常勤医が退職するということになりました。これにつきましては、さきの定例会で町長からお答えいたしましたとおり、医大の方をお願いをいたしておりました。

今、まだ正式ではございませんけれども、一応、今の現体制の先生方に御無理のかからない程度の支援をいただくということで、今の先生、来ている回数、今は週2回来てございますけれども、それにプラス泊まりのついた先生に週2回ふやしていただくということと、それから土日の宿日直につきましても、現行3回のところを1回ふやしていただきまして4回ということになるということで、内々の情報を得ておりますので、とりあえずの緊急事態は避けられているのかなと思っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 派遣医師によって補充していくというようなお話でございますけれども、以前、法的に、医師の数が病院と診療所は違って、病院の場合最低3名とか4名とかありまして、新聞紙上を騒がせて、そういう面もおさまったわけですが、今回そういうように医師が専従でそこに勤めないで、派遣医師でもっていくということについ

て、その点はしっかりとした認識のもとにやられると思いますけれども、その点について。

それから、そういうような派遣医師でやるとタクシー代とか、1回この前決算委員会の中でも内容を見ましたけれども、かなりの交通費をかけて出張費がかかるわけです。いたし方ないのかもしれませんがけれども、そういう派遣医師を採用してやって、さらに赤字がふえるのではないかなという心配をいたしますけれども、この辺についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 岩崎委員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の派遣医で病院の、いわゆる医師の表決とありますが、人員数に問題はないのかという点でございますけれども、それぞれ実際に勤務していただいた時間を町立病院の医師ということでの換算をいたして積み上げてまいりますので、常勤1人よりも若干下がるようなことになりましてけれども、診療報酬等々の減額といったようなことには相ならないことで、御理解いただきたいと存じます。

それと2点目の、派遣がふえることによる交通費、タクシー代でございますけれども、これにつきましては、原則、病院の方で送り迎えということで従来からもやっておりますので、旭川のハイヤー会社並びに上富良野のハイヤー会社につきましても低額の料金でお願いをいたしておりますので、今後ともそのようなことでの料金でお願いをしていかなければならないと思っておりますし、また、そういうことになりましての診療報酬の増とありますが、減額も避けられるわけでございますので、そういった費用も十分にカバーできるものと判断いたしております。

委員長（西村昭教君） まだありますか。関連質問ですか。

岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 関連とありますが、先ほど質問した中で、センター病院との連携について。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 岩崎委員の答弁漏れがありましたセンター病院との連携でございますが、御承知のとおり平成17年度から富良野協会病院の泌尿科の先生に来ていただきまして、隔週でございますが診療していただいておりますので、大変好評賜っているところでございます。

また、センター病院が5月にオープンすることでございますけれども、若干新しい病院の内科の先生の不足もあるように聞いておりますので、センター病院の方で内科の先生を確保する間、当病院

から半日程度の応援をしていくようなことでの取り進めをして、富良野圏域の医療体制を守っていくということで考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 予算のときの質問でなかったら御了承願いたいのですがけれども、まず病院の経費縮減において、18年度2,800万円削った上に、さらに19年度800万円の予算を削って縮減するという、非常にすばらしいことであると私は理解して、本当に高く評価するところでありますし、先日、参考資料としていただきました町立病院の現状と課題、また見やすい資料で本当に感謝しているところでございます。

聞きたいところは、センター病院となります協会病院の動向等々もありますけれども、現況、中富良野の町立病院というのも同じ公の町立病院同士の中において、非常に経営が苦しい状況にお互いあるところでありましてけれども、上富良野町立病院と中富良野町立病院の今後の協同等々に向けた動きというものがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。わかる範囲で結構です。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 金子委員の御質問にお答え申し上げます。

この件につきましては、町長から中富良野町長さんとお会いしたときに、双方とも病院の経営が診療報酬の改定等によりまして厳しいなということの部分で、お互いに何かあれば協同してしましようという部分がございます。町長からも、中富からそういう話があった場合には積極的な協議をして、経費等の節約、それから医師等の確保、どの部分につきましても何かいい方法があれば協議をしていくことでの指示を受けたところでございます。

ですけれども、中富良野町の方の状況をお聞きしますと、今のところは収入は落ちてはいますが、何とかまた看護体制の申請をして診療報酬を増額していくんだというお考えのようでしたので、ちょっとその辺のことがうまく申請できればそういった本町の町立病院とのいわゆる協同とありますが、関係は出てこないと思っておりますけれども、それがうまくいかないようであれば、当然、向こうの相当の赤字になるわけでございますので、そういった場合には療養病床の部分だとか医師の部分だとかいろいろの部分で、同じ町立病院ですので、そういった共通項目についての検討ができるものと思っておりますが、現段階におきましては、動きがないと御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 確かにお互い町立の、中富良野さんにしても話したくない部分もありましょうし、上富良野としても一般財源から持ち出しをしても守っていかなくてはいけないというところがあります。

ちよつとうがったものの見方をさせていただければ、お互いやはり厳しい状況の中、一般会計からの持ち出しもある中でも不良債務をどんどんつくっていく、また中富良野町においても上富良野町においても、医師、また看護師の臨床研修含めた、そういった人的な部分の締めつけ等々も来ると思うのですけれども、町長に逆にお聞きしたいのですけれども、広域連合、今、富良野圏域で組んでおりますけれども、仮に、本当に中富と上富とでやっていって、お互い費用対効果が今よりも上がるような方策があったとしたならば、その辺はいち早く動きとして一緒に協議ができるような考えが町長としておありなのか、それとも、やはりあくまでもセンター病院としての位置づけのある富良野協会病院との一次医療圏域のあり方の制度の中で考えていくのか、どちらの方策をとっていくように考えておられるのかちょっと教えていただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきますが、今、中富良野町立病院との課題につきましては事務長の方からお答えさせていただいたとおりでありまして、私どももそういう話し合いというのはやっております。

ただ、今、中富良野町と上富良野町立病院との連携につきましては、それぞれに病院間において大きなプラスになる面というのはなかなか見当たりにくいという部分がありますが、ただ問題は、旭川医局との医大との対応の中で、医師の補充確保、医師の交流については、中富良野町さんも第3内科から来ているというようなことで、そういった部分の調整というのは可能でないかなと、そのことによるメリットというのは出てくるものではないかなという気がしております。

ただ問題は、これから富良野圏域の中でどう対応していくかということで、町立病院がどういう姿になるべきかということにつきましては、何度もお話しさせていただいておりますように、今までの第一次医療圏としての上富良野町内というものの見方だけではなくて、第一次医療圏というのは上富良野町のエリアの中の見方、第二次医療圏というのは富良野圏域の見方、第三次医療圏というのは旭川圏を含めた見方ということではありますが、これから広域行政を推進していく中であって、富良野センター病院の

状況を見きわめながら、第一次医療圏が富良野圏という物の見方もこれから可能でなかるうかなと。そういった、今、住民の皆さん方が現状としては国保会計をみますと、町外に行く方々の半数以上は旭川圏、第三次医療圏に行っていると。そして、富良野圏域の第二次医療圏に行ってる方々の方は今のところは少ないと。しかし、これから今、富良野協会病院のセンター病院が機能してくれば、上富良野の住民の皆さん方も中富良野町の皆さん方や南富良野町の皆さんと同じように、富良野圏域を利用する方々が多くなってくるであろうと。

そういう見方をしていきますと、先ほど言ったように、我が町の町立病院というのが今のような病院形態で維持でき得ないとするならば、診療所的な対応の中で第一次医療圏としての対応をするのか、町民の健康医療を対応するのか、あるいは、全体的な富良野圏域の中で見きわめた中での町立病院の規模にしていくのかということも十分これから住民と議論しながら我々も検討しながらということで、今、内部の検討機関と、内部だけでなく外部とのそれぞれの他の組織との連携の中での検討会議を立ち上げておりますので、これらの状況を見きわめながら病院運営審議会の皆さん方の御意見等々も伺いつつ今後の方向性を定めていきたいなと。そして議員の皆さん方も協議をさせていただきながら、これはあくまでも住民の理解を得なければならぬと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 例えば、前回は説明があったかと思いますが、国保の加入者の町立病院にかかわっている割合等の説明が前回あったかと思ひます。

その中で、3割ぐらいというような形の説明だったかと思いますが、もう一度ちょっと国保加入者で、病院の町外、あるいは町内のかかっている割合、この点お伺いしておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、私も明確な数値はちょっと記憶しておりませんが、入院と外来ともに町立病院に国保からの医療費は18%というのが町立病院の対応です。

あと、町内にも医療機関がありますので、町内に幾らで、旭川圏域幾らでというのは今ちょっと記憶にないので、うちの町立病院だけ頭にありましたので報告しました。これは17年度の実数であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 比率でいえば少ないと。確かに、これは、患者さんがその病状に応じて選ぶということは当然であります、やはり努力として、こういったところにもっと町立病院を利用してもらうというような立場から、改革という点での中身を見直す必要があるんだらうとまず第1点目は思います。

それで、今、本当に町立病院が町民にとって地域の病院かと、親しい病院なのかと、愛着される病院なのかという立場から見ましたら、いろいろ全部100%ということはありませんけれども、いろいろな批判があります。やはり看護師さんの対応の問題、医師の対応の問題等、そういう問題も含めて、内部では検討委員会という形で対応されているという話であります、他の病院に行きますと、たまたま行ったときそうなのかもしれませんが、親切に病状の説明から患者に対する対応から、あくまでも患者さんはお客様だという立場からの接遇をやっているというのがあります。

私は、こういう立場からもっと町立病院というのは、経費の面でもそうなのですが、長くなればなるほどマンネリ化というのがふえてきています。人件費の構成見ても、やはり看護師の年代構成を見ても、30代、40代、50代という形でふえてきています。こういうことを考えたときに、みずから接遇も含めて患者さんとの医療技術という点でも改善を図ればそういった部分をもっと、例え1%でも2%でも改善できる余地があるのだらうと思うのですが、こういう努力はなかなか見えてこないのです。その点、どういうお考えなのか伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 9番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

この問題につきましては、いろいろと御批判をいただいているところでございますが、さきにお配りしました町立病院の検討委員会の中におきましても、町民に支持される病院でなくてはならないということをまず掲げてございます。

そんな中で、医師も看護師も我々事務員も含めまして、要するにサービス業をやっているのだということの認識で接していかなければならないと。例えば悪いですがけれども、水道会計のように黙っていても料金が入ってくる事業ではないよと。お客さんと呼び込まなければ業績が上がらない事業であるということの認識を、まずしっかりと植えつけていただきたいということでございます。

それで、研修でございますけれども、数は少ないですけれども、先月の27日にかみんのホールをお借りしまして、約1時間半、東京からの講師をお呼

びいたしまして接遇等の研修をいたして、なるほどなところも私も相当ありましたので、こういった機会をふやしながら職員の教育をしていかなければならないと思っている次第でございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) そういうものも含めて、やはり私は本当に、上富良野で多くの方が利用してくれるという立場からの病院内部の改革というのは今まではやってはきていたと思うのです、話を聞いておりますので。

ただそれが、本当に真剣になってやられてきたのかどうなのかという問題だらうと思います。その点、ぜひさらに強く改善していただきたいと思えます。

今度、人件費とのかかわりの問題なのですが、これはやはりこういう自治体になりますと、看護師に至っても職員に至っても長くいるという状況になりますから、年齢構成が年が多くなればなるほど給与費もかさむという形になります。

例えば、人件費を減らすということであれば、単純に事務職の管理職を若干1人減らすだとか、そういうことをやるだとか、あるいは、もしくは200万円かそのぐらいしか変わらないかと思うのですが、一般職をそこに配置するだとか、どうしても定数が必要であれば、そういうことをやらないとだめだと思うのです。

この計画書の中にも、やはり枠を超えてという形の中で、それぞれが業務改善に努めなければならぬという形になってきています。そういう意味ではいろいろと、自分は管理職だからといって管理職の仕事をするのではなくて、町立病院の全般の動きを見ながらそこで看護師とのやりとりということになれば意思等もあるのでしょうかけれども、そういう本当に真剣味が伝わってくる要素の中で、改善、改革というのがやられていかなければならないと思うのですが、こういう意味で、管理職ポストを1つ減らして対応できないものかと思えますが、その点どうなのかと思えます。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

確かに、今いる看護師、医療職につきましては、年齢的にも高くしてそういうことで給与費も高いということでございますけれども、あと職員の削減でございますけれども、当然、平成16年から18年、ことし去年までの間にかけて事務職も2人削減して対応して、その分を事務のパート等でカバーしてきております。

さらに、事務の職員を減らせないかという検討も

当然行っておりまして、今4人いるわけでございますけれども、何とか1名減らして対応できないかということも研究、検討いたしておりますので、ぜひそんなことでの実現をしていきたいと思っております。

それからもう一つ、やはり医療職におきましては、長年自分の職域でやってきた経過から、なかなか科を超えていろいろな業務、例えば応援に行くだとか配置がえといったことに対する抵抗というか、理解が得られるまで相当時間を要するといったことで、昨年からもいろいろと話し合いをしておりますし、また2月にできました院内の検討委員会におきましても、病院の実態、それから親である上富良野町の財政の実態等々よく説明して、おれらのところは今でどおりやっていけばいいのだということでは、もっていかれないよということで、率先しているところの部署の仕事もしていただくといったことの認識を今させておりまして、大体皆さんほぼ理解しているようなことで、今、私も承知しております。

管理コストの件でございますけれども、事務部分は私と次長の2人でございますけれども、看護職の部分におきましては、今、介護保険等で看護補助員も17名で夜勤体制にも入っております。

そんな関係で、看護師定員30名、それから看護補助員17名ということになりますと、そういったものに対します日々の指示等々につきましてもの徹底等がなかなか大変だということでございまして、今、師長を頭に2人の外来と一般病棟の副師長をつけておりますけれども、介護の方のそういった充実を図らなければならないということで、現在、新年度に向けて介護病床におけます責任者を設けて、医療の方のそういった指示に誤りのないようなことでの仕事をさせていただきたいということで考えております。

当然、副師長になったから机に座っていて事務だけをやっていけばいいというのではなくて、普通と同じように夜勤だとか業務に入っていただくことは今までと変わっておりません。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 現場の職員、定数の問題がありますからなかなか難しいと思うのですが、僕が言っているのは事務職の部分なのです。

例えば、事務長でも対等に渡り合うのは課長職がいいのかとなるかと思うのですが、次長だとかあると思うのですが、そこを例えば人件費が高いというのでしたら、ほかに異動すれば同じことなのですけれども、会計別の異動でそこが減ったかどこがふえたかということなのですが、町立病院の財政状況

を若干でも改善するとすれば、事務長、あるいは次長ポストだとか、そういったところもある程度、一般職に置きかえてみるだとか、例えば次長ポストを一般職に配置するだとか、そういう形の中での人件費のやりくりというのが出てくることも必要ではないかなと思うのです。この点、ちょっともう1回伺いたいと思います。

それと、民間に対する給食の部分なのですが、これは調理員が臨時かパートで待遇されていると思うのですが、これは引き続き雇用されるのかどうか、この点。

さらに、町立病院のやはりあるべき姿というのは何なのかという形で、よく今問われていると思うのです。やはり地域の医療を支えるということで、地域の基幹病院として訪問介護だとかをやっていますが、これからの予防給付の中でどうかかわりを持って、地域の人たちとの医療をサービス向上させるのかという、こういう立場からも医療機関の機能をもっと、僕自身もわかりませんが、発揮できないものかと。長野はよく言われますけれども、そういった意味では、地域的な違いがありますから一概には言えませんが、そうやって身近な病院という形の中で住民が多く利用できる、共感を持って、やはり町立病院でなければならないというような、変わってきたという経過もあると思うのです。そういうことも含めた改善策というのは考えていく必要があると思いますので、この点確認しておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の質問に私の方からお答えさせていただきますが、まず病院の事務部門の関係の役づけの関係の御質問でありますけれども、御案内のとおり、40名以上いる医療機関の医療部門と、それから他の専門部門とのかなめ役をこの事務所で果たしているということでございまして、今現状では、当然、そういう全体の管理、それから特に今回は、今、資料を皆さんにお配りしてございますように、いろいろな諸事情から病院経営のあり方を抜本的に見直すという今時期を迎えておりますことから、前段で申し上げましたようなことも含めまして、今の現状の体制で対応しなければならないと認識しているところであります。

特に、院長の方からも、今、町長において他の部門との人事交流の話がありまして、なかなか特殊な職場でございまして、人事交流のあり方についても町長にいろいろ提言もありますことから、それらも含めまして町長において判断をしなければならないというところでありますが、前段で申し上げましたように非常に大事な時期でありますし、組織とし

ては当然、今、現行の体制で維持することが適切であると認識をしているところであります。

それと、給食の関係についても、さきの委員会でも御案内申し上げているように、ある時期から民間に委託をするという考え方を持っていますが、今現在、調理に携わっていただいている臨時職員の方々についても、受けていただく業者の方に余り大きな変化のないような形で引き継いでいくようなことを前提に、今業務計画を立ててございますので御理解をいただきたいと思っております。

それと、特に3点目の関係については、地域に根差した町立病院であるべきだということであると思っておりますが、御案内のとおり、国の今、医療制度の大改革に基づきまして、少なくとも平成20年からはそれぞれ地域の方に健康にかかわる予防の部門を非常に重要視をして、ある意味ではその自治体の責務も出てくるわけでありまして、そういう観点から、よく言われている保健・福祉・医療が三位一体で対応するということが当然求められるわけでありまして、そういう将来の方向に向けて町立病院が地域に根差した、病院として今申し上げましたような方向で役割を果たせるように町としても努力をしてまいりたいと考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 2点目の地域との医療の部分でございますけれども、現在、毎週火曜日を往診というか、診療に出ておまして、年間に約130回から140回、一番遠くは静修の奥地までの部分でございますけれども、そういったことでの訪問診療を行っております。

また、各種町内の職場におけます人間ドック等も行っております。最近では、保健福祉課と連携しまして、メタボリック症候群におけます頸動脈の検査によりまして心疾患の予防防止といったことで、大変、お医者さんの不足がちで忙しい中、できる対応をしておりますし、これからもできるところにつきましては積極的にそういったことで活動をしていきたいなということで考えております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） もう一つさらにお伺いしたいのは、老健に転換してはどうかというような中身で改善委員会では書かれているのですけれども、こういう方向、まだこれからですから経費的な面も含めて相当考えられた部分あるのかなと思っております。

ただ、やはりこういった中で、パート等の働いている労働者の処遇というのが、比較的切りやすいものですから、給食と同じように、やはりそういった部分の保障がないという問題も出てきているかと思

います。

この点、例えば看護補助員を今後削減するということになる部分も出てくるかと思いますが、そういうものも含めてお伺いしておきたいと思っております。

次に、さらに医師体制の問題なのですが、町長、何回も口酸っぱくして医師をよこせとって頑張っておられるのです。それは本当にそうなのです。やはりこういった意味で地方自治体の苦しみをわかってもらうという点では、本当に頑張っておられる部分があると思っております。

今言われているのは、医師会でも今要望してはいますが、医師数のきちとした数をもっと養成枠をふやせだとか診療報酬をふやせと、そういう問題です。こういう不採算部門を担っている緊急指定病院であるにもかかわらず、それに見合った交付税が来ないという中で、自治体の町立病院としての、基幹病院としての行き場がなくなってきている。総抑制と医療費の抑制という状況の中で、やはりこういう本当に地方自治体で解決できない問題も複雑に絡み合っていて、町立病院の存続がどうなのか、地域からこういう病院がどんどん消えてなくなってしまうというような方向に行ってしまうのだと思うのですけれども、やはり診療報酬の改定、この間この説明でもありますが、リハビリの日数の制限によって、そこでもまた診療報酬が削減されると。介護に至っても、長期に入院してきたら、またそこで段階的に診療報酬が減額されるという中で、二重、三重の地方への痛みというのが来ていると思うのです。

そこも含めて、やはり上富良野町としても、また既存の医院の医師会としても、こぞってこういった問題に対して改善を加える運動というのを町民ぐるみでも開いていく必要もあると思っておりますので、この点、町長の見解、また伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の老健に変更ということにつきましては、まだ全く方向性が検討されていません。そういう道筋もありますよという、あるいは特養としてのあれもありますよということで担当から報告を受けているところでありますけれども、まだそれらの内部の協議は全くしておりませんので、これから十分協議した中でどう対応していくのがいいのか、また、これからの財政負担がどのようになっていくのか、そういったことを十分見きわめながら前進していきたいと思っております。

それから、医師不足につきましては委員にお褒めをいただいたわけでありまして、非常に今、旭川医大の第3内科と上富良野町はうまくいっていると私

は思っています。そのおかげで、今1名、これは医局が引き上げたのではなくて、医師が退職して転職したいということで1人退職が出てきたと、その埋めるのにも医局は非常に御苦労いただいて、何とか当直の部分といろいろな部分で出張医で賄うようにということで、初めは当直2回ということが、また先ほど事務長から報告がありましたように、最近では土曜に一部出張して、現職の残された3人の医師に無理がかからないように調整してくれているというようなことで、非常にありがたいわけですが、総体的に医師の不足というのは委員も御承知のとおり、何年前だったかちょっと記憶はありませんけれども、国は医大の生徒数の定数を削減したと、これは国民1人当たり医師の数で何百人いると、1人当たり何百人ということの定数の位置になったと。

北海道もそういうことで、道民の数と医師の数が全国平均基準に達したと。だから旭川医大並びに北大、札幌医大の医師の生徒数を減らしたと。そのことが大きく影響しておりまして、人数上は相当、全国的に率はいいわけです。

しかし、札幌一極集中で札幌周辺と旭川周辺、この二極に医師が集まって、僻地に来ないというようなことで、医師の数はいるのだけれども、僻地に来ないというようなことが、今、大きな課題になっているわけでありまして、何としても私どもは医師の数をふやしてほしいと。

今、道州制特区の中で北海道は、北海道特区例として医大の生徒の数をふやすように国に申し入れていくというようなことも含めて、道州制の中、特区の中で考えておられるようでありますので、何としても医師の数をふやしてもらおうと。それから、看護師も不足しているのは、看護師の数もふやしていただくと、そういう手だてを私どもは北海道、あるいは国に対してお願いをしているというような状況でありますので、ひとつ医師の問題、看護師の問題につきましても御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の質問の1点目の、仮に老人保健施設になった場合におけます看護補助員の数が減るのではなかろうかといったような御質問だったと思いますけれども、仮に老健施設を併設で運営いたしましても、看護補助員の数は今の体制よりも数がふえると、多くなければ運営していけないというようなことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第9号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 議案第1号から議案第9号までの各会計審査意見素案を作成するため、2分科会を構成し、各分科会で分科長を選任していただき、意見の取りまとめをお願いいたします。

分科会の構成と会場につきましては、第1分科会は議席番号1番から8番までの委員により第2会議室で、第2分科会は議席番号9番から16番までの委員によりまして議員控室で、これが終了いたしましたらお願いいたします。

意見の集約が終了次第、各分科長は予算特別委員長まで意見素案の提出をお願いいたします。

2分科会からの意見素案が予算特別委員長に提出された段階で、正副予算特別委員長並びに各分科長は議長室にお集まりをいただき、全体の審査意見素案づくりをお願いいたします。

なお、明日3月15日は本委員会の最終日で、全体での意見調整と各会計の討論、並びに表決の順で進めてまいりたいと思います。

開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午前11時44分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成19年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成19年3月15日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成19年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（16名）

委員長	西村昭教君	副委員長	仲島康行君
委員	清水茂雄君	委員	徳島稔君
委員	岩崎治男君	委員	梨澤節三君
委員	小野忠君	委員	米谷一君
委員	岩田浩志君	委員	吉武敏彦君
委員	米沢義英君	委員	中村有秀君
委員	金子益三君	委員	村上和子君
委員	向山富夫君	委員	渡部洋己君

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（1名）

委員 長谷川徳行君

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	総務課長	佐藤憲治君
		産業振興課長	
企画財政課長	北川雅一君		小澤誠一君
		農業委員会事務局長	
税務課長	高木香代子君	保健福祉課長	米田末範君
町民生活課長	尾崎茂雄君	建設水道課長	早川俊博君
会計課長	越智章夫君	教育振興課長	岡崎光良君
ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君	町立病院事務長	垣脇和幸君

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 16名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。

御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) これより、平成19年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 平成19年度各会計予算特別委員会審査意見案を朗読いたします。

一般会計。

1、町税について。

課税客体の実態把握に努めるとともに、引き続き収納率向上に努力すること。

2、施設利用について。

関係者に十分説明の上、さらに利用効果が上がるよう努力すること。

3、需用費について。

経費節減が図られるよう、さらに努力、工夫すること。

4、備品購入費について。

備品の購入は、十分精査の上、取り進めること。

5、委託費について。

委託業務は、積算基準に基づき、効果的に実施されるよう努力すること。

6、衛生について。

ごみの減量化と最終処分場の延命化になお一層努力すること。

クリーンセンターの経費節減を図り、より効率的な運用に努めること。

7、産業振興について。

食・文化・景観等の資源を生かし、観光振興による産業の活性化が図られるよう努力すること。

8、次世代育成について。

子育てサポート制度の早期導入を図ること。

9、教育について。

上富良野高校の存続のため、特色を持たせた魅力ある学校づくりに協力し、生徒確保に努力すること。

図書館及び学校図書の書籍の充実を図ること。

国保事業会計。

町民の健康増進のため、国保ヘルスアップ事業等により、一層の予防事業推進に努めること。

病院事業会計。

地域センター病院との連携を明確にし、町民の不安解消に努めること。

将来の町立病院の見通し計画を早急に示すこと。

以上であります。

委員長(西村昭教君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読いただきました審査意見素案について、御意見があれば伺いたいと思います。項目が多数ございますので、会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

まず、一般会計の1、町税について御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんね。

次に、2番目の施設利用について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

次、3番目の需用費について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次、4番目、備品購入費について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 5、委託費についてございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 6、衛生について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんね。

7、産業振興について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 8、次世代育成について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 9、教育について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次が、国保事業会計について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんね。
次に、病院事業会計について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なれば、これで一般会計並びに国保事業会計、病院事業会計について、意見調整を終わります。

お諮りをいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見は、これで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいまの調整のとおりと決定いたしました。

これにて、平成19年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前 9時04分 休憩

午前 9時28分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 先ほど、委員長さん、副委員長さんにおいでいただきまして、委員の皆さん方が予算特別委員会審議中に御意見を賜りました各項目、それらをまとめていただきました意見書につきまして御説明をいただいたところでございます。

一般会計につきましては、9項目の御意見を賜りました。これらの項目、それぞれ1件1件、目を通させていただきましたが、委員の皆さん方がお考えのことと、私自身も行政執行の中で重要視している課題と整合いたしておるところでございます。御意見をいただきました一般会計9項目につきましては、その皆様方の御意見を十二分に体して、今後の行政執行に当たってまいりたいというふうに思うところであります。

また、国民健康保険の特別会計、また、病院の事業企業会計、これらにつきましては御意見、これもまたごもっともなことでありまして、国民健康保険税の軽減化を図るためにも、予防医療の推進を図っていただかなければならないということでありまして、また、加えまして、病院の運営につきましては、委

員会の中で御質疑いただきましたように、今大きな町立病院の過渡期を迎えておりまして、今後の町民の医療、福祉をどのように対応していくかということ十分に認識しながら、早期にこの方向性を定めていかなければならないときであるというようなことも十分認識いたしているところから、これらにつきましても、委員の皆さん方の御意見同様に、早急に対処していくように執行させていただきたいというふうに思うところであります。

ただいまいただきました意見書はもちろんのこと、予算特別委員会の中で、委員の皆さん方からそれぞれに承りました項目につきましても、十分に精査させていただきながら、今年度の行政執行に当たってまいりたいというふうに思いますので、どうかひとつ貴重な財源の対応でありますけれども、本予算につきまして、御承認賜りますことをお願いを申し上げまして、所信表明にかえさせていただきたいと存じます。

どうかよろしくお願いいたします。

委員長(西村昭教君) これより討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を行い、各議案ごと、起立により採決いたします。

これより、議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 私は、一般会計予算に反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

最初に、国が進めてきた、いわゆる地方の行政改革という状況の中で、住民の暮らし向きが一層に厳しくなっているというのが実情であります。上富良野町の多くの人たちが、前年度から見ても所得税が引き上がった、あるいは各種の税の負担が重くなってきたということが語られるという状況になってきています。

また、同時に、失業者も出てくるという状況の中で、決して上富良野町民の多くの世帯の方々が、所得階層の方、あるいは各階層の方々の経済事情というのは、決していいものではないということは明らかであります。

国が行ってきた行政改革で、一番そのひづみやゆがみを受けているのは、国民や住民であります。この間、国が行ってきたのは、国家公務員の給与水準の引き下げや、あるいは定率減税等の各種控除の見直しや廃止によって、可処分所得そのものが激減す

るという状況になってきています。ある方の話をこの間していましたが、この5年間だけを見ても、約60万円もの減収になった、こういう話が出てくるという状況であります。

今、自治体や国に求められているのは、まさにそのような住民が苦しい状況の中だからこそ、住民の暮らしや健康を守る、そういう立場からの行政の執行のあり方というのが求められてきていると考えています。ところが、町は、この間、行政の改革、住民の暮らしを守ると言いながら、一方で住民負担を求めてきているというのが実態であります。各種の手数料の引き上げなど、住民はもう既に限界に来ているということを言わざるを得ません。

また、今回の予算の中には、寝たきり老人に対する、あるいは介護者に対するおむつ代の購入費の助成の見直し、除雪サービスの見直し、あるいは緊急通報システムの利用負担の見直しなど、どれ一つを見ても、現状の暮らしからかけ離れた負担を求められるという大きな問題点があると考えています。

また、この緊急通報システムの負担の中身を見ると、249人が対象であります。そのうちの約9割が所得の少ない階層で占められているという実情にあります。さらに中身をよく見てみますと、収入の少ない、いわゆる市町村民税の非課税世帯や生活保護世帯、あるいは高齢年金世帯などにも負担を求めるという状況になってきています。第1段階においては、わずか5人の利用者に年間の1万円を求めるという異常なものであります。これは単に財政が困難だからという以前の問題であり、福祉政策のあり方そのものが問題と言わなければなりません。

私は、このことを考えたときに、こういうところにまで負担を求めるという異常さ、これはまさに国の行政改革の押しつけであるということではないでしょうか。

また、当然こういう状況の中で行政に求められるのは、これだけの負担を求めるとすれば、さらに、行政経費や委託経費、職員みずからも清掃などにかかわるなど、内部での見直しを行って、住民に負担をかけない方策をさらに進めるべきだと言わざるを得ません。この間、中でも、名誉町民の年金の問題でも廃止しなければなりません。

以上、私はこういう問題も含めて、改めて町の、また、地方自治のあり方というのは何かということをお願いしたいと思います。この間、行政は優良自治体の表彰を受けました。しかし、この優良自治体の表彰の重みを、私はもう一度行政は感じるべきだと考えます。さらに同時に、今地方自治体のあるべき姿、住民の暮らしを、健康を守るという原点に立ち戻った、その行政のあり方を改めて説いて、私は今

一般会計に対する反対の討論といたします。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 私は、平成19年度上富良野町一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をいたします。

国の財政状況は、中央においては経済の好調が見られるものの、道内の各自治体においては、依然と厳しい状況にあります。このたび、夕張市が財政再建団体になるなど、各自治体において予算を許さない状況であります。本町においても、他の自治体と同様極めて深刻な事態を迎えてきております。

このような中で上富良野町の平成19年度予算案が提案されたところでありますが、一般会計においては、予算総額62億5,000万円の予算案、前年度対比約7%の減、額にして4億6,800万円の減となっているところであり、依然と厳しい状況には変わりありません。

平成19年度一般会計予算案の内容を見たとき、歳入の部分では、町民の利便性を考慮したコンビニ収納システムの導入や、滞納者に対しての行政サービスの制限措置など、新たな取り組みはさらなる財源の確保に努める内容になっています。歳出の部分では、各種事業の見直しなど、行政経費の軽減を図るものであります。

さらには、各種補助金や委託料の見直しなど、決して町民の期待にこたえられるものではありませんが、予算編成に当たっては、限られた予算の中で、農地・水・環境保全向上対策や自治活動奨励事業など、住民の創意工夫と協力が求められる、これまでにない新たな取り組みや、児童に対しては、不審者やいじめの問題などさまざまな課題を抱える中、放課後子どもプランの中で、子供たちに対し健全育成の充実を図るなど、限られた予算の中で、職員の努力と工夫が感じられる内容となっています。

しかしながら、その陰で公共事業費が大きく削減され続け、仕事を失い我が町を追われる住民や、仕事がなく、生活が困窮している住民がいることも忘れてはいけません。我が町の本質として、行政と住民との情報の共有という観点からは、まだまだ温度差を感じるころでもあり、住民とのきめ細かな対話と、ともに汗して取り組む姿勢がさらに必要であることは言うまでもありません。

19年度の一般会計の予算において、貴重な基金を約9,800万円取り崩さなければ予算編成できない状況は、昨年と比較して基金の取り崩しが少ないとはいえ、収支均衡が図れない状況には変わりなく、決して健全とは言えませんが、現在本町の財政

状況から見ると、やむを得ないと理解するものであります

今後の行政運営及び予算執行に当たっては、財政規模そのものを抜本的に改革していくことを踏まえて、このたび提出されている意見書等、その内容を十分踏まえた中で、さらなる改革の中で行政執行されていくものと判断し、平成19年度上富良野町一般会計予算の賛成討論といたします。

以上です。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成19年度上富良野町介護保

険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成19年度上富良野町ラ

バンダーハイツ事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

終了に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

4日間、長丁場にわたりまして19年度予算案の審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

ました。また、その間、各委員の皆様方には、進行に際しまして御協力をいただきましたことを、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

審査意見が付されまして、また19年度4月からスタートするわけでありましてけれども、審査意見を十分尊重され、また、住民、町民主体の行政が展開されるよう切望するものであります。特に、意見が出された中には、住民とのコンセンサス、あるいは十分な協議が少なかったというような意見もありましたが、十分その意を踏まえて、ひとつ慎重に進めていただくようお願い申し上げます。

非常に財政が厳しい中ではありますけれども、何とか最低限住民の生活に寄与するように、また頑張る1年間やっていただきたいと思うわけでありまして。

4日間、本当につたない委員長の進行ではありましたが、多大な御協力をいただきまして、無事終了させていただきますことを厚くお礼申し上げます。一言ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

あす3月16日は、本定例会の最終日でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午前 9時50分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容
の

正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教